

趣旨の証書に宣誓認証を与える場合には、十分に留意する必要がある（(2)参照）。

エ 証書の作成に関する規定の準用

公正証書の作成に関する公証人法第37条（用字）、第38条（訂正の方法）及び第39条第5項（契印）の規定は、宣誓認証の手に準用される（公証人法第60条）。この場合の契印の方法については、公証人法施行規則第4条第2項が適用される。

オ 証書の還付及び保存

公証人は、宣誓認証を与えた私署証書2通のうちの1通を自ら保存し、他の1通を囑託人に還付しなければならない（公証人法第58条ノ2第4項）。

官公署の証明書、第三者の許可又は同意を証すべき証書その他の附属書類は、公証人の保存する私署証書に連続しなければならない（公証人法第60条ノ2第1項）。囑託人の本人確認のために用いた印鑑証明書、宣誓のために作成された宣誓書、外国語の証書につき当事者が提出した翻訳文書等がこれに当たる。

附属書類の取扱いに関する公証人法第41条第1項ただし書及び第2項は、宣誓認証の場合に準用される（公証人法第60条ノ2第2項）。

公証人法第58条ノ2第4項の規定により公証人の保存する私署証書及びその附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、これを役場外に持ち出すことができない（公証人法第25条第1項）。ただし、裁判所の命令又は囑託があったときは、この限りでない（公証人法第25条第1項ただし書）。

公証人の保存する私署証書が滅失したときは、公証人は、囑託人に還付した証書によって謄本を作成し、又は既に交付した証書の謄本を徴し、その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受け、滅失した証書に代えてこれを保存しなければならない（公証人法第60条ノ3第1項）。この場合には、当該私署証書への記載に関する公証人法第42条第2項の規定が準用される（公証人法

第60条ノ3第2項）。

宣誓認証を与えた場合に公証人が保存すべき証書の保存期間は、20年である（公証人法施行規則第27条第1項第1号）。

カ 認証簿の記載

認証簿の調製に関する公証人法第61条及び第62条の規定は、宣誓認証についても適用される。宣誓認証の場合には、公証人法第62条第4号により認証簿に記載する「認証の方法」として、「宣誓認証」と記載する。宣誓認証についての認証簿の保存期間は、20年である（公証人法施行規則第27条第1項第1号）。

宣誓認証を除く私署証書のみにつき調製した認証簿の保存期間は、これと異なり、5年とされているので（公証人法施行規則第27条第1項第3号）、宣誓認証を除く私署証書の認証のみについての認証簿を、宣誓認証及び定款の認証についての認証簿とは別に調製して差し支えない。

また、宣誓認証と定款の認証について認証簿を各別に調製して差し支えない。

4 閲覧及び謄本の交付

公正証書の原本の閲覧に関する公証人法第44条の規定及び公正証書の謄本の交付に関する公証人法第51条から第56条までの規定は、宣誓認証に係る私署証書及び附属書類について準用される（公証人法第60条ノ4）。したがって、囑託人、その承継人又は証書の趣旨につき法律上利害の関係を有することを証明した者は、宣誓認証に係る私署証書の原本の閲覧を請求することができ（公証人法第44条第1項）、また、当該私署証書及びその附属書類の謄本の交付を請求することができる。

なお、宣誓認証を受けた私署証書については、公証人法第51条により謄本の交付を求めることができるので、宣誓認証に係る私署証書のうち囑託人に還付された1通を所持する者は、その証書の謄本につき公証人法第58条第2項の手続により謄本認証を求めることはできない。

5 虚偽の宣誓に対する過料の制裁

証書の記載が虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ5）。

6 手数料

宣誓認証も公証人法第1条にいう私署証書に認証を与える場合に当たるから、その手数料についても、公証人手数料令第34条第1項が適用される。ただし、宣誓認証についての手数料については、公証人手数料令第34条第1項ただし書の規定は、適用されない（公証人手数料令第34条第2項）。したがって、宣誓認証についての手数料は、「当該私署証書を証書として作成するとしたときの手数料の額」にかかわらず、一律に1万1,000円である。

宣誓認証を与える私署証書が外国語で記載されているときは、公証人手数料令第34条第1項の手数料の額1万1,000円に6,000円を加算する（公証人手数料令第34条第3項）。

株主総会その他の集会の議事録又は建物の区分所有等に関する法律第45条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の書面（いわゆる書面決議）の宣誓認証についての手数料の額は、公証人手数料令第34条第1項の適用の例外として、2万3,000円となり（公証人手数料令第34条第5項）、一般の認証の場合と宣誓認証の場合とで違いはない。

執務の中止等による手数料に関する公証人手数料令第33条の規定は、宣誓認証の場合についても準用される（公証人手数料令第36条）。

第2 公証人による交付送達

1 制度の趣旨

公証人法第57条ノ2は、執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文（いわゆる条件成就・承継執行文）及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した文書の謄本の送達は、郵便又は最高裁判所規則の定める方法による旨規定している。この最高裁判所規則で定める方法として、民事執行規則は、従来、執行官による送達と公示送達とを定めていた。

今回、民事執行規則第20条第2項の改正により、債権者が執行証書

の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付して送達の手立をすることができることとされた。

この公証人による交付送達は、債権者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭した場合には、公証人法第28条の規定により嘱託人の確認が厳格に行われることが法律上担保されることを前提として、公証人自らがその場で債務者に送達する権限を認めたものである。このように、今回の改正の趣旨は、執行証書を作成した場合における当事者の執行手続上の費用や手数の負担を軽減することを目的とするものであり、これにより、法律上の紛争予防及び権利の簡易迅速な実現につき、公正証書が一層活用されることを期するものである。

2 公証人による交付送達の申立てをすることができる場合

債権者がする公証人による交付送達の申立ては、債権者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭した場合のみを対象としてすることができる（民事執行規則第20条第2項）。これは、債権者が執行証書の作成を嘱託する場合には、公証人法第28条により、公証人が嘱託人を確認することにより、送達を受ける債務者の確認が確実にされるからである。したがって、債権者が公証人の役場に出頭していても、その目的が執行証書の作成を嘱託するため以外の場合には、嘱託人の確認がされることが法律上担保されないため、公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

また、債権者が、執行証書の作成の嘱託を他の者に委任したときは、債権者が出頭している場合であっても、債権者が執行証書の作成を嘱託するために出頭している場合には当たらないから、公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

3 送達の手続

(1) 送達の申立て

送達の申立ては、債権者が執行証書を作成した公証人に対して行

う。債権者から送達の申立てについて委任を受けた代理人によって、送達を申し立てることもできる。申立書の様式については、参考様式7（略）を参照されたい。

(2) 送達される書類

送達の申立てをすることができる書類は、「当該執行証書に係る公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類」（民事執行規則第20条第2項）である。したがって、執行証書の作成を嘱託するために債務者が出頭した場合であっても、別の機会に同一の債務者が作成を嘱託した他の執行証書に係る書類につき、その送達の申立てをすることはできない。

「公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類」とは、執行証書の謄本のほか、民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本、すなわち、いわゆる条件成就執行文又は承継執行文の謄本及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した証明文書の謄本である。ただし、送達の方法が、債務者が当該執行証書の作成を公証人に嘱託するために出頭したその場で交付することとされているため、執行文及びその証明文書の謄本の送達が行われる場合は、執行証書の作成と同時にこれらの執行文の付与が行われるような例外的な場合に限られる。したがって、実際上は、公証人による交付送達の対象は、執行証書の謄本に限られることになる。

(3) 送達の相手方

送達は、債務者に対して行う。債務者が未成年者などの訴訟無能力者（民事訴訟法第28条、第31条）であるときは、その法定代理人に対して送達を行う（民事執行規則第20条第5項によって準用される民事訴訟法第102条第1項）。親権者が複数である場合など、数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる（民事執行規則第20条第5項によって準用される民事訴訟法第102条第1項）。したがって、一人の法定代理人が他の共同の法定代理人を代理して単独で出頭している場合であっても、その出頭している代理人に対して送達をすることができる。

民事執行法第20条によって準用される民事訴訟法第37条により、法定代理人に対する送達に関する民事執行法の規定は、法人の代表者に準用される。したがって、債務者が法人であるときは、訴訟無能力者の法定代理人に対する送達についての民事訴訟法第102条第1項及び第2項の規定が準用される。

なお、同一の執行証書の債務者が法人とその代表者である自然人である場合において、その双方に対して送達の申立てがあったときは、それぞれについて送達の手続をとらなければならない。

(4) 送達の方法

送達の方法は、執行証書の作成の嘱託の際に、公証人の役場において、公証人自らが債務者に交付する方法に限定される。公証人が送達をする場合には、受領書（参考様式8（略））を作成して、これに送達を受ける者に署名をさせるものとする。

公証人は、送達に関する報告書を作成することを要しない。

送達に関する書類は、送達関係書類綴込帳につづって保存しなければならない（公証人法施行規則第18条、第27条）。

(5) 手数料

送達についての手数料の額は、1,400円である（公証人手数料令第39条第1項）。公証人による交付送達は、債務者に交付することを前提としているから、公証人手数料令第39条第2項の規定は適用されない。

送達に関する証明についての手数料の額は、250円である（公証人手数料令第39条第3項）。

参考様式1（宣誓書）

宣 誓 書

良心に従ってこの証書の記載が真実であることを誓います。

平成 年 月 日

氏名

(注) 氏名欄には、囑託人が署名する。

参考様式2 (英語を用いた宣誓書の例)

宣 誓 書

Oath

良心に従ってこの証書の記載が真実であることを誓います。

I swear upon my conscience that the statement in this document is truthful

平成 年 月 日

Date

氏名

name (Signature)

(注) 氏名欄には、囑託人が署名する。

参考様式3 (面前において囑託人が署名をした場合の認証の記載)

平成 年登簿第 号

認 証

囑託人(注1)は、法定の手続に従って、本公証人の面前で、この証書の記載が真実であることを宣誓した上、これに署名(注2)した。

よって、これを認証する。

平成 年 月 日、本公証人役場において

法務局所属

公証人

(注1) 必要に応じて囑託人の氏名を記載する。

(注2) 囑託人が押印をした場合には「押印」とし、署名及び押印をした場合には「署名押印」とする。

参考様式4 (面前において囑託人が署名を自認した場合の認証の記載)

平成 年登簿第 号

認 証

囑託人(注1)は、法定の手続に従って、本公証人の面前で、この証書の記載が真実であることを宣誓した上、この証書の署名(注2)が自己のものに相違ないことを認めた。

よって、これを認証する。

平成 年 月 日、本公証人役場において

法務局所属

公証人

(注1) 必要に応じて囑託人の氏名を記載する。

(注2) 囑託人が証書の押印を自認した場合には「押印」とし、署名及び押印を自認した場合には「署名押印」とする。

参考様式5 (囑託人が署名をした場合の認証の英語訳の例)

Registered No.

Certificate

This is to certify that (囑託人の氏名)swore before me, in accordance with legal procedure, that the statement in the attached document is truthful, and he/she signed (注) the document in my presence on this day of , 1998.

(公証人の署名)

(公証人の氏名の活字による記載)

Notary,

Attached to the (法務局の名称) (District) Legal Affairs Bureau

(注) 囑託人が押印をした場合は「sealed」、署名及び押印をした場合は「signed and sealed」と記載する。

参考様式6 (囑託人が署名を自認した場合の認証の英語訳の例)

Registered No.

Certificate

This is to certify that (囑託人の氏名)swore before me, in accordance with legal procedure, that the statement in the attached document is truthful, and he/she acknowledged to me that the signature (注) on the foregoing document is his/her own on this day of , 1998.

(公証人の署名)

(公証人の氏名の活字による記載)

Notary,

Attached to the (法務局の名称) (District) Legal Affairs Bureau

(注) 囑託人が押印を自認した場合は「seal」、署名及び押印を自認した場合は「signature and seal」と記載する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて

(平13.10.3民総2542号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に関する宣誓認証供述書の留意点

(通達) 配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)が来る10月13日から施行され、法第20条の規定による指定の告示(平成13年法務省告示第449号。以下「告示」という。)が同日から効力を生ずることとなったが、これに伴う公証事務については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

記

第1 保護命令制度

法によって創設された保護命令制度とは、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者からの申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、一定の期間、被害者へのつきまとい等の禁止や住居からの退去を命じ、その命令の違反に刑罰が科されるという制度である(法第10条本文、第29条)。また、その内容は、①保護命令の効力が生じた日から起算して6か月間、被害者の身边に「つきまとい」等を禁止すること(法第10条第1号)、②保護命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠

としている住居から退去すること（同条第2号）である。

第2 宣誓認証

1 公証人による宣誓認証

裁判所への保護命令の申立てに当たっては、その申立書に、被害者が、①配偶者から暴力を受けた状況、②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情及び③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無等を記載しなければならない（法第12条第1項）、その申立書に③の事実の記載がないときは、申立書に①の状況及び②の事情についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたもの（以下「宣誓認証供述書」という。）を添付しなければならないこととされている（法第12条第2項）。

なお、保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、つきまとい等の禁止を内容とする保護命令（法第10条第1号）に限り、することができるとされている（法第18条第1項）。この再度の申立てをする場合においては、その申立書に、当該申立てをする時における上記②の事情についての宣誓認証供述書を添付しなければならないこととされている（法第18条第2項）。

2 法務事務官による宣誓認証

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に、第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証を行わせることができることとされている（法第20条）。

そこで、告示において第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証に関する事務を行わせる法務事務官の指定がされている。

3 留意すべき事項

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係

のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならず（法第23条第1項）、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされている（同条第2項）。

したがって、法務局・地方法務局においても、職務関係者に対し、被害者の人権を尊重し、その安全の確保及び秘密の保持の重要性を認識させるとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるさせるために必要な研修及び啓発を行うよう留意されたい。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第12条第2項及び第18条第2項の認証事務の取扱いについて

（平14.9.12民総2149号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく認証を求める囑託人の確認について

（通知）標記の取扱いについては、平成13年10月3日付け法務省民総第2542号をもって民事局長から法務局長及び地方法務局長あて通達されているところですが、囑託人の確認に当たっては、下記の点に留意願います。

なお、この旨貴管下公証人に対しても周知方取り計らい願います。

記

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第12条第2項及び第18条第2項の認証を求める囑託人は、配偶者からの暴力等を逃れるために避難生活等を余儀なくされている場合もあり、囑託人が本人であることを証明する公的証明書の提出が困難な場合もあると考えられる。

したがって、供述書の宣誓認証における囑託人の確認に当たっては、囑託人に過度な負担を強いることのないような取扱いをする必要がある。

については、嘱託人の確認に当たって、印鑑証明書等の公的証明書の提出が困難な場合には、公証人法第28条第2項に定める「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」である面識がある証人による本人確認の方法によるなどの柔軟な対応に配慮願いたい。

第3 定款認証

1 認証ノ方法ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 法第62条第4号の「認証の方法」の意義。

(照会) 第62条第4号ノ「認証ノ方法」トハ本証書ノ認証ニ於テハ当事者自ラ署名若クハ捺印ヲ為シ又ハ署名若クハ捺印ヲ自認シタルコト又謄本ノ認証ニ於テハ証書ト対照シ符合スルヲ認メタルコト等ヲ指シタルモノト心得可然哉

(回答) 貴見ノ通

2 定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件

(昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会)

(昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答)

(要旨) 法第62条ノ4の「代理人の権限を証すべき証書等」には、戸籍謄本、又は委任状、印鑑証明書等を包含する。

(照会) 商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ4「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成者ニ代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本(若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類)又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状、印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

(回答) 貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

3 定款の認証について

(昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会)

(昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答)

(要旨) 認証は定款2通を提出して受くべきであり、2通以外に認証を求めることはできない。

(照会) 商法第167条及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

定款ノ認証ノ嘱託ヲ為ス場合ニ(公証人法第62条ノ2, 同条ノ3) 嘱託人ハ定款2通以外ニ数通ヲ提出シ其ノ各通ニ認証ヲ求メ得ルヤニ付キ左ノ両説アリ何レヲ可トスヘキヤ

甲説 求ムルコトヲ得

理由 第62条ノ3ニハ何等ノ制限ナキノミナラス各支店ニ備付又ハ登記所ニ提出スル等ノ必要アリ或ハ定款ノ署名者各自ニ保有スルノ入用アリ2通ノミニ限ルヘキ理由ナク何十通提出スルモノニ認証ヲ与フヘキモノトス

乙説 2通ノ外認証ヲ求ムルコトヲ得ス

理由 甲説ニ言フ所ノ各支店ヘノ備付、登記所ヘノ提出署名者各自ノ保有等ハ定款ノ謄本ニテ十分ナリ認証ヲ経テータヒ定款カ効力ヲ生シタル以上後日ニ至リ更ニ定款ヲ作り認証ヲ求メ得ヘキモノニアラス、サレハ後日ニ支店ヲ設置シタル場合ノ如キ之ニ備付クヘキモノハ常ニ其ノ謄本ナリ、又甲説ニハ法ニ何等ノ制限ナシト言ヘトモ同条ニ「2通ヲ提出スルコトヲ要ス」トアルハ其ノ文言自体2通以外ノ提出ヲ認メサルコトヲ看取シ得ヘキノミナラス第3項ニハ「1通ヲ自ラ保存シ他ノ1通ヲ嘱託人ニ還付スルコトヲ要ス」ト規定シテ其他ニハ認証ヲ為シタル定款ノ存在ヲ認メ居ラス若シ2通外ニ認証ヲ為シタルトキハ公証人自ラ保存スヘキカ嘱託人ニ還付スヘキカ不明ナリ、尚又同条5項ニハ公証人ノ保存スル定款ノ滅失シタル場合ニ公証人ハ還付シタル定款ニ依リテ謄本ヲ作成スルカ又ハ既ニ交付シタル定款ノ謄本ヲ徴シテ善後処置ヲ為スヘキコトヲ規定セリ、若シ認証シタル定款カ何十通モ存スヘキモノトセハ既ニ交付シタル謄本ヲ徴スルト同様ニ既ニ交付シタル認証アル定款ヲ徴シ得ヘキ

筋合ニシテ其ノ旨ノ規定ヲモ為スヘキ筈ナリ蓋若シ2通以外ニ認証アル定款アリトセハ其ノ定款ハ謄本ニテ事足ルヘキコトニ使用セラレアルヘキヲ以テ謄本ヲ徴シ得ヘクンハ認証アル定款其ノ者ヲモ徴シ得ヘキナリ
(回答) 客月27日付ヲ以テ稟伺ニ係ル標記ノ件第1項ノ認証ハ定款2通ヲ提出シテ之ヲ受クヘク2通以外ニ付之ヲ求ムルヲ得サル儀ニ有之候

4 商法ニ関スル質疑ノ件

(昭15.12.5上野区裁判所判事照会)

(昭15.2.1民事甲122号民事局長回答)

(要旨) 組織変更により、有限会社が株式会社となり、又は株式会社が有限会社となった場合、各新会社の定款については公証人の認証を要しない。

(照会) 組織変更ニ因リ有限会社株式合資会社カ株式会社トナリ株式会社カ有限会社トナリタル場合ニ於ケル新会社ノ定款ニ付テハ公証人ノ認証ヲ要セサル儀ニ有之候哉御省承知致度及稟伺候也

(回答) 1月25日付ヲ以テ御問合ノ標記ノ件ハ公証人ノ認証ヲ要セサルモノト思考致候此段及回答候也

5 定款ノ認証ニ関スル件

(昭15.3.12東京公証人官地貞顯照会)

(昭15.3.29民事甲350号民事局長回答)

(要旨) 1 (1)定款認証後でも、商法第173条の手續終了まで又は株式の募集に着手するまでは、発起人が脱退又は加入することは差し支えない。(2)右の場合、7人以上の発起人が存する限り、残留発起人と脱退発起人又は加入発起人が、その脱退又は加入の旨を明らかにした定款を作成し、認証を受ければ足り、その手数料は、手数料規則第21条ノ2によるべきである。

2 発起人全員が公証人の面前で署名(又は記名捺印)したときでも、定款を認証することができる。

(照会) 定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之何分ノ御回示煩度此段及稟伺候也

1 株式会社定款ニ認証ヲ受ケタル後ト雖モ商法第173条ノ手續終了迄又ハ株式申込証作成迄ハ発起人ハ新ニ加入シ又ハ脱退スルコトヲ得ルヤ若シ得

ルトセハ認証定款ニ於ケル発起人ト加入又ハ脱退シタル者全員ニ於テ署名又ハ記名捺印ヲ為シ加入又ハ脱退シタル趣旨ヲ明カニシタルノミノ定款ヲ作成シ更ニ公証人法第62条ノ3ニ依リ認証ヲ受ケルヲ以テ足ルヤ又ハ全然新ナル定款ヲ作成スヘキヤ若シ前段ニテ可ナリトセハ其認証ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ2ニ依ルヘキヤ

2 公証人法第62条ノ3ノ法文ニ依レハ定款認証ハ自認認証ニ限ラレタルカ如ク解セラルルモ発起人全員カ公証人役場ニ出頭シ公証人ノ面前ニ於テ定款2通ニ署名(又ハ其記名下ニ捺印)ヲ完了シ認証ヲ求メタル場合其旨ヲ記載シ認証スルモ差支ナキヤ

(回答) 3月12日付ヲ以テ稟伺ニ依ル標記ノ件ハ左ノ通思考致候此段及回答候也

1. (1)定款ニ公証人ノ認証ヲ受ケタル後ト雖モ発起設立ノ場合ニ於テハ商法第173条ノ手續ノ終了迄募集設立ノ場合ニ於テハ株式ノ募集ニ着手スル迄ハ発起人脱退シ又ハ新ニ発起人ヲ加入セシムルコトヲ得ルモノト解スルヲ相当トス(2)右ノ場合ニ於テハ脱退ニ因リ7人以上ノ発起人ヲ欠クニ至リタル場合ヲ除クノ外他ノ発起人及脱退シタル発起人又ハ従来ノ発起人及新ニ加入シタル発起人ニ於テ脱退又ハ加入ノ趣旨ヲ明ニシタル定款ヲ作成シ公証人ノ認証ヲ受ケルヲ以テ足ルヘク其ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ2ノ規定ニ依ルヘキモノトス

2 後段貴見ノ通

(参考) 登記事務ニ関スル件(昭15.4.17民甲第476号仙台地裁所長宛民事局長通牒)

本月2日付日記第1085号ヲ以テ御報告相成候仙台区裁判所管内登記主任書記会議ノ決議事項中第7項ニ付テハ問意ノ通第8項、第12項及第20項ニ付テハ裁判所創立總會株主總會又ハ社員總會ニ於テ定款ヲ変更シタル場合ハ公証人ノ認証ヲ要セサルモ発起人ニ於テ定款ヲ変更シタル場合ハ公証人ノ認証ヲ要スルモノト思考致候条御考慮相成度此段申進候也

(参照) 昭和15年3月3日仙台区裁判所管内登記主任書記会議決議事項(昭和15年4月2日日記第1085号仙台地方裁判所長報告)

7 商法第97条ノ会社継続登記期間ハ同法第95条中ノ第1項ノ同意同第2

項ノ加入ノ時ヨリ起算スヘキヤ

(決議) 継続決議ノ時ヨリ起算スヘキモノトス

8 株式会社ノ定款ヲ一部変更シタル場合モ公証人ノ認証ヲ要スヘキヤ

(決議) 要セス

12 株式会社定款ニ変更ノアリタル都度公証人ノ認証ヲ要スヘキヤ

(決議) 第8問ニ依リ解決

20 商法第173条第3項等及有限会社法第47条ノ定款ノ変更ニハ商法第167条ヲ準用スヘキヤ

(決議) 準用スヘキニ非ス

6 会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件

(昭16.9.15神戸公証人山崎敬義照会)

(昭16.9.27民事甲888号民事局長回答)

(要旨) 1 商法第167条が適用される定款の公正証書による作成については、法第62条ノ2を類推適用すべきである。

2 商法第167条の規定が適用されない定款の認証又は公正証書による作成については、右の制限はない。

(照会) 1 商法第167条及其ノ準用規定ニ依ル定款ヲ公正証書ヲ以テ作成スル場合ニ於テモ公証人法第62条ノ2ノ類推適用ニヨリ会社ノ本店所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属公証人ノミ之ヲ取扱フヘキモノニ候哉

2 合名会社又ハ合資会社ノ如ク商法第167条準用ナキ定款ノ認証又ハ公正証書作成ノ囑託アリタリタルトキハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属以外ノ公証人ニ於テモ之ヲ取扱ヒテ差支無之候哉

(回答) 1, 2 共貴見ノ通ト思考致候

7 株式会社定款ノ認証ニ関スル件

(昭22.12.12第66号松山司法事務局長代理照会)

(昭22.9.25民事甲1071号民事局長回答)

(要旨) 公証人の認証を要しない既登記の株式会社の定款が焼失したため、新たに作成した定款については、認証を与えるべきでない。

(照会) 商法改正前に設立登記したる株式会社定款を戦災に因り焼失した為新たに定款を作成し商法第167条に依り認証の申請があった場合受理すべきでせうか。聊か疑義がありますから何分の御回答をお願い致します。

(回答) 本月12日付発第66号を以て問合せに係る標記の件は認証を与うべきものでないとする。

右回答する。

8 定款認証に関する件

(昭24.11.18札幌公証人土井栄知照会)

(昭24.12.21民事甲2918号民事局長回答)

(要旨) 「株券喪失者は当会社の書式により所定の手数料を納付して再発行を請求しなければならない」旨の規定のある定款は、認証して差し支えない。

(照会) 左記設例に於ける会社定款認証の囑託を受けた場合、商法第230条第2項の規定に違反するものとして其囑託を拒むべきものか御指示を御願ひ致します。

1 株券を喪失した者は当会社の書式に依りて再発行を請求せねばならない。

2 株券を喪失した者は其事由を記載した書面を提出し、所定の手数料を納付して其再発行を請求しなければならない。

(回答) 客月21日付札法総第410号で進達のあった標記については、その囑託を拒むべきではない。

右回答する。

9 公証人の手数料について

(昭25.3.16日記1440号青森地方務局長照会)

(昭25.3.25民事甲807号民事局長回答)

(要旨) すでに認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。自作謄本に公証人の署名捺印のみを請求する場合の手数料は、手数料規則第24条第1項但書による。

(照会) 商法第167条及びその準用規定による定款認証の場合においても、す

でに認証を受けた定款につき再度認証ができるや否や。(認証文左のとおり) 認証ができるとすればその手数料は公証人手数料規則第21条と同第21条の2いずれによるべきや。目下差し掛つた事件がありますので至急何分の御指示願いたく稟伺致します。

記

右定款ハ当役場保存定款ト符合ス

右認証ス

(回答) 本月16日付日記第1440号で照会のあった標記については、すでに認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。しかし問合に係る認証文によれば、請求者が定款の謄本を自作し、それに公証人の署名捺印のみを請求した場合(公証人法第62条ノ6, 第55条参照)のように思われるが、その場合の手料は、公証人手数料規則第24条但書及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第2条(廃止)により徴収すべきである。

右回答する。

10 定款認証の効力について

(昭25.12.2秋田地方務局長照会)

(昭26.1.9民事甲11号民事局長回答)

(要旨) 同一町内に本店を有する同一商号の株式会社の定款認証は、いずれも有効である。

(照会) 公証人が同一町内に本店を有する同じ名称の(横手運送株式会社)の定款を本年4月及び8月に認証した場合、何れも認証は有効なりや。

又右8月に認証した会社は主務官庁の許可を得て登記済であるから4月認証のものは許可とならない。

(回答) 電報照会の定款認証の件、公証人が法定の手續に従い認証したものであれば、何れも有効である。

11 株式会社の定款中支店設置条項の可否に関する件

(昭33.2.4総1045号大津地方務局長照会)

(昭33.2.13民事甲355号民事局長心得回答)

(要旨) 「将来必要に応じ支店を適宜の地に設置する」旨の規定のある定款は、認証しないのが相当である。

(照会) 当局所属公証人上田啓次より株式会社定款認証に関して別紙法務大臣あて問合せを提出しましたが、これに対して当職は、かかる定款の認証を求められた場合公証人において一応の注意を与えて訂正せしめ、もしこれに肯ぜざるときは、認証を拒絶することはできないものと考えます。したがって昭和28年3月23日民事甲第485号公証役場検閲の結果による参考資料に示された指示事項中本件該当事項は貴局の指導方針を示されたものと解しますが、いささか疑義がありますので意見を付して進達します。

別紙

株式会社の定款中支店設置条項の可否に関する件

問合わせ

株式会社定款の条項中に「当社は本店を某市に置き将来必要に応じ支店又は出張所を適宜の地に設置することができる」と記載しあるは違法と解すべきであるか。

問合わせの事由

右条項中「将来必要に応じ」云々以下の部分は無用の記載と考えられますが、この部分の記載があるからと云って直ちにこの条項を違法と解することは妥当でないと考えますが如何でしょうか。若しこの条項を違法と解されるならば理由を付して御説明を願いたく存じます。

(回答) 本月4日付日記総第1045号で照会のあった標記の件については、所問定款中支店に関する規定は、商法第166条第1項第8号に定める支店所在地を定めたものとは認められないから、全く無意味な規定であるのみならず、右規定に基き定款の変更をしないで適宜の地に支店を設けることができるとの誤解を生ずるおそれもあり有害な規定であるので認証しないのが相当である。

12 取締役会の決議が可否同数のときは議長が決する旨の定款の規定の効力について

(昭34.2.14総発1552号大阪法務局長照会)

(昭34.4.21民事甲772号民事局長回答)

(要旨) 取締役会の決議が可否同数のときは議長これを決する旨の定款の規定は、無効である。

(照会) 株式会社の定款に、取締役会の決議は出席した取締役の過半数をもって決し可否同数のときは議長これを決するとの規定は、社会通念に照らし有効と考えますが、決議要件を軽減することになるから商法第260条ノ2第1項の規定に反し無効であるとの説があって決しかねますので、何分の御指示をお願いいたします。

(参照) 商法(会社法Ⅱ)石井照久著307頁、下級裁判所民事裁判例集第4巻第6号890頁(昭和28.6.19言渡の大阪地方裁判所判決)

(回答) 本年2月14日付記録第1552号で問合せのあった標記の件については、後段意見のとおり無効と考える。

13 株式会社の定款の認証について

(昭35.3.1総第962号佐賀地方務局長照会)

(昭35.6.9民事甲1422号民事局長回答)

(要旨) 会社が他の会社の設立発起人となった定款を認証する場合には、その発起人となることがその会社の目的の範囲内にあることを確認すべきである。

(照会) 株式会社が他の株式会社の設立発起人となった定款の認証の嘱託があった場合、当該公証人は、下記2説のうち甲説によるのが相当であると考えられますが、いささか疑義があり、決しかねますので何分の御垂示を賜わりたく、お伺いします。

記

甲説 他の会社の発起人となり得ることを証する書面(例えば、会社の目的に「他の会社設立の発起人となる」旨の記載ある定款)を添付せしめる。

乙説 他の会社の発起人となり得ることを立証させる必要はない。

(回答) 昭和35年3月1日付総第962号をもって問合せのあった標記の件については、左記のとおりと考える。

記

所問の場合には、他の株式会社の発起人となることが当該株式会社の目的の範囲内にあることを公証人において確認した上、定款の認証をなすべきである。なお、定款に「他の会社設立の発起人となる旨の定め」がないからといって直ちに目的の範囲外と判断することは相当でないので念のため申し添える。

14 合併により新設する株式会社の定款の認証の要否について

(昭35.10.13日記7147神戸地方務局長照会)

(昭35.12.27民事甲2868号民事局長回答)

(要旨) 合併により新設する株式会社の定款については、公証人の認証を要しない。

(照会) 設立委員が、合併により新設する株式会社の定款を作成した場合には一般の原始定款と異なり、公証人の認証は要しないものとして取り扱っておりますが、かかる場合でも、商法第413条第3項には別に準用規定を設けていないが解釈上、同法第167条の規定を類推適用して公証人の認証を要するとの説もありまして(根本松男・非訟事件手続法釈義、921頁、石井照久註解株式会社法第1巻設立210頁参照)、いささか疑義が生じたから、至急に何分の御指示をお願いします。

(回答) 10月13日付日記第7147号で照会の件は、現在の取扱どおりでさしつかえないと考える。

15 外国人の資格証明書、署名証明書の作成者について

(昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方務局長あて民事局長通達)

(要旨) 外国人が、嘱託の際に提出する法人資格証明書、署名証明書等は、その本店の所在する国(自然人についてはその居住する国)の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書、署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合、当該株式会社の定款認証嘱託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書、同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局、市町村長等より得る途がないので、従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署（通例公証人NOTARY PUBLIC）の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は、従来東京法務局、神戸地方法務局等所属各公証人により実施されて来たところではありますが、今般私が某公証人に対し、前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証嘱託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ、右公証人は前記取扱例と異なる見解に立ち、前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならないと主張される。

しかし、在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく、従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず、右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので、何卒貴局において右につき御検討の上、願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以って公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の嘱託をなす場合、右外国人の法人資格証明書、その代表者の代表権限証明書、署名証明書（右外国人が自然人である場合はその署名証明書）は当該外国法人の本店の所在する国（自然人である場合はその居住する国）の公証権限ある官公署（公証人NOTARY PUBLICを含む）の作成したものでよい。

別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資

格証明書、署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりのお取り扱いでさしつかえなく、また、所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから、申し添えます。

16 株式会社の定款認証について

(昭39.11.10釧路地方法務局長電信照会)

(昭39.11.13民事局長電信回答)

(要旨) 会社の目的中「事務管理並びに労務管理に関する手続一切」「労使協約並びに関連する手続一切」との定款の規定は、無効である。

(照会) 株式会社定款認証について、左記目的中1、2は営業目的の範囲が不明確であり無効と考えられるが、いささか疑義がありますので、至急何分の御指示をお願いします。

- 1 事務管理並びに労務管理に関する手続一切
- 2 労使協約並びに関連する手続一切
- 3 事業経営相談並びに診断
- 4 事務用品販売業
- 5 水産物加工並びに販売業

(回答) 11月10日電照の定款認証の件は貴見のとおりと考える。

17 定款の認証について

(昭40.2.17日記総117号津地方法務局長照会)

(昭40.3.15民事甲522号民事局長回答)

(要旨) 社員がその持分の全部又は一部を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する旨の規定のある有限会社の定款は、認証すべきでない。

(照会) 標記について当局所属公証人伊藤春蔵氏から別紙のとおり照会がありました。有限会社法第19条第2項、第3項、及び第8項の規定により認証できないものと考えますが、いささか疑義がありますので何分の御指示

をお願いします。

別紙

定款認証について

左記定款(抜粋)は認証して差支えないか、何分の御指示を得たく、お伺い致します。

第1条 略

第2条 本社は「有限会社菊一文字本店」と称する。

(中略)

第18条 社員は其の持分の全部又は一部を社員に非ざる者に譲渡せんとする時は譲渡の相手方を明示し、取締役の承認を得ることを要す。

他の社員に譲渡せんとする場合も同様である。

第19条 前条の場合に於て取締役が持分の譲渡を承認しない場合は、新たに譲渡の相手方を指定すること、或は反対の取締役個人が持分を買取るべきことを請求することが出来る。

(中略)

第22条 本社の業務執行は取締役一致の意思により之を行う。

(後略)

(回答) 2月17日付日記総第117号をもって照会のあった標記の件は、認証すべきでないと考える。

18 有限会社(農業生産法人)の定款記載事項について

(昭40.4.15農地625号山口県知事照会)

(昭40.7.20民事甲1741号民事局長回答)

(要旨) 農地法上の農業生産法人として発足する有限会社にあっても、その定款に同法第2条第7項第2号ないし第5号の規定を明記する必要はなく、また、解散事由として各号違反を明記する必要もない。

(照会) 上記会社が、この度、有限会社として設立され、同時に農地法(昭和27年法律229号)上の農業生産法人として発足することになり、別添の定款を作成し、有限会社法第5条第2項で準用する商法第167条の規定に基づいて公証人の認証を求めたところ、拒否されました。

理由は、農地法第2条第7項中、第1号および第6号の規定は明記されであるが、他の各号(第2号ないし第5号)の規定が本定款中明文化されていないからということです。

については、農業生産法人として発足する有限会社にあつては、その定款に、上記各号の規定を明記しないといけないものかお伺いするとともに、併せて、本会社解散事由に上記各号違反をも明記する必要があるかご照会します。

なお、本会社は設立登記を非常に急いでいますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、大至急ご回答下さるようお願いいたします。

別添

有限会社 ○ ○ 農 場 定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会社は、社員の農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ、社員の共同の利益を増進することを目的とする。

(事 業)

第2条 この会社は左の事業を行なう。

- 1 農産物(米麦、青果、家畜等)の生産加工および販売に関する事業。
- 2 前号に掲げる事業に付帯する一切の事業。

(名 称)

第3条 この会社は、有限会社○○農場という。

(本 店)

第4条 この会社の本店は、山口県下関市に置く。

(公告の方法)

第5条 この会社の公告は、この会社の掲示場に掲示して行なう。

第2章 出資及び社員

(資本の総額)

第6条 この会社の資本の総額は、金102万円とする。

(出資1口の金額および払込方法)

第7条 出資1口の金額は金1,000円とし、全額一時払とする。

(出資義務)

第8条 社員は、出資1口以上もたなければならない。

2 この会社に出資する社員の氏名、住所、および出資口数並びに、現物出資にあっては、出資の目的たる財産、その価額およびこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。

(社員の新規加入)

第9条 この会社の社員になろうとするものは、引受けようとする出資の口数並びに現物出資にあっては、出資の目的たる財産〔農地等についての所有権もしくは使用収益権（地上権・永小作権・使用貸借権又は貸借権をいう）をこの会社に移転または設定する場合にあっては、その農地等についての権利の内容を記載した書面を添付する〕について記載した加入申込書を、この会社に提出しなければならない。

2 前項の加入申込書の提出があったときは、社員総会（以下「総会」という）でその加入の諾否を決する。この場合において、当該加入をしようとする者が社員となることによって、この会社が農地法第2条第7項各号の要件を欠くこととなる場合は、加入の承諾をしないものとする。

3 前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込み（現物出資にあっては、出資の目的たる財産の給付）をさせるとともに、社員名簿に記載するものとする。

4 加入の申込をした者は、前項の規定による出資の払込をした時に社員となる。

(相続による加入)

第10条 社員の相続人で、その社員の死亡により持分の払戻請求権の全部、もしくは一部を取得した者が、この会社に社員として加入の申込をし、死亡の日より6カ月以内に取締役全員がこれを承認したときは、その相続人は、被相続人の持分を取得したものとみなす。

(脱 退)

第11条 社員は当該事業年度の終了する60日前までにその旨を書面をもってこの会社に予告し、当該事業年度末において脱退することができる。

(除 名)

第12条 社員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。

この場合には、その社員に対し、総会の会日の1週間前までに、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この会社に対する義務の履行を怠ったとき。

(2) この会社の事業を妨げる行為をしたとき。

(3) この会社の定款もしくは規約に違反し、その他会社の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。

(4) 農地法に定める農業生産法人の社員として要件を欠いたとき。

2 この会社は、除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもってその旨をその社員に通知するものとする。

(持分の払戻し)

第13条 社員が脱退した場合には、脱退した事業年度の終りにおけるこの会社の財産につき第33条第1項第1号の規定により算定した持分の額を払い戻しするものとする。

2 脱退した社員が、この会社に対して払込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

第3章 役 員

(役員の数)

第14条 この会社に役員として取締役6名以内、監査役2名以内を置く。

(役員を選任)

第15条 役員は総会において選任する。

2 役員半数以上が欠員となったときは、次の総会において、欠員となった役員を選任する。

(代表取締役の選任)

第16条 取締役は代表取締役1名を互選するものとする。

(取締役の職務)

第17条 代表取締役は、この会社を代表し、その業務を掌理する。

2 取締役は、あらかじめ取締役の過半数で定めた順位に従い代表取締役に事故のあるときは、その職務を代理し、代表取締役が欠員のときは、

その職務を行なう。

第18条 この会社の業務の運営については、法令、定款、規約および事業計画に定めるもののほか取締役の過半数でこれを決する。

(監査役の職務)

第19条 監査役は少くとも毎事業年度1回この会社の財産および業務執行の状況を監査し、その結果につき、総会および代表取締役에게報告し、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第20条 役員任期は、2年とし、前任者の任期満了の翌日から起算する。ただし、役員に欠員が生じた結果選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 役員任期満了の日がその任期中の最終の決算期に関する総会の日以前であるときは、その任期を当該総会が終了する日まで延長する。

3 任期満了または辞任により退任した役員は、後任者が就職するまでなおその職務を行なう。

(役員解任)

第21条 役員は、任期中でも、総会の決議をもって、これを解任することができる。

第4章 社員総会

(社員総会およびその招集)

第22条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、代表取締役が毎決算期後2カ月以内に招集する。

3 臨時総会は、代表取締役が次の場合に招集する。

(1) 取締役の過半数が必要と認めるとき。

(2) 総社員の5分の1以上の社員もしくは、資本の10分の1以上に当る出資口数を有する社員の同意を得て、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を取締役に提出して請求したとき。

4 取締役は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第23条 総会招集の通知は、その会日から1週間前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行なうものとする。

2 総会は、総社員の同意ある時は、前項の手続を省略することができる。
(総会の議決事項および議決方法)

第24条 次の各項に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1 出席社員の過半数の同意を要するもの。

(1) 社員の新規加入

(2) 役員選任

(3) 役員報酬

(4) 毎事業年度の事業計画の設定および変更

(5) 財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、並びに準備金および利益の配当に関する事項

(6) 規約の制定および変更

(7) 第33条第1項に規定する算定方法

(8) その他法令に規定する事項

2 出席社員の3分の2以上の同意を要するもの

(1) 社員の除名

(2) 役員解任

3 出席社員の4分の3以上の同意を要するもの

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(総会の定足数)

第25条 総会は、社員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

この場合において第29条の規定により書面または代理人をもって議決権を行なう者は、これを出席者とみなす。

(議決権および議長)

第26条 社員は各々1個の議決権を有する。

2 第24条第1項に掲げる事項の議決について、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長は、総会において出席した社員の互選により、毎総会ごとに選任する。

(緊急議案)

第27条 総会では第23条第1項の規定による場合には、あらかじめ通知した事項について議決するものとする。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(書面による議決)

第28条 総会の議決をなすべき場合、総社員の同意あるときは、書面による議決をなすことができる。

2 議決の目的たる事項につき総社員が書面をもって同意を表わしたるときは、書面による議決があったものとみなす。

3 書面による議決は総会の議決と同一の効力を有す。

4 総会に関する規定は、書面による議決にこれを準用する。

(書面または代理人による議決)

第29条 社員は、書面または代理人をもって議決権を行なうことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行なおうとする社員は、あらかじめ通知のあった事項につき書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名または記名押印のうえ、総会の会日の前日までにこの会社に提出しなければならない。

3 第1項の規定により社員が議決権を行なわせようとする代理人はその社員の成年の世帯員（農地法に規定する世帯員）かまたは他の社員でなければならない。

4 代理人は、2人以上の社員を代理することができない。

5 代理人は、別に定める委任状をこの会社に提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および出席した取締役が、これに署名または記名押印する。

2 総会において現物出資の目的たる財産の価格およびこれに対して与える出資の口数の決定に係る定款の変更を議決したときは、当該議決に同意した社員の氏名を当該総会の議事録に記載するものとする。

(事業年度)

第31条 この会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約)

第32条 この定款に定めるもののほか、事務の執行、会計その他に関し必要な事項は規程で定める。

(持分)

第33条 この会社の財産についての社員の持分は、次の基準によってこれを定める。

(1) 出資の総額に相当する財産については、各社員の口数に応じて算定する。

ただしその財産が出資の総額より減少したときは、各社員の出資口数に応じて算定する。

(2) その他の財産については、この会社の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は、総会で定める。

2 持分の算定に当っては、1円未満の金額は、これを切り捨てるものとする。

(準備金)

第34条 この会社の積立てるべき準備金は法令に定める範囲内において総会で定める。

(利益の処分)

第35条 毎事業年度の利益は、欠損をてん補し、前条の規定による準備金を差し引き、なお残余があるときは、これを社員に配当し、また翌事業年度に繰越すものとする。

2 前項の配当は、社員の出資の額に応じて年6分以内でこれをし、なお残余があるときは社員がこの会社の事業に従事した程度に応じてこれをするものとする。

(残余財産の分配)

第36条 この会社が解散した場合において各社員に第33条の規定により計算した持分の額を払い戻しするものとする。

2 前項の規定による持分の払戻しについては、第13条第2項の規定を準

用する。

第37条 この会社の設立に要したる登記料，設立事務費，旅費および日当等の費用はこの会社の負担とする。

附 則

この会社の設立当初の役員は第15条の規定にかかわらず次のとおりとし，その任期は第20条の規定にかかわらず昭和41年4月 日までとする。

別 表

社員の氏名	住 所	出資口数 (金銭出資)	現 物 出 資 の 場 合		
			現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該社員に与える出資口数

(回答) 4月15日付農地第625号をもって照会のあった標記について次のとおり回答します。

農業生産法人として発足する有限会社にあっても，その定款に農地法第2条第7項第2号ないし第5号の規定を明記する必要はなく，また，解散事由として上記各号違反を明記する必要もないと考えます。

なお，本件定款中第10条（持分相続の制限），第11条（脱退），第12条及び第24条第2項第1号（除名），第13条（持分の払戻し）の各規定，並びに第25条（総会の定足数），第29条（書面または代理人による議決）の各規定のうち書面による決議に関する部分は，有限会社においては認められないので削除することを要し，第15条第2項の規定はその趣旨が不明であり，第24条第3項（定款の変更等）の規定は，有限会社法第48条，第59条第2項，第60条第4項及び第69条第2項に違反し，第9条及び第24条第1

項第1号（社員の新規加入）の規定は資本増加（有限会社法第49条以下）に関するものとして規定し直すのが相当であり，また第37条に規定する会社の負担する設立費用は，金額を明示すべきものとするので，念のため申し添えます。

19 定款の認証について

(昭41.7.1名古屋法務局長電信照会)

(昭41.8.23民事局長電信回答)

(要旨) 会社の目的を「道路上における交通事故の一切事務処理」「車輛運行における事故の全コンサルタント」とした定款の認証の囑託には応ずべきでない。

(照会) 本日名古屋法務局所属公証人山田義盛から左記目的の定款認証囑託についての受否につき意見を求められたが，当職としては第1項は違法であり，第2項は抽象的に過ぎ，かつ，違法の疑いもあるので，囑託に応ずべきでないが，いささか疑義があるので照会します。

記

目的第1項

道路上における交通事故の一切事務処理

目的第2項

車輛運行における事故の全コンサルタント

(回答) 7月1日付電照の件，貴見のとおりと考える。

20 定款認証の認証文の横書きの可否について

(昭42.12.22総第932号東京法務局長照会)

(昭43.3.27民事甲763号民事局長回答)

(要旨) 定款の認証文は横書きでも差し支えない。

(照会) 公正証書については，従前どおり縦書きにより作成する取扱いの先例（昭和42年7月19日付民事（一）発第275号民事局第一課長依命回答）がありますが，定款認証については先例もなく，当局所属公証人の一部には既に横書きを用いている者もあり，さらに今回横書きの可否についての照会

が公証人からありましたが認証については、公証人手数料規則第14条との関係もなく横書きにしてもさしつかえないと考えますがいささか疑義がありますので、何分の御垂示を隔わりたくお伺いします。

(回答) 昭和42年12月22日付総第932号をもって照会のあった標記の2件については、貴見のとおり取り扱ってさしつかえない。

21 定款の認証について

(昭43.12.13二総庶四第4676号千葉地方務局長照会)

(昭44.1.9民事甲23号民事局長回答)

(要旨) 陽画複写器を用いて作成された定款を認証することは相当でない。

(照会) 定款を認証する場合、複写器(リコピー等)による陽画写真により写出して作成された定款について認証することは、公証人法施行規則第27条第1項第2号に規定する保存期限からみて相当でないと考えますが、昭和37年9月7日付民事甲第2565号通達の次第もあり、いささか疑義がありますので、何分の御垂示を賜わりたくお伺いいたします。

(回答) 昭和43年12月13日付二総庶四第4676号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

22 議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の定め効力について

(昭44.3.5民事甲381号法務局長・地方務局長あて民事局長通達)

(要旨) 株主の議決権行使の代理人資格を自社の株主に限る趣旨の定款の定めは、有効である。

(注) 本件通達により、右の資格制限を無効とする昭和36.5.1民事甲949号通達は、変更された。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり日本公証人連合会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下登記官及び公証事務を行なう法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

改正商法と「議決権行使の代理人資格を制限する定款の定め方について」の疑義について

昭和36年5月1日民事甲第949号民事局長通達によれば、議決権行使の代理人資格を株式会社にあつては、当該会社の株主に限るとする定款の定めは無効、有限会社にあつては、当該会社の社員に限るとする定めは有効とされた。

ところが、改正商法第204条第1項但書の規定(昭和41年7月1日より施行)によれば、定款を以て一般的に、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めたいわゆる閉鎖会社の存在を認めているのであるから、株式会社の内、少くともこの種の会社にあつては、有限会社の場合と同様に有効と解すべきではないかとの疑義がある。

よって、右疑義について、ご回答を賜わり度く、照会に及びます。

別紙乙号

議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の定め効力について(回答)

昭和42年10月1日付で照会のあった標記の件については、定款に株式譲渡制限の定めがあると否とを問わず、有効であると解する。

おつて、昭和36年5月1日付民事甲第949号当職通達は、これによって変更されたものと了知されたい。

23 ゼロックス用紙を用いて作成された定款の認証について

(昭48.5.1付福岡法務局民事行政部長電話照会、同18付第一課長回答)

(昭48.6.21民一4423号法務局長・地方務局長あて民事局第一課長通知)

(通知) 標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管内公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

発起人がゼロックス複写器により写出した用紙を用いて定款を作成し、これについて公証人の認証を求めた場合には、保存にたえ得るものと認めてこれに応じてさしつかえないと考えますが、いささか疑義がありますので何分のご教示を願います。

別紙乙号

電照のゼロックスを用いて作成された定款の認証の件については、写出が鮮明で消色のおそれがないと認められる場合には、応じてさしつかえない。

24 認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

(昭49.10.7民一5479号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知)
(通達) 標記について、別紙のとおり国税庁長官から各国税局長及び沖縄国税事務所長あて通達されたので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙

認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

会社の設立に当り、商法第167条(定款の認証)、有限会社法第5条(定款の作成)2項又は保険業法第42条(商法の規定の準用)の規定により公証人の認証を受けた定款の内容を發起人等において変更する場合には、当該変更の旨を記載した書面によって公証人の認証を受けなければならないこととされているが、当該書面は、そのみで定款としての機能を有するものではないので、たとえ「変更定款」等と称するものであっても、印紙税法別表第1第7号文書(定款)に該当しないこととして取扱われない。

なお、上記定款変更の場合において、変更後の定款の規定の全文を記載した書面によって認証を受けるときは、当該書面のうち、公証人法第62条の3(定款の認証手続)第3項の規定により公証人が保存するものは、印紙税法別表第1第7号(現6号)文書(定款)として印紙税が課されるのであるから留意されたい。

25 公証人の定款認証について

(昭51.5.12札総165号札幌法務局民事行政部長照会)

(昭51.5.26民一3210号民事局第一課長回答)

(照会) 当局滝川出張所においては、登記事務委任規則第42条の規定により、

旭川地方法務局深川出張所管内の雨竜郡雨竜町に属する地域内の登記事務を取り扱っております。

ところで、右雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務については、左記のとおり考えますが、いささか疑義がありますので、何分のご指示をお願いします。

記

定款の認証事務は、公証人法第62条ノ2の規定により、会社の本店所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が、これを取り扱うこととされているが、同条の「管轄」とは登記管轄の意味ではなく、法務省設置法第13条の2第3項及び別表3に定める一般的管轄をいうのであって、したがって雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務は旭川地方法務局所属公証人がなすべきで札幌法務局所属公証人は、これをなし得ない。

(回答) 5月12日付け札総第165号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

【参考掲載】

26 中間法人法の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて

(平14.1.15民商85号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 中間法人法の施行に伴う法人登記事務の取扱い

(通達) 中間法人法(平成13年法律第49号。以下「法」という。)の施行に伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「商登法」とあるのは商業登記法(昭和38年法律第125号)を、「法登規」とあるのは法人登記規則(昭和39年法務省令第46号)を、「商登規」とあるのは商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)を、「登税法」とあるのは登録免許税法(昭和42年法律第35号)をいいます。

記

第1 中間法人制度の創設

1 中間法人の意義

中間法人とは、社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であつて、法によつて設立されたものをいう（法第2条第1号）。

中間法人は、社員に共通する利益、すなわち、社員ら自身の利益を図ることを目的とする点において不特定多数の者の利益を図ることを目的とする公益法人と異なり、剰余金、すなわち、対外的活動により得た利益を社員に分配することを目的としない点において営利法人と異なる。

また、中間法人は、社員に共通する利益を図ることを目的とする社団であるので、社員の存在を要素としない財団法人の形態を採ることはできない。

2 中間法人の種類

中間法人には、有限責任中間法人と無限責任中間法人の2種類がある。

(1) 有限責任中間法人

有限責任中間法人とは、法第2章第1節の規定により設立された中間法人をいい（法第2条第2号）、社員が法人の債権者に対して責任を負わない一方、設立及び運営について、おおむね有限会社に準じた規定が設けられている。

(2) 無限責任中間法人

無限責任中間法人とは、法第3章第1節の規定により設立された中間法人をいい（法第2条第3号）、社員が法人の債権者に対して責任を負う一方、簡易な設立及び運営が可能となるよう、おおむね合名会社に準じた規定が設けられている。

第2 有限責任中間法人の登記

1 有限責任中間法人の設立の登記

(2) 有限責任中間法人の設立の手續

ア 定款の作成

有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない

こととされた（法第10条第1項）。この定款には、公証人の認証を受けなければならない（同条第3項、商法（明治32年法律第48号）第167条）。

(ア) 定款の絶対的記載事項

定款には、次の事項を記載しなければならないこととされた（法第10条第2項）。

① 目的

中間法人は、収益事業又は公益事業をも目的として差し支えなく、定款に定める目的については、違法なものでない限り、特段の制限はない。

なお、定款に定める目的は、中間法人の権利能力の範囲を画するものである（法第9条第1項、民法第43条）ので、抽象的な目的だけでなく、権利能力の範囲を明確にし得る程度に、その行う事業内容を具体的に記載しなければならない（昭和28年10月15日付け民事甲第1897号当職通達「民法法人の登記事項の記載について」参照）。

② 名称

有限責任中間法人は、その名称中に「有限責任中間法人」という文字を用いなければならない（法第8条第1項）。

また、中間法人の名称については、他の中間法人（有限責任中間法人又は無限責任中間法人の別を問わない。）が登記した名称は、同市町村内において同一の事業のために登記することができないこととされている（法第9条第2項第1号、商法第19条、法第151条第2項、商登法第27条）。

このほか、中間法人の名称については、登記された名称の保護、名称の譲渡及び譲り受けた名称の続用の場合の責任等について、商号に関する規定が準用される（法第9条第2項）。ただし、中間法人については、商号の仮登記に相当する制度は設けられていない。

③ 基金の総額

有限責任中間法人の成立の時ににおける基金の総額は、300万円を下ることができない（法第12条）。

④ 基金の拠出者の権利に関する規定

基金は、有限責任中間法人に拠出された金銭その他の財産であって、法及び当該有限責任中間法人と拠出者との間の合意に従い返還義務を負うものをいい（法第2条第4号）、有限責任中間法人の財産的基礎となるものであるが、会社の資本とは異なり、基金の拠出者の地位は、法人の社員の地位から切り離されている。

「基金の拠出者の権利に関する規定」とは、基金の拠出者が有限責任中間法人に対して有する権利の内容についての定めを指す。基金の拠出者の権利の主要なものは、有限責任中間法人に対する基金返還請求権であるが、具体的な規定の内容としては、例えば、「基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。」「基金は、法人が解散するときまで返還しない。」等が考えられる。

なお、基金の返還に係る債権には、利息を付してはならず（法第66条）、また、法人に対する他の債権に劣後する（法第90条、第154条第1項）とされているので、これに反する事項を定款に記載することはできない。

⑤ 基金の返還の手続

基金の返還は、定時社員総会における剰余金処分案を承認する旨の決議に基づき（法第65条第1項）、かつ、次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までに限り（同条第3項）、することができる。また、貸借対照表上の純資産額が、
a) 基金の総額、b) 既に積み立てた損失てん補準備金の額、
c) 資産を時価評価した場合における評価益及びd) 当該事業年度において損失てん補準備金として積み立てなければならない額の合計額を超える場合でなければ、基金を返還することができない（同条第2項、第64条第1項）。

定款に記載する基金の返還の手続としては、「定時社員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。」等が考えられる。

⑥ 公告の方法

具体的な公告の方法については、法は、特段の規定を置いていないが、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は事務所の掲示場における掲示等、社員その他の利害関係人に周知するのに適した方法を定めなければならない。

⑦ 社員の氏名又は名称及び住所

有限責任中間法人の社員は、2人以上でなければならない（法第10条第1項、第81条第1項第4号）。

⑧ 主たる事務所の所在地

⑨ 社員たる資格の得喪に関する規定

社員資格の取得に関する規定の例としては、「〇〇学校の卒業生（又は、〇〇市内において〇〇業を営む者）は、当会の会員となる資格を有する。当会の会員となる資格を有する者は、当会が別に定めるところにより入会届を当会に提出することにより、当会の会員となる。」等が、社員資格の喪失に関する規定の例としては、「〇〇業を廃業したこと。」等が考えられる。

⑩ 事業年度

(イ) 変態設立事項

現物拠出（金銭以外の財産を基金の目的として拠出することをいう。）等に関する次の事項は、定款に記載しなければ、その効力を生じないこととされた（法第11条第1項）。

① 現物拠出者の氏名又は名称、現物拠出財産及びその価格

現物拠出が効力を生ずるには、定款に記載するほか、所定の事項を記載した用紙に、現物拠出者が、現物拠出事項を承認する旨を記載してこれに署名し、理事に交付しなければならない

らない（法第11条第2項）。

- ② 有限責任中間法人の成立後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称
- ③ 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用（定款の認証の手数料及び基金の払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。）

(ウ) その他の記載事項

その他定款に記載することができる事項で主なものは、次のとおりである。

- ① 設立当初の理事及び監事（法第13条第1項）
- ② 社員の経費負担義務（法第23条）
- ③ 社員の任意退社の制限及び退社事由の定め（法第24条第1項ただし書、第2項、第25条第1号）
- ④ 社員総会の決議事項、議決権に関する定め並びに定足数及び議決要件（法第28条、第33条、第34条第1項）
- ⑤ 社員による総会招集請求手続（法第30条第2項）
- ⑥ 社員総会の招集通知期間の短縮（法第31条）
- ⑦ 理事及び監事の任期の定め（法第41条第2項、第53条第3項）
- ⑧ 理事及び監事の報酬（法第43条第2項、第54条第2項、第3項）
- ⑨ 理事が数人ある場合の業務執行方法（法第44条第2項）
- ⑩ 代表理事の定め又は代表理事の互選の定め（法第45条第2項ただし書）
- ⑪ 共同代表の定め（法第45条第3項前段）
- ⑫ 解散事由（法第81条第1項第1号）
- ⑬ 残余財産の帰属（法第86条第1項）
- ⑭ 清算人及び代表清算人並びに清算人の共同代表に関する定め（法第87条第1項第2号、第91条第2項、第45条第2項ただし書、同条第3項前段）

イ 理事及び監事の選任

設立当初の理事及び監事は、定款で定めることができるが、定款に定めがないときは、有限責任中間法人の成立前に、社員総会において理事又は監事を選任しなければならない（法第13条第1項）。

ウ 基金の募集等

(ア) 基金の募集、申込み及び割当て

理事は、基金の総額（現物拠出者があるときは、定款に記載された現物拠出財産の価格を控除した額）を募集しなければならない（法第14条第1項）。募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、理事が作成する申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載し、署名の上、理事に交付しなければならない（同条第2項、第4項）。

理事は、基金の申込みをした者について、拠出すべき基金の額を割り当てる（法第15条）。

(イ) 基金の払込み

基金の総額について拠出者が確定したときは、理事は、遅滞なく、拠出すべき基金の額を割り当てられた者に対し、割当額の払込みをさせなければならない（法第16条第1項）。

エ 現物拠出等の調査

定款に法第11条第1項各号に掲げる事項の記載があるときは、検査役の調査を受けるため、理事は、選任後遅滞なく検査役の選任を裁判所に請求しなければならない（法第17条第1項）。

検査役の調査を受けることを要しない場合が法第17条第6項各号に掲げられているが、その具体的な場合及び取扱いは、株式会社の場合における商法第173条第2項及び第3項の場合と同様である。

オ 設立手続の調査

理事及び監事は、基金の拠出及び払込み並びに現物拠出に関する事項について調査を行い、調査の結果、法令若しくは定款に違

反し、又は不当な事項があると認めるときは、社員に対し、その旨を通知しなければならない（法第18条）。

(2) 有限責任中間法人の設立の登記の手續

有限責任中間法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する（法第6条）。設立の登記の手續は、次のとおりである。

ア 登記期間

主たる事務所の所在地においては検査役の調査に係る手續又は理事及び監事の調査に係る手續が終了した日から2週間以内に、従たる事務所の所在地においては主たる事務所の所在地における登記をした日から2週間以内に、設立の登記をしなければならない（法第19条第1項、第3項）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、次のとおりである（法第19条第2項、第7条第1項、第2項）。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 主たる事務所及び従たる事務所

(エ) 定款において定めた解散事由

(オ) 基金の総額

設立後基金の返還がされる場合には、返還される基金に相当する金額が代替基金として積み立てられる（法第67条）が、登記すべき基金の総額には、代替基金を含む。

(カ) 基金の拠出者の権利に関する規定

(キ) 基金の返還の手續

(ク) 公告の方法

(ケ) 理事及び監事の氏名及び住所

(コ) 理事であって有限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該有限責任中間法人を代表すべき理事の氏名

この場合においては、代表者の資格は、「代表理事」と登記

する。

(ハ) 数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めたときは、当該定め

ウ 申請人

有限責任中間法人の設立の登記は、当該有限責任中間法人を代表すべき者の申請によってする（法第151条第2項、商登法第55条第1項）。

なお、申請人として登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない（法第151条第2項、商登法第20条）。印鑑の提出に関しては、届出書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後3月以内のものを添付すべきこと等、会社の登記の場合と同様である（法登規第9条、商登規第9条）。委任による代理人によって登記の申請をする場合も、委任者が委任状に押印すべき印鑑について、前記と同様である。

エ 申請書

登記の申請は書面で行なければならないこと等は、商業登記の場合と同様である（法第151条第2項、商登法第17条）。

申請書に記載すべき登記すべき事項は、登記用紙と同一の用紙に記載しなければならない（法登規第9条、商登規第68条第1項）。

オ 添付書面

有限責任中間法人の主たる事務所所在地においてする設立の登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第3項、商登法第80条（第3号、第6号、第7号及び第9号を除く。）、第94条）。

(ア) 定款

(イ) 基金の拠出の申込み及び引受けを証する書面

(ウ) 理事及び監事又は検査役の調査報告並びに法第17条第6項第3号の弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面

- (エ) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本
- (オ) 理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面
定款、社員総会議事録又は理事の決定を証する書面がこの書面を兼ねる場合があることについては、有限会社の登記の場合と同様である。
なお、法登規第9条は商登規第82条第2項を準用していないことから、理事が就任を承諾したことを証する書面に市区町村長の作成した証明書を添付する必要はない。
- (カ) 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書
- (キ) 社員総会議事録
次の場合に添付しなければならない。
- ① 定款で理事及び監事を定めなかったため、社員総会で理事及び監事を選任したとき。
 - ② 社員総会の決議によって代表理事を定めたとき。
 - ③ 社員総会の決議によって共同代表の定めを置いたとき。
- (ク) ある理事の一致を証する書面
次の場合に添付しなければならない。
- ① 定款で主たる事務所の最小行政区画までを定めていたため、具体的な所在地を理事の一致により定めたとき。
 - ② 従たる事務所を設置した場合（法第44条第3項）
 - ③ 定款の規定に基づき理事の互選によって代表理事を定めた場合（法第45条第2項ただし書）
- カ 登録免許税額
有限責任中間法人の設立の登記の登録免許税額は、主たる事務所の所在地においては基金の総額の1000分の7（これによって計算した税額が6万円に満たないときは、申請1件につき6万円）、従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ハ、（二）イ）。
- キ 登記の記載

- 有限責任中間法人の設立の登記の記載は、別紙記載例1（略）による。
- 2 目的、名称、解散事由、基金の拠出者の権利に関する規定、基金の返還の手続又は公告の方法の変更の登記
- (1) 目的、名称、解散事由、基金の拠出者の権利に関する規定、基金の返還の手続又は公告の方法の変更の手続
目的、名称、基金の拠出者の権利に関する規定、基金の返還の手続及び公告の方法は、定款の記載事項である（法第10条第2項第1号、第7条第1項第1号、第2号、同条第2項第2号、第3号、第4号）ので、これらを変更するには、定款の変更をしなければならない。解散事由を定款に定めた場合において（法第81条第1項第1号）、これを変更するときも、同様である。
定款を変更するには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議（以下「社員総会の特別決議」という。）によらなければならない（法第72条、第26条第2項）。
- (2) 目的、名称、解散事由、基金の拠出者の権利に関する規定、基金の返還の手続又は公告の方法の変更の登記の手続
- ア 登記期間
変更の登記は、変更を生じたときから、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に行なければならない（法第7条第4項）。
- イ 申請書
目的の変更の登記の申請書に記載すべき変更後の目的は、目的欄の用紙と同一の用紙に記載しなければならない（法登規第9条、商登規第80条第1項）。
- ウ 添付書面
登記の申請書には、定款の変更を決議した社員総会議事録を添付しなければならない（法第151条第3項、商登法第94条）。
- エ 登録免許税額

目的、名称、解散事由、基金の拠出者の権利に関する規定、基金の返還の手続又は公告の方法の変更の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所所在地においては3万円、従たる事務所所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

3 主たる事務所移転の登記

(1) 主たる事務所移転の手続

主たる事務所の移転は、定款の変更を要する場合には社員総会の特別決議により、定款の変更を要しない場合には理事の決定（理事が数人あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の意見により決定する（法第44条第2項）。以下同じ。）による。

なお、いずれの場合においても、定款で主たる事務所の最小行政区画までを定めたときは、具体的な所在地は、理事の決定による。

(2) 主たる事務所移転の登記の手続

ア 登記期間等

有限責任中間法人がその主たる事務所を同一登記所の管轄区域内に移転したときは、その移転の日から、主たる事務所所在地においては2週間以内に移転の登記を（法第7条第6項、商法第66条第2項）、従たる事務所所在地においては3週間以内に主たる事務所移転による変更の登記を（法第7条第4項）しなければならない。

有限責任中間法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において、主たる事務所の新所在地の管轄登記所の管轄区域内に既存の従たる事務所がないときは、その移転の日から2週間以内に、旧所在地においては移転の登記を、新所在地においては法第7条第1項及び第2項に掲げる事項を登記しなければならない（法第7条第6項、商法第66条第1項）。主たる事務所の新所在地を管轄する登記所の管轄区域内に既存の従たる事務所があるときは、主たる事務所の新所在地においては、移転の登記をすれば足りる。

有限責任中間法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請及び印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならないが、この登記の申請は、旧所在地における登記の申請と同時にしなければならない（法第151条第2項、商登法第57条第1項、第2項）。

また、従たる事務所所在地においては、移転の日から3週間以内に、主たる事務所移転による変更の登記をしなければならない（法第7条第4項）。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第3項、商登法第94条）。

(ア) 定款の変更を要するときは、定款の変更を決議した社員総会議事録

(イ) 理事の決定を証する書面

ウ 登録免許税額

主たる事務所移転の登記の登録免許税額は、主たる事務所所在地においては3万円、従たる事務所所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ヲ、（二）イ）。

4 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記

(1) 従たる事務所設置の手続

有限責任中間法人が成立後に従たる事務所を設置するには、理事の決定をもって、その設置の場所、時期等を定める（法第44条第3項）。

(2) 従たる事務所設置の登記の手続

ア 登記期間等

有限責任中間法人が成立後に従たる事務所を設置したときは、その設置の日から、主たる事務所所在地においては2週間以内に、他の従たる事務所所在地においては3週間以内に、従たる

事務所設置による変更の登記をし、当該従たる事務所の所在地においては3週間以内に、法第7条第1項及び第2項に掲げる事項、法人成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日を登記しなければならない（法第7条第6項、商法第65条第1項、法第151条第2項、商登法第56条第3項）。ただし、従来の主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けた場合には、当該従たる事務所設置による変更の登記をすれば足りる（法第7条第6項、商法第65条第2項）。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、理事の決定を証する書面である（法第151条第3項、商登法第94条）。

ウ 登録免許税額

従たる事務所の設置の登記の登録免許税額は、主たる事務所の所在地においては設置する従たる事務所の数1か所につき6万円、従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ル、（二）イ）。

(3) 従たる事務所移転の手續

従たる事務所の移転についても、その設置の場合と同様、理事の決定をもって、その移転する場所、時期等を定める。

(4) 従たる事務所移転の登記の手續

ア 登記期間等

有限責任中間法人が従たる事務所を移転したときは、その移転の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、他の従たる事務所の所在地においては3週間以内に、従たる事務所移転による変更の登記をしなければならない。当該従たる事務所については、旧所在地においては3週間以内に従たる事務所移転による変更登記をし、新所在地においては4週間以内に、法第7条第1項及び第2項に掲げる事項及び法人成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日を登記しなければならない

（法第7条第6項、商法第66条第1項、法第151条第2項、商登法第56条第3項）。ただし、主たる事務所若しくは従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に従たる事務所を移転した場合又は同一の登記所の管轄区域内において従たる事務所を移転した場合には、移転による変更の登記をすれば足りる（法第7条第6項、商法第66条第2項）。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、(2)イと同様である。

ウ 登録免許税額

従たる事務所移転の登記の登録免許税額は、主たる事務所の所在地においては移転する従たる事務所の数1か所につき3万円、従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ヲ、（二）イ）。

(5) 従たる事務所廃止の手續

従たる事務所の廃止は、理事の決定をもってする。

(6) 従たる事務所廃止の登記の手續

ア 登記期間等

有限責任中間法人が従たる事務所を廃止したときは、その廃止の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、従たる事務所廃止による変更の登記をしなければならない（法第7条第4項）。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、(2)イと同様である。

ウ 登録免許税額

従たる事務所廃止による変更の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては3万円、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

5 理事、監事及び代表理事に関する事項の変更の登記

(1) 理事、監事及び代表理事に関する事項の変更

ア 理事

理事は、社員総会で選任され（法第40条）、その任期は2年（最初の理事は1年）である（法第41条第1項）。理事の任期は、定款により、これを短縮し、又は法定の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結するまで延長することができる（同条第2項）。

理事は、社員総会の決議によって解任することができる（法第42条第1項本文）。

イ 監事

監事は、社員総会で選任され（法第52条第1項）、その任期は、就任後3年（商法及び株式会社の監査に関する商法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第150号）の施行後は、4年（同法第27条）。ただし、同法の施行の際現に存する中間法人の監事で同法施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結前に在任するものについては、なお従前の例による（同法第28条第2項）。）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（最初の監事については、就任後最初に終了する事業年度）に関する定時社員総会の終結の時までである（法第53条第1項、第2項）。任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、定款により、当該退任した監事の任期の満了すべき時までとすることができる（同条第3項）。

監事は、社員総会の決議によって解任することができる（法第58条第1項、第42条第1項本文）。

なお、理事又は有限責任中間法人の使用人は、監事となることできない（法第52条第2項）。

ウ 代表理事

理事が数人あるときは、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる（法第45条第2項ただし書）。

代表理事に係る変更の手続については、代表理事が理事としての任期の満了に伴って資格を喪失し、退任することがあるほか、有限会社における代表取締役の場合と同様である。

エ 共同代表の定め

定款又は社員総会の決議により、数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる（法第45条第3項前段）。

(2) 理事、監事及び代表理事に関する事項の変更の登記の手続

ア 登記期間

理事、監事又は代表理事に関する事項の変更があったときは、その変更の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければならない（法第7条第4項）。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第3項、商登法第81条、第94条、法登規第9条、商登規第82条第1項、第3項）。

なお、理事又は監事の氏、名又は住所の変更の登記の申請書については、住居表示の実施による住所変更等の場合には、登録免許税の免除を受けるための免税証明書を添付するときを除き、変更を証する書面の添付を要しない。

(ア) 社員総会の決議を要する場合には、社員総会議事録

(イ) 理事の決定を要する場合には、理事の決定を証する書面

なお、互選による代表理事の就任による変更の登記の申請書に理事の決定を証する書面を添付する場合においては、当該書面の印鑑と変更前の代表理事が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除き、当該書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない（法登規第9条、商登規第82条第3項）。

(ウ) 就任による変更の登記の場合には、就任を承諾したことを証

する書面

社員総会議事録又は理事の決定を証する書面がこの書面を兼ねる場合があることについては、有限会社の登記の場合と同様である

なお、法登規第9条は商登規第82条第2項を準用していないことから、理事が就任を承諾したことを証する書面に市区町村長の作成した証明書を添付する必要はない。

- (エ) 退任による変更の登記の場合には、退任を証する書面
- (オ) 定款の定めがなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる場合には、定款

ウ 登録免許税額

理事、監事又は代表理事に関する事項の変更の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては3万円、従たる事務所の所在地においては9,000円（ただし、基金（代替基金を含む。）の総額が1億円以下の有限責任中間法人については、それぞれ1万円、6,000円）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、（二）イ）。

6 基金増加による変更の登記

(1) 基金増加の手続

ア 基金増加の定款変更決議

基金（代替基金を含む。）の総額は、定款の絶対的記載事項である（法第10条第2項第1号、第7条第2項第1号）ので、これを増加するには、基金増加の定款変更決議を経なければならない（法第73条第2項）。

基金の増加をする場合において、現物拠出者があるときは、基金増加の定款変更決議のほか、社員総会の特別決議により、現物拠出の決議をしなければならない（同条第3項）。この場合において、現物拠出者が現物拠出を承認する旨の書面を作成して理事に交付しなければ、その効力を生じないこと及び検査役による現物拠出の調査等については、設立の場合と同様である（同条第4

項、第75条）。

イ 基金の募集等

基金増加の定款変更決議があったときは、理事は、増加すべき基金の額を募集しなければならない。この場合における基金の申込み、割当て及び払込み等の手続については、設立の場合と同様である（法第74条）。

基金増加及び基金増加の定款変更決議による定款の変更は、主たる事務所の所在地において基金増加による変更の登記をすることによって、効力を生ずる（法第77条）。

(2) 基金増加による変更の登記の手続

ア 登記期間等

払込み及び現物拠出財産の給付が完了した日（検査役の調査を経るべき場合にあっては、当該手続も終了した日）から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、基金増加による変更の登記をしなければならない（法第76条）。

イ 添付書面

申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第3項、第82条、第94条）。

- (ア) 基金増加の定款変更決議に関する社員総会議事録
- (イ) 基金の拠出の申込み及び引受けを証する書面
- (ウ) 検査役の調査報告及び法第75条第2項において準用する法第17条第6項第3号の弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面
- (エ) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本
- (オ) 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

ウ 登録免許税額

基金増加による変更の登記の登録免許税額は、主たる事務所の所

在地においては増加した基金の総額の1000分の7（これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請1件につき3万円）、従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）二、（二）イ）。

7 解散の登記及び清算人の登記

(1) 解散事由

有限責任中間法人は、次の事由によって解散する（法第81条第1項）。

ア 定款に定めた事由の発生

イ 社員総会の特別決議

ウ 合併（当該中間法人が当該合併により消滅する中間法人である場合に限る。）

エ 社員が1人となったこと。

オ 破産

カ 解散を命ずる裁判

(ア) 解散命令

設立が不法の目的をもってされたとき等商法第58条第1項各号に掲げる場合において、公益を維持するため有限責任中間法人の存立が許されないものと認められるときは、裁判所は、法務大臣又は社員、債権者その他の利害関係人の請求により、有限責任中間法人の解散を命ずることができる（法第9条第5項、商法第58条）。

(イ) 解散判決

法第83条第2項各号に掲げる事情があり、かつ、やむを得ない事由があるときに限り、裁判所は、総社員の議決権の10分の1以上を有する社員の訴えに基づき、判決をもって有限責任中間法人を解散することができる（法第83条）。

(2) 解散の登記の手續

ア 登記期間等

有限責任中間法人が解散したときは、合併又は破産の場合を除

き、主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の登記をしなければならない（法第84条、商法第96条）。

なお、破産又は解散を命ずる裁判により解散した場合には、裁判所から、裁判書の謄本を添付して登記の囑託がされる（破産法（大正11年法律第71号）第120条、法第152条、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第135条、第140条）。

イ 登記すべき事項

解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日である（法第151条第2項、商登法第61条第1項）。

ウ 添付書類

申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第2項、第3項、商登法第61条第2項、第3項本文、第94条）。

(ア) 社員総会の特別決議によって解散したときは、社員総会議事録

(イ) 定款に定めた事由の発生によって解散したときは、その事由の発生を証する書面

(ウ) 有限責任中間法人を代表すべき清算人が申請するときは、その資格を証する書面

エ 登録免許税額

解散の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては3万円、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）レ、（二）イ）。

(3) 清算人の就任等

有限責任中間法人が解散したときは、合併又は破産の場合を除き、清算人を置かなければならない。清算人となるべき者は、次のとおりである（法第87条、商法第122条）。

ア 定款に定めた事由の発生又は社員総会の特別決議により解散した場合には、理事（定款又は解散に係る社員総会の特別決議において別段の定めがある時を除く。）、定款に定める者又は社員総会

において選任された者

- イ アにより清算人となる者がいないときは、利害関係人の請求により裁判所が選任した者
- ウ 社員が1人となったこと又は解散を命ずる裁判によって解散したときは、裁判所が、利害関係人若しくは法務大臣の請求により、又は職権をもって選任した者

清算人は、有限責任中間法人を代表し、清算人が数人あるときは定款、定款の規定に基づく清算人の互選若しくは社員総会の決議により代表清算人を定め、又は定款若しくは社員総会の決議により共同代表の定めを置くことができること等、理事の法人代表に関する規定が準用される（法第91条第2項、第45条）。

なお、清算人は、裁判所によって選任された者を除き、いつでも社員総会の決議等によって解任することができる（法第88条第1項）。

(4) 清算人の就任等による変更の登記の手續

ア 登記期間等

理事が清算人に就任したとき若しくは清算人の選任があったとき又は登記した清算人に関する事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算人の登記又は清算人の変更の登記をしなければならない（法第91条第1項、商法第123条第1項、第2項、法第7条第4項）。

イ 登記すべき事項

清算人の登記において登記すべき事項は、清算人の氏名及び住所、清算人のうち有限責任中間法人を代表しない者があるときは有限責任中間法人を代表すべき者（その資格は、「代表清算人」と登記する。）の氏名並びに共同代表の定めがあるときはその規定である（法第91条第1項、商法第123条第1項、第2項）。

ウ 添付書面

申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第

2項、商登法第62条）。

- (ア) 理事が清算人に就任した場合には、定款
- (イ) 社員総会において選任した場合には、社員総会議事録及び清算人が就任を承諾したことを証する書面
- (ウ) 定款の規定に基づき清算人の互選をもって代表清算人を定めた場合には、定款、代表清算人選任に関する清算人の過半数の一致があったことを証する書面及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面
- (エ) 社員総会の決議により代表清算人又は共同代表の旨を定めた場合には、社員総会議事録
- (オ) 裁判所が選任した場合には、その選任を証する書面及び代表清算人又は共同代表の定めを証する書面
- (カ) 清算人の退任による変更の場合には、退任を証する書面（法第151条第2項、商登法第63条第1項）
- (キ) 裁判所が選任した代表清算人又は共同代表の定めの変更の場合には、変更の事由を証する書面（法第151条第2項、商登法第63条第2項）

エ 登録免許税額

登録免許税額は、主たる事務所の所在地又は従たる事務所の所在地のいずれにおいても、初めてする清算人の登記については申請1件につき9,000円、登記した事項の変更等の登記については申請1件につき6,000円である（登税法別表第一第19号（四）イ、ニ）。

8 継続の登記

(1) 継続の手續

定款で定めた事由の発生又は社員総会の特別決議により解散した場合には社員総会の特別決議により、社員が1人となったことにより解散した場合には新たに社員を加入させて、有限責任中間法人を継続することができる（法第82条）。

清算中又は破産宣告後の有限責任中間法人について民事再生法に

よる再生手続が開始された場合において、再生計画案が可決されたときは、定款の変更に関する規定（法第72条）に従って社員総会の特別決議を経ることにより、有限責任中間法人を継続することができる（民事再生法（平成11年法律第225号）第173条第1項）。

(2) 継続の登記の手続

ア 登記期間

有限責任中間法人を継続したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、継続の登記をしなければならない（法第84条、商法第97条）。

イ 添付書面

社員総会の特別決議による継続の登記の申請書には、当該特別決議に関する社員総会議事録を添付しなければならない（法第151条第3項、商登法第94条）。

新たに社員を加入させて継続した場合の継続の登記の申請書には、社員の加入を証する書面の添付を要しない。

ウ 登録免許税額

継続の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては3万円、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

9 清算終了の登記

(1) 清算終了の手続

清算事務が終了したときは、清算人は、決算報告書を作成し、これを社員総会に提出してその承認を求めるとを要し（法第91条第1項、商法第427条）、社員総会は、その報告書を調査するため、特に検査役を選任することができる（法第92条第1号、第38条第1項前段、商法第238条）。

(2) 清算終了の登記の手続

ア 登記期間等

有限責任中間法人の清算が終了したときは、社員総会における

決算報告の承認後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算終了の登記をしなければならない（法第91条第1項、商法第134条）。

イ 添付書面

申請書には、清算人がその計算につき社員総会の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない（法第151条第2項、商登法第64集第2項）。

ウ 登録免許税額

清算終了の登記の登録免許税額は、主たる事務所の所在地又は従たる事務所の所在地のいずれにおいても、申請1件につき、2,000円である（登税法別表第一第19号（四）ハ）。

10 その他の登記等

理事、監事又は清算人の職務執行停止及び職務代行者に関する登記（法第7条第5項）、設立無効の判決若しくは設立取消しの判決に関する登記（法第22条、商法第137条、法第152条、非訟事件手続法第135条ノ6、第140条）、社員総会決議の取消し若しくは無効又は不存在の確認の判決に関する登記（法第38条第2項、第3項、商法第250条）、理事、監事又は清算人の職務を一時行う者に関する登記（法第50条第2項、第58条第1項、第91条第2項、商法第258条第2項、法第152条、非訟事件手続法第139条第4号）、基金増加無効の判決に関する登記（法第79条第3項、商法第137条）、破産、民事再生若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する登記、債権譲渡登記に関する登記並びに登記の更正及び登記の抹消については、会社の場合と同様である。

第3 無限責任中間法人の登記

1 無限責任中間法人の設立の登記

(1) 無限責任中間法人の設立の手続

ア 定款の作成

無限責任中間法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならないことは、有限責任中間法人の場合と同様である（法第93条第1項）。

ただし、この定款には、有限責任中間法人の場合と異なり、公証人の認証を受けることを要しない。

ア) 定款の絶対的記載事項

定款には、次の事項を記載しなければならない(法第93条第2項)。

① 目的

目的についての留意事項は、有限責任中間法人の場合と同様である。

② 名称

名称についても、有限責任中間法人の場合と同様である。

③ 社員の氏名又は名称及び住所

無限責任中間法人の社員は、有限責任中間法人と同様、2人以上でなければならない(法第93条第1項、第108条第4号)。

④ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

有限責任中間法人と異なり、従たる事務所の所在地も、定款の絶対的記載事項である。

イ) その他の記載事項

その他定款に記載することができる事項で主なものは、次のとおりである。

- ① 社員の任意退社の制限及び退社事由の定め(法第98条第1項、第99条第1号、第25条1号)
- ② 社員の経費負担義務(法第101条、第23条)
- ③ 業務の執行方法及び業務を行うべき社員(以下「業務執行社員」という。)の定め(法第102条第2項、第3項、第4項)
- ④ 代表社員の定め(法第103条第2項ただし書)
- ⑤ 共同代表の定め(法第103条第3項、第45条第3項前段)
- ⑥ 事業の全部譲渡又は定款変更に関する同意の要件(法第104条第2項、第107条第2項)
- ⑦ 解散事由(法第108条第1号)

⑧ 残余財産の帰属(法第113条第1項)

⑨ 清算人に関する定め(法第114条第1項第1号、第2号)

イ その他

無限責任中間法人は、合名会社と同様、定款を作成した上、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、成立する。

(2) 無限責任中間法人の設立の登記の手続

無限責任中間法人の設立登記の手続は、次のとおりである。

ア 登記期間

主たる事務所の所在地における登記期間について特に定めがないことについては、合名会社の場合と同様である。従たる事務所の所在地においては、主たる事務所の所在地における登記をした日から2週間以内に、設立の登記をしなければならない(法第94条第3項)。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、次のとおりである(法第94条第2項、第7条第1項、第3項)。

ア) 目的

イ) 名称

ウ) 主たる事務所及び従たる事務所

エ) 定款において定めた解散事由

オ) 社員の氏名及び住所

カ) 社員であって無限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該無限責任中間法人を代表すべき社員の氏名

定款又は総社員の同意により無限責任中間法人を代表すべき社員を定めたとき(法第103条第2項ただし書)は、当該社員の氏名を登記する。定款で業務執行社員を定めたが、特に無限責任中間法人を代表すべき社員が定められなかったときは、当該業務執行社員について、同様である(法第103条第1項、第2項本文、第102条第3項)。

この場合においては、代表者の資格は、「代表社員」と登記する。

- (キ) 数人の社員が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めたときは、当該定め
- ウ 申請人及び申請書
無限責任中間法人の設立の登記の申請人及び申請書に関しては、有限責任中間法人の場合と同様である。

エ 添付書面

無限責任中間法人の主たる事務所所在地においてする設立の登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第4項、商登法第54条、第55条第2項）。

(ア) 定款

(イ) 総社員の同意を証する書面

次の場合に添付しなければならない。

- ① 総社員の同意により代表社員を定めたとき（法第103条第2項ただし書）。
- ② 総社員の同意により共同代表の定めを置いたとき（法第103条第3項、第45条第3項前段）。

(イ) ある社員の一一致を証する書面

定款で主たる事務所又は従たる事務所の最小行政区画までを定めていたため、具体的な所在地を社員の過半数の一致（定款で業務執行社員を定めたときは、業務執行社員の過半数の一致）により定めた場合に添付する。

オ 登録免許税額

無限責任中間法人の設立の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所所在地においては6万円、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）イ、（二）イ）。

カ 登記の記載

無限責任中間法人の設立の登記の記載は、別紙記載例2（略）

による。

2 目的、名称又は解散事由の変更の登記

(1) 目的、名称又は解散事由の変更の手續

目的、名称及び解散事由は、定款の記載事項である（法第93条第2項第1号、第7条第1項第1号、第2号、第108条第1号）ので、これらを変更するには、定款の変更をしなければならない。

定款の変更には、総社員の同意を要する（法第107条第1項）。ただし、定款の定めにより、2分の1を上回る一定割合以上の社員の同意により定款の変更をすることができる旨を定めることができる（法第107条第2項、第104条第2項）。

(2) 目的、名称又は解散事由の変更の登記の手續

ア 登記期間

変更の登記は、変更を生じたときから、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内にしなければならない（法第7条第4項）。

イ 申請書

目的の変更の登記の申請書に記載すべき変更後の目的は目的欄の用紙と同一の用紙に記載しなければならないことは、有限責任中間法人の場合と同様である（法登規第9条、商登規第80条第1項）。

ウ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第4項、商登法第54条、法登規第9条、商登規第82条第1項）。

(ア) 定款の変更についての総社員（定款で異なる割合を定めたときは、当該割合の社員。定款の変更の場合について、以下同じ。）の同意を証する書面

(イ) 定款の変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定めをしたときは、定款

エ 登録免許税額

目的、名称又は解散事由の変更の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては3万円、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登録法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

3 主たる事務所移転の登記

(1) 主たる事務所移転の手続

主たる事務所の移転は、定款の変更を要する場合には総社員の同意により、定款の変更を要しない場合には社員又は業務執行社員の過半数の一致により決定する。

なお、いずれの場合においても、定款で主たる事務所の最小行政区画までを定めたときは、具体的な所在地は、社員又は業務執行社員の過半数の一致による。

(2) 主たる事務所移転の登記の手続

ア 登記期間等

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第4項、商登法第54条、法登規第9条、商登規第82条第1項）。

(ア) 定款の変更を要するときは、定款の変更についての総社員の同意を証する書面

(イ) ある社員の一致を証する書面

定款に主たる事務所の最小行政区画までが定められている場合における具体的な所在地についての社員又は業務執行社員の過半数の一致を証する書面である。

(ウ) 定款の変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定め又は業務執行社員の定めがあるときは、定款

ウ 登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

4 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記

(1) 従たる事務所設置の手続

無限責任中間法人においては、従たる事務所も定款記載事項であるので、無限責任中間法人の成立後に従たる事務所を設置するには、定款の変更をしなければならない。

なお、定款で従たる事務所の最小行政区画までを定めたときは、具体的な所在地は、社員又は業務執行社員の過半数の一致による。

(2) 従たる事務所設置の登記の手続

ア 登記期間等

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第4項、商登法第54条、法登規第9条、商登規第82条第1項）。

(ア) 定款の変更についての総社員の同意を証する書面

(イ) ある社員の一致を証する書面

定款に主たる事務所の最小行政区画までが定められている場合における具体的な所在地についての社員又は業務執行社員の過半数の一致を証する書面である。

(ウ) 定款の変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定め又は業務執行社員の定めがあるときは、定款

ウ 登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

(3) 従たる事務所移転の手続

従たる事務所移転の手続は、主たる事務所移転の場合（3(1)）と同様である。

(4) 従たる事務所移転の登記の手続

ア 登記期間

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ 添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は、無限責任中間法人の主たる

事務所移転の登記(3(2))と同様である。

ウ 登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

(5) 従たる事務所廃止の手続

従たる事務所の廃止には、定款の変更をしなければならない。

(6) 従たる事務所廃止の登記の手続

ア 登記期間等

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ 添付書類

登記の申述書に添付すべき書類は、2(2)ウと同様である。

ウ 登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

5 社員及び代表社員に関する変更の登記

(1) 社員の入社の手続

無限責任中間法人の成立後における社員の入社については、有限責任中間法人の場合と異なり、定款の変更をしなければならない。

なお、中間法人においては、社員の持分が観念されないので、合名会社と異なり、既存社員の持分の全部又は一都の譲受けによる入社は、生じない。

(2) 社員の入社による変更の登記の手続

ア 登記期間

社員が新たに入社したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、社員の入社による変更の登記をしなければならない(法第7条第4項)。

イ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(法第151条第4項、商登法第60条、法登規第9条、商登規第82条第1項)。

(ア) 入社の実を証する書面として、定款の変更についての総社

員(新入社員を含む。)の同意を証する書面

(イ) 定款の変更又は入社につき同意を要する社員の割合について法と異なる定めがあるときは、定款

ウ 登録免許税額

社員の入社による変更の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては1万円、従たる事務所の所在地においては6,000円である(登税法別表第一第19号(一)ワ、(二)イ)。

(3) 社員の退社の手続

無限責任中間法人の社員は、次の場合に退社する。

ア 任意退社

無限責任中間法人の社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、いつでも退社することができる(法第98条第1項)。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる(法第98条第2項)。

イ 法定退社

無限責任中間法人の社員は、次の事由により退社する(法第99条)。

(ア) 定款所定の事由の発生

(イ) 総社員の同意

(ウ) 除名

正当な事由があるときに限り、他の社員の一致によって社員を除名することができる。ただし、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない(法第100条)。

(ニ) 死亡

(ホ) 破産

(カ) 後見開始の審判

(4) 社員の退社による変更の登記の手続

ア 登記期間

社員が退社したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、社員の退社による変更の登記をしなければならない(法第7条第4項)。

イ 添付書面

登記の申請書には、退社の事実を証する書面として、次の書面を添付しなければならない(法第151条第4項、商登法第60条、法登規第9条、商登規第82条第1項)。

(ア) 任意退社の場合には、退社員の退社届その他の任意退社を証する書面

(イ) 法定退社の場合には、次に掲げる書面

- ① 定款所定の事由の発生による退社のときは、定款及び当該事由の発生を証する書面及び定款
- ② 総社員の同意による退社のときは、退社についての総社員の同意を証する書面
- ③ 除名による退社のときは、他の社員の一致を証する書面
- ④ 死亡による退社のときは、戸籍謄抄本又は医師の死亡診断書
- ⑤ 破産又は後見開始の審判による退社のときは、破産宣告の決定書又は後見開始の審判書の謄本及び確定証明書

ウ 登録免許税額

社員の入社による変更の登記の場合と同様である。

(5) 代表社員又は共同代表の定めの変更の手續

ア 代表社員

代表社員とは、定款若しくは総社員の同意により特に無限責任中間法人を代表すべき社員と定められた者(法第103条第2項ただし書)又は特に無限責任中間法人を代表すべき社員と定められた者が不在ときにおける定款により業務執行社員と定められた者(法第103条第1項、第2項本文、第102条第3項)である。したがって、代表社員の選任及び解任は、総社員の同意(又は総社員の同意による定款の変更)によって行われる。

なお、代表社員が退社したときは、当然に代表社員についても退任する。

イ 共同代表の定め

定款又は総社員の同意により、数人の社員又は代表社員が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる(法第103条第3項、第45条第3項前段)。

(6) 代表社員又は共同代表の定めの変更の登記の手續

ア 登記期間

代表社員又は共同代表の定めについて変更があったときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、代表社員又は共同代表の定めの変更の登記の申請をしなければならない(法第7条第4項)。

イ 添付書面

申請書には、次の書類を添付しなければならない(法第151条第4項、商登法第54条、法登規第9条、商登規第82条第1項)。

(ア) 定款の変更又は代表社員若しくは共同代表の定めの変更についての総社員の同意を証する書面

(イ) 定款の変更又は代表社員若しくは共同代表の定めの変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定め又は業務執行社員の定めがあるときは、定款

ウ 登録免許税額

社員の入社による変更の登記の場合と同様である。

6 解散の登記及び清算人の登記

(1) 解散事由

無限責任中間法人は、次の事由によって解散する(法第108条)。

ア 定款に定めた事由の発生

イ 総社員の同意

ウ 合併(当該中間法人が当該合併により消滅する中間法人である場合に限る。)

エ 社員が1人となったこと。

オ 破産

カ 解散を命ずる裁判

(ア) 解散命令

有限責任中間法人の場合と同様である。

(イ) 解散判決

やむを得ない事由があるときに限り、裁判所は、社員の訴えに基づき、判決をもって有限責任中間法人を解散することができる(法第110条)。

(2) 解散の登記の手續

ア 登記期間等

無限責任中間法人が解散したときは、合併又は破産の場合を除き、主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の登記をしなければならない(法第111条、商法第96条)。

なお、破産又は解散を命ずる裁判による解散の場合に、裁判所から登記の囑託がされることについては、有限責任中間法人の場合と同様である。

イ 登記すべき事項

解散の登記において登記すべき事項は、有限責任中間法人の場合と同様である。

ウ 添付書類

申請書に添付すべき書類は、次のとおりである(法第151条第2項、第4項、商登法第61条第2項、第3項本文、第54条)。

(ア) 総社員の同意によって解散したときは、総社員の同意を証する書面

(イ) 定款に定めた事由の発生によって解散したときは、その事由の発生を証する書面

(ウ) 無限責任中間法人を代表すべき清算人が申請するときは、その資格を証する書面

エ 登録免許税額

解散の登記の登録免許税額は、有限責任中間法人の場合と同様である。

(3) 清算人の就任等

無限責任中間法人が解散したときは、合併又は破産の場合を除き、次に掲げる者が清算人となる(法第114条、商法第122条)。

ア 定款に定めた事由の発生又は総社員の同意により解散した場合には、社員(定款により業務執行社員を定めたときは、業務執行社員)、定款に定める者又は社員の過半数の意見によって選任された者

イ 社員が1人となったこと又は解散を命ずる裁判によって解散した場合には、裁判所が、利害関係人若しくは法務大臣の請求により、又は職権をもって選任した者

清算人は、無限責任中間法人を代表し、清算人が数人あるときは、社員の過半数の意見により、代表清算人又は共同代表の旨を定めることができる(法第118条第1項から第3項まで)。ただし、社員が1人となったこと又は解散を命ずる裁判によって無限責任中間法人が解散した場合に裁判所が選任する清算人については、代表清算人又は共同代表の旨は、裁判所が定める(法第118条第4項、商法第129条第3項)。

なお、清算人は、裁判所によって選任されたものを除き、いつでも社員の過半数の意見によって解任することができる(法第115条第1項)。

(4) 清算人の就任等による変更の登記の手續

ア 登記期間等

社員が清算人に就任したとき若しくは清算人の選任があったとき又は登記した清算人に関する事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算人の登記又は清算人の変更の登記をしなければならない(法第120条第1項、商法第123条第1項、第2項、法第7条第4項)。

イ 登記すべき事項

清算人の登記において登記すべき事項は、清算人の氏名及び住所、清算人のうち無限責任中間法人を代表しない者があるときは無限責任中間法人を代表すべき者（代表清算人）の氏名並びに共同代表の定めがあるときはその規定である（法第120条第1項、商法第123条第1項、第2項）。

ウ 添付書面

申請書に添付すべき書類は、次のとおりである（法第151条第2項、商登法第62条、法第151条第4項、商登法第54号）。

- (ア) 社員が清算人に就任した場合には、定款
- (イ) 社員の過半数の意見により選任した場合には、社員の過半数の一致があったことを証する書面及び清算人が就任を承諾したことを証する書面
- (ウ) 社員の過半数の意見により代表清算人又は共同代表の旨を定めたときは、社員の過半数の一致を証する書面
- (エ) 裁判所が選任した場合には、その選任を証する書面及び代表清算人又は共同代表の定めを証する書面
- (オ) 清算人の退任による変更の場合には、退任を証する書面（法第151条第2項、商登法第63条第1項）
- (カ) 裁判所が選任した代表清算人又は共同代表の定めの変更の場合には、変更の事由を証する書面（法第151条第2項、商登法第63条第2項）

エ 登録免許税額

清算人の登記に関する登録免許税額は、有限責任中間法人の場合と同様である。

7 継続の登記

(1) 継続の手続

定款で定めた事由の発生又は総社員の同意により解散した場合には総社員の同意により、社員が1人となったことにより解散した場合には新たに社員を加入させて、無限責任中間法人を継続すること

ができる（法第109条）。

清算中又は破産宣告後に民事再生法による再生手続が開始された無限責任中間法人が再生計画案に基づいて総社員の同意により無限責任中間法人を継続することができることについては、有限責任中間法人の場合と同様である。

(2) 継続の登記の手続

ア 登記期間

無限責任中間法人を継続したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、継続の登記をしなければならない（法第111条、商法第97条）。

イ 登記すべき事項

新たに社員を加入させて継続した場合には、継続の旨及びその年月日のほか、新たに加入した社員の住所及び氏名を登記しなければならない。

ウ 添付書面

総社員の同意による継続の登記の申請書には、その同意があったことを証する書面を添付しなければならない（法第151条第4項、商登法第54条）。

新たに社員を加入させて継続した場合の継続の登記の申請書には、社員の入社を証する書面として、定款の変更についての総社員（新入社員を含む。）の同意を証する書面を添付する（法第151条第4項、商登法第60条。定款の変更又は入社につき同意を要する社員の割合について法と異なる定めがあるときは、定款をも添付する。法登規第9条、商登規第82条第1項）。

エ 登録免許税額

継続の登記の登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては3万円（新たに社員を加入させて継続した場合は、4万円）、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ソ・ワ、（二）イ）。

8 清算終了の登記

(1) 清算終了の手續

ア 清算の手續

清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく計算を行い、各社員の承認を求めなければならない。清算人から承認を求められた計算に対して社員が1月以内に異議を述べなかったときは、清算人に不正の行為があった場合を除き、承認したものとみなされる（法第120条第1項、商法第133条）。

イ 任意清算

定款又は総社員の同意によって解散の場合における財産の処分の方法を定めたときは、定款に定めた事由の発生又は総社員の同意により解散した場合に限り、任意清算の手續によることができる（法第121条）。

任意清算の手續は、次のとおりである。

(ア) 債権者に対し、当該財産の処分の方法に異議がある場合には、1月を下らない一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報で公告するとともに、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

(イ) 債権者が前記の期間内に異議を述べなかったときは、当該財産の処分の方法を承認したものとみなされる。

(ウ) 債権者が異議を述べたときは、当該財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときを除き、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(2) 清算終了の登記の手續

ア 登記期間等

無限責任中間法人の清算が終了したとき又は任意清算の場合において財産の処分を完了したときは、各社員の承認後又は財産の処分の完了後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、

従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算終了の登記をしなければならない（法第120条第1項、商法第134条、法第121条第5項、商法第119条ノ2）。

イ 添付書面

申請書には、清算人がその計算につき各社員の承認を得たことを証する書面又は財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面を添付しなければならない（法第151条第2項、商登法第64条第2項、法第151条第4項、商登法第64条第1項）。

ウ 登録免許税額

清算終了の登記の登録免許税額は、有限責任中間法人の場合と同様である。

9 その他の登記等

社員又は清算人の職務執行停止及び職務代行者に関する登記（法第7条第5項）、設立無効の判決若しくは設立取消しの判決に関する登記（法第95条、商法第137条、法第152条、非訟事件手続法第135条ノ6、第140条）、破産、民事再生若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する登記、債権譲渡登記に関する登記、登記の更正及び登記の抹消については、会社の場合と同様である。

第4 中間法人の合併の登記

1 中間法人の合併

中間法人は、他の中間法人と合併することができる（法第122条第1項）。

(1) 合併の当事者

合併の当事者が有限責任中間法人同士又は有限責任中間法人及び無限責任中間法人の組合せである場合には、合併後存続する中間法人（以下「存続中間法人」という。）又は合併により設立される中間法人（以下「新設中間法人」という。）は、有限責任中間法人でなければならない（法第122条第2項第1号）。

合併の当事者が無限責任中間法人同士の組合せである場合には、存続中間法人又は新設中間法人は、無限責任中間法人でなければな

らない（法第122条第2項第2号）。

解散後の中間法人の合併は、存立中の中間法人を存続中間法人とする場合に限り、許される（法第123条）。

(2) 新設中間法人の定款

新設中間法人の定款には、合併の当事者となる中間法人を代表すべき理事又は社員が署名しなければならない（法第122条第3項）。

なお、この定款については、公証人の認証を受けることを要しない。

(3) 合併の効果

有限責任中間法人が存続中間法人又は新設中間法人である場合には、合併により消滅した有限責任中間法人の基金の拠出者に対する返還義務を承継する（法第124条）ほか、存続中間法人又は新設中間法人は、合併により消滅した中間法人（以下「消滅中間法人」という。）の権利義務を包括的に承継する。

(4) 合併無効の訴え

中間法人の合併無効の訴え（法第125条）については、会社の場合と同様である。

2 有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併

(1) 合併の手続

ア 合併契約書の作成及び社員総会の承認

有限責任中間法人と有限責任中間法人とが合併するには、合併契約書を作成し、社員総会の特別決議による承認を得なければならない（法第126条）。合併する各有限責任中間法人は、合併契約書の承認を行う社員総会の日の2週間前から合併の日後6月を経過する日まで、合併契約書並びに各有限責任中間法人の最終の貸借対照表及びこれとともに作成した損益計算書を（当該最終の貸借対照表が社員総会の日の前6月以内の日に作成したものでないときは、当該6月以内の日に作成した貸借対照表（これとともに作成した損益計算書があるときは、当該貸借対照表とともに当該損益計算書）をも）、主たる事務所に備え置かなければならない

（法第127条）。

合併契約書の記載事項は、次のとおりである（法第128条、第129条）。

(ア) 吸収合併の合併契約書の記載事項

- ① 合併後存続する有限責任中間法人（以下「存続有限責任中間法人」という。）が合併により定款を変更するときは、その規定
- ② 存続有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- ③ 各有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をする社員総会の期日
- ④ 合併をする時期
- ⑤ 存続有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

なお、存続有限責任中間法人の理事又は監事で合併前に就任したものは、合併契約書に別段の定めがあるときを除き、合併後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時に退任する（法第135条）。

(イ) 新設合併の合併契約書の記載事項

- ① 合併により設立される有限責任中間法人（以下「新設有限責任中間法人」という。）の定款の規定
- ② 新設有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- ③ 各有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をする社員総会の期日
- ④ 合併をする時期
- ⑤ 新設有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

イ 代替基金等の積立て及びその限度額

存続有限責任中間法人又は新設有限責任中間法人は、合併に際して、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる

(法第130条)。この場合において、積み立てる額の総額は、合併により消滅した有限責任中間法人(以下「消滅有限責任中間法人」という。)から承継した財産の価額から当該有限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。また、代替基金として積み立てる額は、消滅有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。

ウ 債権者保護手続

合併に際しては、次のとおり債権者保護手続を執らなければならない。ただし、有限責任中間法人の基金の返還に係る債権については、債権者保護手続を執ることを要しない(法第131条第3項)。

(ア) 債権者に対する告知

合併をする各有限責任中間法人は、それぞれの社員総会における合併契約書の承認決議の日から2週間以内に、それぞれの債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内(1月を下回ることができない。)にこれを述べるべき旨を告知しなければならない。この期間内に債権者が異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなされる(法第131条第2項、第121条第3項)。

なお、債権者に対する告知は、官報に掲載して公告するとともに、次のいずれかの方法を組み合わせて行わなければならない(法第131条第1項)。

- ① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してする公告(定款に公告の方法として定めた場合に限る。)
- ② 知れている債権者に対する各別の催告

(イ) 債権者の異議

債権者が合併について異議を述べた場合には、有限責任中間法人は、合併が当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若

しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない(法第131条第2項、第121条第4項)。

(2) 合併の登記の手続

有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併は、存続有限責任中間法人又は新設有限責任中間法人の主たる事務所の所在地において合併による変更又は設立の登記をすることによって、効力を生ずる(法第133条)。

ア 登記期間等

有限責任中間法人が合併したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、存続有限責任中間法人については合併による変更の登記を、消滅有限責任中間法人については合併による解散の登記を、新設有限責任中間法人については合併による設立の登記として法第19条第1項及び第3項に規定する登記をしなければならない(法第132条)。合併による変更の登記及び合併による設立の登記においては、消滅有限責任中間法人の名称及び主たる事務所並びに合併した旨をも登記しなければならない(法第151条第2項、商登法第66条)。

なお、①合併による解散の登記又は合併による設立の登記の申請人、②消滅有限責任中間法人の主たる事務所を管轄する登記所の管轄区域内に存続有限責任中間法人又は新設有限責任中間法人の主たる事務所がない場合においては、合併による解散の登記の申請を当該存続有限責任中間法人又は当該新設有限責任中間法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由してすべきこと及び③主たる事務所の所在地における合併による解散の登記と合併による変更又は設立の登記の同時申請については、会社の合併の登記の場合と同様である(法第151条第2項、商登法第55条第1項、第68条第2項、第69条、第70条)。

イ 添付書面

申請書には、次の書面を添付しなければならない(法第151条

第3項、商登法第90条（第6号及び第9号を除く。）、第91条、第94条）。

(ア) 合併による変更の登記

- ① 合併契約書
- ② 存続有限責任中間法人の社員総会の議事録
- ③ 消滅有限責任中間法人の社員総会の議事録
- ④ 法第131条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- ⑤ 消滅有限責任中間法人の登記簿の謄本（その主たる事務所が存続有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）
- ⑥ 消滅有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに合併により代替基金を増加するときは、法第130条第2項及び第3項に規定する限度額を証する書面
- ⑦ 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面

(イ) 合併による設立の登記

- ① 合併契約書
- ② 消滅有限責任中間法人の社員総会の議事録
- ③ 法第131条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- ④ 消滅有限責任中間法人の登記簿の謄本（その主たる事務所が新設有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）
- ⑤ 新設有限責任中間法人の定款
- ⑥ 理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

⑦ 消滅有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに法第130条第2項及び第3項に規定する限度額を証する書面

(ウ) 合併による解散の登記

主たる事務所の所在地においてする合併による解散の登記の申請書に何らの添付書面を要しないことは、会社の場合と同様である（法第151条第2項、商登法第69条第4項）。

ウ 登録免許税額

主たる事務所の所在地においては、合併による有限責任中間法人の設立の登記又は基金の増加の登記の登録免許税額は、基金の総額又は増加した基金の総額の1,000分の1.5（消滅有限責任中間法人の当該合併の直前における基金の総額を超える基金の総額に対応する部分については、1,000分の7）、これによって計算した額が3万円に満たないときは3万円、合併による解散の登記の登録免許税額は、1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）へ、ホ、レ）。

従たる事務所の所在地においては、いずれの登記も、申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

3 無限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(1) 合併の手續

ア 合併契約書の作成及び総社員の同意

無限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併するには、合併契約者を作成し、総社員の同意を得なければならない（法第136条）。

合併契約書の記載事項は、次のとおりである（法第137条、第138条）。

(ア) 吸収合併の合併契約書の記載事項

- ① 合併後存続する無限責任中間法人（以下「存続無限責任中間法人」という。）が合併により定款を変更するときは、その規定
- ② 合併をする時期

(イ) 新設合併の合併契約書の記載事項

- ① 合併により設立される無限責任中間法人（以下「新設無限責任中間法人」という。）の定款の規定
- ② 合併をする時期

イ 債権者保護手続

合併をする各無限責任中間法人は、合併契約書についてそれぞれ総社員の同意を得た日から2週間以内に、それぞれの債権者に対し、異議があれば1月を下回らない一定の期間内に申し出るべき旨を告知しなければならない。告知の方法は、①官報に掲載してする公告及び②知れている債権者に対する各別の催告である（法第139条第1項）。

債権者が前記の期間内に異議を述べなかった場合の効果及び債権者が異議を述べた場合に合併が当該債権者を害するおそれがないときを除き弁済等をしなければならないことについては、有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である（法第139条第2項、第121条第3項、第4項）。

(2) 合併の登記の手続

合併の効力の発生時期については、有限責任中間法人と有限責任中間法人の合併の場合と同様である（法第141条）。

ア 登記期間等

無限責任中間法人が合併したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、存続無限責任中間法人については合併による変更の登記を、合併により消滅する無限責任中間法人（以下「消滅無限責任中間法人」という。）については合併による解散の登記を、新設無限責任中間法人については合併による設立の登記として法第94条第1項及び第3項に規定する登記をしなければならない（法第140条）。

その他、合併による変更の登記及び合併による設立の登記において消滅無限責任中間法人の名称及び主たる事務所並びに合併し

た旨をも登記しなければならないこと、登記の申請人、登記の申請の経由及び登記の同時申請については、有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である（法第151条第2項、商登法第66条、第55条第1項、第68条第2項、第69条、第70条）。

イ 添付書面

申請書には、次の書面を添付しなければならない（法第151条第4項、商登法第54条、第67条、第68条第1項）。

(7) 合併による変更の登記

- ① 合併契約書
- ② 存続無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面
- ③ 消滅無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面
- ④ 法第139条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面
- ⑤ 消滅無限責任中間法人の登記の謄本（その主たる事務所が存続無限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）

(イ) 合併による設立の登記

- ① 合併契約書
- ② 新設無限責任中間法人の定款
- ③ 消滅無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面
- ④ 法第139条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもそのものを害するおそれがないことを証する書面
- ⑤ 消滅無限責任中間法人の登記簿謄本（その主たる事務所が

新設無限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にある
ときを除く。)

(ウ) 合併による解散の登記

主たる事務所の所在地においてする合併による解散の登記の
申請書に何らの添付書面を要しないことは、有限責任中間法人
の合併の場合と同様である（法第151条第2項、商登法第69条
第4項）。

ウ 登録免許税額

主たる事務所の所在地においては、合併による無限責任中間法
人の設立の登記の登録免許税額は、申請1件につき6万円、合併
による変更又は解散の登記の登録免許税額は、1件につき3万円
である（登税法別表第一第19号（一）イ、ツ、レ）。

従たる事務所の所在地においては、いずれの登記も、申請1件
につき9,000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

4 有限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(1) 合併の手続

ア 合併解約書の作成及び社員総会の承認

有限責任中間法人と無限責任中間法人とは、有限責任中間法人
を存続中間法人又は新設中間法人とする合併を行うことができる。
この場合には、合併契約書を作成し、社員総会の特別決議による
承認及び総社員の同意を得なければならない（法第142条）。合併
する各中間法人が合併契約書の承認を行う社員総会の日の2週間
前から合併の日後6月を経過する日まで、合併契約書等を主たる
事務所に備え置かなければならないことは、有限責任中間法人と
有限責任中間法人の合併の場合と同様である（法第143条。なお、
無限責任中間法人の損益計算書については、作成した場合に備え
付ければ足りる。）。

合併契約書の記載事項は、次のとおりである（法第144条、第
145条）。

(ア) 吸収合併の合併契約書の記載事項

- ① 存続有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、
その規定
- ② 存続有限責任中間法人の準備金に関する事項
- ③ 存続有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をす
る社員総会の期日
- ④ 合併をする時期
- ⑤ 存続有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事
又は監事を定めたときは、当該定め

なお、存続有限責任中間法人の理事又は監事で合併前に就
任したものの任期は、有限責任中間法人と有限責任中間法人
の合併の場合と同様である（法第149条、第135条）。

(イ) 新設合併の合併契約書の記載事項

- ① 新設有限責任中間法人の定款の規定
- ② 新設有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関す
る事項
- ③ 消滅有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をす
る社員総会の期日
- ④ 合併をする時期
- ⑤ 新設有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

イ 損失てん補準備金等の積立て及びその限度額

吸収合併の場合には、存続有限責任中間法人は、合併に際して、
消滅無限責任中間法人から承継した財産の価額から当該無限責任
中間法人から承継した債務の額を控除した額を限度として、損失
てん補準備金を積み立てることができる（法第146条第1項）。

新設合併の場合には、新設有限責任中間法人は、合併に際して、
代替基金及び損失てん補準備金を積み立てることができる。この
場合においては、積み立てる額の総額は、各消滅中間法人から承
継した財産の価額から当該各消滅中間法人から承継した債務の額
を控除した額を超えることができない。また、代替基金として積
み立てる額は、消滅有限責任中間法人の代替基金の額を超えるこ

とができない(法第146条第2項から第4項まで)。

ウ 債権者保護手続

合併をする各中間法人は、それぞれの債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内(1月を下回ることができない。)にこれを述べるべき旨を告知しなければならない(法第147条第1項)。

告知の時期及び告知の方法は、有限責任中間法人にあっては2(1)ウ(ア)、無限責任中間法人にあっては3(1)ウと同様である(法第147条第2項、第3項、第131条第1項)。

債権者が前記の期間内に異議を述べなかった場合の効果及び債権者が異議を述べた場合に合併が当該債権者を害するおそれがないときを除き弁済等しなければならないこと並びに有限責任中間法人の基金の返還に係る債権につき債権者保護手続を執ることを要しないことについては、有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である(法第147条第4項、第121条第3項、第4項、第147条第5項)。

(2) 合併の登記の手続

合併の効力の発生時期については、有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である(法第149条、第133条)。

ア 登記期間等

有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併した場合における合併の登記をすべき期間、合併による変更の登記及び合併による設立の登記において消滅中間法人の名称及び主たる事務所並びに合併した旨をも登記しなければならないこと、登記の申請人、登記の申請の経由及び登記の同時申請については、有限責任中間法人と有限責任中間法人の合併の場合と同様である(法第149条、第132条、第151条第2項、商登法第66条、第55条第1項、第68条第2項、第69条、第70条)。

イ 添付書面

申請書には、次の書面を添付しなければならない(法第151条第3項、商登法第90条(第6号及び第9号を除く。)、第91条、第

94条)。

(ア) 合併による変更の登記

- ① 合併契約書
- ② 存続有限責任中間法人の社員総会の議事録
- ③ 消滅無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面
- ④ 法第147条第1項から第3項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- ⑤ 消滅無限責任中間法人の登記簿の謄本(その主たる事務所が存続有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。)
- ⑥ 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面

(イ) 合併による設立の登記

- ① 合併契約書
- ② 消滅有限責任中間法人の社員総会の議事録及び消滅無限責任中間法人の総社員の同意を証する書面
- ③ 法第147条第1項から第3項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- ④ 消滅中間法人の登記簿の謄本(その主たる事務所が新設有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。)
- ⑤ 新設有限責任中間法人の定款
- ⑥ 理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

⑦ 消滅有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに法第146条第3項及び第4項に規定する限度額を証する書面
有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である。

(ウ) 合併による解散の登記

主たる事務所の所在地においてする合併による解散の登記の申請書に何らの添付書面を要しないことは、会社の場合と同様である（法第151条第2項、商登法第69条第4項）。

ウ 登録免許税額

主たる事務所の所在地においては、合併による有限責任中間法人の設立の登記又は基金の増加の登記の登録免許税額は、増加した基金の総額又は基金の総額の1,000分の1.5（消滅中間法人の当該合併の直前における基金の総額（消滅無限責任中間法人については、これを900万円として算定する。）を超える基金の総額に対応する部分については、1,000分の7）、これによって計算した税額が3万円に満たないときは3万円、合併による解散の登記の登録免許税額は、1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）へ、ホ、レ）。

従たる事務所の所在地においては、いずれの登記も、申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

第5 その他

1 登記簿の様式

登記用紙の様式は、法登規附録第1号のとおりである。

2 印鑑の提出

登記の申請書に押印すべき者が、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならないことは、商業登記の場合と同様である（法第151条第2項、商登法第20条）。

3 登記申請事件以外の事務の取扱い

中間法人に関する登記申請以外の事務の取扱いは、商業登記又は会社以外の法人の登記に関する事務と同様である（法第151条第2項で

準用する商登法及び法登規第9条で準用する商登規の各規定）。

4 法施行前における定款の作成等

法施行前においては、中間法人の定款を作成することはできないものと解されるので、法施行前の日付をもって作成された定款を添付して中間法人の設立の登記の申請があった場合には、これを受理することはできない。

5 休眠有限責任中間法人のみなし解散

最後の登記後5年を経過している休眠有限責任中間法人について、株式会社の場合と同様のみなし解散の制度が設けられた（法第84条、商法第406条ノ3）。

第5章 確定日付

1 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件

(明42.7.15甲府地裁所長照会)

(明42.8.3民刑758号民刑局長回答)

(要旨) 法務局若しくは地方方法務局又はその支局において公証事務を取扱う場合には、

1から4まで 略

5 確定日附の事務は登記所としてすること。

6から9まで 略

(照会) 公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手續御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ涉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1から5まで 略

6 公証人法ニ依ルモノトシテ特ニ確定日附印及日附簿ヲ設クヘキヤ

7から10まで 略

(回答) 本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通り思考致候

1から5まで 略

6 公証人ノ職務ヲ取扱フ区裁判所ト雖モ確定日附ノ事務ハ登記所トシテ之ヲ為スヘキモノトス

7から10まで 略

2 認証付与ノ可否ニ関スル件

(昭4.10.30富山公証人吉野義憲照会)

(昭5.2.5民事140号民事局長回答)

(要旨) 1 白紙委任状には確定日附を付し得ないが認証を与えることはさしつかえない。

2 他人に代署させた署名を自認する旨の陳述があっても、認証を与えるべきではない。

(照会) 1 白紙委任状ニ確定日附、認証ヲ付与シ得ルモノト相心得可然哉

2 他人ニ代署セシメテノ署名ノ認証ヲ認メテ可然哉又然リトスルモ其署名ニ付キ公証人法第58条第1項前段ト同後段トヲ区別シテ解釈スヘキモノナリヤ右至急何分ノ御訓示ヲ奉仰候也

(回答) 1 白紙委任状ニハ確定日附ヲ付シ得サルモ認証ヲ与フルコトハ差支ナシ但認証文中委任状ノ或部分ノ記載ヲ欠キ空白ナルコトヲ示シ其白紙委任状タルコトヲ明確ニスルヲ要ス

2 他人ニ代署セシメテノ署名ヲ承認スル旨ノ陳述アルモ之ニ認証ヲ与フヘキモノニアラス

右本官ヨリ及回答候也

3 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

記

1から4まで 略

5 確定日附又は拒絶証書の作成の場合のように公証人役場に保存する書類によっては囑託人の住所が明確でない場合には、計算簿に囑託人の住所をも記載すべきこと。

6から17まで 略

4 確定日附の附与について

(昭28.8.29総3468号大津地方方法務局長照会)

(昭28.9.4民事甲1612号民事局長回答)

(要旨) 確定日附簿が滅失した場合でも、最終番号が他の書類等により確認できるときは、次号から附与して差し支えない。

(照会) 当局管内信案出張所の備付の確定日附簿は水害により流失したことは本月26日日記総第3446号で報告したところであるが、標記についての今後の処置として流失した確定日附簿の最終登簿番号が昭和27年度最終登簿番号第807号(請求書にて確認)本年1月から7月まで16件(当局に報告の統計表で確認)8月1日から事変発生当日までには受理件数なく(出張所長報告で確認)附与登簿番号第823号と確認できるときは次号から附与して差しつかえありませんか、また本年度分確定日附請求受付帳も流失(本日附日記総第3467号で追報)したので、受付帳の受付番号の起番方法等についても前記と同様に取り扱って差しつかえありませんか、何分の御指示をお願いいたします。

(回答) 8月29日附日記総第3468号をもって照会にかかる標記の件は、最終番号を確認し得るならば、貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

5 確定日附簿の登簿番号の更新について

(昭38.11.27民事甲3149号法務局長・地方方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 確定日附の登簿番号は毎年更新して差し支えない。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり岐阜地方方法務局長から問合せがあり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下登記官吏、公証事務を取り扱う法務事務官及び公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

確定日附簿の登簿番号の更新について(伺い)

確定日附簿の登簿番号は、各登記所又は各公証人ごとは連年継続して一連番号を付していますが、近時歴大な数字になって、これが取り扱いに不便がありますので、かかる場合には、昭和28年12月22日民事甲第2491号通達の趣旨に基づき、毎年登簿番号を更新することとし、「昭和何年第何号」

と改めてはいかがでしょうか、お伺いします。

別紙乙号

確定日附簿の登簿番号の更新について(回答)

本年10月14日付総第2368号をもって問合せのあった標記の件については、貴見による取扱いをしてもさしつかえないものと考えます。

おって、確定日附簿の番号欄及び私署証書に登簿番号を記載するには、更新年度の記載を省略してさしつかえないから、申し添える。

6 確定日附の訂正について

(昭41.5.17総420号東京法務局長照会)

(昭41.7.12民事甲1871号民事局長回答)

(要旨) 私署証書に確定日附の印章を誤って押捺した場合、確定日附の訂正はできないが、囑託があれば証書に押捺した印章及び登簿番号を抹消の上、新たな確定日附を附することができる。

(照会) 公証人が私署証書に確定日附の印章をあやまって押捺した場合たとえば、昭和41年5月4日付の印章をもって確定日附をすべきを、同年5月1日付の印章をもって行なったことを後日発見した場合には、これを同年5月4日付の確定日附とする訂正はできないが、帳簿及び証書に押捺した印章(帳簿と証書とした割印及び証書の綴目又は継目にした契印を含む)及び証書に記載した登簿番号を抹消し、帳簿の該当欄中の適宜の個所及び証書中の抹消した印章のそばに「錯誤につき印章まっ消」と記載して公証人が職印を押捺し、当該証書に新たに所定の手続をすることはさしつかえないものと考えますが、いかがでしょうか。

(回答) 客月17日付総第420号で照会のあった標記については囑託があった場合には貴見のとおり取り扱ってさしつかえないが、証書及び確定日附簿に印章を抹消した年月日をも記載すべきものと考えます。

7 指名債権質の對抗要件について

(昭46.6.1付46号農公融一第8号農林漁業金融公庫融資第一部長照会)

(昭46.8.31民事(一)発279号民事局第一課長回答)

(要旨) 民法施行法第5条第4号により、指名債権の質権設定(民法第364条)

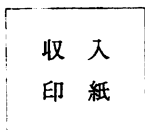
証書の確定日附が、第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とされた例。

(照会) 当公庫の貸付にかかる担保として債権を質入させる場合に、別紙1の質権設定証書に確定日附を附することにより第三者対抗要件を備えるものと思われませんが、ご意見を拝承いたしたく、ご照会いたします。なお、上記質権設定証書に添付する質権設定承諾書の様式は別紙2または別紙3のいずれによっても差し支えないと存じますが、これについても、併せてご照会いたします。

また、以上のとおりで差し支えない場合は、貴管下法務局および地方方法務局に対して周知方ご依頼申し上げます。

(理由) 民法施行法第5条第4号の規定に基づき、上記質権設定証書の確定日附は、当該質権設定証書第3条において引用されている第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とみなされる。

別紙1



質権設定証書

第1条 昭和 年 月 日付借用証書に基づき貴公庫に対し負担する一切の債務を担保するため、末尾記載の債務者に対する債権及びこれに付随する抵当権の上に質権を設定した。

第2条 前条記載の借用証書に規定する契約条項中担保に関する条項は、すべてこの証書に適用又は準用する。

第3条 末尾記載の債務者は、それぞれ第1条記載の質権設定につき昭和 年 月 日付質権設定承諾書のとおり承諾した。

昭和 年 月 日

質権設定者 住 所

名 称

上記代表者 住 所

氏 名 ㊦

農林漁業金融公庫

総裁 殿

質 権 の 表 示

1 債 権 額 金 円也

内 訳 元本金 円也

利息金 円也(昭和 年 月 日から昭和

年 月 日までの分)

2 利 息 年 パーセント

3 損 害 金 元利金につき年14.5パーセント

別紙2

質 権 設 定 承 諾 書

昭和 年 月 日付借用証書により私が貴組合から御融通を受けた金 円也に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和 年 月 日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては、私は何等の異議なく承諾致します。

昭和 年 月 日

住 所
債 務 者 氏 名
組 合

組合長理事

㊦

(注) 抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

担 保 目 的 の 表 示

債務者 氏名	証書 日付	証書面 日付	質入債 還期限	最終債 還期限	担 保			順 位
					抵 当 権 設 定 者	抵 当 権 の 表 示	担 保 目 的 で あ る 物 件	

(注) 1. 抵当権の表示は、たとえば「昭和〇年〇月〇日〇〇地方支局〇〇支局受付第〇号」と記入する。
 2. 抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は次の部分を抹消する。
 (1) 第1条中「及びこれに付随する抵当権」(2)質権の表示(3)担保目的の表示「中担保」欄

別紙3

質 権 設 定 承 諾 書

わたくしたちが貴組合から御融通を受けた末尾記載の借入金に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和 年 月 日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては、わたくしたちは何等の異議なく承諾致します。

昭和 年 月 日

住 所

債務者 氏 名

㊦

住 所

債務者 氏 名

㊦

組合長理事 殿

担 保 目 的 の 表 示

債務者氏名	証書日付	証書面金額

(注) 抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は本文中「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

(回答) 本年6月1日付46農公融一第8号をもってご照会のあった標記の件については、質権設定承諾書の日付が、質権設定証書の確定日附より以前である場合には、その確定日附が、質権設定承諾書の確定日附となるものと考えます。

なお、質権設定承諾書の様式は貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって、この旨当局発行の「民事月報」に記載し、周知をはかることとしたから、了知願います。

8 確定日附の付与に関する事務取扱いについて

(昭57.10.26民一6304号法務局長・地方支局長あて民事局長通達)

(要旨) 後日の記入を前提とするような形式上、未完成な文書につき確定日附の付与の請求があった場合、これに応ずべきではない。

(通達) 標記について別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨、貴管下登記官及び公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

標記の件について、別紙のような未完成の文書につき民法施行法6条の規定による確定日附の付与の請求があった場合、昭和52年2月5日民一140号貴職回答の趣旨に準じ、これに応ずべきでないと考えますが、付与に応ずるのが相当であるとする説もあり、いささか疑義がありますので何

分の御指示を賜わりたくお伺いします。

別紙

営業権譲渡及び立退承諾書

昭和 年 月 日 に於いて 間で左記の通り契約が成立したので後日の証として本書を作成する。

記

- 1 昭和 年 月 日迄借入金一金 円也を返済出来ない場合には後記物件を債権者 に営業権及び什器備品を居抜のまま明渡します。
- 2 本物件には現在第三者の居住者はなく本件債務者のみが占有使用していることに間違いありません。
- 3 債権者の明渡し請求の意志表示がありしだい即刻明渡します。
- 4 明渡しに関し法人、個人を問わず何人と言えども此の行為を阻止することは認めない。
- 5 本契約は他の如何なる債務にも優先し東京法務局所属公証人役場に於いて確定日付をなしたる後は本契約書は公正証書の効力をもつ事を双方合意の上認めるものとする。

物件の表示

昭和 年 月 日

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏 名 株式会社 甲 野 商 事

代表取締役 甲 野 太 郎 ㊟

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏 名 甲 野 太 郎 ㊟

殿

売 渡 書

1 物件の表示

右記載の物件は別紙領収書通りの金額にて正に貴殿に売り渡しました。
本日売渡済の物件は貴殿に於いて本書に御自由に記入しても何等異議は

ありませんと同時に売渡の物件に対し私の権利は放棄することを誓約申し上げます。

右売渡人

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏 名 株式会社 甲 野 商 事

代表取締役 甲 野 太 郎 ㊟

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏 名 甲 野 太 郎 ㊟

別紙乙号

客月13日付け二総公1第936号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

9 代理・兼務公証人の確定日附の付与について

(昭61.2.26民一1470号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理・兼務公証人が確定日附を付与する場合に使用する日附印は、代理者である公証人の役場備え付けの日附印を使用して差し支えない。

(通達) 標記について別紙甲号のお本日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので通知する。

おって、この旨を貴管下公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証人が公証人法第63条第1項又は第64条第1項規定により代理人として被代理公証人の役場において職務を執行する場合において、確定日附の付与の請求を受けたときは、代理者である公証人の役場備え付けの日附印を使用して差し支えないものと考えますが、被代理公証人の役場備え付けの日附印を使用するとの見解もあり、決しかねますので、御照会いたします。

なお、公証人が公証人法第67条第1項又は第72条第1項の規定により兼務者として元公証人又は停職中の公証人の役場において職務を執行する場合においても、同様の取扱いで差し支えないものと考えますが、併せて御指示方お願いします。

別紙乙号

本年2月14日付け書面をもって照会のあった標記の件については、いずれも貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、いずれの場合においても、証書に登簿番号を記入するには、職務を行う役場をも表示する（例えば、「何公証役場登簿第〇〇〇〇号」等）のが相当である。

10 確定日付の付与に関する事務取扱いについて

（平元.11.9民一4590号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）翌日の日付印請求する確定日付交付請求には応ずべきではない。

（通達）標記について、別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

確定日付けの付与に関する事務取扱いについて

標記について、東京公証人会会長から別紙のとおり伺いがあり、当職としては、1の取扱いによるのが相当であると考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示をお願いいたします。

（別紙）

確定日付けの付与に関する事務取扱いについて（伺い）

標記に関する事務取扱いについて、左記のいずれによるべきか何分の御指示を賜わりたくお伺いいたします。

記

確定日付の請求人から請求文書（以下「本文書」という。）について、請求日の翌日の確定日付の交付を求められた場合、次の取扱いによる。

- 1 請求日当日の確定日付の付与を求めるのではなく、その翌日の日付印を請求するのであるから、これに応ずべきではない。（請求日当日の日付印を押印するしかないことを説明し、請求人がこの扱いで困るというのであれば、付与を拒絶し、翌日改めて本文書を持参させる。）
- 2 本文書を受け付け、請求日の翌日の日付印を押捺し、請求日当日これを請求人に交付する。

- 3 本文書を受領し、請求日当日その翌日の日付印を押捺しておき、本文書を公証役場で保管し、翌日朝請求人にこれを交付してもよい。

おって、近時、譲渡性預金の譲渡通知書について、請求人から、請求日の翌日の日付印を押捺し、かつ、請求当日その交付を要請される事例があり、これに対して前記3のと通りの取扱いがなされているとのことであるので、その取扱いを統一するために本伺いに及んだ次第です。なお、当会法規委員会において検討した結果、前記2は、圧倒的多数が違法、3は、違法とする意見があるが、適法とする意見が多数あること及び3は仮に適法としても、実際の取扱上、2と同じ扱いとなるおそれが多く認めるべきでないとする意見があることを付記いたします。

別紙乙号

確定日付の付与に関する事務取扱いについて

客月11日付け二総公一第382号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

第6章 執行証書

1 根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件

(明42.8.2名古屋地裁所長照会)

(明42.10.22民刑872号民刑局長回答)

(要旨) 根抵当権設定契約公正証書には民事訴訟法第559条第3号に該当する請求の金額の記載がないから執行ある正本を付与することができない。

(照会) 公正証書ヲ以テ不動産ヲ抵当トシ金500円ヲ限度トシ金銭貸借ノ契約ヲ為シ其額ハ通帳ニ依ルコトトセリ(所謂根抵当)而シテ通帳計算ノ結果300円弁済ヲ怠リ法ノ場合ニ於テ公証人ハ動産ニ対スル執行正本ヲ付与シ得ルヤ否ヤ(勿論公正証書ニハ弁済ヲ怠リタル場合ニハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約諾ノ記載アリ)ニ関シ左記2説アリ何レヲ可トスヘキヤ差掛リタル事件有之候ニ付キ一応貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

第1説 執行正本ハ付与スルコトヲ得ス

公正証書ニ依ル債務名義ハ民訴第559条第5号ニ明定セシ如ク一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ナラサルヘカラス然ルニ本問ノ如キハ或程度(500円)迄金銭カ貸借スヘキコトヲ予約シタルニ過キサレハ民訴第559条第5号ニ該当スヘキモノニアラス

第2説 執行正本ノ付与ハ適法ナリ

当事者双方合意ノ上金500円迄貸借スヘキ契約ヲ締結シ此契約ニ基キ貸借シタル金銭ノ弁済ヲ怠リタルトキハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約シタル公正証書ニ基ク以上ハ金500円ヲ超過シタルモノニ付テハ執行シ得サルコト勿論ナリト雖モ其範囲内ニ於ケル請求ハ之ヲ執行シ得サルノ道理ナシ若シ第1説ノ如キ狭義ノ解釈ヲ為サンカ金500円ヲ貸与シ其弁済ヲ怠リタルトキ内金300円ヲ請求スル場合ニ於テモ尚ホ執行シ得スト云ハサルヘカラサルノ不条理ヲ来タサム

(回答) 本年8月2日附ヲ以テ御問合相成候公正証書ノ執行力アル正本付与ニ関スル件ハ公正証書ニ依ル執行シ得ヘキ債務名義ニハ執行ニ必要ナル原因ノ記載ナカルヘカラス然ルニ根抵当権設定契約公正証書ニハ民事訴訟法第559条第5号ニ該当スル請求ノ金額ニ付キ記載ナキモノナルヲ以テ公証人ハ之ニ対シ執行力アル正本ヲ付与スルコトヲ得サル義ト思考致候此段及回答候也

2 競売手続ノ合意ニ関スル件

(明43.2.5高松地裁所長照会)

(明43.8.5民刑137号民刑局長回答)

(要旨) 競売期日ノ公告を為さずに競売手続を完結すべき旨ノ契約は、公ノ秩序ニ反スル無効ノ行為であるから、執行官はもちろん、当事者もこれに拘束されない。

(照会) 一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢竟高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競り上クルコトヲ得ス然レトモ(旧)民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為サルヘカラサルカ(競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ)他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

(回答) 有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ

予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手續ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス從テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

3 当事者一方ノ囑託ニ因リ作成シタル公正証書ノ執行力ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 当事者一方の囑託により作成した公正証書は、その内容の如何に拘わらず強制執行の債務名義とならない。

(照会) 公証人ハ当事者一方ノ囑託ニ依リ公正証書ヲ作成シ得ルコトト相成候ニ付テハ義務者カ其義務事項ヲ記載シタル公正証書ノ正本ヲ債権者ニ交付シタル場合ニ於テ其証書カ民事訴訟法第559条第5号ニ適スルトキハ債権者ノ之ヲ受諾シタル記載ヲ欠クモ執行文請求夫レ自体ニ依リテ其受諾ヲ認定シ得ヘク又送達謄本ハ利害關係人トシ之ヲ交付シ得ヘク從テ之ヲ債務名義トシテ執行スルニ妨ナキカ如ク認めラレ候右ハ曩ニ広木公証人稟伺ニ対スル民刑局長回答ノ次第モ有之候得共一方囑託ニ依ル証書ハ其種類内容ノ如何ヲ問ハス総テ執行ヲ許ササル趣旨ナリヤ又ハ回答面御例示ノ如キ場合ノミ執行シ能ハサル義ナリヤ疑義相生シ候ニ付茲ニ重ネテ相伺候

(回答) 民事訴訟法第559条、当事者一方ノ囑託ニ依リ作成シタル公正証書ハ其内容ノ如何ニ拘ラス強制執行ノ債務名義タル効力ナキモノトス

4 有体動産競売手續ノ合意等ニ関スル件

(明44.7.8広島地裁所長照会)

(明44.9.13民事518号民事局長回答)

- (要旨) 1 有体動産の競売を早くすることの合意は、差押をした後執行官に対し申出るべきであつて、強制執行前債権者債務者間に於て予め合意をしても、民訴第575条但書の「合意」とはならない。
- 2 差押後競売を早くすることの合意があつた場合でも、民訴第576条第2項の公告は必要である。

(照会) 近時公証人ノ作成スル公正証書ニハ「強制執行ノ場合即時競売セラルルモ債務者ニ依テ異議ナキ事」ト云ヘル条項殆ント例文トシテ掲ケラレタリ之レ民事訴訟法第575条但前段ニ「差押債権者云々及債務者カ競売ヲ更ニ早く為サンコトヲ合意シタルトキ」トアル法文ニ胚胎シ債務者ハ金銭若クハ米穀借入ノ急ニ迫マラレ債権者就中高利貸ノ強要ヲ甘諾スルノ已ムヲ得サルニ出テタルモノナランモ斯ル意思表示ノ条項アルカ為メ債権者ハ弁済期限経過スルヤ猶予ナク債務者ノ所有ト否トニ拘ハラス其占有スル動産ノ差押ヲ為シ即時ニ競売ヲ為サシメ以テ其間ニ奇利ヲ博シ同時ニ差押物件ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル第三者並ニ一般債権者ヲシテ異議ノ申立ハ配当加入ヲ為スヘキ猶予ナク不測ノ損害ヲ蒙ラシムルノ弊害アリ又一面ニハ狡猾ナル債務者債権者ト相通シ如上ノ公正証書ヲ作成シ之ニ依リ一般債権者又ハ利害關係ヲ有スル第三者ヲ害スルノ虞ナシトセス民訴575条ノ但書ニハ何程ノ猶予期間ヲ存スヘキ制限ナキヲ以テ執達吏ハ債権者ノ求ニ因リ如上ノ弊害アルニ拘ハラス即時ニ競売ヲ施行シ差支ナキヤ若シ即時競売ヲ為シ得ルモノトセハ此場合ニ於テハ民訴576条2項ノ公告ハ必要トセサルヤ又此場合ニ於テ執達吏ハ第三者ノ異議申立若クハ他債権者ノ執行力アル正本ニ因リ配当ヲ要求シ得ヘキ相当ノ期間ヲ存スヘキモノナルヤニ付疑義有之御省議承り度候

又即時競売ヲ予メ承諾スル意思表示ハ有効ナルヤ否ヤニ付数説アリ即チ法律上何等制限スル処ナキノ故ヲ以テ全然有効ナリト主張スルモノアリ又民事訴訟法第575条ハ公益規定ニシテ同条但書ノ合意ハ差押ニ際シテ為シタルコトヲ要シ予メ合意スルモ効力ナシトノ論者アリ又利害關係ヲ有スル第三者若クハ執行力アル正本ニ因リ配当ヲ要求セントスル債権者アル場合ニハ無効トナルヘキモ其他ノ場合ニハ有効ナリトノ折衷説ヲ主張スル者有之候若シ全然無効ナリトノ説ヲ正當ナリトセハ公証人ヲシテ始メヨリ斯ル意思表示ノ公正証書作成セシメサルヲ得策ト思考致候此点ニ付御省議ハ何レニ有之候哉何分ノ御垂示ニ預リ度此段及御問合候也

(回答) 本年7月8日附日記発第687号ヲ以テ御問合相成候有体動産ノ競売ニ関スル疑義ノ件ニ民事訴訟法第575条但書ノ競売ヲ早く為スコトノ合意ハ執達吏カ差押ヲ為シタル後差押債権者、執行力アル正本ニ因リ配当ヲ要求

スル債権者及ヒ債務者カ執達吏ニ対シ合意ノ申出ヲ為スヘキモノニシテ強制執行開始前予メ債権者債務者間ニ於テ合意ヲ為シタリトスルモ右法条ノ所謂合意トナルヘキモノニアラス次ニ差押後競売ヲ早く為スコトノ合意アリタル場合ト雖モ民事訴訟法第576条第2項ノ公告ハ必要ニ有之其幾何ノ時間ヲ存スヘキヤハ差押物ノ性質其他ノ事情ヲ斟酌シ適宜定ムヘキモノト思考致候此段及回答候也

5 私署証書ノ援用ニ関スル件

(大2.2.14東京公証人今井万吉照会)

(大2.6.27民91号法務局長回答)

- (要旨) 1 私署証書を公正証書に援用した場合でも、その公正証書により給付を約するものである以上、強制執行に関する記載をすることができる。
- 2 不動産の抵当権設定登記を経た私署証書を公正証書に援用した場合でも、その公正証書により給付の義務を証するものである以上、強制執行に関する記載を為すことができる。

(照会) 1 私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号(現第3号)ノ証書ニ該当セサルヲ以テ該証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ス從テ其ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニアラサル趣ハ從來多数ノ稟伺ニ対シ民刑局長ヨリ御回答有之候処明治44年(壬)第226号明治45年2月7日大審院第二民事部ノ判決ハ右民刑局長ノ御回答ト異ナリ私署証書ニ因リ成立シタル消費貸借ヲ承認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号(現第3号)ニ該当スル証書ニシテ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル如ク判示セラレ候ニ付テハ右判決ノ趣旨ニ從ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ト心得可然哉

- 2 前記判決ノ趣旨ニ從ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ニ候ハハ当事者間ニ消費貸借契約ヲ締結シ債務者カ債務ノ担保トシテ其ノ所有不動産ニ抵当権ヲ設定シ之ヲ私署証書ニ作成シテ抵当権設定ノ登記ヲ受ケタル後右私署証書ノ債務ヲ承認シタル旨ヲ公正証書ニ作成スル場合(或ハ当事者ハ何年何月何日付私署証書ニ因リ消費貸借契約ヲナシ債務者所有ノ不動産ヲ債

務ノ担保トシテ抵当権ヲ設定シ其ノ登記ヲ完了シタル旨ヲ記載スル公正証書ヲ作成スル場合)ノ如キモ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル義ト心得可然哉

右稟伺候也

(回答) 本年2月14日付稟伺ニ係ル公正証書ノ作成方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

- 1 私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得サル旨ノ当省先例ハ明治43年11月23日民刑第1377号青森地方裁判所所屬公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ省議変更セラレタルモノニシテ該回答ノ趣旨ハ明治44年(甲)第226号大審院判決ノ趣旨ト抵触スル処ナク該回答ノ趣旨ヲ再言スレハ私署証書ヲ援用シテ公正証書ヲ作成スル場合ニ於テモ其証書ニ依リ給付ヲ約スル趣旨ナル以上ハ之ニ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ルモ凡ソ公正証書ハ法律關係ヲ明確ニシ疑義ヲ生セサル様努ムルヲ肝要トスルヲ以テ承認又ハ確認等ノ文詞ハ之ヲ避クルヲ可トス
- 2 証書ノ趣旨前項ノ如ク私署証書ヲ援用シ依テ給付ノ義務ヲ証スルモノナル以上ハ貴見ノ通り解スヘシ但此場合ニ於テモ亦前項ノ場合ニ於テモ公正証書ニ承認又ハ確認等ノ文字ヲ用ユルモ該証書ハ公証人手数料規則第13条第1号ノ所謂承認ヲ証スル証書ニ非サルヲ以テ同条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキ限ニ非ラサルハ勿論ナリトス此段本官ヨリ及回答候也

(参考) 公正証書の作成につき、さきに作成した私署証書を引用すると否とを問わず、該証書が法律行為の要項を具備する以上は強制執行の債務名義となりうるが「債務を確認し云々」のような文言は避けた方がよい(明42.11.29青森公証人館純吉照会、明43.11.23民刑1377号民刑局長回答)。

6 公正証書ノ作成ニ関スル件

(大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会)

(大4.8.6民1197号法務局長回答)

(要旨) 私署証書の債務を公正証書に改めることによって給付の義務を約し、かつ強制執行を受けても差し支えない旨の契約については、証書を作成する

ことができる。

(照会) 私署証書ヲ以テ金銭ヲ貸渡シタルモ其弁済期日ニ債務ヲ履行セサルニ付更ニ23日内ノ短期間内ニ其債務ヲ履行スヘク若シ不履行ノトキハ直チニ強制執行ヲ為スヘキ契約ノ囑託ニ応スルモ差支ナキヤ

(回答) 問合面ノ場合ニ於テ公証人ノ作成スヘキ公正証書ニ依リ給付ノ義務ヲ約スルモノナルニ於テハ貴見ノ通

7 組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件

(大6.6.8福岡地裁所長照会)

(大6.7.14民1449号法務局長回答)

(要旨) 公正証書に他の公正証書を援用した場合でも、一定の金額の支払を約したものであるときは、これに強制執行に関する記載をすることができるが、他の組合契約公正証書の条項を承認し、該組合に加入した旨を記載した公正証書には強制執行の記載をすべきでない。

(照会) 公証人ニ於テ組合員カ或ル違反行為アルタルトキハ一定ノ違約金ヲ支払フヘキ罰款アル組合契約ノ公正証書ヲ作成シタル後該契約ニ基キ組合ヲ代表スヘキ組合員甲者ト新ニ其組合ニ加入スヘキ乙者トノ間組合加入ノ公正証書ヲ作成スルニ該リ囊ニ作成シタル組合契約ノ各条項ヲ列記セス単ニ其ノ組合契約アル公正証書ヲ援用シ乙者ニ於テ該契約ノ各条項ヲ承認シ組合ニ加入セルコト及強制執行認諾ノ旨ヲ記載シタルモノアリ然ルニ後日右等甲乙両者間ノ囑託ニ依リ作成シタル公正証書ニ基キ甲者ヨリ乙者ニ対シ違約金徴収ノ為メ公正証書ノ執行正本ヲ求ムルコトアルモ該証書自体ノミニテハ民事訴訟法第559第5号(現行第3号)ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作リタルモノナルコト判然セサルカ故ニ其援用シタル組合契約ハ公正証書謄本ヲ執行正本ニ添付シ付与スルコトヲ得ヘキヤ元来右等公正証書ニ対シテハ執行正本ヲ付与スヘキモノニ非ス從テ強制執行認諾ノ旨ヲ記載スルコトヲ得サル義ニハ無之哉

(回答) 公正証書ニ他ノ公正証書ヲ援用シタル場合ニ於テモ其証書ニ依リ一定ノ金額ノ支払ヲ約シタルモノナルトキハ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ問合面ノ如ク公正証書ニ他ノ組合契約公正証書ヲ援用

シテ之ヲ添付書面ト為シタルニ非ス単ニ組合契約ノ各条項ヲ承認シ該組合ニ加入セシコトノミヲ記載シタルモノハ之ニ依リ支払又ハ給付ノ義務ヲ約シタルモノトスルコトヲ得サルヲ以テ斯ル証書ニハ直ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スヘキモノニ非ス從ツテ仮令之カ記載アリトスルモ該証書ニ援用シタル他ノ公正証書ヲ添付シテ之ニ執行文ヲ付与スヘキモノニ非ス

8 連帯債務者の一人が囑託に参加しない消費貸借契約公正証書の作成について

(昭28.8.5旭川公証人板井一治照会)

(昭28.9.5民事甲1622号民事局長回答)

(要旨) 債権者甲、連帯債務者乙丙間の消費貸借契約において、甲乙間の法律関係のみを公正証書に作成するのであれば、甲乙のみの囑託に応じて差し支えない。

(照会) 甲は乙、丙兩人を連帯債務者として金円を丙に交付して貸付けたとの契約を公正証書とせんとする囑託に於て、交付を受けたる丙は其囑託に加わらず敢て甲、乙のみにて「丙が金円を受領して成立せる消費貸借に乙が連帯債務者となること並に強制執行認諾の条項」ある公正証書作成の囑託に応じ支障なきや御垂示仰度

丙は株式会社として権限ある代表者が金円を受領せるも受領後会社更生法による更生手続開始決定ありたる為め代表権が管財人に移り管財人は進んで公正証書作成に加わらざるに依り乙のみにてなさんとする事情なり。

(回答) 本年8月5日付をもって照会にかかる標記については、甲乙間の法律関係のみを定める内容のものであればさしつかえないものとする。

9 公正証書の作成について

(昭30.9.19輸監30第10号日本輸出入銀行監査部長照会)

(昭30.12.28民事甲2828号民事局長回答)

(要旨) 貸付金の交付時期を将来の特定日とする分割貸付契約公正証書は、執行証書とならない。

(照会) 一定金額を貸し付ける旨を約し、その金銭の交付時期を将来の特定日

とする分割貸付契約について公正証書が作成されたときは、民訴第559条第3号にいう「一定の金額の支払を以て目的とする請求」について作成した公正証書と解して差支えないか。

分割貸付契約証書（抄）

第 条 甲は乙に対し、左記要項により金員を貸し渡すことを約諾した。

- 1 金額金 円也但し左のとおり分割して貸し渡すものとする。
昭和 年 月 日 金 円也
昭和 年 月 日 金 円也
計 金 円也
- 2 弁済期 昭和 年 月 日
- 3 利率 年 分
- 4 利息支払方法 毎年 月及び 月の各日に前6ヶ月分を後払のこと。但し、月に満たないときは日割計算とする。
- 5 特約 乙がこの契約に違反したとき、又は乙の資産若しくは事業の重大な変更その他の事由によりこの契約又はこの借入金にかかる輸出契約の履行が困難であると甲が認めるときは、甲は法定の手続を要しないで乙に対し貸付未済額の貸付を取り止めるばかりでなく、期限及び償還方法にかかわらず、直ちに債務を完済させ得ること。

債務不履行の場合には、乙は、弁済を要する金額に対して、100円につき1日4銭の割合に当る損害賠償金を支払うこと。

第 条 乙はこの契約に違反したときは、直ちに強制執行を受けるべきことを認諾した。

（回答）昭和30年9月19日付輸監30第10号をもって照会のあった所問については、消極に解すべきものと考え。

理由 所問の金銭分割貸付契約においては、分割貸付金の返還請求権は、当該分割貸付金が現実に貸し付けられるまでは発生しないものである。従って一定額の金銭の交付時期を将来の特定日としても、その日以前に作成された公正証書は民事訴訟法第559条第3号にいう「一定ノ金額ノ支払……ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作りタル証書」と解することはできない。

10 分割融資契約について

（昭31.7.7東京公証人高野正保照会）

（昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答）

（要旨）分割融資契約公正証書については、既に金銭の授受があった部分のみ強制執行認諾約款を付し得る。

（照会）左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

- 1 当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす、所謂分割融資契約を締結し、その後1回分又は数回分の金額を授受したが、未だ一部数回分の金額授受未了の場合
- 2 略
- 3 前記事実においては借主に一定の事由あるときは爾後の融資即ち分割金の授受をしない旨の約定が定められているが、
 - (1) かかる事実の公正証書には債権金額が一定しないから、債務者の債務不履行を条件とする強制執行認諾条項を付し得ないか、若し付し得ないとせば既に金銭の授受があった部分についてのみ消費貸借が成立したものと強制執行認諾条項を付するを可とするか。
 - (2) 公正証書作成当時においては将来の債権金額が一応一定しているのだから、債権全額につき強制執行認諾条項を付け得るか。
- 4 略

右解釈如何に依り、強制執行開始の条件として公正証書の謄本の外、同条項の執行文の謄本の交付及債権者提出の証明書の謄本の作成の要否も分れて来る。

目下差迫った事実がありますので至急御回答願ひ度い。

（回答）7月7日付をもって照会にかかる標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 及び2 略
- 3 (1)後段のとおり。
- 4 略

11 違約金条項に関する執行認諾について

(昭32.3.29総283号鹿児島地方務局長照会)

(昭32.4.9民事甲722号民事局長回答)

(要旨) 組合契約中の違約金支払の約定についても執行認諾文言を附することができる。

(照会) 標記についての別紙のとおり名瀬支局長から問合せがあり、イ、口両説があつていささか疑義もありますので、何分の御指示を仰ぎます。

別紙

公証事務取扱について (照会)

別紙組合契約書を作成するにあたり、関係人全員は、第10条第2項の過怠金について、契約に違反した場合は、強制執行を認諾する旨、申述べますが、左記の通り疑義があります。

差しかかった事件につき、至急何分の御指示を願います。

記

イ説 証書の本旨は、飲料水の製造及び販売方法についての協定であつて、一定の金額の支払を目的とする請求についての証書とはいえない。したがつて執行認諾の旨を記載しても無効である。

口説 証書の本旨のみに、左右されるべきでなく、たとえ附帯約定であっても、確定した金額の給付を目的とする請求部分については、執行認諾の旨の記載は有効である。

したがつて、公証人において執行文を付与できる。

契 約 書

契約各者(以下組合員と称す)は左記の如く契約し、各其の権利と義務を有する事を承認す。

1 奄美群島下に於ける清涼飲料水、保存飲料水(以下飲料水と称す)の製造販売を営むものの結集により飲料水の製造販売を為し、共同の利益を増進するを目的として、大島清涼飲料水組合の設立する迄本契約を以て協定し以下大島清涼飲料水組合と呼称す。

2(1) 新たに奄美群島下に於て飲料水の製造販売の許可を受けたる者ある時は、此の契約締結を要請するものとする。

(2) 組合を脱退せんとする者は脱退1カ月以前に組合長に申し、組合長は可成速に臨時総会を開き、組合員過半数の承認を得たる場合にのみ脱退を承認し、此の承認に依りて初めて脱退の効力を発する事とす。

3(1) 組合員は飲料水の公衆衛生に及ぼす影響に鑑み、名瀬保健所の指導に従い、飲料水の声価を落さぬ様其品質及衛生的製造に留意努力するものとする。

(2) 組合は名瀬保健所の要請あらば資材の選択斡旋原価計算、各工場の製造能力の劃定等に協力するものとする。

4 法的許可なくして製造販売する者ある時は、保健所等関係官庁に連絡して直に之が禁止措置を講じて飲料水に対する声価維持等に努めると共に業者共同の利益を侵かされざる様努めるものとする。

5 組合員はオレンジジュース(180CC入壘詰1本当)の販売価格を次の通り協定す。

(1) 小売店への販売価格

中 味	1本9円50銭	}	計16円50銭以上但し得意先店前渡
壘保証金	1本7円		

(2) 特約店(一般小売問への卸元を称す)への販売価格

中 味	1本8円	}	計15円以上但し名瀬渡
壘保証金	1本7円		

但し以上の価格は大島税務署より第2種物品の容器に関する承認を得たるものに限る(当該承認無きものに対しては中味壘保証金合計額に対して20%の物品税を加算することとなる)。

6 前項の協定価格に依らざる価格に依り販売を必要とする時は事前に組合長の承認を得たる上行うものとする。

7 壘本数をサービスする(試飲用として王冠を脱して渡すものを除く)等実質的に第5項の価格を変更するものは本協定に違反するものとする。

8 各組合員は其の特約店(一般小売店のみへの販売店)及小売店の販売価格に関しては第5項の価格を堅持せしむ責任を負うものとする。

9 右壘の買取(第5項の壘保証金を返却する場合を含まず)価格を1本当り金5円以下とす。

- 10(1) 第5項乃至第8項の協定に違反したるものに対しては他組合員は其の蒙りたる損失を一方的に決定して弁償請求する事が出来る。其の場合違反したる者は其の請求に応じなければならない。
- (2) 前項の外組合長は第5項乃至第8項の協定に違反したる事実を確認したる時は、違反者より違反事項1件毎に過怠金1万円を徴収す。但し組合長は右過怠金1万円の徴収に応じ得ざる者よりはジュース空壺1,500本を徴収す。此の徴収したるものは、組合基金に繰入するものとす。
- 11(1) 組合に組合長1幹事1を置き各其の任期を1ヶ年とし、任期到来の時は総会を開き改めて推薦するものとす。
- 12 名瀬保健所長及同衛生課長に組合顧問を委嘱する。
- 13 組合通常経費を支弁する為、毎月各業者より金200円を徴収し毎年組合長任期推薦の際、支出報告して組合員の承認を得るものとす。
- 14 新規加入組合員との本契約の締結は組合長に委任す。

昭和32年3月8日

鹿児島県名瀬市小町3班
 A 食品工業株式会社
 取締役社長 K 某

名瀬市浜町3
 何 某

名瀬市永田橋通り
 何 某

名瀬市芳町1班
 何 某

名瀬市小町3班
 何 某

名瀬市金久町5
 何 某

瀬戸内町古仁屋17
 何 某

瀬戸内町古仁屋
 何 某
 瀬戸内町古仁屋
 何 某

(回答) 3月29日付総第2873号をもって照会のあった標記については、口説によるのが相当と考える。

なお、第10項第1号の「損失を一方的に決定して弁償請求する」ことは、不当であるから参考までに申し添える。

12 分割貸付契約公正証書に関する取扱

(昭32.6.4東京公証人大沢光吉照会)

(昭32.6.6民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 分割貸付契約公正証書において既に金銭の授受がされている部分は執行証書となり得るが、金銭の未授受の部分については消費貸借の予約が成立するにすぎず、執行証書となり得ない。

その後右の予約に基づき執行認諾約款を附した公正証書(追加証書)が作成されれば、それは執行証書となる。

(通達) 標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

分割貸付公正証書の執行力については、別紙記載の通り公証人により種々意見を異にしていますので、本件に関する実務上の取扱を統一する為、然るべく御指示されたく、御願申し上げます。

尚小生の見解としましては、左記の通りに処理した方が妥当ではないかと考えますが、何卒宜敷く御指示の程願申し上げます。

別紙

1 消極説

追加公正証書作成のこと。尚之には強制執行認諾の文言記載のこと。

2 及び 3 略

以 上

分割貸付公正証書に基く執行文の付与に係る件

- 1 別添のとおり契約内容を有する公正証書（以下原公正証書という。）を作成した場合、執行文の付与に関し、次のとおり説が分れておりますが、いずれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1) 積極説

別添の契約によれば、公正証書作成時に未貸出である第2回以降貸借額金750万円也については、未だ消費貸借は成立していないが、貸主が一定金額の貸付を約し、借主が、これに応じて返済を約しているのので、ここに1個の債権債務関係が創設されている。而もその契約内容が、別添の如く特定した具体的請求権である限り、民事訴訟法第559条第3号に定める要件を充たし、債務名義となり得ると解する。即ち、貸借が将来の或る一定日（起工日、進水日及び竣工日）に行われることを先天的反対給付とする請求権が、分割貸付契約の成立と同時に発生したものと認め、これが、公証人がその権限内において正規の方式によって作成した公正証書に記載され、かつ、その公正証書に強制執行認諾の記載がある場合、債務名義となり得ると解する。

而して民事訴訟法第518条第2項は、執行が条件に係る場合には債権者が、証明書を以てその条件を履行したことを証明する場合に限り執行文を付与することができる旨規定しているから、貸主をして、夫々の特定日に一定金額宛を受領した旨の借主の領収証を提出せしめ、貸付総額金1,000万円也の貸借が約定通り履行されたことを確認の上、貸付総額金1,000万円也につき、執行文の付与をすることを得ると解する。

(2) 消極説

別添契約による第1回貸借額金250万円也については、貸借が、公正証書作成時に既に行われているのであるから、当該公正証書は、右金額の限度においては民事訴訟法第559条第3号所定の要件を充たし、債務名義となり得ると解する。

然し、公正証書作成のときに、未貸出である第2回以降貸借額金750万円也に関しては、当該公正証書は、未だ発生しない請求権につ

き作成された証書であるので、債務名義となり得ないと解する。即ち、将来の或る一定日（起工日、進水日及び竣工日）に一定金額を貸出す旨約定した貸主及び借主両者間の権利関係を考察すれば、公正証書作成時には貸主は、或る一定日に一定金額を貸金として給付すべき債務を負担し、又借主は、これが給付を受くべき債権を有するのみである。

従って、貸主は公正証書作成時には、第2回以降貸借額金750万円也については、金銭の支払を請求すべき債権を有しないと解すべきである。従って、この第2回以降貸借額金750万円也に関する限りは、当該公正証書は、債務名義たるの要件を欠如しているので執行文の付与はなし得ず、公正証書作成時に既に貸借済の第1回貸借額金250万円也についてののみ執行文の付与が可能である。

- 2 前記問題1に関し消極説に従うのが妥当と解する場合、原公正証書記載の貸借が行われた後、第2回以降貸借額金750万円也に関し、特定日に夫々一定金額宛の貸借が行われた旨の公正証書（以下追加公正証書という。）が作成されておれば、貸付総額金1,000万円也につき、執行文の付与をなし得ると解して差支えないでしょうか、御伺い申し上げます。
- 3 前記問題2の追加公正証書に、あらためて強制執行認諾の意思表示がなされていない限り、執行文の付与はなし得ないと解すべきでしょうか、或は原公正証書に強制執行認諾の意思表示がなされているので、追加公正証書には、その旨の記載は必要がないと解すべきでしょうか、御伺い申し上げます。
- 4 前記問題2の追加公正証書に記載される第2回以降貸借の解釈に関し、次のとおりの説がありますが、いずれの説に従うのが妥当でしょうか。手数料及び印紙税との関係もありますので、御伺い申し上げます。

(1) 補充説

消費貸借が成立するには、当事者の合意と目的物の引渡しが必要であるが、この両者が常に同時に行われる必要はない。別添原公正

証書記載の契約によれば、両当事者は、先づ契約の成立に要する意思の表示をなし、後日更に他の成立要件である一定額の貸与をして、消費貸借契約を成立せしめる意思を有している。従って、一定額の貸与があったときは、消費貸借契約は、新たに当事者間において何等の意思表示なくして成立し、原公正証書においてなした意思の表示が、その時から効力を生ずると解する。

従って、第2回以降の貸借は、法律行為の補充たるの性格を有すると解する。

(2) 予約説

別添原公正証書記載の契約のうち、第2回以降貸借額金750万円也に関しては、消費貸借の予約がなされているものと解する。

従って、この予約に基づいて消費貸借契約が締結されるのであるが、第2回以降の現実の貸借は右消費貸借契約成立の一要件である目的物の引渡し行為であり、他の要件である消費貸借締結の合意は、追加公正証書外においてなされたと解する。

(3) 履行説

別添原公正証書記載の契約のうち、第2回以降貸借額金750万円也に関しては、民法の消費貸借と異なる諾成的消費貸借がなされているものと解する。この契約の効果として、貸主は将来或る一定日(起工日、進水日及び竣工日)に一定額を貸与すべき債務を負担し、借主は(貸与を受けた後)同額の返還債務を負うという法律関係が直ちに発生する。

従って第2回以降の貸借は、貸主が、この諾成的消費貸借契約に基き負担する給付義務の履行行為と解する。

5 略

別添

金銭消費貸借契約公正証書(関係条文のみ抜萃)

第1条 乙船舶株式会社(以下債務者という。)と甲保険株式会社(以下債権者という。)は、左の通り契約を締結し、債務者は第1回分を正に受領した。

- 1 使 途 船舶建造資金
- 2 借入金額 金1,000万円也
- 3 借入日及び借入方法

第1回	契約時払分	昭和32年2月1日	金250万円也
第2回	起工時払分	昭和32年5月	金250万円也
第3回	進水時払分	昭和32年8月	金250万円也
第4回	竣工時払分	昭和32年10月	金250万円也

ただし、債務者は、借入の都度この契約に基く借入金であることを表示した領収証を債権者に交付すること。

- 4 弁済期限 昭和33年10月末日
- 5 弁済方法 昭和33年1月末日を第1回とし、爾後毎月末日に金100万円宛を月賦弁済すること
- 6 利 率 金100円につき日歩2銭7厘の割
- 7 利払方法 借入日に翌月末日迄の利息を前払し、爾後毎月末日に借入金現存残額に対する向う1ヶ月分宛の利息を前払すること。

第2条 (丙以下連帯保証人という。)は、この契約による一切の債務について、債務者との保証委託契約のいかんにかかわらず、債務者と連帯して保証の責に任ずる。

第3条 債務者又は連帯保証人が、この契約による債務を弁済しないときは、債務者又は連帯保証人は、その所有に属する財産に対して直ちに強制執行を受けることを認諾する。

別紙乙号

先般問合せにかかる標記については、左記のとおり回答する。

記

- 1 本公正証書(以下「原始証書」という。)は、金銭消費貸借契約ならびに金銭消費貸借の予約に対する公正証書であると解される。従って、すでに金銭の授受がなされて消費貸借が成立している部分(第1回分)は、執行証書と認め得るが、未だ金銭の授受がなく消費貸借の予約が成立しているに過ぎない部分(第2回以降の分)は公正証書作成当時執行証書の基本たる消費貸借に基く返還請求権が現存しないの

で、執行証書たり得ない。

なお、右消費貸借予約に基き、後日それぞれ強制執行認諾約款を付した消費貸借契約公正証書（以下「追加証書」という。）が作成されたときは、その公正証書は執行証書たり得る。

2及び3 略

13 保証人が将来取得する求償権に関する執行証書の作成について

（昭36.8.15, 32業総第22号商工組合中央金庫審査部長照会）

（昭36.10.10民事甲2560号民事局長回答）

（要旨）保証人が将来取得する求償権については、その額が一定してない場合は執行認諾条項を付することができない。

（照会）標記に関し、下記事項につき至急御回示を賜りたく御照会申し上げます。

記

銀行が信用保証協会の保証を附し、貸出を行うに際して、銀行（甲）・借受人（乙）間の消費貸借契約の当事者として、信用保証協会（丙）が加わり、乙の債務不履行により甲に対して行う保証履行において丙が取得する乙及び他の保証人に対する求償債権を確保するため別添契約案文中に別記のような条項を挿入し締結する場合、契約証書（公正証書）作成時においては、求償権の発生原因は明確であっても求償権自体は未だ発生せず、保証履行による求償権の発生を条件としている本件において、執行証書としての「強制執行を受けても異義のない旨の特約」は法（民事訴訟法第559条第3号）の要件「一定の金銭の支払……」を具備するものと認められるか否か又、積極、消極何れに解し取扱うべきか。

別添

不動産抵当金消費貸借契約証書

第1条 商工組合中央金庫（以下甲という）は、（以下乙という）に対し、左記要領により金員を貸し渡し、乙は、これを受領した。

記

1 金額金 円也

2 使 途

3 期 限 昭和 年 月 日

4 償還方法

5 利 率 年 割 分 厘

但し、金融情勢により、甲・乙協議の上、変更することができること。

6 利息支払方法

7 特 約

(1) 左の各号の一に該当するときは、甲は、乙に対し期限の利益を失わしめることができる。この場合、乙は、直ちに本契約による債務の全部を弁済すること。

(イ) 乙又は担保提供者が本契約に違背したとき。

(ロ) 乙が公租・公課を滞納したとき又は抵当物件若しくは乙の財産につき、差押・仮差押・仮処分・競売の申立があったとき。

(ハ) 乙につき、事業停止若しくは支払停止の事実があったとき。

(ニ) 乙につき、会社更生・会社整理手続開始の申立又は破産・和議の申立があったとき。

(2) 乙が支払を遅延したときは、甲に対して100円につき日歩4銭の割合に当る損害金を支払うこと。

第2条 本契約による元金及び利息その他金銭の支払場所は、甲の〇〇〇とすること。

甲は、必要に応じ、前項の支払場所を自己の他の営業所又はその他の場所に変更することができること。

第3条 乙は、本契約による債務の担保としてその所有する別紙記載不動産（以下抵当物件という〈略〉）の上に第 順位の抵当権を設定した。前項の抵当物件について、乙は、瑕疵その他甲の損害を及ぼすような権利が存在しないことを保証した。

第4条 乙は、前条による抵当権設定の登記手続を速やかに完了して、その登記簿謄本を甲に提出すること。

第5条 本契約により担保に提供された一切の物件若しくは権利が、原因

の如何を問わず変更消滅し又はその価額が減少したときは、乙は、直ちにその旨を甲に通知すること。

前項の場合、乙は、甲の請求により増担保若しくは代り担保を提供し又は債務の全部若しくは一部を弁済すること。

第6条 抵当物件に異動を生じた場合には、乙は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、その登記済証又は登記簿謄本を甲に提出すること。

第7条 乙は、抵当物件を甲の承諾なく他に譲渡し又はその上に物権・賃借権を設定し若しくはその現況を変更する等、甲に損害を及ぼすような一切の行為をしないこと。

第8条 乙は、抵当物件中、損害保険をつけることができる一切の物件について、甲の指定した金額以上の損害保険契約を甲の承認した保険会社と締結し、本契約による債務の全部を弁済するまで、これを継続すること。

乙は、前項の保険契約による保険証券を甲に提出し、甲のため、保険金請求権の上に質権を設定するか又はその権利を甲に譲渡すること。

本契約の後に同一物件に対し更に保険契約を締結した場合も同様とすること。

前各項の保険契約の継続更改変更保険の目的物件罹災等に対するその後の処理については、乙は、すべて甲の指図に従うこと。

甲が権利保全のため、乙に代って保険料を支払い、必要な保険契約を締結するか又は保険契約を継続した場合は、乙は、甲の支払った保険料に、甲が支払った日から100円につき日歩4銭の割合に当る損害金を加えて、弁済すること。

保険の目的物件が罹災し、甲が保険会社から保険金を受領したときは、第1条の期限にかかわらず、その金額を本契約による債務の弁済に充当することができること。

この場合、乙は、弁済充当の方法につき一切異議がないこと。

第9条 甲は、必要と認めるときは、何時でも乙の書類・帳簿・財産及び事業の状態を調査できること。

第10条 乙は、毎決算期に事業報告書・貸借対照表及び損益計算書等を甲

に提出し、且つ、甲の請求があるときは、決算及び利益金処分につき、予め甲の承認を受けること。

乙は、その事業経営に関し重大な変更を生ずるようなときは、事前にこれを甲に通知すること。

第11条 本証書の作成並びに登記その他本契約に関する一切の費用は、乙がこれを負担すること。

第12条 (以下保証人という)は、本契約から生ずる一切の債務について保証人となり、乙と連帯し、且つ、保証人相互間に連帯して、乙・保証人間の保証委託契約の効力にかかわらず、債務履行の責に任ずること。

第13条 乙・保証人は、本契約による債務の弁済充当の方法については、甲に一任し、これに関し一切異議がないこと。

第14条 保証人は、甲が適当と認めて保証人その他担保の減免又は変更措置を講じた場合は、その事情の如何を問わず、担保の喪失又は減少を理由に免責の請求をしないこと。

第15条 保証人は、本契約による債務の全部又は一部を弁済して甲に代位するときには、甲の承認を受けた場合を除き、その代位により取得すべき一切の権利は、弁済と同時に、当然、甲のため抛棄の効力を生ずるものとする。

第16条 (別記を挿入する)

第17条 債務不履行の場合には、甲は、催告その他法定の手続によることなく随意に抵当物件を処分し、その処分代金から処分費用を控除した残額をもって、本契約による債務の弁済に充当することができること。この場合、乙・保証人は、処分の時期・方法・価格又は費用の計算若しくは弁済充当の方法につき一切異議がないこと。

第18条 乙及び保証人は、本契約に違背したときは、直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した。

第19条 本契約について訴訟の必要が生じた場合は、地方裁判所を管轄裁判所とすること。

(別記)

第16条 乙が本契約による債務の全部又は一部を履行しないため〇〇信用保証協会（以下丙という）が甲・丙間の昭和 年 月 日附信用保証約定書に基き乙に代り甲に対して、債務の全部又は一部の弁済を為したときは、これにより取得すべき求償権の範囲において、乙及び保証人は丙に対し異議なく該債務の支払の責に任ずるものとする。

乙及び保証人は前項の支払をしないときは、丙より直ちに強制執行を受けても異議を述べないものとする。

（回答）8月15日付32業総第22号で照会のあった標記の件については、求償権の額が一定しているといえないから強制執行認諾条項を付することはできないものと解する。

14 求償保証契約公正証書について

（昭43.11.19東照838号東京弁護士会長照会）

（昭43.12.26民事甲3668号民事局長回答）

（要旨）保証人の主たる債務者に対する求償債権を保証する契約（求償保証）につき作成された公正証書は、給付金額が一定しており、かつ、執行認諾文言が付されている場合は、債務名義となり得る。

（照会）本会は弁護士法第23条の2に基き、会員〇〇〇〇氏よりの申立を適当と認め御照会申し上げますから、御繁忙中恐縮乍ら、別紙事項につき、なるべく速やかに御報告下さいますようお願い申し上げます。

別紙

照会請求書

1 照会を求める公務所又は団体の名称及び所在地

千代田区霞ヶ関1-1-1

法務省民事局

2 照会を必要とする事項の概略

連帯保証人の求償債権につき更に連帯保証した者（求償保証）より、主債務者に対する請求につき予め別紙契約書通りの公正証書を作成した場合右公正証書は債務名義となり得るか。

① 債務名義となることを妨げる条項があるときはその部分

② 債務名義となり得ないとすればその理由

③ 別紙契約書に妨げる部分があれば指摘されたい。

3 照会を必要とする受任事件名

4 照会を求める理由

別紙契約書の如き公正証書が債務名義となり得るかどうかにつき公証人の見解が一致していないので法務省民事局の見解を求めるため本請求に及ぶ。

（別紙）

求償債務履行に関する契約書

第1条 (以下乙という)が (以下甲という)より買受けた の代金支払資金として乙が (以下融資機関という)より昭和 年 月 日 円を別紙(略)表示の約定で借受けたるにあたり乙の委託でXが連帯保証をなし、その求償債務につき甲がXに対し連帯保証したので甲が将来乙に対して取得することあるべき求償権につき次の通り契約する。

第2条 甲が融資機関又はXに対し乙の債務を代位弁済したとき又は乙の債務が弁済期（期限の利益喪失の場合を含む）にあるときはその弁済額並びに弁済費用その他一切の出捐につき直ちに乙に対し求償権を行使することができるものとする。

第3条 乙は前条により甲に支払うべき金額に対し甲が支払った日より完済迄日歩銭の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第4条 乙が左の各号の一に該当するときは甲は被保証債務の弁済期前であってもその債務の全部又は一部を代位弁済し直ちに乙に対して求償権の行使をすることができる。

1 乙が丙に対する債務の履行を怠ったとき又は丙との約定に違反したとき。

2 乙が第三者より仮差押仮処分強制執行、競売を受け又は破産、和議、会社更生開始手続、整理の申立があったとき。

3 乙が振出した手形、小切手を不渡にしたとき。

4 乙が甲に対する買掛代金、修理費、立替金、損害金その他の履行を

怠ったとき。

第5条 保証人Yは乙と連帯して本契約に基く一切の債務につき甲に対し履行の責に任ずる。

第6条 保証人は乙の融資機関又はXに対する債務を代位弁済した場合でも甲に対して求償権の行使をしないものとする。

第7条 乙及び保証人は本契約につき公正証書を作成することに同意し且債務不履行の場合は直ちに強制執行を受けても異議なきことを認諾した。

第8条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は甲の本店の所在地を管轄する裁判所をもってする。

以上契約の成立を証するため本書通を作成し甲、乙、連帯保証人記名捺印の上各1通宛所持する。

昭和 年 月 日

甲

乙

連帯保証人

借入金目録

借入金 円

借入並びに保証契約日 昭和 年 月 日

弁済方法 昭和 年 月より昭和 年 月迄毎月 日に
円宛

特約 割賦金の支払を1回でも怠ったときは直ちに期限の利益を
失い残額を一時に支払うこと。

遅延損害金は日歩 銭とする。

印

委任状

は を代理人とし 等はを代理人として上記記載の求償債務履行に関する契約者記載の条項通り公正証書作成に関する一切の件を委任いたします。

昭和 年 月 日

甲

乙

連帯保証人

(回答) 昭和43年11月19日付東照第838号をもって照会のあった標記の件については、一般的には、保証人の主たる債務者に対する将来の求償債権に関する公正証書であっても、給付金額が一定しており、かつ、執行受諾文言が付されているものは、債務名義となりうると考えますが、照会書添付の契約書は、全体として内容が不明瞭であり、特に、執行文の付与に際して審査すべき義務履行の条件(民事訴訟法第518条第2項)が確定していないので、原文のままでは、これに基づいて公正証書を作成しても、債務名義とすることができないものと考えます。

第7章 執行文の付与

1 執行文ヲ付与シタル場合ノ記載方ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 執行文を付与するときは、民訴法第524条を準用し、証書の末尾にその旨記載することを要する。

(照会) 執行文ヲ付与シタルトキハ証書ノ末尾ニ正本交付ノ場合ニ準シ其旨ノ記載等ヲ要スルヤ

(回答) 民事訴訟法第559条第5号及第560条ノ規定ニ依リ同法第524条ノ規定ヲ準用スヘキモノトス

(同旨) 公証人方執行文ヲ付与スル場合ニハ証書ノ原本ニ民訴第524条ノ記載ヲ為スノ外公証人法第23条ノ規定ヲ適用スベキモノトス (明43.12.19宇都宮公証人生方一裁照会, 明44.5.11民179号民事局長回答)

(参考) 弁済期限経過後の金銭貸借契約についても公正証書を作成することができ、且執行文を付与することができる (大7.2.12仙台公証人片山知何, 大7.3.4民395号法務局長回答)。

2 当事者一方ノ囑託ニ因ル証書ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7.民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 当事者一方の囑託に因り作成した証書については、執行文を付与することができない。また、相手方は正本の交付を求めることができない。

(照会) 売買契約ノ場合ニ於テ買主ノミノ囑託ニ依リ公正証書ヲ作成スル場合ニハ其証書ニハ執行文ヲ付与スル能ハス又売主ニハ正本ヲ交付スルコト能ハサルヤ

(回答) 貴見ノ通

3 根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件

(明42.8.2名古屋地裁所長照会)

(明42.10.22民刑872号民刑局長回答)

(要旨) 根抵当権設定契約公正証書には民事訴訟法第559条第3号に該当する請求の金額の記載がないから執行ある正本を付与することができない。

(照会) 公正証書ヲ以テ不動産ヲ抵当トシ金500円ヲ限度トシ金銭貸借ノ契約ヲ為シ其額ハ通帳ニ依ルコトトセリ (所謂根抵当) 而シテ通帳計算ノ結果300円弁済ヲ怠レリ法ノ場合ニ於テ公証人ハ動産ニ対スル執行正本ヲ付与シ得ルヤ否ヤ (勿論公正証書ニハ弁済ヲ怠リタル場合ニハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約諾ノ記載アリ) ニ関シ左記2説アリ何レヲ可トスヘキヤ差掛リタル事件有之候ニ付キー応貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

第1説 執行正本ハ付与スルコトヲ得ス

公正証書ニ依ル債務名義ハ民訴第559条第5号ニ明定セシ如ク一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ナラサルヘカラス然ルニ本問ノ如キハ或程度(500円)迄金銭カ貸借スヘキコトヲ予約シタルニ過キサレハ民訴第559条第5号ニ該当スヘキモノニアラス

第2説 執行正本ノ付与ハ適法ナリ

当事者双方合意ノ上金500円迄貸借スヘキ契約ヲ締結シ此契約ニ基キ貸借シタル金銭ノ弁済ヲ怠リタルトキハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約シタル公正証書ニ基ク以上ハ金500円ヲ超過シタルモノニ付テハ執行シ得サルコト勿論ナリト雖モ其範囲内ニ於ケル請求ハ之ヲ執行シ得サルノ道理ナシ若シ第1説ノ如キ狭義ノ解釈ヲ為サンカ金500円ヲ貸与シ其弁済ヲ怠リタルトキ内金300円ヲ請求スル場合ニ於テモ尚ホ執行シ得スト云ハサルヘカラサルノ不条理ヲ来タサム

(回答) 本年8月2日附ヲ以テ御問合相成候公正証書ノ執行力アル正本付与ニ関スル件ハ公正証書ニ依ル執行シ得ヘキ債務名義ニハ執行ニ必要ナル原因ノ記載ナカルヘカラス然ルニ根抵当権設定契約公正証書ニハ民事訴訟法第559条第5号ニ該当スル請求ノ金額ニ付キ記載ナキモノナルヲ以テ公証人ハ之ニ対シ執行力アル正本ヲ付与スルコトヲ得サル義ト思考致候此段及回

答候也

4 執行文付与ニ関スル件

(明43.6.21東京公証人中村一蔵照会)

(明43.8.5民刑642号民刑局長回答)

(要旨) 1 消滅時効期間を経過した債権についても執行文を付与することができる。

2 前項の債務者が時効を援用して執行を拒もうとすれば、請求に関する異議によるべきである。

3 債権の代位弁済者は民事訴訟法第519条にいう特定承継人に該当するから、承継の証明書があるときは執行文を付与することができる。

4 右承継の証明書とは債権者の承諾書、債務者に対する代位の通知書又は債務者の代位承諾書等をいう。

5 債権の譲受人に執行文を付与する場合は、債権譲受の事実のほか、債務者に債権譲渡の通知をし、又は債務者がこれに承諾を与えた事実を譲受人に証明させることを要する。

(照会) 1 時効期間ヲ経過セル債権ニ対シ(公正証書ニ依リ明白ナルモノ)

公証人ハ中断ノ証明ナクシテ執行文ヲ付与シテ可ナルモノニ候哉民法第145条ニ依レハ「時効ハ当時者カ之ヲ援用スルニアラサレハ裁判所ニ依リ裁判ヲ為スコトヲ得ス」トアリ従テ此場合ニモ援用スルト否トハ債務者ノ自由ナリトシ中断ノ有無ヲ論セス執行文ヲ付与シテ然ルモノニ候哉

2 金銭債務(公正証書ニ依ル)ノ代位弁済者ハ債権者ノ特定承継人ナリト看做シ民事訴訟法強制執行総則ノ規定ニ従ヒ公証人ハ之ニ対シ執行文ヲ付与シテ可ナルモノニ候哉若シ然リトセハ民法第499条ニ依ル約定代位ノ場合ニ代位者ハ債権者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要スルカ故ニ前記ノ場合ニ於テハ債権者ノ承諾証明書ヲ要スル義ト心得候猶此場合ニハ債務者其他ノ第三者ニ対スル通知又ハ承諾ノ証明ヲモ要スル義ニ候哉

3 債権譲受人カ公証人ニ執行文ヲ申請スル場合ニハ承継証明書ノ外原債権者タル譲渡人ヨリ債務者其他ノ第三者ニ通知シタルコト又ハ承諾アリタルコトヲ証明セシムヘキモノニ候哉

右差迫リタル件モ有之候ニ付至急御訓示相願度此段稟候也

(回答) 本年6月21日附稟伺ニ係ル公正証書ノ執行文付与ニ付テノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1 執行文ヲ付与スルコトヲ得債務者カ時効ヲ援用シテ執行ヲ拒マント欲セハ請求ニ関スル異議ニ依ルヘシ

2 代位者ハ実体上債権者ノ権利ヲ承継スルモノニハアラサルモ民事訴訟法第519条ノ意義ニ於ケル特定承継人ト云フコトヲ妨ケス故ニ同条ニ依リ承継ノ証明書アルトキハ執行文ヲ付与シ得ルモノトス
承継ノ証明書ハ民法第499条、第467条ニ依リ債権者ノ承諾書並ニ債権者ヨリ債務者ニ対スル代位ノ通知書又ハ債務者ノ代位承諾書ヲ包含ス

3 債権譲渡ノ事実ノ外譲渡人ヨリ債務者ニ其通知ヲ為シ又ハ債務者カ譲渡ヲ承諾シタルコトヲ証明セシムルコトヲ要ス
此段本官ヨリ回答候也

5 金銭ヲ授受セサル公正証書ニ執行文付与ニ関スル件

(明42.9.8神戸公証人外村与惣次郎照会)

(明43.8.10民刑1031号民刑局長回答)

(要旨) 証書作成の当時金銭を授受せず、後日抵当権設定登記済の上金銭の授受をすることを約した公正証書には執行文を付与することができない。

(照会) 左記契約ノ証書ナル場合ニ於テ債権者カ金銭ノ授受ヲ為シタルコトヲ証明シタルトキハ執行文ヲ付与シ得ヘキ義ニ候哉

抵当権設定金銭貸借契約書

一金1,000円也

第1条 乙某ハ同員数ノ金銭ヲ返還スルコト並ニ下記事項ヲ約シテ甲某ヨリ前記金1,000円ヲ借用シ甲某ハ之ヲ貸渡スヘキ事但第4条抵当権設定登記済ノ上金銭ノ授受ヲ為シ此証書作成当時ニ遡及シテ某効力ヲ生シ本証記載ノ約款ニ従フヘク且該登記済ノ上ハ金銭ノ授受アリタルモノト看做ス事

第2条 右元金ニ対スル利息ハ1ヶ月10円ト定メ毎月末ニ支払フヘキ事

第3条 元金返済期限ハ明治41年12月30日ノ定メナル事

第4条 債務者乙某ハ前記債務ノ担保トシテ其所有ノ左記不動産ニ付キ債権者ヘ抵当権ヲ設定シタリ

(物件表示略ス)

第5条 債務者乙某ハ前記ノ債務ニ付テハ直チニ強制執行ヲ受クヘキ旨認諾ス

(以下略)

(回答) 客年9月8日附稟伺ニ係ル公正証書ノ執行文付与ニ関スル件ハ左ノ通
思考致候問合面ノ公正証書ニハ執行文ヲ付与スルコトヲ得サルモノトス
此段本官ヨリ及回答候也

6 公正証書ノ執行文付与ニ関スル件

(明42.11.29青森公証人館純吉照会)

(明43.11.23民刑1377号民刑局長回答)

(要旨) 1 消費貸借契約につき証書作成時まだ金銭の授受をしていなかった場合は、執行力ある債務名義を得ようとすれば、更に金銭の授受を了して別の公正証書を作成しなければならない。

2 既存の私署証書を引用すると否とを問わず、公正証書自体に金銭又は物の一定量の給付義務が明記され、かつ執行認諾文言が記載されている以上は、当該公正証書は「債務名義」となり得るが、証書に「債務を確認し云々」の如き文言を使用することは避けた方がよい。

(照会) 1 消費貸借契約ハ民法上要物契約ナルハ勿論ナルモ公正証書ヲ作成シ直ニ抵当権ノ登記ヲナシ而シテ金銭受渡ヲ為スハ殆ト公認セラレタル民間普通ノ慣例ニ有之候処右証書作成ト金銭受渡トノ間ニ多少ノ日時ヲ存スルコトアル等ヨリ之ヲ極端ニ論議シ執行文ヲ附ス可カラサル公正証書ト為セル判例等往々有之法理上或ハ已ムヲ得サルモノナルヘキニ付右様ノ証書ニ執行文付与ノ際ニハ民事訴訟法第518条2項ヲ準用シ金銭受渡ノ条件ヲ履行シ消費貸借完全ニ成立シアルコトヲ債務者ノ領収書其他ニテ債権者ヨリ証明セシメ其印影等ヲ公正証書ニ対照シテ相違ナキコトヲ認メタル上執行文ヲ付与シ可然哉

2 単ニ私署証書ノ契約ヲ確認シタル公正証書ニハ強制執行認諾ノ旨ヲ記載

スルヲ得ス從テ執行文ヲ附記スヘカラサル旨民刑局長ヨリ静岡地方裁判所所屬公証人千坂彦四郎ニ回答相成居候処右ノ如ク単ニ私署証書契約ヲ確認シタルニ止ラスシテ私署証書ノ契約成立後更ニ金銭受渡月日ヲ明瞭ニシテ消費貸借ノ完結ヲ確實ニシ其弁済期、利息、違約金等ヲ約諾シ或ハ保証人ヲ附加シタル証書ノ囑託ノ如キハ貸借契約根本的ノ証書ニアラサルモ民事訴訟法第559条第5号ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付作りタル証書ト解シ得ヘキヲ以テ執行文ヲ付与シ妨ケサル儀ト心得可然哉

(回答) 客年11月29日附稟伺ニ依ル公正証書ノ執行文付与等ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1 問合面ノ如キ場合ニ於テ執行力アル債務名義ヲ得ントセハ更ニ金銭ノ授受ヲ了ヘ消費貸借契約ノ公正証書ヲ作成セサルヘカラス

2 法律行為ニ付公正証書ヲ作成スル場合ニ於テ其証書ノ趣旨金銭其他ノ代替物又ハ有価証券ノ一定ノ数量ノ給付ヲ目的トスル請求ヲ証シ且強制執行ヲ受クヘキ旨ヲ記載スルモノナルトキハ同一法律行為ニ付曩ニ作成シタル私署証書ノ記載ヲ引用スルト否トヲ問ハス其公正証書ニシテ法律行為ノ要項ヲ具備スルモノナル以上ハ強制執行ノ債務名義タルニ適スレトモ凡ソ証書ノ作成ハ疑義ヲ後日ニ遺ササル文例ニ從フヲ肝要トスルヲ以テ問合面ノ「債務ヲ確認シ云々」ノ如キ文字ハ之ヲ以テ証書カ給付ノ義務ヲ証スルモノナルコト其他証書ノ趣旨ニ付糸毫ノ疑ヲ生セサル様致サルヘシ

此段本官ヨリ及回答候也

(同旨) 公正証書に他の書面を引用したと否とに拘らず、その公正証書のみにより完全に債務名義たる効力を有する場合は、強制執行を受くべき旨の記載を為すことができる(明45.5.18岡山地裁所長照会、大元9.4民事358号民事局長回答)。

7 債権者ノ承継人タルコトノ証明方ニ関スル件

(明43.12.17東京公証人小川正直照会)

(明44.5.4民事137号民事局長回答)

(要旨) 債権の譲受人が、その特定承継人たる地位を証明するために提出する

私署証書の謄本は、当該譲受人自身が作成することができる。

(照会) 債権承継人ヲシテ其承継ノ事実ヲ証明セシムヘキ場合ニ於テ債権譲渡私署証書ニ依リ之ヲ証明スヘキトキハ其提出スヘキ謄本ハ提出者タル承継人ニ於テ作成シ可然哉若シ譲渡人タル署名者ニ於テ作成スヘキモノトセハ其署名者カ死亡又ハ失踪ノ場合ニハ如何取扱可然哉

(回答) 前段貴見ノ通

8 代位弁済者ニ対スル執行文付与ニ関スル件

(明43.10.7東京公証人中村一蔵照会)

(明44.5.9民事154号民事局長回答)

(要旨) 債権の代位弁済者に執行文を附与する場合には、代位の事実を書面により確実に証明させ、かつ代位弁済につき債権者の承諾が与えられたことを確認しなければならない。

(照会) 代位ハ弁済ヲ受領スルト同時ニ債権者カ弁済者ニ之ヲ許容スルニアラサレハ有効ナラサルモノト被存候処債権者ノ署名シ弁済者ニ交付シタル金員受領書ニハ代位者ト曰フ明記無之(旧民法ニハ明記トアリ)只執行文請求人ヨリ提出スル其当時ノ関係書類数通ニ依リ見レハ第三者カ債務者ニ代リ弁済セシ当時債権者ヨリ代位ヲ許容セラレタリト曰フ事実ヲ幾分窺フニ足ルモノモ有之候得共未タ以テ十分ナル証明書ト看做シ難キモノニ候スノ如キ場合ニ債権者若クハ其代理人(債権者ノ代理人トシテ弁済ヲ受領シ其当時代位ヲ許容シタリト称スルモノ)ヨリ其当時ノ事実ヲ明白ニ証明セシメ其証明書ニ基キ執行文ヲ付与スヘシト嘱託人ハ請求セリ思フニ斯ノ如キ過去10数年前ニ於ケル代位ノ有無ニ関スル事実ヲ現在其当時ノ関係人カ証明シタリトスルモ斯ル証明書ハ公証人カ代位許容ノ有無ヲ判定スヘキ資料トシテ取扱ヒ差支ナキモノニ候哉

(回答) 第三者カ債務者ニ代リ債権者ノ承諾ヲ得テ弁済ヲ為シタル場合ニ於テ其事実ヲ証スル証明書カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルトキハ公証人ハ印鑑証明書ヲ提出セシメ其証明書ノ真正ナルコトヲ認め且ツ弁済ト同時ニ債権者カ承諾ヲ与ヘタル事実ヲ認め得ヘキトキハ執行文ヲ付与スルコトヲ得ヘシ

9 在監人証明書ニ関スル件

(明43.10.7東京公証人中村一蔵照会)

(明44.5.9民事154号民事局長回答)

(要旨) 執行文の付与につき在監人の拇印した証書と雖も、監獄吏の認証のあるものは証明書として差し支えない。

(照会) 公証人カ嘱託人ヨリ一定ノ事実ヲ証明セシメ之ニ基キ執行文付与ノ可否ヲ決定スル必要アル場合ニ証明者タル本人カ詐欺取財被告事件ノ嫌疑ニテ目下未決在監中ナリ(嘱託事件ノ嫌疑ニアラス)斯カル者ノ為シタル証明書ノ如キハ証明書トシテ取扱ヒ差支ナキモノニ候哉

(回答) 監獄官吏カ在監人ノ拇印シタル書面ニ認証ヲ与フルコトハ従来ノ慣例ナルニ付キ其認証アル証書ナルニ於テハ証明書タルヲ妨ケサルヘシ

10 公証人ト当事者ト親族関係アル場合執行文ノ付与ニ関スル件

(明44.6.29福島公証人味岡道雄照会)

(明44.7.17民事494号民事局長回答)

(要旨) 前任者の作成した証書の当事者が後任者の親族であるときは、執行文の付与については他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

(照会) 前任者ノ作成シタル証書ノ当事者又ハ代理人カ後任者ノ四親等内ニ当ルモノニ対シ其執行文ヲ付与スルコトヲ得サルヤ此段相伺候也

(回答) 客月29日付稟伺ニ係ル公証人ノ職務執行上ノ疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

11 公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

(明44.9.30東京公証人樫原三四郎照会)

(明44.10.7民事89号民事局長回答)

(要旨) 債権譲渡の結果、債権譲受人と公証人とが親族関係にあるときは、執行文の付与等については、他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

(照会) 甲ハ乙ニ金1,000円ヲ貸与スルニ付金銭消費貸借ノ公正証書ヲ公証人丙某ニ嘱託シ其作成ヲ受ケ而シテ其後甲ハ該債権ヲ丙ノ四親等内ノ親族ニ

当ル戊ニ譲渡シタリ

右ノ場合ニ於テ戊ハ乙ニ対スル強制執行ノ為メ執行文付与ヲ丙公証人ニ求メタルトキハ蓋シ丙ハ之ヲ拒絶シ得ルコトハ公証人法第22条ニハ単ニ公証人ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ヲ行フコトヲ得ストアリテ同条第1号ニ嘱託人ハ云々配偶者、四親等内ノ親族トアルニヨリ明ナルモノノ如シ然レトモ熟々該条ノ精神ヲ考フルニ契約証書作成ノ場合ニ於テノ弊ヲ除ク為メニシテ単ニ執行文付与ノ場合ノ如キハ此弊ナキヲ以テ丙公証人ハ職務ヲ行フモ差支ナキモノト信ス然レトモ該条文アルニヨリ大ニ疑問トス果シテ条文ノ如クセハ戊ハ如何ニシテ執行文付与ヲ受クルコトヲ得ルヤ御教示ヲ受ケ度此段及御照会候也

(回答) 客月30日付問合ニ係ル公証人ノ職務執行上疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト思考致候此段及回答候也

12 執行文付与ニ付債権者ノ証明スヘキ事項ニ関スル件

(大3.8.24小倉区裁判所執達吏照会)

(大3.9.22民1377号法務局長回答)

- (要旨) 1 請求権の発生がある事実の発生又は債権者の請求にかかる契約の公正証書においては、債権者が右事実の発生又は請求をしたことを証明するのでなければ、公証人は執行文を付与することができない。
- 2 前項請求権の発生が単に債権者の意思のみにかかるときは、なんらの証明を要しない。

(照会) 1 金銭貸借並雇傭契約公正証書中左ノ条項ノ契約アリタルニ該借用金弁済期間内ニ於テ債務者カ逃走シタルニ因リ直ニ借用金元利其他ノ支払ヲ受ケント欲シ債権者ハ口頭ヲ以テ債務者カ逃走シタル旨ヲ告ケ公証人ニ執行文ノ付与ヲ求メタル場合ニ於テ公証人ハ其ノ求メニ応シ執行文ヲ付与シタルトキハ民事訴訟法第528条ノ規定ニ準シ強制執行ヲ始ムル前又ハ同時ニ送達スヘキ証明書ノ謄本ヲ作ルコト能ハサルニヨリ是等ノ証書ノ謄本ヲ送達セサルモ強制執行ヲ為スコトヲ得ヘキヤ將又右ノ如キ事由ノ発生ニ基キ執行文ヲ付与スルニハ当然之ヲ証明セシム

ヘキモノナレハ証明書ノ謄本ヲ送達セサル以上ハ強制執行ヲ始ムヘカラサルハ勿論ナルヤ

2 公正証書ノ記載ニ依リ期限ノ満了其他債務ノ履行ニ付他ノ証明ヲ要セスシテ執行文ヲ付与シ得ヘキ時期ノ到来シタルコトノ明カナルモノヲ除クノ外公正証書ニ於テ債務者カ左ノ契約ヲ為シ

- (1) 毎月若干宛ヲ弁済スヘキモノ1ヶ月タリトモ弁済ヲ怠リタルトキハ直ニ一時ニ借用金全部ノ弁済ヲ為スヘキコト
- (2) 債務者カ財産ヲ減耗シタリト債権者ニ於テ認メタルトキハ直ニ一時ニ借用金全部ノ弁済ヲ為スヘキコト
- (3) 債務者カ仮差押、差押ヲ受ケタルトキハ直ニ一時ニ借用金全部ノ弁済ヲ為スヘキコト

而シテ右ノ場合ニ於テハ直ニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ヲ契約シタル場合ニ於テ債権者カ口頭ヲ以テ其事項ノ到来ヲ述ヘ執行文ノ付与ヲ公証人ニ求メ公証人カ之ニ応シテ執行文ヲ付与シタルトキハ尚前項前段ノ如ク強制執行ヲ為スコトヲ得ヘキヤ將又前項後段ノ如ク心得ヘキモノナルヤ

右ハ差掛リタル事件有之候条直ニ御回示ヲ仰キ候也

(公正証書抜書)

第1条 債権者ハ明治45年3月16日左記ノ金銭ヲ債務者ニ貸渡シ債務者ハ正ニ之ヲ借受ケ該金銭ノ授受ヲ完了シタリ一金450円也但利子ハ金100円ニ付1ヶ年1円25銭ト定メ元金ト同時ニ弁済スヘシ

第2条 債務者ハ前条借用金ヲ何時ニテモ債権者ヨリ弁済ノ請求ヲ受ケタルトキハ催告手續ヲ要セス即時債権者ノ住所ニ於テ完済スヘシ

第11条 営業者(債務者ヲ云フ)カ契約期間内ニ於テ自由廃業又ハ恣ニ転住シ若クハ逃走等為シタルトキハ本契約ニ要シタル諸費用及営業者カ名披露其他ニ要シタル諸入費ノ損害額ヲ金50円ト定メ抱主(債権者ヲ云フ)ニ対シテ之ヲ支弁スヘシ但シ第1条ノ借用元利金ハ日割計算ヲ為シ其残額ヲ直ニ支払フヘキモノトス

第14条 債務者兼営業者ハ本債務ヲ履行セサルトキハ直ニ強制執行ヲ受ケヘシ

(回答) 本月24日付ヲ以テ御問合相成候公正証書ニ基ク強制執行手続ニ関スル疑義ノ件ハ左ノ通り思考致候

- 1 請求権ノ発生カ債務者ノ逃走ナル事実ニ繋ルモノナルトキハ証明書ヲ以テ逃走ノ事実ヲ証スルニアラサレハ公証人ハ執行力アル正本ヲ付与スヘキモノニアラス從テ証明書ノ謄本ヲ債務者ニ送達スルコトヲ要スルモノトス
- 2 (1) 弁済ヲ受ケサリシ事実ハ債権者ニ立証ノ責任ナク却テ債務者ニ於テ弁済ノ事実ヲ立証スル責任アルモノ不履行ヲ理由トシテ返還ノ請求ヲ為シタルコトノ証明ナキ限りハ執行文ヲ付与スルコトヲ得サルモノトス
- (2) 契約ノ趣旨ハ債務者カ財産ヲ減耗シタリト認ムヘキ事実ノ存在ヲ必要トスルモノナルヤ將夕又斯カル事実ノ存在ヲ必要トセス単ニ債権者ニ於テ自由意思ヲ以テ認定スルモノナルヤ問意明瞭ナラサルモ若シ前段ノ趣旨(蓋シ契約ノ趣旨ハ茲ニ在リト想察セラル)ナレハ債権者ハ該事実ノ存在ヲ立証セサルヘカラサルモノナルヲ以テ1項ノ如キ手続ヲ要スルモノナルモ反之後段ノ趣旨ナレハ単ニ債権者ノ意思ノミニ繋カルモノナルヲ以テ1項ノ如キ手続ヲ要セサルモノトス
- (3) 1項ノ如キ手続ヲ要スルモノトス

此段及回答候也

(参考) 債務者が割賦金の弁済を怠った場合は、期限の利益を失い、債権者は残額全部につき一時に請求することができる旨約定されているときは、債権者が右約旨に依り執行分付与を申請する場合にも、民訴第518条第2項の証明を要しない。(昭7.7.21高松区裁判所監督判事照会、昭7.9.21民事甲第814号民事局長回答)

13 執行文付与ニ関スル件

(大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.6.24民750号法務局長回答)

(要旨) 前に公正証書を作り後に補充又は更正の公正証書を作った場合に執行文を付与するには、前に作った証書の正本に後に作った証書の正本を連続しその末尾に執行文を付記し、各証書の綴目には公証人が契印するのが相

当である。

(照会) 前ニ執行文ヲ付与シ得ヘキ公正証書ヲ作り後ニ其証書中ノ補充又ハ更正(仮令ハ金銭消費貸借契約証書ニ於ケル利息ノ割合ノ変更、期限ノ延長又ハ嘱託人ノ住所年齢等ノ誤謬訂正若クハ公証人法第32条末項ニ於ケル追完ノ証書ノ如シ)ノ公正証書ヲ作りタル場合ニ於テハ執行文ハ前ニ作りタル証書ノ正本末尾ニ附記シ其正本ニ後ニ作りタル証書ノ連続スヘキヤ

(回答) 問合面ノ場合ニ於テハ作成シタル公正証書ノ正本ニ後ニ作成シタル正本ヲ連続シ其末尾ニ執行文ヲ附記シ各証書ノ綴目ニハ公証人契印スルヲ相当トス

14 附属書類ノ取扱方ニ関スル件

(大5.6.16宮崎公証人広木幹照会)

(大5.7.3民996号法務局長回答)

(要旨) 公正証書の正本謄本又は執行文付与等の請求について提出した附属書類は規則第25条第2項の規定に準じて取扱うのが相当である。

(照会) 公正証書作成ノ後日ニ至リ其証書ノ正本謄本若クハ執行文等請求ニ付公証人法ノ規定ニ從ヒ提出シタル書類(例之ハ請求権又ハ代理権限ヲ証明スヘキモノ若クハ印鑑ノ証明書ノ如キ)モ公証人法施行細則第21条第2項(現規則25条2項)規定ノ書類ニ包含スル儀ニ有之候哉
右疑義相生シ候ニ付何卒急速ノ御訓示ヲ仰キ度此段相伺候也

(回答) 本月16日付日記第5号ヲ以テ稟伺相成候公証事務取扱方ニ関スル件公正証書ノ正本謄本又ハ執行文付与ノ請求等ニ提出シタル書類ニシテ請求権又ハ代理権限ヲ証スヘキモノ若クハ印鑑証明書等ハ公証人法施行細則第21条第2項ノ書類ニ包含セサルモ同条ノ規定ニ準シ取扱フヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

15 執行文付与ノ場合原本ノ記入ニ関スル件

(大5.6.30東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.7.6民1085号法務局長回答)

(要旨) 公正証書作成後、その補充又は更正の公正証書を別に作成した場合で

も、執行文を付与した旨の民訴法第524条の記載は前に作成した証書の原本にのみすれば足りる。

(照会) 前ニ執行文ヲ付与シ得ヘキ公正証書ヲ作り後ニ其証書中ノ補充又ハ更正ノ公正証書ヲ作りタル場合ニ於テ執行文ハ前ニ作りタル証書ノ正本末尾ニ付記シ其正本ニ後ニ作りタル正本ヲ連続スヘキヤトノ客月12日稟伺ニ対シ本月24日附ヲ以テ前ニ作成シタル公正証書ノ正本ニ作成シタル公正証書ノ正本ヲ連続シ其末尾ニ執行文ヲ付与シ各証書ノ綴目ニハ公証人契印スルヲ相当トスル旨法務局長ヨリ回答有之候処此場合ニ於テ民事訴訟法第560条ニ依ル同法第524条ノ記載ハ前ニ作りタル公正証書ノ原本ニ為スヘキヤ又ハ後ニ作りタル公正証書ノ原本ニ為スヘキヤ或ハ前後ノ各公正証書ノ原本ニ記載スヘキヤ

右差掛候件有之至急御訓示有之度此段稟伺候也

(回答) 客月30日付稟伺ニ係ル公正証書ノ正本ニ執行文ヲ附記スル場合ニ於ケル民事訴訟法第524条ノ記載ハ前ニ作成シタル公正証書ノ原本ニ為スヲ以テ足ル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

16 執行文付与ニ関スル件

(大6.4.24東京公証人加藤信存照会)

(大6.5.7民779号法務局長回答)

(要旨) 消費貸借契約証書に一度執行文を付与したときは、その後の遅延損害金につき更に執行文を付与することを要しない。

(照会) 消費貸借ノ公正証書ニ期限後ハ約定利率ニ依ル損害ヲ賠償スルコトト記載シアル場合ニ一度執行文ヲ付与シタル後執行文付与ノ日時ヨリ以後ノ損害ヲ計算シテ執行セントスルニハ更ニ之ニ対スル執行文ヲ要スルヤ否差掛リ疑義相生シ候間至急何分ノ御訓示ヲ仰キ候

(回答) 客月24日附ヲ以テ稟伺相成候消費貸借契約公正証書ニ執行文付与ニ関スル件間合面フ場合ニ於テハ更ニ執行文ヲ付与スルコトヲ要セサル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

17 賃貸借契約更新後ノ賃料ニ対スル執行文付与ニ関スル件

(昭6.1.6東京公証人根本松美照会)

(昭6.1.24民事1171号民事局長回答)

(要旨) 土地若くは建物の賃貸借契約の公正証書に契約更新及び更新後の賃料に関する記載があり、かつ執行認諾事項が付されている場合は、更新後の賃料に対しても執行文を付与することができる。

(照会) 土地若クハ建物ノ賃貸借契約ノ公正証書ニ賃貸借ノ期間賃料及其支払期日保証契約並ニ強制執行認諾其他ノ要件明記シ尚左ノ第1又ハ第2ノ契約条項ヲ記載シタル

第1 貸主借主及保証人ハ賃貸借期間満了後借地法第6条(又ハ借家法第2条)ニ依リ同一ノ条件ヲ以テ賃貸借カ更新セラレタル場合ハ其更新後ノ賃貸借ニ付テモ強制執行認諾及保証契約其他ノ本契約ノ条項ハ凡テ之レニ従フ可キコトヲ約シタリ

第2 貸主借主及保証人ハ賃借期間満了シタルトキハ何等意思表示ヲ要セス当然ニ期間賃料強制執行認諾、保証契約其他凡テ本契約ノ条項ト同一条件ヲ以テ賃貸借ノ更新ヲ為スコトヲ約シタリ

右第1第2ノ場合貸主カ更新後ノ賃貸借ニ因リテ生シタル賃料ニ付キ借主及保証人ニ対シ強制執行ノ為メ執行文ノ付与ヲ請求シタルトキハ執行文ヲ付与スルコトヲ得ルヤ但シ第1ノ場合ハ賃貸借カ借地法又ハ借家法ニ依リ同一ノ条件ヲ以テ更新セラレタル事ヲ貸主ヲシテ証明書ヲ以テ証明セシムルコトヲ要スルヤ

右ニ付キ甲説ハ更新後ノ賃料ニ付テモ執行文ヲ付与スルコトヲ得但シ第1ノ場合ハ賃貸借カ同条件ヲ以テ更新セラレタル事実ヲ貸主ヲシテ証明書ヲ以テ証明セシムルコトヲ要スト云フニ在リ(理由略ス)

乙説ハ更新後ノ賃料ニ付テハ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト云フニ在リ(理由略ス)

(回答) 客月6日附稟伺首題ノ件ハ甲説ノ取扱ヲ相当ト思考ス
右本官ヨリ及回答候也

18 民事訴訟法第523条第3項解釈ニ関スル件

(昭6.12.5長野公証人会長照会)

(昭6.12.14民事1306号民事局長回答)

(要旨) 民訴第560条同第523条第3項の通知は、公証人が適当と認める方法により行うべきである。

(照会) 公証人カ債権者ニ同時ニ執行正本数通ヲ交付シ又ハ前ニ交付シタル執行正本ヲ返還セスシテ更ニ同一執行正本ヲ交付スル場合民事訴訟法第560条同第523条第3項ノ通知ハ裁判所カ為スヘキモノナリヤ公証人カ為スヘキモノナリヤ公証人カ為スヘキモノナリトセハ其通知ノ方法如何

(回答) 本月5日附ヲ以テ稟伺相成候標記ノ件ハ公証人ニ於テ適当ト認ムル方法ニ依リ通知ヲ為スヘキモノト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

19 土地ノ新所有者ノ為ニスル賃貸料金ノ支払請求ノ執行文付与ニ関スル件

(昭7.8.26大阪公証人井上一照会)

(昭7.8.27大阪地方裁判所長電話回答)

(要旨) 土地所有権の譲受人が、旧所有者(譲渡人)と賃借人との間に締結された土地賃貸借契約の公正証書に基づき、賃借人に対する賃料支払の執行文付与を求めるには、登記簿抄本により自己の賃貸借契約上の権利承継を証明すれば足りる。

(照会) 賃借権ノ設定アル土地ノ所有権移転アリタル場合ニ土地ノ旧所有者ト賃借人トノ間ニ成立シタル土地賃貸借ノ公正証書ニ就キ土地ノ新所有者ノ為ニ賃貸料金ノ支払請求ノ執行文ヲ付与シ得ヘキ乎ニ付左ノ如キ疑義有之候

甲説 付与スルコトヲ得ス

理由 賃貸借ハ人の債権関係ナルヲ以テ常ニ必スシモ土地ノ所有権移転ニ伴ヒテ当然アルモノニアラス又双務契約ニシテ常ニ義務ヲ伴フ債権ナルヲ以テ金銭債権ノ如ク単ナル譲渡ニ因リテ特別ノ承継ヲ認ムヘキモノニアラス故ニ本問ノ場合ニ旧所有者名義ノ公正証書ヲ以テ新所有者ノ為ニ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス

乙説 付与スルコトヲ得

理由 民法第605条ニ「不動産賃貸借ハ登記スルニ由リテ其後ノ所有者ニモ対抗スルコト得」ト規定シ更ニ「建物保護法ニハ右ノ賃貸借ノ登記ナキモ建物ノ登記ノミヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得」ト規定セリ又借家法ニハ其第1条ニ「建物ノ賃貸借ハ其引渡ノミニ由リテ其後ノ所有者ニ対抗スルコトヲ得ル旨」ヲ規定セリ是レ独逸固有法ノ「売買ハ賃貸借ヲ破却セス」ト云ヘル原則ニ倣ヘルモノナリト聞ク

又建物ノ売買アリタル場合ニ「旧家主カ領置シタル敷金返還ノ債務ハ当然新家主ニ移転ス」ト云ヘル判決(昭和2年12月12日大審院判決)ノ如キ近時判例解釈俱ニ賃貸借ハ所有権移転ニ随ヒテ権利義務トモニ新所有者ニ移転スト云フニ一致スルヲ見ル

叙上ノ理由ニヨリ土地ノ旧所有者カ賃借人ニ対シ有シタル総テノ義務ハ之ヲ其新所有者ニ引継クト同時ニ一切ノ権利ヲモ当然之ヲ承継スヘキコトハ一点ノ疑ヲ容レス故ニ本問ノ場合ニハ執行文ヲ付与スルヲ得ヘシ

(イ) 土地売買ノ当然ノ結果トシテ承継アルモノナルニ因リ売買ノ事由ヲ証明スルヲ以テ足ル

(ロ) 更ニ賃貸借ノ契約上ノ権利譲渡ヲ証明セシムルヲ要ス

(回答) 執行文ヲ付与スルヲ得但証明ハ所有権移転登記簿抄本ヲ以テ証明スルヲ以テ足ル

20 和解調書執行文付与ニ関スル件

(昭7.7.21高松区裁判所監督判事照会)

(昭7.9.21民事甲814号民事局長回答)

(要旨) 債務者が割賦金の弁済を怠った場合は、期限の利益を失い、債権者は残額全部につき一時に請求することができる旨約定されているときは、債権者が右約旨により執行文付与を申請する場合にも、民訴第518条第2項の証明を要しない。

(照会) 和解調書ノ和解条項中金銭分割弁済ヲ中途怠リタル為債務者(通例被告)期限ノ利益ヲ失ヒ債権者(通例原告)ニ於テ残額全部ニ付一時ニ請求シ得ヘキ旨ノ定メアルトキ債権者カ相手方ノ履行遅滞アリトシテ右約旨ニ依リ残額全部ニ対シ執行文付与ヲ申請スル場合ニ民事訴訟法第518条第2

項ニ依リ証明書ヲ以テ証明セシムル要アリヤ若シ和解条項中前記事由ニ依リ債務者期限ノ利益ヲ失フトキハ何等催告ヲ受ケスニ直ニ残額全部ニ付強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ノ文句アルトキモ前段ノ場合ト同様ニ取扱フヘキヤ

右ニ付大正3年10月19日神戸地方裁判所所属公証人請訓同年11月3日民第1613号法務局長回答ノ趣旨ノ如ク期間ヲ定メタル催告ヲ為シタル旨ノ内容証明郵便ニ依リ証明セシメ居リ候ヘ共履行遅滞ハ之ナキコトヲ債務者ニ於テ立証スヘキ責アルモノナリトシテ執行文付与ニ際シテハ債権者ノ証明ヲ要セストノ取扱ヲ為セル向モノキニアラス学説モ亦岐レ居ルモノノ如ク存セラレ候間貴官ノ御意見相承致度候也

(回答) 本年7月21日附ヲ以テ御問合ニ係ル標記ノ件ハ民事訴訟法第518条第2項ノ証明ヲ要セスシテ執行文ヲ付与スルコトヲ得ル儀ト思考致候此段及回答候也

(参考) 金銭消費貸借契約ニ於テ分割弁済ヲ中途怠リタル為メ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ債権者ハ不履行ヲ理由トシテ全部ノ返還ヲ請求シタルコトノ証明ヲナスニ非サレハ公証人ハ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス(大3.10.19神戸公証人遠藤忠男照会, 大3.11.3民1613号法務局長回答)

21 根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書に基く執行文付与に関する件

(昭28.11.11民事甲2145号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 極度額を貸付額とみなす趣旨の約旨があっても、根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書は、執行証書とならない。

(通達) 標記の件について別紙甲号のとおり高知地方法務局所属公証人戸梶重明、同川島祐雄から問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

手形取引による根抵当権設定契約公正証書には、民事訴訟法第559条第3号に該当する請求の金額につき記載なきをもって、執行力ある正本を付与することを得ないとの先例(明治42.10.22民刑第872号民刑局長回答)がありますが、右証書の強制執行認諾の条項を「債務者は債務不履行のとき

は債権者に対し、金何円(極度額を表示する)をもって債務金額とし、即時弁済することを特約し、該債務不履行の場合は、直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した」とした場合にも、なおかつ執行力ある正本を付与することができませんか。お伺いいたします。

別紙乙号

本年6月29日付をもって問合せのあった標記の件については、所問に掲げる条項は、単に執行文の付与を受けるために用いた形式的表現にすぎず、極度額を債権金額とする債権が確定的に生じているものとは認められないから、執行文を付与することはできないものとする。なお、貸付金債権について債務名義を得るには、現実の貸付金債権を表示した公正証書を別個に作成する外はない。

22 執行文の付与について

(昭28.12.12民事甲2382号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 証書作成後1週間以内に執行文を付与することは妥当でない。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり東京公証人会会長から問合せがあったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

別紙の通り斎藤会員から伺がありましたので、貴局の御意見拝承いたしたく至急何分の御回示を御願申し上げます。

稟 伺

戦後参考書類不足の為従来通り別紙添付第1号に基き公正証書の作成を為し居りましたが、今後別紙添付第2号に基き公正証書の作成を為すも差支なきや御伺い致します。

別紙

第1号

東京公証人法附属法令並事務打合せ決議集

本会ハ所長ノ命ニ因ル大正4年5月15日附会長通知ノ趣旨ヲ會員一般統一ニ実行セシメンカ為メ左ノ事項ヲ決議ス

会員ハ金銭消費貸借タルト否トニ拘ハラズ総テ執行文ヲ附与シ得ヘキ証書ニシテ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間以内ヲ以テ弁済期トスル証書ヲ作ルヘカラス但割賦弁済及ヒ其他定時給付ノ期日カ1週間以内ニカカルヲ妨ケスト雖モ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間経過ノ後ニアラサレハ執行文ヲ附与スルヲ得サルモノトス… (大正4.5.3) 小川, 太田, 松宮, 檉原, 宮川, 広瀬, 三輪

本号決議ヲ左ノ通変更ス (第78号決議)

金銭消費貸借公正証書 (債務弁済ニ関スル公正証書包含) ニシテ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間以内ヲ以テ弁済期日トスル証書ヲ作ルヘカラス……

但割賦弁済期日カ1週間以内ニカカルヲ妨ケス…… (大正4.6.28) 菅原 (参照)

金銭消費貸借公正証書 (債務弁済ニ関スル公正証書等包含)

弁済期ノ極メテ短ク仮令ハ証書作成ノ日ノ翌日ヲ以テ支払期日トシ翌々日ヲ以テ執行文ノ附与ヲ請求スルカ如キハ多クハ高利貸者流ノ行為ニシテ公証人カ唯々トシテ其囑託ニ応スルカ如キハ其品位ヲ失墜スルノ虞ナキ能ハス依テ自今右様ノ囑託アリタル場合ニハ特ニ注意ヲナスヘキ様所長ノ命ニ依リ通知ス… (大正4.5.15) 同上

東京公証人会事務打合会決議集 (自昭和2年至同12年) 公証紀要 275頁

割賦弁済証書作成1週間以内ノ執行文付与 (昭2.10.13, 第152号決議宮地貞顕提出)

金銭消費貸借又ハ弁済ニ関スル公正証書ニシテ割賦弁済不履行ノモノニ付テハ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間以内ニ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス

(参照) 公証人ハ証書作成後1週間以内ニ執行文ノ付与ヲ為スヘカラストノ原則的決議アリ

第2号

民事訴訟法第559条第5号ノ解釈ニ関スル件

〔昭和5.3.18名古屋地方裁判所長問
同3.31民事第281号民事局長回答日公2号243頁〕

(照会) 民事訴訟法第559条第5号解釈ニ付別紙ノ通請訓有之候処右ハ其直後即チ同日附ニテ執行文ヲ附与スルコトヲ得ヘキモノト思料候ニ付貴局ノ御意見拝承致度候

(別紙) 弁済期限経過後ニ於テ金銭貸借私署証書ノ債務ヲ公正証書ニ依リテ承認シタル場合其直後同日附ニテ執行文ヲ附与スルコトヲ得ルヤ民事訴訟法第559条第5号ニ疑義有之請訓候条至急何分ノ御訓示奉仰候也

因ニ, 例ヘハ甲カ乙ニ対シ昭和5年1月1日元金100円利率年1割弁済期限同年2月1日ノ約ニテ貸渡シ同年3月1日債務承認ノ公正証書ヲ作成シ其後同日甲ノ請求ニヨリ乙ニ対スル執行文ヲ付与シ得ルヤ

本問題ニ付テ

- 1 私署証書中ニ「強制執行認諾」ノ文言アル場合ハ大正7年3月4日民事第395号法務局長回答 (法1条 (同趣旨) 示範2頁) 有之候
- 2 私署証書中ニ「強制執行認諾」ノ文言ナキ場合ニ付テ大正3年法曹会決議 (第24巻第5号) ニ「公正証書ニ私署証書ノ内容ヲ記載シ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為シタルモノハ民事訴訟法第559条第5号ニ該当ス」トアレトモ債務ノ承認ハ過去又ハ現在ノ事実ニ対スル觀念ノ表示ニシテ弁済期限経過後ニ於テ金銭貸借私署証書ノ債務ヲ公正証書ニヨリテ承認シ其証書ノ全文ヲ公正証書ニ記載シタルトスルモ更ニ支払期限又強制執行認諾ヲ約スルニアラサレハ公正証書ニ依ル債務不履行ノ事実ハ発生セサル義ト思料致候ニ付小職ハ消極ニ解シ公正証書ニ依リテ更ニ其支払及強制執行認諾ヲ約シ其不履行ノ事実発生セサルニ於テハ執行文ヲ付与スルヲ得サルモノト思料シ早クモ公正証書作成ノ日ノ翌日ヲ履行期限ト定メ其ノ不履行ノアリタル翌日以後ニ於テ執行文ヲ附与スルノ妥当ナラントノ意見ニヨリテ取扱ヒ居リ候ヘトモ私署証書中ニ「強制執行認諾」ノ文言ノ有無ニ拘ハラズ公正証書ニヨリテ其債務ヲ承認シ強制執行ヲ約シタル以上ハ債務者ニ於テ即日ヨリ強制執行ヲ甘受スルノ意思表示アリタルモノト見ラルヘキカ故ニ公正証書ヲ作成シタル直後同日附ヲ以テ執行文ヲ附与スルコトヲ得トノ積極意見モアルヤニ聞及ヒ候

(回答) 3月18日付御照会ノ件貴見ノ通思考致候此段及回答候

別紙乙号

本年6月25日付をもって問合せのあった標記については、公証人法施行規則第13条の2の規定の趣旨に鑑み、東京公証人会事務打合会決議の趣旨に従って処理するのが妥当である。

23 金銭消費貸借公正証書について

(昭29.8.16民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 既往に成立した弁済期到来後の金銭消費貸借についても公正証書を作成して差し支えない。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局長から問合せがあったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

昭和28年6月25日東京公証人会長問合せに対する同年12月12日附民事甲第2382号貴職回答(民事執行法27条5参照)の解釈について、当庁所属公証人間に左記甲説、乙説と見解を異にする向もあり、いささか疑義もありますので、何分の御指示を仰ぎます。

甲説 公証人は、公正証書作成後1週間以内に執行文を付与することはできないが、既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借の公正証書作成をも禁止する趣旨ではない。

乙説 公証人は、公正証書作成後1週間以内に執行文付与のできないことは勿論であるが、既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借契約の公正証書作成もできない趣旨である。

別紙乙号

本年7月26日附総第1302号をもって問合せにかかる標記については甲説を相当と考える。

24 保証委託契約公正証書に対する執行文の付与について

(昭32.9.10総38号東京法務局長照会)

(昭32.10.14民事甲1983号民事局長回答)

(要旨) 保証委託契約公正証書は、保証人の求償金額が一定し、かつ、主たる債務者の執行認諾の文言が附してある場合には、債務名義となり得る。この場合執行文を付与するにあたっては、保証人を求償権が現実に発生した事実を証明させることを要する。

(照会) 当庁所属公証人高野正保から、標記について別紙のとおり問合せがありましたので、左記のとおり意見を付して進達いたします。

記

別紙本月3日付所問第1及び第2のいずれも(甲)説を相当と考える。

別紙

公証事務取扱に関する指示申請

左記公証事務の取扱に付疑義がありますので至急何分の御指示を頂きたい。

- 1 受託保証人の主たる債務者に対する求償権発生時期如何。民法第459条に依れば、保証人が過失なくして債権者に弁済すべき裁判を受けたとき、又は主たる債務者に代り弁済をなし、その他自己の出捐を以て債務を消滅させた行為をしたときに求償権を有すとあり、この要件を具備したときに保証人の求償権が発生する様に観えるが、同法第460条に依れば保証人予め求償権を行使し得る旨規定し、第459条の要件具備前既に求償権を有することを前提としている。即ち求償権は(イ)保証契約成立と同時に主たる債務者の負担する債務額と同額の求償権が、主たる債務者の債務消滅行為に因り消滅する限度に於て減少することを解除条件として発生するか、(ロ)或は第459条の諸事由の具備を停止条件としてその限度額において発生するや、聊か疑義がある。
- 2 将来の求償権に関する公正証書に強制執行認諾条項を附することができるか。

前問説明後段(イ)の解釈を正当とすれば求償権額は一定しているから民訴第559条に依り強制執行認諾条項を附し得ることとなる。若し(ロ)説を肯定すれば求償権額は一定を欠き、執行認諾条項を附し得ない結果となる。

(回答) 9月3日付で問合せのあった標記については、保証委託契約に関する公正証書において保証人の行使し得る求償権の額が一定しており、これについて強制執行認諾条項を附したときは、当該公正証書は債務名義となり得るものと解する。

なお、公証人において右の公正証書に執行文を付与するには、民事訴訟法第560条、第518条第2項の規定により、保証人をして求償権が現実に発生した旨の証明をさせる必要のあることはいうまでもない。

25 承継執行文付与に関する件

(昭33.1.29総186号盛岡地方務局長照会)

(昭33.2.4民事甲293号民事局長心得回答)

(要旨) 債権の一部につき代位弁済をした第三者に対しても、承継執行文を付与することができる。

(照会) 標記について、当局所属公証人森研より別紙のとおり伺出ありましたところ、債権の一部につき弁済をなしたる第三者が、その限度において債権者に代位することは民法第502条により明らかであり、かかる代位弁済者も民事訴訟法第519条の債権者の特定承継人に包含せらるべきものと解して執行文を付与することができるものと考えますが、疑義がありますので何分の御垂示を賜りたく御伺いします。

明治43年8月5日民刑第642号民刑局長回答(民事執行法26条2)

昭和6年4月7日大審院決定(民事判例集10巻535頁)

なお、執行文の文式は次のとおりで如何でしょうか。

前記の正本は金 円につき債務者某に対し強制執行の爲め債権者某の特定承継人某に之を付与す。

別紙

承継執行文付与に関する件

金銭消費貸借契約公正証書に基く債務につき、第三者が債権者並びに債務者の承諾を得て一部弁済を為し証明書類を提出して一部弁済した部分につき、承継執行文の付与を請求した場合執行文を付与することができるでしょうか。差掛つた事件がありますので至急御指示賜りたく稟請致します。

若しできるとすれば執行文の文式も併せて御指示願います。

(回答) 1月27日付をもって照会のあった標記については、積極的に解する。

なお、執行文の文式は、次のとおりでさしつかえない。

「前記の正本は、金何円について債務者何某に対する強制執行のため、債権者何某の特定承継人何某のためにこれを付与する。」

26 旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の執行文付与について

(昭37.8.29総619号津地方法務局長照会)

(昭37.10.13民事甲2950号民事局長回答)

(要旨) 旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書についても執行文を付与せざるを得ない。

(照会) 別紙の金銭貸借契約公正証書に基く金銭債権に対する執行文付与の請求がありますところ、同証書の元金19万3,000円に対し、「利息は元金100円に付日歩金10銭」と定めた条項は利息制限法所定の利率に抵触するものと考えますが、その儘執行文を附与せざるを得ないものと解してさしつかえないでしょうか何分の御指示を仰ぎたく照会します。

別紙

証書第12077号

金銭貸借契約公正証書

三重県名賀郡名張町大字薦生○番地
貸主 ○○農業協同組合
三重県名賀郡名張市大字西田原○番地
組合長理事 ○ ○ ○ ○
明治○年○月○日生
三重県上野市西町○番地
右貸主代理人
司法書士 ○ ○ ○ ○
明治○年○月○日生
三重県上野市愛宕町○番地

連帯借主 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

三重県上野市愛宕町○番地

連帯借主 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

三重県上野市忍町○番地

右借主代理人

司法書士 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

右囑託者代理人は当職その氏名を知り且つ面識あり右囑託者代理人は囑託者より附与せられたる委任状を提出してその代理権限を証明し且つ囑託者所轄地市町長の作成したる印鑑証明書を提出して委任状の真正なることを証明したり本職は各当事者より聴取したる陳述の趣旨を左に記載する

第1条 貸主○○農業協同組合は連帯借主○○○○○, ○○○○の間に後記表示の物件を担保として金19万3,000円也を昭和26年6月30日迄貸借することを約したり

第2条 利息は元金100円につき日歩金10銭と定め6ヶ月毎に6ヶ月分を貸主の住所に持参して支払うこと

第3条 左の各項の一該当するときは催告その他何等の手續を要せず、貸主の任意に於て借主の全債務は勿論之が為に生ずる貸主の損害金及び一切の費用は借主連帯して一時に弁済すること

- 1 期日に契約の元利金の支払を怠りたる時
- 2 本債権を侵害すべき行為ありと債権者に於て認められたるとき
- 3 他の債務の為財産の差押、仮差押、仮処分等を受くるかその他著しき不信用の行為ありたる時
- 4 前項の外本契約条項の1に違背の行為ありたる時

第4条 本証書抵当物件に対して貸主に通告して承認を得たる外に質権抵当権賃借権その他の権利の設定なきことを確約し尚自後と雖も債務未済中は貸主の承諾を得ずして本貸借の趣旨に違反すべき契約その他の行為をなさざるは勿論抵当物件を売買譲渡一切なさざること

第5条 貸主が担保物件を不足と認めたる時は増担保すること

第6条 借主は不履行の為め抵当権の実行を受くる場合には抵当物件は勿論その他借主の全財産に対しても何等の手續きを要せず直ちに強制執行を受くるも異議なきこと、且つ抵当物件が競売となるときはその物件を総括すると分割するとは貸主の任意たること及び明渡しの際には何等異議を申さざること

第7条 本約定は借主連帯して債務履行のこと

目的物件の表示

三重県上野市愛宕町○番地

1 宅地 144坪6合5勺

同所 ○番の○

2 宅地 5坪5合2勺

同所 ○番

家屋番号 愛宕町○番

3 木造瓦葺2階建住宅兼店舗 1棟

建坪 41坪7合

2階坪 6坪

附属

木造瓦葺平家建 納屋 1棟

建坪 4坪

木造瓦葺平家建 物置 1棟

建坪 3坪7合

この証書を列席者に読み聞かせたる処之れを承諾したり、仍て列席者と共に署名捺印す

昭和25年9月14日津地方法務局上野支局に於て

津地方法務局上野支局

法務事務官 森 文太郎 印

神戸 亀 六 印

浜地 光 造 印

昭和25年9月14日○農業協同組合並に○○○○の請求により正本各1通

を交付したり

津地方法務局上野支局
法務事務官 森 文太郎 印

右は謄本である。

昭和37年8月3日

三重県上野市丸之内90番地の3
津地方法務局所属

公証人 前田 正 印

(回答) 8月29日付日記総第619号で照会のあった標記の件については、貴見のとおり解してさしつかえないものとする。

27 講金掛戻契約公正証書における承継執行文について

(昭37.12.27総4137号福岡法務局長照会)

(昭38.3.26民事甲902号民事局長回答)

(要旨) 講金掛戻契約公正証書において、債権者となっている講総代が死亡し、後任の講総代から承継執行文の付与申請があった場合は、講則等の定めるところにより、講総代が講金掛戻請求権を自己の名において行使し得ると認められる場合に限り、これに応ずることができる。

(照会) 標記の件について当局所属公証人藤崎峻から別紙のと通りの照会があり、当職は講債権の性質上直接後任の講総代に執行文を付与してさしつかえないと解したいのでありますが、疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

(参照)

昭13.1.21富山公証人吉野義憲照会、同年2月2日民甲104号民事局長回答
準法人(民訴46)ノ公正証書作成ノ囑託ハ之ヲ認ムルコトヲ得サルモノト解ス蓋シ夫自体カ実体上權利能力ナク然モ公証人法上特段ノ規定存セザレハナリ、因ニ從來ノ実例ハ多ク講会等ノ役員ノ個人名義ヲ以テ契約サレ然モ公正証書中其關係ヲ明示スルヲ通例トス

別紙

講金掛戻契約公正証書における承継執行文に関する件

講金掛戻契約公正証書に於て債権者となった講総代が死亡した場合後任の講総代を承継人と認めて承継執行文を出すことができるか私見によれば講会に於ける講員と講総代との関係は講掛金の取立其他講務処理の権限を付与した一種の信託関係と見るべきであるからこの関係は講総代の死亡により一応消滅するものと解するが如何

猶昭和30年8月31日福岡法務局総第2311号(福岡法務局長より中野公証人宛回答書)に依れば講総代は当該法律行為上の債権者何某(個人)とするものであり、講会自体(準法人(民訴第46条))を以て当事者と為すものとは認め難い旨回答されていますので、個人債権と認めて債権者の相続人に対し承継執行文を出すべきだとの意見もありますが聊か疑義がありますので何分の御指示をお願い致します。

(回答) 客年12月27日付総第4137号で照会のあった標記の件については、講総代が講則等の定めるところにより講金の掛戻請求権を自己の名において行使しようと認められる場合に限り、後任の講総代を承継人として処理すべきものとする。

28 相続人に対する執行文の付与について

(昭40.4.1松山公証人中村国一照会)

(昭40.6.23民事甲1227号民事局長回答)

(要旨) 相続債権者が数人の共同相続人に対する強制執行のため執行文の付与を申請した場合

- 1 民法915条の期間内でも付与できる。
- 2 右の期間の経過の前後を問わず相続放棄又は限定承認の申述のない旨の家庭裁判所の証明書提出は必ずしも必要ではない。
- 3 執行文の記載方法について
 - (1) 各相続人の相続分の割合又は具体的数額をも記載する。
 - (2) 相続人中の一人に対してのみ付与する場合、負担部分(法定相続分)の記載が必要である。
 - (3) 右相続人間に既に遺産分割の協議が行なわれ、あるいは民法903条の特別受益者があっても(1)(2)の要領でよい。ただし、債務負担につい

て法定相続分と異なる協議が行なわれ、債権者がこれに同意したときは、その結果による。

(照会) 被相続人甲死亡しその相続人として妻乙長男A長女B二男Cの4名あるところ被相続人甲は生前中金150万円の金銭債務を負担していたので、その債権者が右相続人に対する強制執行のため執行文付与を申請した場合の当該執行文の付与に関し左記疑義がありますので何分の御指示を得たく照会に及びます。

おって右はさしかかったものであります。

記

- 1 民法第915条に定める期間内でも付与できるか
- 2 できる場合には当該家庭裁判所で相続放棄の申述のない旨の証明が必要か
- 3 1の期間経過後は2の証明なくして付与できるか又は2と同様その証明書が必要か
- 4 執行文の記載方について
 - (1) 一般の記載のほか相続人乙ABCに対する云々の記載でよいか
 - (2) 相続人中の1名に対してのみ執行文を付与する場合その負担部分として何分の何々又は金額の表示を必要とするか(法定相続分)
 - (3) 右相続人間にすでに遺産分割の協議が行なわれていても或は民法第903条の特別受益者があっても右(1)(2)の要領でよいか
 - (4) 前記各項について注意すべき点があればその点

(回答) 4月1日付をもって照会のあった標記の件については、次のとおり考える。

- 1 付与できる。
- 2 相続の放棄又は限定承認の申述のない旨の家庭裁判所の証明書は必ずしも必要ではないが、でき得れば提出させることが望ましい。
- 3 前記2と同様。
- 4 (1) 各相続人の相続分の割合又は具体的数額を記載すべきである。
 - (2) 貴見のとおり。
 - (3) 貴見のとおり。ただし、債務負担関係について相続人間で法定相続

分と異なる協議が行なわれた場合において、債権者がこれに同意したとき(債務の免責的引受)は、その結果による。

29 再度執行文付与について

(昭42.4.11総348号松山地方務局長照会)

(昭42.7.18民事局長電信回答)

(要旨) 債権譲渡無効の判決により、さきに譲受人に付与した承継執行文が無効となった後、適法な債権譲渡通知に基づいて改めて執行文を付与する場合は、民訴523条が適用される。

(照会) このたび当局所属公証人山本将憲より貴殿に対し標記について、承継債権者に対する承継執行文を付与したところ、債権譲渡手続の不備により債権譲渡無効の判決があり、従って承継執行文も無効に帰したが、その後、適法に債権譲渡手続を経た債権譲受人に対する執行文付与は、民事訴訟法第523条第2項の適用があるかどうか、またその執行文の文例はどのようにつきかについて伺い出がありました。

当職としては、前記第523条適用の場合には該当せず、また、その執行文例についても通常の承継執行文にて足るのではないかと存じますが、聊か疑義もあるものと考えます。至急何分の御垂示を賜わりたく、事情聴取書を相添え進達いたします。

再度執行文付与について

左記事案に対し首題の件につき何分の御指示相仰度

記

債権者甲が都合でその債務者乙に対して有する債権を昭和40年10月頃丙に譲渡したが、甲はその債権譲渡通知を乙に対してしてなかった。

丙はその後甲と相談して甲名義を以て再三乙に交渉して甲の債権を請求して居ったが、乙はその都度右の債務弁済に関し言を左右にして延引きさせていたところ昭和41年2月11日急に甲が死亡するに至ったので大急ぎで甲より乙に対して丙に債権を譲渡した旨の通知を出さすこととなり甲の相続人(4名)の印が揃わない為急場の処置として死亡後の甲の印鑑を利用して債権譲渡通知を昭和41年11月28日出した。

右通知書発送の内容証明送達書を提示し債権譲渡証書をも示して甲が乙に対して有する債権の公正証書に執行文を付与してくれと申請したので当公証人はその通り債権譲受人丙のため執行文を付与した。

ところがその後右事件が訴訟になり右甲の債権譲渡通知は甲の死亡後の通知であることが判明したので該執行文の付与は無効であることになった。

現在では亡甲の相続人4名がそれぞれその相続分に応じて債権譲渡を丙に対しなした旨の通知を発送している現状である。

かかる事件には最初の執行文の付与を無効とし第二次になす執行文の付与は如何にこれを作成すべきか。 以上

事情聴取書

昭和42年3月24日付公証人山本将憲より経由のため提出された「再度執行文付与について」の伺い出の件につき、念のため同公証人より事情聴取した結果、つぎの諸点が判明し、なお伺いの趣旨が末記のとおりであることが明らかになった。

1 基本債権

昭和38年 第11号

債権者 ○ ○ ○ ○

債務者 × × × ×

元 金 100万円 債務弁済契約

弁済期 昭和38年2月5日限り

2 第1回の執行文付与

昭和38年9月5日午前10時

債権者○○○○の請求により執行文1通を付与した

3 第2回の執行文付与

松山地方裁判所裁判官の命による昭和39年6月6日午前10時債権者○○○○の請求により執行文1通を付与した。

右は再度執行文である。

4 第3回の債権譲受人に対する執行文付与

昭和41年12月2日午後4時債権者○○○○の本件債権譲渡による債権承継人××××にこれを付与した。

(債権承継人が債権者より本件債権を譲り受けたことは、昭和41年11月28日松山郵便局書留内容証明郵便による債権譲渡通知書の謄本及び右郵便物配達証明書を提出し、債務者に債権譲渡の通知をしたことを証明した。)

しかし、右執行文付与は譲渡手続の不備による債権譲渡無効の判決がなされ、結局無効に帰したものと考えられる。

5 山本公証人の伺い趣旨

(1) 右第3回の承継執行文付与が無効となった場合、あらためて債権譲受人に執行文を付与するには、民事訴訟法第523条第1項の適用があるかどうか。

(2) 執行文の文例はどうか。

右2点につき御指示ねがいたい。

以上

疑義照会要旨の訂正方について

本年4月11日付当局総第348号をもって進達した再度執行文付与に関する疑義照会の件について、客月27日電信をもって債権譲渡無効判決の謄本送付方ご指示に接しましたので、照会者山本公証人に対し該謄本の提出方連絡しましたところ、別紙のとおり、照会要旨に誤りがあった旨訂正上申がありましたので、進達いたします。

については、はなはだお手数をわずらわし恐縮に存じますが何卒右事情御含みの上何分のご垂示をお願いします。

(別紙)

再度執行文付与について

昭和42年3月6日付の首題の件上申致した内容につき昭和42年6月28日松山地方裁判所総務課長島内久志、日記総第704号判決謄本の提出方について——と題する書状を受領致しましたので本職に於て直接事件本人に面談したところ左の通り事件内容に多少の相異を認めたので茲に改めて以下の通り訂正上申致します。

記

昭和42年3月5日付の書信中2枚目、2行

「ところがその後右事件が訴訟になり右甲の債権譲渡通知は甲の死亡後の通知である事が判明したので該執行文の付与は無効である事になった」とあるを「ところがその後右事件が訴訟になり右甲の債権譲渡通知は甲の死亡後の通知であることが判明したので該執行文の付与は無効であるのではないかと相手方代理人より抗弁せられている」と訂正追加致します。

従って該訴訟は未だ判決に至らず目下双方休止中でありますから判決謄本を送付することができません。

以上

(回答) 昭和42年4月11日付総第348号をもって進達のあった貴局所属山本公証人による照会の件については、左記のとおり公証人に伝達されたい。

記

照会にかかる事実において公証人があらためて執行文を付与するにあたっては、民事訴訟法第523条が適用される。

30 承継執行文付与の可否について

(昭48.9.14付訟377号津地方法務局長照会)

(昭48.11.1民一8182号第一課長依命回答)

(要旨) 国税滞納者が、第三債務者に対して有する執行力ある公正証書正本に基づく貸金返還請求権を、滞納処分によって差押えた国のため、民事訴訟法第519条1項の承継人に準じて承継執行文を付与して差し支えない。

(照会) 当局所属の公証人から左記照会があり、当職は承継執行文を付与してさしつかえないと考えますが反対意見もあり、いささか疑義があるので何分のご指示を賜わりたくお伺いいたします。

記

(照会要旨)

国税滞納者が、第三債務者に対して有する執行力ある公正証書正本に基づく貸金返還請求権を、滞納処分によって差押えた国のため、民事訴訟法第519条第1項の承継人に準じて、承継執行文を付与してさしつかえないか。

(当職の見解)

滞納処分によって債権を差押えた国は、国税徴収法第67条1項により取立権を取得するので、民事訴訟法第602条により取立命令を得た債権者と同じ地位を有すると解せられる(1)が、取立命令を得た債権者は、差押えた債権につき債務者が債務名義を有しているときは、民事訴訟法第519条1項の承継人に準じて承継執行文の付与を受けることができるというのが多数説であり(2)、判例も同様の見解をとっているものと思われる(3)ので本問の場合、国のため民事訴訟法第519条1項の承継人に準じて、承継執行文を付与してさしつかえないものと考えます。

(反対意見)

取立権を取得したのみでは、転付命令と異なりいまだ債権の移転がないから、民事訴訟法第519条1項の承継人にあらず、これに準ずる者として執行力の範囲を拡張すべきでない。

(1) 河村尚平著「新国税徴収法」税務経理協会101頁参照

(2) 兼子一著「強制執行法」酒井書店208頁、菊井維大著「民事訴訟法(二)」有斐閣184頁、加藤正治著「強制執行法要論」有斐閣197頁、板倉松太郎著「強制執行法義解」巖松堂502頁

(3) 昭和34年9月17日東京地裁決定訟務月報昭和34年10月第5巻10号20頁

(回答) 9月14日付け訟第377号をもって当局長あて照会のあった標記の件については、貴見のとおりで差し支えないものと考えます。

31 公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和54年法律第5号)による公証人法(明治41年法律第53号)の一部改正に伴い、公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)及び公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)の一部が本年10月1日から改正されることとなったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1から第4まで略

第5 執行文の再度付与等

1 執行証書に係る執行文の再度付与等は、従来、裁判所の許可を必要としていたが、民事執行法の施行に伴い、執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは、公証人が独自に判断して行うことができることとなった（同法第28条）。

なお、再度付与等の申立てがあった場合の手数料については、同一機会の申立てである限り、加算額は、通数にかかわらず、1,000円である（手数料規則第23条ただし書）。

2 民事執行法第28条第1項の規定により執行文の再度付与等をした場合は、債務者にその旨、その事由及び執行文の通数を通知しなければならない（民事執行規則第19条第1項）こととなっているが、この通知は、公証人が適当と認める適宜の方法により行って差し支えない（同規則第3条第1項）。

第6 略

32 手形債務の追認証書への執行文付与について

（昭63.10.11民一5583号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）支払期日に未払いの約束手形金債務を債務者が追認する追加契約の公正証書について、執行文を付与することができる。

（通達）標記について、別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

おって、明治43年8月24日民刑第199号民刑局長回答は、昭和63年10月11日民一第5582号当職回答（別紙乙号）により変更されたものと了知されたい。

別紙甲号

債務者甲が債権者乙宛に振出した約束手形金債務が支払期日に未払いであることから、債務者がその債務を追認するとともに、当事者間で支払期日を延期するなどの追加契約をし、債務者が同契約債務不履行の場合は直

ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾する旨の公正証書については、執行文を付与することができない旨の民刑局長回答（明治43年8月24日民刑199号）がありますが、現行の法体系の下においては、このような強制執行認諾文言の記載が無効であって公証人がその旨の公正証書に執行文を付与することができない、と解する理由はないのではないかと考えますので、この点照会に及びます。

別紙乙号

客月13日付け照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

なお、公証人がその旨の公正証書を作成するに当たっては、債権者が手形を所持していることを確認するのが相当である。

33 執行文の付与の期間等について

（平2.3.29民一1149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書に記載する弁済期等を証書作成の日から1週間以内の日とすることができるとした事例

（通達）標記について、別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書（債務弁済契約公正証書を含む。以下同じ。）に記載する弁済期及び当該公正証書につき執行文を付与する時期に関しては、公正証書作成の日から起算して1週間以内の日とすべきでないとする取扱いが妥当である旨の先例（昭和28年12月12日民事甲第2382民事局長回答）が示されているところであり、この先例は、債務者保護の観点によるものと解される所、この趣旨にかんがみますと、上記の弁済期及び執行文付与の時期につき、下記のような取扱いをすることも差し支えないと考えております。ついては、この点につき貴見を伺いたく、照会致します。

記

1 強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書を作成する場合におい

て、嘱託当事者の権利関係の内容、短期の弁済期を定める理由その他諸般の事情に照らし、債務者保護の理念に反しないと認められるときは、公正証書作成の日から起算して1週間以内の日を弁済期とするものを作成すること。

- 2 強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書上の債務者の給付が割賦弁済その他の定期給付にかかるものであって、その第1回目の弁済期が公正証書作成の日から起算して1週間以内の日である場合であっても、債権者の権利保護を緊急に図る必要があると認められるときは、その公正証書につき作成の日から起算して1週間以内の日に執行文を付与すること。

別紙乙号

本月22日付け日公連庶第14号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

- 34 特定住宅金融専門会社から株式会社住宅金融債権管理機構に譲渡された債権につき作成された執行証書についての承継執行文の付与の手続について

(平10.3.13民一514号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局第一課長通知)
(要旨) 特定住宅金融専門会社から株式会社住宅金融債権管理機構に譲渡された債権について承継執行文の付与を求めた場合に提出する強制執行をすることができることを証する書面は、内容証明郵便によって送付した債権譲渡通知書の写し及び郵便物配達証明書の写しで差し支えない。

(通知) 標記について、別紙1のとおり株式会社住宅金融債権管理機構ほか7社(別添のとおり)から照会があり、別紙2のとおり回答したので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

(別添)

日本住宅金融(株)

(株)住宅ローンサービス

(株)住総

総合住金(株)

第一住宅金融(株)

地銀生保住宅ローン(株)

日本ハウジングローン(株)

別紙1

- 株式会社住宅金融債権管理機構は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号、以下「特定住専債権等処理法」という。)第2条第2項に規定する特定住宅金融専門会社から、債権を譲り受け、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理を進めているところ、特定住宅金融専門会社を債権者として作成された多数の執行証書について、公証人から株式会社住宅金融債権管理機構に対する民事執行法第27条第2項に規定する承継執行文の付与を受ける場合において特定住宅金融専門会社が内容証明郵便によって債権譲渡の通知をしているときは、特定住専債権等処理法の趣旨に沿って特定住宅金融専門会社の債権債務の処理を迅速かつ円滑に進めるため、次の手続によることとして差し支えないか、貴見を伺いたく照会します。

記

特定住宅金融専門会社を債権者として作成された執行証書について、公証人に株式会社住宅金融債権管理機構が執行文の付与を求める場合には、民事執行法第27条第2項に規定する株式会社住宅金融債権管理機構のために強制執行をすることができることを証する書面として、特定住宅金融専門会社が執行証書の債務者にあてて内容証明郵便によって送付した債権譲渡通知書の写し及びその通知書を配達した旨の特定住宅金融専門会社あての郵便物配達証明書の写し(それぞれ株式会社住宅金融債権管理機構の代理人が原本に相違ない旨を証明したもの)を提出することとする。

別紙2

平成10年3月5日付けをもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

第8章 債務名義の送達

1 強制執行ヲ為ス場合ノ送達ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 公正証書により強制執行を行う場合の送達は、証書の謄本をもってすれば足りる。

(照会) 公正証書ニ因リ執行スル場合ニハ正本ヲ送達セス謄本ヲ送達シテ足ルヤ

(回答) 貴見ノ通

2 執行文ノ送達ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 民訴法第528条2項の場合においては証書の謄本の外、正本に附記する執行文を送達することを要し、その送達は民訴法第164条第1項の規定により執行文の謄本を交付すべきである。

(照会) 公証証書ニ依ル強制執行ノ場合ニ於テ債務者ニ為ス債務名義ノ送達ハ証書ノ謄本ニテ足ル旨民刑局長ヨリ長野地方裁判所長ニ御回答相成候処右送達ハ総テ謄本ヲ以テスルニ於テハ民事訴訟法第528条第2項ニ依リ債務名義ニ附記スル執行文ノ送達ヲ要スル場合ニハ同法第517条ノ執行文定式ヲ変更シ「前記ノ謄本ハ云々」ト記載スルニアラサレハ名実相副ハサルノ奇態ヲ生スヘク思考セラレ候右ハ如何取扱可然候哉

(回答) 民事訴訟法第528条第2項ノ場合ニ於テハ証書ノ謄本ノ外証書ノ正本ニ附記スル執行文ヲモ債務者又ハ其承継人ニ送達スルコトヲ要シ其送達ハ民事訴訟法537条第1項末段ノ規定ニ依リ執行文ノ謄本ノ交付ヲ以テ之ヲ為スヘキモノナルヲ以テ問合ノ如キ異式ノ執行文ヲ付与スルノ必要ナカル

ヘシ

3 公正証書ノ執行力アル正本送達ニ関スル件

(昭4.9.26日記1269号福井地裁監督判事照会)

(昭4.10.24民事8751号民事局長回答)

(要旨) 公正証書の執行力ある正本に基く強制執行着手の前提たる執行謄本の送達は、改正民事訴訟法施行後も従来の取扱で差し支えなく、その送達不能の場合執行吏自ら書留郵便に附し発送することができる。

(照会) 左記事項改正民事訴訟法ノ実施ニ伴ヒ其ノ實際ニ於ケル取扱方ニ関シ疑義相生シ候ニ付テハ至急何分ノ御回示相煩度

公正証書ノ執行力アル正本ニ基ク強制執行ニ於テ、其執行着手ノ前提タル執行正本ノ送達ニ付テハ執達吏ハ裁判所書記ヲ經ス直接債権者ノ委任ニ依リ送達ヲ為ス取扱振ニ候処改正法施行後モ右ノ取扱ニテ差支ナキモノニ候哉又右執行正本ノ送達ニ際シ全戸不在ニテ送達不能ノ為メ改正法第172条ニ依リ書留郵便ニ付シテ発送セントスル場合ニ於テハ執達吏ヨリ裁判所書記ニ対シ其発送方ヲ申出ツヘキモノナルヤ

又ハ裁判所書記ヲ經ス執達吏自ラ直ニ書留郵便ニ付シ送達スルコトヲ得ヘキモノニ候哉

(回答) 客月26日日記第1269号ヲ以テ御問合相成候標記ノ件ハ改正法施行後ト雖モ従来ノ取扱振ニテ別段支障ナカルヘク然シテ其送達不能ノ場合ニ於テハ執達吏自ラ書留郵便ニ付シ発送スルコトヲ得ルモノト解スルノ外ナカルヘシト思考致候此段及回答候也

4 公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和54年法律第5号)による公証人法(明治41年法律第53号)の一部改正に伴い、公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)及び公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)の一部が本年10月1日から改正されることとなったが、これに伴う公証事務の取

扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

記

第1 執行証書の正本等の送達

- 1 公証人法（以下「法」という。）第57条ノ2の新設により、執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本（以下「執行証書の正本等」という。）の送達は、郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ、そのうち郵便による送達は、申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第23条ノ2第1項及び送達に必要な郵便料についての規定（法第7条第1項、手数料規則第28条ノ2））が新設され、公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。
- 2 公証人は、執行証書の正本等の送達の申立てがあった場合には、特別送達（郵便法第66条、郵便規則第119条、第120条）の方法により送達を行うこととする。
- 3 前項による送達手続に着手したが、送達先に債務者が居住していない等、公証人の責めに帰することができない事由によって送達の目的を達することができなかった場合において、申立人から、送達先を再調査の上改めて送達の申立てがされたときは、再び前項の方法により送達を行うこととなる。
- 4 特別送達が不能となったことに伴い、書留郵便に付する送達（法第57条ノ2第3項、民事訴訟法第172条）の申立てがあった場合には、送達報告書（民事訴訟法第177条）のほか申立人の提出に係る資料等を精査し、書留郵便に付する送達をする事由があるかどうかを慎重に判断した上、当該手続をとらなければならない。
- 5 公証人の職務を行う法務事務官が送達手続を行う場合には、送達に要する郵便料は、郵便切手をもって納付させるものとする。この場合において、送達物が不送達となることに備え、あらかじめ郵便切手をもって還付料を納付させて差し支えない。

第2 送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い、その送達又は不送達の実事を証明する必要があるため、新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり、その手数料は、1件、すなわち受送達者1名につき100円とされた（手数料規則第23条ノ2第2項）。

第3 送達関係書類綴込帳

公証人は、送達事務に関する帳簿として送達関係書類綴込帳を備え置き、これを保存しなければならないこととなった（公証人法施行規則第18条、第27条）。なお、送達関係書類綴込帳は、書類の整理等の都合を考慮し、バインダー方式のものでも差し支えない。

第4 計算簿等

送達手数料、送達証明手数料及び郵便料に関する規定が新設されたことに伴い、計算簿乙及び計算書の様式が改正された。

なお、右帳簿等の用紙について、従前の様式による印刷済みのものがある場合には、当分の間、その用紙をそのまま使用して差し支えない。この場合において送達、送達証明又は郵便料に関する事項を記載する必要があるときは、種別欄中空欄部分に「送達」、「送達証明」又は「郵便料」と記入して使用するものとする。

第5 及び第6 略

5 民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて

（昭57.9.13民一5661号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律（昭和57年法律第83号）が、本年10月1日から施行されることとなったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

記

第1 就業場所における送達

- 1 送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下「住居

所等」という。)が知れないとき又はその場所において送達をすることに支障があるときは、執行証書の正本等公証人法57条ノ2第1項に掲げる書類の送達は、これを受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所、居所、営業所又は事務所(以下「就業場所」という。)においてすることができ、送達を受けるべき者がその就業場所において送達を受けるべき旨を申述したときも、同様とすることとされた(民事訴訟法(以下「民訴法」という。)169条2項、公証人法57条ノ2)。

- 2 「送達を受けるべき者の住居所等が知れないとき」とは、民訴法178条の公示送達の要件である「当事者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ為スヘキ場所カ知レサル場合」と同一の概念であり、その認定資料は、住民票写し、最後の住居所等の近隣の者による証明書、戸籍付票謄(抄)本、弁護士法23条の2第1項の報告書等である。

なお、右により就業場所における送達をしたときは、送達を受けるべき者の住居所等が知れない場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

- 3 「送達を受けるべき者の住居所等において送達をすることに支障があるとき」とは、例えば送達を受けるべき者が日曜、祭日以外の日の昼間不在のためにその住居所等において送達をすることができない場合をいうが、送達を受けるべき者のプライバシーを保護するため、その者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合(例えば、最近内容証明郵便が「受取人不在」を理由に還付された場合がこれに該当するが、「受取人所在不明」を理由に還付された場合は該当しない。)を除き、一度はその者の住居所等において送達を試みるものとする。

なお、住居所等において送達を試みることなく直ちに就業場所において送達をしたときは、送達を受けるべき者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

- 4 「雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する」とは、雇用、

委任等の契約に基づくものだけでなく公務員や公職の選挙で選ばれた市町村長等のように公法上の行為に基づいて就業するものをも含むが、事実上の行為に基づき、就業する場合を含まない趣旨である。

- 5 「就業場所」とは、送達を受けるべき者が常勤、非常勤を問わず、現実に勤務している場所をいう。例えば、送達を受けるべき者が甲会社の乙支店に勤務している場合には、乙支店が就業場所である。
- 6 就業場所において送達を受けるべき旨の申述は、書面によってさせるものとする。この場合には、証書原簿の備考欄に右の申述があった旨を記載した上、申述書を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

第2 就業場所における補充送達

- 1 就業場所において送達を受けるべき者に会わない場合においては、補充送達によることができるものとされ、右による送達がされたときは、公証人は、送達を受けた者にその旨を通知しなければならないこととされた(民訴法171条2項、4項、公証人法57条ノ2)。
- 2 右の通知は、公証人の氏名、送達書類の名称、書類受領者の氏名、送達の日時及び送達場所を明らかにして、郵便葉書により行うものとする。
- 3 右の通知については、実費額の郵便料を受けることができる(公証人手数料規則28条ノ2)。
- 4 公証事務を取り扱う法務事務官にあつては、就業場所において送達をするに際し、右の通知を要する場合に備え、あらかじめ通知のための郵便料を官製の郵便葉書をもって予納させるものとする。

第3 郵便送達報告書等

- 1 特別送達の郵便送達報告書は、本年10月1日から別紙(略)のとおり住所、居所用と就業場所用の二種に区分されることとなった(郵便規則120条)。
- 2 特別送達郵便物で就業場所にあてて差し出すものについては、当該郵便物の表面の見やすい所に「特別送達(就業場所)」と記載しなければならないこととされた(同条)。

6 民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて

(平9.12.19民一2256号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 民事訴訟法の施行に伴う宣誓認証制度、公証人による交付送達の取扱いの留意点

(通達) 民事訴訟法(平成8年6月26日法律第109号。以下「新民事訴訟法」という。)が、平成10年1月1日に施行される(民事訴訟法の施行期日を定める政令(平成9年11月19日政令第332号))が、これに伴い、「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成8年6月26日法律第110号、以下「整備法」という。)及び「民事訴訟法及び民事訴訟規則の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則」(平成8年12月17日最高裁判所規則第6号、以下「整備規則」という。)も同日施行される。

これらの法令により公証事務に関して改正がされた事項は、第1に、整備法による公証人法の改正により、当事者が宣誓をした場合における私署証書の認証(以下「宣誓認証」という。)の手續が設けられたこと、第2に、整備規則による民事執行規則(昭和54年11月8日最高裁判所規則第5号)第20条の改正により、債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するために公証役場に出頭した場合に、当該執行証書等を公証人自らがその場で債務者に交付して送達(以下「公証人による交付送達」という。)の制度が設けられたことである。

また、宣誓認証の制度の創設に伴い、「民事訴訟法及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成9年11月19日政令第333号)により公証人手数料令(平成5年6月25日政令第224号)が改正されるとともに、平成9年12月19日法務省令第74号により公証人法施行規則(昭和24年6月1日法務府令第9号)についても所要の改正が行われた。

改正にかかる制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は、次のとおりであるので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

記

第1 略

第2 公証人による交付送達

1 制度の趣旨

公証人法第57条ノ2は、執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文(いわゆる条件成就・承継執行文)及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した文書の謄本の送達は、郵便又は最高裁判所規則の定める方法による旨規定している。この最高裁判所規則で定める方法として、民事執行規則は、従来、執行官による送達と公示送達とを定めていた。

今回、民事執行規則第20条第2項の改正により、債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付して送達の申立てをすることができることとされた。

この公証人による交付送達は、債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するためにその役場に出頭した場合には、公証人法第28条の規定により囑託人の確認が厳格に行われることが法律上担保されることを前提として、公証人自らがその場で債務者に送達する権限を認めたものである。このように、今回の改正の趣旨は、執行証書を作成した場合における当事者の執行手續上の費用や手数の負担を軽減することを目的とするものであり、これにより、法律上の紛争予防及び権利の簡易迅速な実現につき、公正証書が一層活用されることを期するものである。

2 公証人による交付送達の申立てをすることができる場合

債権者がする公証人による交付送達の申立ては、債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するためにその役場に出頭した場合のみを対象としてすることができる(民事執行規則第20条第2項)。これは、債務者が執行証書の作成を囑託する場合には、公証人法第28条により、公証人が囑託人を確認することにより、送達を受ける債務者の確認が確実にされるからである。したがって、債務者が公証人の役場に出頭していても、その目的が執行証書の作成を囑託するため以外の目的で

ある場合には、嘱託人の確認がされることが法律上担保されないので、公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

また、債務者が、執行証書の作成の嘱託を他の者に委任したときは、債務者が出頭している場合であっても、債務者が執行証書の作成を嘱託するために出頭している場合には当たらないから、公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

3 送達の手続

(1) 送達の申立て

送達の申立ては、債権者が執行証書を作成した公証人に対して行う。債権者から送達の申立てについて委任を受けた代理人によって、送達を申し立てることもできる。申立書の様式については、参考様式7を参照されたい。

(2) 送達される書類

送達の申立てをすることができる書類は、「当該執行証書に係る公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類」（民事執行規則第20条第2項）である。したがって、執行証書の作成を嘱託するために債務者が出頭した場合であっても、別の機会に同一の債務者が作成を嘱託した他の執行証書に係る書類につき、その送達の申立てをすることはできない。

「公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類」とは、執行証書の謄本のほか、民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本、すなわち、いわゆる条件成就執行文又は承継執行文の謄本及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した証明文書の謄本である。ただし、送達の方法が、債務者が当該執行証書の作成を公証人に嘱託するために出頭したその場で交付することとされているため、執行文及びその証明文書の謄本の送達が行われる場合は、執行証書の作成と同時にこれらの執行文の付与が行われるような例外的な場合に限られる。したがって、実際上は、公証人による交付送達の対象は、執行証書の謄本に限られることになろう。

(3) 送達の相手方

送達は、債務者に対して行う。債務者が未成年者などの訴訟無能力者（民事訴訟法第28条、第31条）であるときは、その法定代理人に対して送達を行う（民事執行規則第20条第5項によって準用される民事訴訟法第102条第1項）。親権者が複数である場合など、数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる（民事執行規則第20条第5項によって準用される民事訴訟法第102条第1項）。したがって、一人の法定代理人が他の共同の法定代理人を代理して単独で出頭している場合であっても、その出頭している代理人に対して送達をすることができる。

民事執行法第20条によって準用される民事訴訟法第37条により、法定代理人に対する送達に関する民事執行法の規定は、法人の代表者に準用される。したがって、債務者が法人であるときは、訴訟無能力者の法定代理人に対する送達についての民事訴訟法第102条第1項及び第2項の規定が準用される。

なお、同一の執行証書の債務者が法人とその代表者である自然人である場合において、その双方に対して送達の申立てがあったときは、それぞれについて送達の手続をとらなければならない。

(4) 送達の方法

送達の方法は、執行証書の作成の嘱託の際に、公証人の役場において、公証人自らが債務者に交付する方法に限定される。公証人が送達をする場合には、受領書（参考様式8）を作成して、これに送達を受ける者に署名をさせるものとする。

公証人は、送達に関する報告書を作成することを要しない。

送達に関する書類は、送達関係書類綴込帳につづって保存しなければならない（公証人法施行規則第18条、第27条）。

(5) 手数料

送達についての手数料の額は、1,400円である（公証人手数料令第39条第1項）。公証人による交付送達は、債務者に交付することを前提としているから、公証人手数料令第39条第2項の規定は適用されない。

送達に関する証明についての手数料の額は、250円である（公証人手数料令第39条第3項）。

本通達の解説及び関係資料は、本誌53巻2号の論説・解説欄に、「新民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて」として掲載予定であるので参照されたい。（民事月報53巻2号7頁）

参考様式7

送 達 申 立 書（公証人法第57条の2）
 平成 年 月 日
 法務局所属 公証人 殿

1 申立人（債権者）（署名又は記名押印）

住 所	
氏 名	
代 理 人 代 表 者	

2 送達書類（○をつけたもの）

公正証書		公正証書謄本	法27条の執行文謄本	証明文書謄本
公証人 作成 平成 年 第 号 契約公正証書				

3 債務者

氏 名	
-----	--

4 受送達者

資 格 (○をつけたもの)	1 債務者本人 4 監獄の長	2 法定代理人	3 法人代表者
氏 名			
送 達 場 所			

5 送達の方法

1 公証人による送達	2 特 別 送 達	3 書留郵便に付する送達
------------	-----------	--------------

上記の通り送達を申し立てます。

〔添付書類〕 委任状 資格証明書 印鑑証明書
 （受送達者1名につき1枚を使用する）

参考様式8

受領書 (公証人による交付送達用)
 法務局所属 公証人 殿

送達書類	法務局所属 公証人 作成 平成 年 第 号 契約公正証書謄本	
送達年月日	平成 年 月 日	
送達の場所	法務局所属 公証人 役場	
債務者氏名		
受送達者	資格 (○をつけたもの) 氏名	1 債務者本人 2 法定代理人 3 法人代表者

上記のとおり受領しました。

平成 年 月 日

(受送達者の署名)

第9章 手数料

第1 手数料一般

1 用紙ノ代価ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 公正証書その他の用紙の代価を嘱託人から受けることはできない。

(照会) 罫紙ノ代価ハ嘱託人ヨリ受クルヲ得サルヤ

(回答) 貴見ノ通

(同旨) 公証人ハ手数料ノ外証書ノ用紙ノ代価ヲ請求スルコトヲ得ス (明42.

7.28東京公証人小川正直照会) (明42.8.16民刑第840号民刑局長回答)

2 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

(明42.8.3岐阜地裁所長照会)

(明42.8.24民刑875号民刑局長回答)

(要旨) 1 法務局において公証事務を取扱う場合の署名は、単に某法務局若しくは地方法務局又は支局法務事務官氏名と記載する。

2 手数料規則第36条 (現手数料令第4条第2項) (計算書の交付) は前項の場合に準用される。

(照会) 1 公証人法第8条ニ依リ区裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ於テ署名ヲ要スルモノニハ某地方裁判所所属公証事務取扱某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノナルヤ

2 前項ノ場合ニ於テ判事ノ差支ニ依リ書記ニ於テ取扱フトキハ判事代理ト記載スヘキヤ又ハ書記ハ当然ノ取扱者トシス代理ト記載スヘキニアラサルヤ

3 1項ノ場合ニハ公証人手数料規則第36条 (現手数料令第4条第2項) ハ

適用ナキモノト心得可然哉

(回答) 1 単ニ某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノトス

2 後段貴見ノ通

3 公証人手数料規則第36条(現手数料令第4条第2項)ハ公証人ノ職務ニ
関スル規定ナルニ付公証人法第8条ニ依リ公証事務取扱ノ区裁判所ニ之ヲ
準用スヘキモノトス

(同旨) 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ハ単ニ某区裁判所判事氏名又ハ某
区裁判所書記氏名ト記載スヘキモノトス(明42.8.5 大津地裁所長問, 明
42.8.18民刑第894号民刑局長回答)

3 代理公証人ノ手数料等ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.9.28民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 代理を囑託された場合の手数料等は, その代理公証人の収入となる。

(照会) 代理囑託セラレタル公証人ノ手数料日当及旅費ハ代理公証人ノ収入ト
為ルヤ

(回答) 貴見ノ通

4 同一役場ノ解釈ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 法第71条第1項により書類の引継を命ぜられた役場は, 手数料規則第
13条第4号の適用については前任者の役場と同一役場とする。

(照会) 同一ノ公証人役場中ニハ代理兼務書類引継ヲ受ケタル役場ハ包含セサ
ルヤ

(回答) 某公証人役場ニ於テ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充又ハ更正ヲ
其公証人カ代理者又ハ兼務者トシテ職務ヲ行フ役場ニ於テ証書ヲ作成スル
場合モ又代理者又ハ兼務者ニ依リテ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充
又ハ更正ヲ其公証人ノ本役場(自己ノ役場ニ於テ兼務者ノ事務ヲ取扱フ場
合ニ於テハ兼務者ニ非サル公証人トシテノ役場)ニ於テ証書ヲ作成スル場

合モ共ニ手数料規則第13条第4号ニ該当セサルモ公証人法第71条第1項ニ
依リ書類ノ引継ヲ命ゼラレタル公証人ノ役場ハ同上手数料規則ノ適用ニ付
テハ前任者ノ役場ト同一ノ公証人役場トス

5 「其10分ノ5」ノ意義ニ関スル件

(明42.9.28大阪公証人古宇田義鼎照会)

(明42.10.11民刑1123号民刑局長回答)

(要旨) 手数料規則第13条に「其10分ノ5」とあるのは, 「手数料」の10分の
5の意味である。

(照会) 公証人手数料規則第13条第1項ニ第2条ノ區別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割
合ヲ以テ手数料ヲ受タルトアルハ第2条ニ掲ケアル価額ノ10分ノ5ニ依ル
義ニ候哉又ハ同条手数料金ノ10分ノ5ヲ受クヘキ義ニ候哉

(回答) 後段貴見ノ通

6 証明書ヲ連続シアル旨ヲ記載シタル書面ニ関スル件

(明42.10.12札幌公証人千葉元貞照会)

(明42.10.27民刑1187号民刑局長回答)

(要旨) 規則第14条第2項の書面の作成については手数料を受けることはでき
ない。

(照会) 公証人法施行細則第19条第2項(現規則第14条第2項)ノ書面ヲ作成
シタルトキハ其手数料ヲ受クルコトヲ得ルヤ果シテ之ヲ受クルコトヲ得ル
トセハ公証人手数料規則第何条ヲ準用スヘキモノナルヤ訓示ヲ仰キ度此段
及稟伺候也

(回答) 本月12日稟伺ニ係ル公証人手数料規則中疑義ニ関スル件ハ問合ニ於テ
ハ手数料ヲ受クルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

7 価額ノ算定権ニ関スル件

(明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.11民刑1368号民刑局長回答)

(要旨) 囑託人が公証人の相当と信ずる価格による手数料を納付しないときは

嘱託を拒絶することができる。

(照会) 規則第3条ノ法律行為ノ目的価額ハ公証人ニ於テ之ヲ決定スヘキ筋ナルヤ例ハ爰ニ某所ニ在ル50万坪ノ石炭鉱区ヲ贈与スル場合当事者双方ハ公正証書ニ価額ノ明記ヲ欲セサレトモ其鉱区ハ金5万円ノ価額アリト陳述シ公証人モ亦之ヲ相当ト思料スルトキハ其5万円ヲ目的価額トシテ手数料ヲ徴収スヘキハ勿論ナルヤ若シ当事者ハ5,000円ノ価額アリト陳述シ公証人ハ5万円ト思料シ彼是意見一致セサルトキハ公証人ハ証書ノ作成ヲ拒絶スルコトヲ得ヘキヤ

(回答) 問合面ノ場合ニ於テハ価額ノ明記アルト否トヲ問ハス手数料ハ法律行為ノ目的ノ実価ニ依リテ計算スヘキモノニシテ若シ嘱託人カ公証人ノ相当ト信スル価額ニ依ル手数料ヲ納付スルコトヲ肯セサルトキハ公証人ハ其嘱託ヲ拒絶スルノ外ナカルヘク而シテ其拒絶ノ当否ニ付テハ抗告手續ニ依ル監督官ノ決定ニ俟ツヘキモノニシテ公証人ニ於テ価額ヲ確定スル権限ヲ有セサルモノトス

8 法第40条ノ添附書面ニシテ超過紙数トナリタル部分ノ手数料ニ関スル件

(昭8.3.3東京公証人藤瀬弥一郎照会)

(昭8.3.29民事甲354号民事局長回答)

(要旨) 嘱託人から提出された添附書面で、証書作成の超過紙数となった部分については、手数料規則第26条、第24条第1項但書によりその手数料を受けすることができる。

(照会) 嘱託人ヨリ公正証書ニ添附スヘキ書面トシテ同一ノモノ2通ヲ提出シ1通ハ原本ニ添付シ1通ハ正本ニ添付セラレタシトノ嘱託アル場合ニ其原本ニ添付スル書面ノ手数料ニツキテハ公証人手数料規則其他ニ明文ナキニヨリ其手数料ヲ徴収スルヲ得サルヤ将タ徴収スルモ差支ナキヤ若シ差支ナシトセハ公証人法第40条ニヨリ公証人ノ作成シタル証書ノ一部ト看做シ手数料規則第14条大正8年勅令第194号第3条(昭19.4.1廃止)ニ依リ超過紙数ニ対シ1枚ニ付金25銭ノ手数料ヲ徴収スヘキヤ又ハ手数料規則第26条第24条但書同勅令第3条ニヨリ1枚ニツキ金15銭ノ手数料ヲ徴収スヘキヤ

(回答) 本月3日附稟伺ノ件公証人法第40条ニ依リ公正証書ノ一部ト看做サル

ヘキ添附書面ニシテ証書作成ノ超過紙数トナリタル部分ニ付テハ公証人手数料規則第26条及第24条ニ依リ其手数料ヲ受クルコトヲ得ヘシ

9 代人料等の徴収について

(昭29.9.28民事秘151号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人が代理人をあっせんし、代人料等を徴収することは相当でない。
(通達) 最近公証人が公正証書の作成に際し、嘱託人から代理料又は代人料等と称して法定手数料以外の費用を徴し、公正証書作成につき白紙委任した嘱託人(多くは債務者)の代理人選任のあっ旋をしている事例があるやに仄聞するが右取扱は公証事務執行の公正を害し、かつ公証人法第7条第2項に違反する結果をも生ずることとなるので、貴管下公証人にかかる事態が発生しないよう厳に注意を喚起されたい。

10 公証人手数料規則第23条について

(昭36.8.2庶886号青森地方法務局長照会)

(昭36.9.13民事甲2275号民事局長回答)

(要旨) 手数料規則第23条の「請求の価額」は、証書に記載してある価額によって差し支えない。

(照会) 本月1日から改正施行された公証人手数料規則第23条の手数は証書に記載してある価額により徴収して差支えないと思われませんが、いささか疑義もありますので何分の御垂示を賜りたく御伺いいたします。

(回答) 客月2日付庶日記第886号で照会のあった標記の件について、貴見のとおりと解する。

11 公証人手数料規則の改正に伴う横書証書の様式の制定について

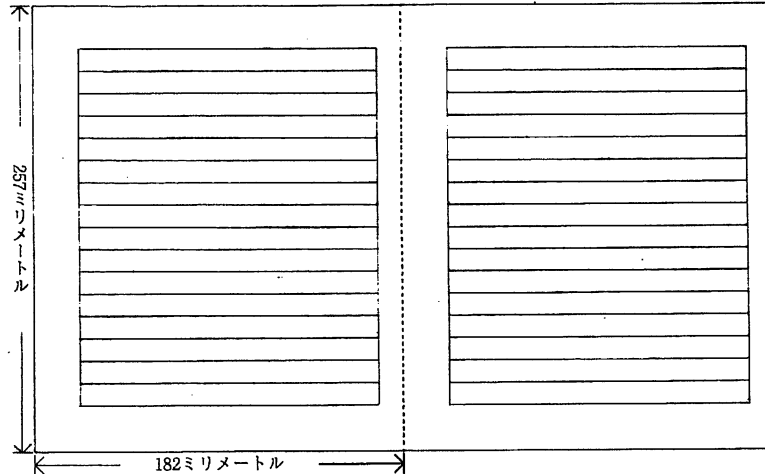
(昭46.3.27民事甲1467号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 横書証書用紙のひな型

(通達) 公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)第14条の改正に伴い「公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令」(法務省令第13号)が4月1日から施行されることになったが、この省令に定める横書の

証書の作成に用いる用紙のひな形は、別紙のとおりとなるから、証書作成上遺憾のないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方配意されたい。

別紙



12 公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(平5.7.22民一5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人手数料令の制定に伴う公証人手数料の取扱上の留意事項

(通達) 公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)の全部を改正する公証人手数料令(平成5年政令第224号)、公証人法施行規則の一部を改正する省令(平成5年法務省令第28号)及び公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令の一部を改正する省令(平成5年法務省令第29号)が本年8月1日から施行されることになったが、これに伴う公証事務については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配意されたく、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 公証人手数料令(以下「令」という。)における実質改正事項等

1 令第5条関係(公証人手数料規則(以下「手数料規則」という。)第34条関係)

嘱託人が支払の猶予を求める際には、市区町村長の証明書のほかその他の文書によって支払の資力がないことを証明することができることとされた。この場合の「その他の文書」とは、例えば、老人福祉センターの長が証明した文書等をいう。また、支払の資力がないことの証明があった際には、手数料、郵便料、日当又は旅費(以下「手数料等」という。)の全部のみならず一部についても、支払を猶予することができることとされた。

2 令第6条関係(手数料規則第35条関係)

公証人が嘱託人に対し、手数料等の概算額の予納を求める際には、計算書の交付の規定が準用され(令第6条第1項後段)、その様式は、計算簿、計算書に準じて作成することとされた(改正後の公証人法施行規則(以下「改正施行規則」という。)第20条)

この場合においては、計算書に準じてその表題を「仮計算書」とし、金額は、種別欄に掲げる区分に応じ、手数料等の概算額を記載すれば足りる。

なお、手数料等の概算額の予納を求められた嘱託人が予納に代えて供託する制度(手数料規則第35条第2項関係)は、廃止された。

3 令第9条関係(手数料規則第2条関係)

法律行為の目的の価額が5,000万円を超えるものにつき、5,000万円を超え1億円以下のもの、1億円を超え3億円以下のもの、3億円を超え10億円以下のもの及び10億円を超えるものの区分を設けるとともに、加算率を順次遞減することとされた。

4 令第14条ただし書関係(手数料規則第10条関係)

給付にかかる法律行為について当事者の一方がすべき給付のみの価額を算定することができない場合であっても、その給付の最低価額が相手方がすべき給付の価額を超えることが明らかなきはその最低価額とし、その当事者の一方がすべき給付の最高価額が相手方がすべき給付の価額に満たないことが明らかなきはその最高価額と

することとされた。

- 5 令第17条及び第19条第2項関係（手数料規則第13条第1号から第3号まで関係）

承認、許可若しくは同意、当事者双方が履行していない契約の解除又は遺言の全部若しくは一部の取消しに係る証書の作成についての手数料額は、原則として定額（1万1,000円）とすることとされた。ただし、当該証書に係る法律行為について証書を作成した場合の手数料の額の10分の5に相当する額が1万1,000円を下回るときは、当該下回る額によることとされた。

- 6 令第18条関係（手数料規則第20条第3項関係）

委任状の作成については、委任状作成に要した時間が1時間を超過するときの加算はしないこととされた。

- 7 令第19条第1項関係（新設）

遺言の作成（遺言の補充又は更正に係るものを除く。）についての手数料の額は、遺言の証書1通について1万1,000円を加算することとされた。ただし、当該証書に係る遺言の目的の価額（複数の法律行為が含まれる場合には、その目的の価額の合計額）が1億円を超えるときは、加算をしないこととされた。

- 8 令第22条第6項関係（手数料規則第13条ノ4第6項関係）

令第22条第1項から第3項までに規定する規約の廃止に係る証書の作成についての手数料の額は、1万1,000円に引き下げることとされた。

- 9 令第23条第2項関係（新設）

従たる法律行為である担保の設定を目的とする法律行為について、主たる法律行為である担保される債権に係る法律行為とともに証書が作成される場合は、その手数料の額は、主たる法律行為によって算定されるが、この場合の主たる法律行為の目的の価額は、担保される債権の額と担保の目的の価額又は担保される債権の額のうちのいずれか少ない額の10分の5の額とを合算した額とすることとされた。

- 10 令第23条第3項関係（手数料規則第13条ノ3関係）

企業担保権の設定を目的とする契約について担保される債権に係る法律行為とともに証書が作成されるときは、担保される債権に係る法律行為のみに係る証書の作成についての手数料の額に5万5,000円を加算することとされた。ただし、11万円を下回らないこととされた。

- 11 令第24条第2項関係（手数料規則第13条第4号関係）

法律行為のうち令第17条、第18条、第19条第2項、第21条及び第22条に規定するものの補充又は更正に係る証書の作成についての手数料の額は、当該法律行為に係る証書の作成についての手数料の額の10分の5の額とされた。ただし、当該法律行為に係る証書が当該公証人役場において作成されているときは、当該法律行為に係る証書の作成についての手数料の額の10分の2.5の額とされた。

- 12 令第25条関係（手数料規則第14条関係）

法律行為に係る証書の枚数が4枚（横書の証書では3枚）を超えるときは、超える1枚ごとに加算されるが、枚数の計算方法は省令に委任され、1行20字詰で24行（横書の証書にあっては、半面1行20字詰で16行の両面）以上ある用紙及び末葉の用紙を1枚として計算することとされた（改正後の公証人手数料令第25条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令第2項）。

- 13 令第27条関係（手数料規則第20条第3項関係）

受領書又は拒絶証書の作成については、証書作成に要した時間が1時間を超過するときの加算はしないこととされた。

- 14 令第29条関係（手数料規則第18条関係）

関連する二以上の法律行為でない事実について併せて証書が作成される時の手数料の額の算定方法は、事実実験等に要した時間を通算してするものとされたが、その算定された額が法律行為でない事実と受取の事実又は二以上の受取の事実がそれぞれ関連し、併せて証書が作成された場合で、事実実験等に要した時間を通算して算出した手数料額がそれぞれの手数料額を合算した額を上回るときは、その合算した額によることとされた。

- 15 令第30条関係（新設）

法律行為でない事実の実験が嘱託人の請求により日曜日その他の一般の休日又は午後7時から翌日の午前7時までの間にされたときは、その手数料の額の10分の5の額を加算することとされた。なお、土曜日は、一般の休日には含まれない。

16 令第34条関係（手数料規則第21条第1項関係）

私署証書の認証についての手数料の額は、原則として定額（1万1,000円）とされた。

ただし、当該私署証書を証書として作成するとしたときの手数料の額の10分の5の額が1万1,000円を下回るときは、その下回る額によることとされた。

また、私署証書の謄本の認証についての手数料の額も、定額（5,000円）とされた。

17 令第40条関係（手数料規則第24条第2項関係）

証書の正本等の交付の手数料を算定するに当たっての枚数の計算方法については、特別の定めを設けないこととされた。

18 令第43条関係（手数料規則第29条関係）

日当は、1日につき2万円であるが、4時間以内の場合には、1万円とされた。

宿泊費は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第9号に規定する指定職の俸給表の適用を受ける職員に支給される宿泊料に相当する額とされた。

19 廃止事項（手数料規則第8条、第26条関係）

地役の価額の算定方法を定めた規定（手数料規則第8条）及び手数料の定めがない事項については最も類似する事項と同一の手数料を受けることができる旨の規定（同規則第26条）は、いずれも令には設けないこととされた。

第2 計算簿

計算簿の記載内容が改正された（改正施行規則附録第4号）が、従来の様式による計算簿、計算書も公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成5年8月1日）から1年間は、なお使用することがで

きることとされた（同省令附則第2項）。

この場合において、休日等執務加算又は遺言加算をするときは、その旨を追加記載するものとするが、「超過紙数」又は「病床執務増額」等の記載については、訂正しない取扱いとしても差し支えない。

第3 公証事務一覧月（年）表

1 令の制定に伴い、公証事務一覧月（年）表の様式（昭和63年3月28日法務省民一第1830号通達）を別表（略）のとおり改める。

なお、改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には、その用紙中の備考欄等に所要の変更をした上で使用して差し支えない。また、平成5年における公証事務一覧年表の作成に当たっては、1月分から7月分までは、従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

2 同表で改められた点は、令の改正に伴う事件の種類名の表示・計上欄の位置・区分の変更及び新設された加算に関する欄の新設であるが、件数及び手数料の計上については、従前の取扱いと同様である。なお、同表中、新設された加算の件数欄に係る（ ）内には、従前の取扱いと同様にその件数を内数で記載する。

3 本年8月分の公証事務一覧月表については、令又は手数料規則の適用（令附則第2項）ごとに、各別に作成する。

なお、手数料規則の例によって徴収した手数料等について作成した月表には、同表右上部の適宜の箇所に、「（手数料規則適用分）2/2」と表示し、令に基づいて徴収した手数料等について作成した月表については、同表上部の適宜の箇所に「1/2」と表示する。

第2 法律行為

1 公証人手数料規則第4条但書適用二関スル件

（明42.7.17盛岡地裁所長照会）

（明42.7.24民刑759号民刑局長回答）

（要旨）手数料規則第4条但書の規定は、売買、賃貸借等の契約に適用があるが、金銭の消費貸借及び片務的年金給付の契約にはその適用がない。

（照会）公証人手数料規則第4条但書ニハ普通ノ金銭消費貸借及年金給付ノ如

キ契約証書作成ヲ包含スヘキヤ若シ包含セストセハ如何ナル種類ノ契約証書ヲ指示シタルモノナルヤ

(回答) 公証人手数料規則第4条但書ハ売買、賃貸借等ノ契約ニ付証書ヲ作成スル場合ニ其適用アルモ金銭ノ消費貸借契約及ヒ片務の年金給付契約ニ付証書ヲ作成スル場合ニハ其ノ適用ナシ

2 附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件

(明42.7.19長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑776号民刑局長回答)

(要旨) 附随の法律行為とは、例えば質権又は抵当権の設定行為、保証契約等をいう。

(照会) 附随ノ法律行為トハ主タル契約ニ主従ノ関係ナキ法律行為ト雖モ苟クモ主タル法律行為ニ附随スルモノヲ云フヤ

(回答) 附随ノ法律行為トハ例ヘハ質権又ハ抵当権ノ設定行為、保証嘱託等ヲ指スモノナレトモ右ニテ疑義アラハ更ニ例ヲ挙示シテ御問アリ度シ

(同旨) 売買契約ニ附随ノ保証契約アルトキハ附随ノ契約ニテハ手数料ヲ要セス (明42.7.19長野地裁所長照会、同.7.30民刑776号民刑局長回答)

3 金銭ノ消費貸借契約証書ノ作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.7.22鳥取公証人関屋政治照会)

(明42.8.3民刑817号民刑局長回答)

(要旨) 金銭の消費貸借契約につき証書を作成する場合には、当事者双方の嘱託による場合でも、借主の返還すべき元金額のみによりその手数料を算定すべきである。

(照会) 公証人カ金銭消費貸借契約ノ嘱託ヲ受ケタル場合貸主借主ハ何レモ嘱託人ニシテ借主ノ返済金ノ約束モ所謂給付ニシテ貸金ト返済金ト(利子金ヲ包含ス)ノ価格ヲ合算シ手数料ヲ定ムヘキモノニ候哉

(回答) 金銭ノ消費貸借契約ニ付キ証書ヲ作成スル場合ニ於テハ当事者双方ノ嘱託ニ因ル場合ト雖モ借主ノ返還スヘキ元金額ノミニ依リ手数料ヲ算定スヘキモノトス

4 当事者一方ノミノ給付ヲ目的ト為ス契約証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.7.21東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑831号民刑局長回答)

(要旨) 金銭消費貸借のように当事者一方のみの給付を目的とする契約証書の作成については、当事者双方の嘱託によるときでも、原則として手数料規則第2条を適用すべきである。

(照会) 当事者双方ノ嘱託ニ因テ目的ノ給付カ双方ニ在ル法律行為ノ証書ヲ作成シタル場合ニハ公証人手数料規則第4条ヲ適用スヘキコトハ一点ノ疑ナシト雖モ当事者双方ノ嘱託ニ因テ金銭消費貸借其他目的ノ給付カ当事者ノ一方ニノミアル法律行為ノ証書ヲ作成シタル場合ニモ同第4条ヲ適用スヘキモノナルヤ否ニ付テハ疑点少カラス尤モ同条但書ノ意義ハ法律行為ノ目的カ当事者ノ一方ノ給付ノミニシテ其ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ倍額ニ依ルト云フニ在レハ金銭貸借ノ如キモノハ同条ヲ適用スヘキモノナレトモ此ノ但書ハ双方ノ給付中当事者ノ一方ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ倍額ニ依ルト云フ意義ナリトシ「ノミ」ノ2字ナクモ其ノ意相通スルモノト解釈シ来ルトキハ此ノ但書ハ一方ハ物件ヲ給付シ一方ハ代金ヲ給付スル即チ売買ノ如キ場合ニ必適スルモノニシテ金銭貸借其他目的ノ給付カ一方ニノミアル法律行為ノ場合ニハ適用スルコトヲ得サルヘシト思料ス然レ共独逸ノ公証人手数料規則ニテハ片務契約ニテモ当事者双方ニテ証書ノ作成ヲ嘱託スルニハ所謂双方行為ニシテ其ノ手数料ハ一方行為ノ倍額ヲ受クルモノト相成居ル趣承ハリ候ニ付金銭貸借ノ如キ場合ニ目的タル金銭ノ倍額ヲ受クルハ既ニ其ノ事例アルコトナルカ故ニ此ノ但書ハ前段ノ如ク解釈ヲ為シテ金銭貸借ノ如キ場合ニモ此ノ第4条ヲ適用シテ可然哉又金銭貸借ノ如キハ全国何レニ於テモ嘱託事件中最多数ヲ占ムルモノナルカ故ニ之ニ必適スル条項ナシトスルハ頗ル遺憾ニ堪エスト雖モ同条ノ但書ハ後段ノ如ク解釈スヘキモノトスルトキハ金銭貸借ノ如キモノハ同則第26条ノ規定ニ依リ最モ類似スル事項トシテ第4条ト同一ノ手数料ヲ受クヘキモノト心得可然哉

(回答) 金銭ノ消費貸借ノ如キ当事者一方ノミノ給付ヲ目的ト為ス契約ニ付証書ヲ作成スル場合ニハ当事者双方ノ嘱託ニ依ルトキト雖モ其ノ手数料ニ付

原則トシテ手数料規則第2条ノ規定ヲ適用スヘク同第4条ノ規定ハ斯ノ如キ場合ニ其ノ適用若クハ準用ナシ

(同旨) 金銭消費貸借契約について証書を作成する場合には、当事者双方の囑託による場合といえども、借主の返還すべき元金額のみによって手数料を算定すべきである。

5 承認ノ場合ニ関スル件

(明42.7.21東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑831号民刑局長回答)

(要旨) 承認の意思表示であって証書の作成に適するものは、民法に特定してある場合に限らない。

(照会) 同則第13条第1項ノ1号ニ在ル承認ノ場合ハ左記ノ如ク特ニ民法ニ定メアルモノニ適用スヘキモノニシテ其他ノモノニハ適用セサルモノト解釈シ可然哉

民法第147条第3号ニ在ル時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認

同第166条第2項但書ニ在ル占有者ノ承認

同第168条第2項ニ在ル債務者ノ承認

同第753条但書ニ在ル家督相続人タルヘキ承認

同第824条(現第776条)ニ在ル嫡出子ノ承認

同相続編第3章(現第4章)ニ在ル相続ノ承認

同第1089条(現第989条)ニ在ル遺贈ノ承認

(回答) 承認ノ意思表示ニシテ証書ノ作成ニ適スルモノハ民法ニ特定セル場合ニ限ラス総テ手数料規則第13条第1号中ニ包含セラルヘシ

6 法律行為ノ目的ノ価額ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民事局長回答)

(要旨) 法律行為の目的の価額は、双務契約にあっては双方の各給付を合算した額により、片務契約にあっては一方の給付のみの価額による。

(照会) 第4条ノ「各給付ノ価額ヲ合算シタルモノニ依ル」トノ規定ニ依レハ

双務ノ法律行為ニ付キテハ当事者ノ双方若クハ一方ノ給付カ既ニ履行セラレタルト否トヲ問ハス双方ノ給付ノ価額ヲ合算シタルモノヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額トスヘキモノノ如ク思考セラレ候即売買交換ノ如キハ勿論動産不動産ノ賃貸借雇傭請負其他双方ニ給付アルモノハ総テ双方ノ価額ヲ合算スヘキ義ニ有之候哉而シテ消費貸借ノ如キハ其成立後義務ヲ負担スルハ借主ノ一方ニシテ多数学者ノ説ハ之ヲ片務ノ法律行為トスレハ此レ等ハ貸借ノ金銭若クハ物即一方ノ給付ノミノ価額ニ依ルヘキ義ニ有之候哉

(回答) 貴見ノ通

7 定時ノ給付ノ価額ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 手数料規則第9条は、特殊の法律行為についての給付の価格の算定方法を示したものである。

(照会) 第9条ニ於テ定時ノ給付ノ価格ニ関スル規定有之右ハ該条ニ掲ケラレタル類ノ行為ニ付キテハ賃金又ハ報酬等ノ一方ノミノ給付ノ価額ニ依ルト第4条ノ合算主義ニ対スル除外規定ニハアラスシテ彼ノ種ノ法律行為ニ於ケル当事者ノ一方ノ給付ノ価額ハ斯々ノ範圍ニ於テ定メトノ趣旨ト心得可然哉(若シ然ラサレハ第3項ノ規定ハ必要ナキニ至ルヘシ)

(回答) 貴見ノ通

8 承認ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 承認の意思表示であって証書の作成に適するものは、法典に明文がある場合に限らない。

(照会) 第13条第1号ノ「承認」トハ法典ニ明文アル承認(即民法第147条第3号時効中断ノ為メニスル承認ノ如キ)ノミヲ指シタルモノニ候哉又ハ其他一般ノ承認(即囊キニ私署証書ヲ以テ借受ケタル金品ノ義務ヲ其後ニ於テ真正ナルコトヲ承認スルノ類)ヲモ包含スル義ニ有之候哉

(回答) 承認ノ意思表示ニシテ証書ノ作成ニ適スルモノハ法典ニ明文アル場合ニ限ラズ総テ手数料規則第13条第1号中ニ包含セラルヘシ但例示セラレタルモノニ対スル回答ハ誤解ヲ招クノ虞アルニ付従来御取扱ノ件アラハ証書ノ全文例ヲ掲ケ更ニ稟伺セラルヘシ

9 当事者ノ一方ノ囑託ニ因ル場合ノ手数料算定方ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 当事者一方の囑託の場合の手数は、相手方の給付額を合算しないが、相手方の給付が金銭を目的とするものであるときはその額によるべきである。

(照会) 売買ノ売主又ハ買主一方ノ囑託ノ場合ニハ手数料ハ囑託人タル売主又ハ買主ノ給付スル額ノミニヨリ計算シ相手方ノ給付額ヲ合算セサルヤ

(回答) 貴見ノ通但相手方ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキハ其額ニ依ルヘキハ勿論ナリトス

10 使用貸借ノ価額算定方ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 使用貸借契約の目的価額の算定は、常に手数料規則第12条によるべきものとは限らない。

(照会) 使用貸借契約ノ公正証書ハ第12条ニ依リ価額ヲ算定シテ手数料ヲ徴収スルヤ又若シ目的物ノ価額500円ヲ超エタルモノナルトキハ同条但書ニ依ルヲ得ルヤ(貸借契約ニ付テハ賃借料ヲ以テ価額ト為シナカラ使用貸借契約ニ付テハ目的物ノ価額ニヨルハ権衡ヲ得サルカ如シ)

(回答) 使用貸借契約ノ目的ト雖モ其価額ノ算定常ニ不能ナルモノト限ラサルニ付其価額ノ算定方ニ付テハ常ニ手数料規則第12条ヲ適用スルモノト限ルヘキニ非ス

11 賃貸借ノ解除ニ付証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.9.29福岡地裁所長照会)

(明42.10.19民刑1133号民刑局長回答)

(要旨) 当事者双方から、存続期間の定めがない賃貸借契約の解除について、証書作成を囑託された場合には、手数料規則第9条、第4条により目的価額を算定し、同第26条、第13条を適用して第2条の区別にしたがその10分の5の手数料を受けるべきである。

(照会) 甲所有ノ建家(価額600円)ヲ1ヶ月賃料10円ヲ以テ期限ヲ定メス公正証書ニ依リ乙ニ賃貸中甲乙合意ノ上該契約ヲ解除スル旨ヲ以テ公正証書ノ作成ヲ甲乙双方ヨリ囑託シタル場合其手数料徴収方ニ付左記数説有之何レニ拠ル可キヤ

第1説 規則第9条第4条ニ依リ賃料600円ヲ2倍シタル価額1,200円トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第2説 第1説ノ通価額ヲ算定スルモ尚ホ規則第26条、第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其ノ10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

第3説 規則第9条ニ依リ5ヶ年分ノ賃料600円ヲ価格トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第4説 第3説ノ通価格ヲ算定スルモ尚ホ規則第26条、第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

第5説 規則第12条ニ依リ其価額ヲ500円トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第6説 第5説ノ通価格ヲ算定スルモ尚ホ規則第26条、第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

第7説 規則第12条、第4条ニ依リ其価額ヲ500円ノ2倍即チ1,000円トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第8説 第7説ノ通価格ヲ算定スルモ尚規則第26条、第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

(回答) 第2説ノ通

12 保証人ト主タル債務者間ニ於ケル証書作成ニ関スル件

(明42.12.6前橋公証人高橋賢照会)

(明42.12.16民刑1468号民刑局長回答)

(要旨) 金銭消費貸借契約及び保証契約について証書を作成すると同時に保証人が代位弁済した場合に、主たる債務者に対し取得する権利関係につき別証書を作成するときは、別に手数料を算定すべきである。

(照会) 公証人手数料規則第6条ニ規定ノ附随ノ法律行為トハ質権又ハ抵当権設定行為、保証契約ヲ指スモノナル旨本年7月30日附ヲ以テ民刑局長ヨリ長野地方裁判所長ニ対シ御回答之アリ之ハ債権者トノ間主タル債務者ノ債務契約ト共ニ從タル保証人カ保証契約ヲ一証書ノ下ニ締結スル場合ナリト思料仕候得共之ト其從タル保証人カ権利者即チ要約者トナリ主タル債務者カ義務者即チ約諾者トナリテ要約者カ約諾者ニ代リ債権者ニ対シ債権ヲ弁済シタル場合ニ於ケル要約者ノ請求権ヲ別証書ノ下ニ契約スル証書ノ作成ニ付テモ同時ナレハ之ヲ附随ノ法律行為ト看做シ矢張り第6条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキモノナルヤ將タ其原因ハ同一ノ金銭貸借ニ基因スルト雖モ各別ノ契約要旨ナルヲ以テ同時ニ契約ヲ締結スルト否トヲ問ハス附随ノ法律行為ニ非サルモノト看做シ各別ニ手数料ヲ算定スヘキモノナル哉

右ハ差掛リタル事件モ有之候間至急何分ノ御訓示相成度此段奉伺候也

(回答) 本月6日附稟伺ニ係ル公証人手数料規則ノ疑義ニ関スル件ハ後段貴見ノ通りト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

13 延期証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.9.21東京公証人柴田孟甫照会)

(明43.8.4民刑1085号民刑局長回答)

(要旨) 延期証書作成ノ手数料は、延期分ノ利息額により算定すべきであり、もしその額が算定できないときは第12条によるべきである。

(照会) 法律行為ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ手数料規則第2条ニ其骨子ノ規定アレハ金銭消費貸借証書作成後ノ弁済証書又ハ同上延期証書等ノ手数料ノ如キモ単ニ第2条ニ依ルモノトセハ毫モ疑義ナキカ如シト雖モ同規則第20条ノ受取証書作成ノ手数料ト右金員弁済ノ証書作成ノ手数料トノ差異甚

タシク権衡モ失スルノ嫌アレハ此場合ニ於テハ第26条ニ手数料ノ定ナキ事項ニ付テハ最類似スル事項ト同一ノ手数料ヲ受クトノ条ニ依リ金銭消費貸借延期証書作成ノ手数料ハ最類似スル第13条第4号法律行為ノ更正云々ヲ適用シ第2条規定ノ10分ノ5ノ手数料ヲ算出シ可然哉

前項ノ如ク果シテ第26条最類似スル事項云々ヲ適用スルモノトスレハ単ニ受取書ニ非シテ元利金額ヲ弁済シタル弁済証書作成ノ手数料モ最類似スル事項即チ第20条ノ受取証書作成ト同一ノ手数料ニテ可然哉

(回答) 受取書ニ非サル弁済証書ノ内容ニ付キ案ヲ具シテ更ニ稟伺セラルヘシ延期証書作成ノ手数料ハ延期ニ因リテ生スヘキ利益即チ延期ノ利息ノ額ニ依リ算定スヘク若シ其ノ利益ヲ算定スルコト能ハサルトキハ手数料規則第12条ニ依ルヘキモノトス

14 動産、不動産ノ貸借ヲ同一証書ニ作成スル場合ノ手数料ニ関スル件

(明43.5.20長野地裁所長照会)

(明43.8.5民刑474号民刑局長回答)

(要旨) 動産と不動産ノ賃貸借契約を同一証書に作成する場合には、当事者に特に2個ノ契約をする意思があることが明らかでない以上、手数料規則第9条第4条により手数料を受けるべきである。

(照会) 動産ト不動産トヲ同一証書ヲ以テ動産ノ期限ヲ1ヶ年トシ賃料1ヶ年10円、不動産ノ期間ヲ5ヶ年トシ賃料1ヶ年100円ノ賃貸借契約証書ヲ作成シタル場合ニ於テ其手数料ノ算定ニ付キ左ノ2説アリ

第1説 第9条ニ依リ動産ノ賃貸借ハ1ヶ年分ノ賃料10円不動産ノ賃貸借ハ5ヶ年分ノ賃料500円ヲ第4条ニ從ヒ給付ノ価額ヲ合算シテ1,020円トシ手数料ヲ算定ス

第2説 動産ニ関スルモノト不動産ニ関スルモノトハ2ヶノ法律行為トシ各別ニ手数料ヲ算定ス

(回答) 特ニ2個ノ契約ヲ為ス意思アルコト明ナラサル以上ハ第1説ヲ可トス
(参考) 動産不動産ヲ1個ノ契約ヲ以テ賃貸スル場合動産ハ不動産賃貸ノ從タル目的ナルニ於テハ5年間ノ賃料ノ2倍ノ額ニ依リ手数料ヲ算定スヘキモノトス (大3.5.11大阪公証人石沢命文照会、大3.6.4民894号法務局長

回答)

15 延期証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明43.5.20長野地裁所長照会)

(明43.8.5民刑474号民刑局長回答)

(要旨) 延期証書作成の手料は、延期間の利息の額により算定すべきであり、もしその額を算定することができないときは第12条によるべきである。

(照会) 金銭貸借返済延期証書作成ニ関スル手数料ノ算定ニ付キ左ノ3説アリ

第1説 同一ノ公証人役場ニ於テ作成スル場合ナルトキハ第13条第4号ニ依リ債権額ノ10分ノ5トス而シテ此場合ニ於テハ初メノ法律行為ノ更正(変更ハ広義ニ於ケル更正ナリ)ナルヲ以テ最初ノ債権額ヲ以テ目的ノ価額トス同一ノ公証人役場ニ於テ作成スル場合ニアラサルトキハ普通ノ法律行為ニ付テノ証書作成ノ例ニ同シク第2条ニ依リ算定ス而シテ此場合ニ於テハ延期ヲ為スヘキ債権額ヲ以テ目的ノ価額トス

第2説 延期ニ依リ生スル利益即チ延期間ノ利息ノ額ヲ以テ目的ノ価額トシ第2条ノ区別ニ従ヒ算定シ又無利息ナルトキハ第12条ニ依リ500円ノ価額ヲ有スルモノトシテ算定ス

第3説 普通ノ法律行為ニ付テノ証書作成ノ例ニ同シク貸金現在額ヲ以テ目的ノ価額トシ第2条ノ区別ニ従ヒ算定ス

(回答) 第2説ノ通但延期ニ因リテ受クヘキ利益ノ額ヲ算定スルコト能ハサル場合ニ於テ手数料規則第12条但書ヲ適用スヘキハ勿論トス

16 使用貸借証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.11民刑1368号民刑局長回答)

(要旨) 使用貸借の目的の価額は、その貸借により受けるべき利益の額による。ただし、その価額を算定することができないときは、手数料規則第12条本文もしくは同条但書の規定によるべきである。

(照会) 価額5,000円ノ物件ヲ使用貸借スル場合ノ手数料ニ付左ノ両説アリ孰レヲ適当トスヘキヤ

甲説 使用ノ目的価値ハ算入スルコト能ハサルヲ以テ規則第12条ニ依リ其目的ハ500円ノ価額ヲ有スルモノト看做シ規則第2条第3条ノ1円50銭ヲ徴収スヘシ

本案ヲ瞥見スレハ乙説ノ如ク其物件ノ価額金5,000円ヲ目的価額トシテ規則第2条第7ノ3円ヲ徴収スヘキカ如クナレトモ如斯ハ其当ヲ得サルモノアリ

元来目的価額ヲ定ムル標準如何ハ其権利ニ影響スル程度ヲ考察シ以テ之ヲ決スルヲ相当ナリト信ス然ラハ即チ売買又ハ贈与ノ如ク所有権得喪ノ場合ナルニ於テハ其物件ノ価額ヲ目的価額トスルハ当然ナレトモ本案ハ所有権ノ得喪ニ在ラスシテ単ニ物件ヲ使用スルニ在リテ彼是権利ニ影響ヲ及ホス程度ノ同一ナラサルヤ明白ナルモノナリ然ルヲ所有権得喪ノ場合ト一部ノ使用権ヲ得ルニ止マル場合トヲ同視シ同一ノ手数料ヲ徴収スルハ甚其当ヲ得サルモノナリ夫如斯場合物件ノ価格ニ依ルモノトセハ賃借ノ場合モ亦賃料ニ関係セス物件ノ価格ニ依ラサルヘカラスト雖モ賃借ハ物件ノ価格ニ依ラス賃料ヲ算定シテ目的価額ト為スヘキコトハ規則第9条ノ明示スル処ニシテ是等ノ点ヨリ觀察スルモ物件ノ価額ニ依ルノ不当ナルコトハ愈々明白ナリトス以上ノ事由ナルヲ以テ規則第12条ニ依ルノ相当ナルヲ信ス

乙説 物件ノ価額金5,000円ニ依リ規則第2条第7ノ3円ヲ徴収スヘシ本案ノ如ク高価ナル金5,000円ノ物件ナルトキハ甲説ノ如ク規則第12条ニ依ルモノ不都合ナキカ如クナレトモ若シ物件ノ価額金100円以下ノモノナルトキハ規則第12条ノ500円ニ依ルハ甚夕其当ヲ得サルモノト云フヘシ又甲説ハ賃借トノ不権衡ヲ云為スレトモ賃借ニ関シテハ特殊ノ規定アルニ過キササルナリ彼ヲ以テ是ヲ曲解スルハ其当ヲ得サルモノト云フヘシ故ニ本案ハ物件ノ価額ニ依ルノ相当ナルヲ信ス

(回答) 使用貸借ノ目的ノ価額ハ其貸借ニ因リ得ヘキ利益即チ使用権ノ価額ニ依ル但シ其価額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ甲説ヲ可トス然レトモ使用貸借ニ因リテ得ヘキ利益ノ価額カ使用貸借ノ目的物ノ価額ヨリ多キ場合ハ想像スヘカラサルヲ以テ目的物ノ価額500円ニ満タサルトキハ手数料規則第12条但書ニ依リ其価額ニ依ルヘキハ勿論ナリトス

17 贈与証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.11民刑1368号民刑局長回答)

(要旨) 贈与証書作成の手料は、その物件の価額を目的価額とし、手数料規則第2条による。

(照会) 価額5,000円ノ物件ヲ贈与スルトキハ其所有權取得ノ目的ナルヲ以テ物件ノ価額金5,000円ニ依リ規則第2条第7ノ3円ヲ徴収スヘキハ勿論ナルヤ

(回答) 貴見ノ通

18 価額算定不能ノ場合ノ手数料ニ関スル件

(明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.11民刑1368号民刑局長回答)

(要旨) 契約の目的価額を算定することができないときは、双務契約であっても、20万円(現行50万円)の価額によるべきである。

(照会) 規則第12条ヲ適用シテ手数料ヲ徴収スヘキ場合ハ当事者双方ノ囑託ニシテ双方ニ給付アルトキハ500円ノ倍額1,000円トシ若シ一方ニ給付アルトキハ500円ノ目的価額トシテ手数料ヲ徴収スヘキ筋ナルヤ

(回答) 契約ノ双務タルト片務タルトヲ問ハス総テ500円ノ価額ニ依ルヘキモノトス

19 延期又ハ利率変更等ノ手数料ニ関スル件

(明42.2.26福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.11民刑1368号民刑局長回答)

(要旨) 1 延期の契約又は利率変更の契約についての証書作成(前証書と同一役場の作成)の手料は、手数料規則第13条第4号により算出する。

2 右契約の目的価額は、それにより当事者の受けるべき利益の額であり、前契約の目的価額ではない。

(照会) 金5,000円ノ貸借ニ付公正証書ヲ以テ契約ヲ締結シタル後当事者双方ノ合意ニ依リ延期又ハ利率変更ノ公正証書ヲ作成スル手数料ニ関シ左ノ数

説アリ孰レヲ適当トスヘキヤ

甲説 前公正証書カ同一ノ公証人役場作成ノモノナルトキハ規則第13条第4号ノ更正ニ相当スルヲ以テ貸金5,000円ノ半額ニ依ルヘシ仮令延期又ハ利率ノ変更ハ更正ニ適中セストスルモ規則第26条ニ依リ更正ヲ準用スルヲ相当トス若シ他ノ公証人ノ作成ニ係ルモノナルトキハ貸金5円ノ額ニ依ルヘシ

乙説 同一ノ公証人役場ノ作成ナルト否トニ拘ハラズ総テ貸金5,000円ノ額ニ依ルヘシ

丙説 規則第13条第4号ノ更正トハ錯誤ヲ訂正スル意義ニシテ彼是毫モ類似スル処ナキヲ以テ甲説ノ不当ナルハ論ヲ俟タサルナリ丁説カ規則第12条ニ依ル解釈ハ本案ノ如ク最初ノ貸金5,000円ノ多額ナルトキハ格別不都合ナキカ如クナレトモ若シ最初ノ貸金100円以下ナルトキノ如キハ其延期又ハ利率変更ニ対シ500円ヲ目的価額トシ第2条第3ノ1円50銭ヲ徴収スルハ甚タ其当ヲ得サルモノトス故ニ最初ノ金額5,000円ニ依ルノ相当ナルヲ信ス

丁説 本案ハ目的価額算定スルコト能ハサルヲ以テ規則第12条ニ依リ500円ノ額ニ依ルヘシ乙説カ総テ貸金5,000円ノ額ニ依ル解釈ハ多額ニ失スヘシ本案ハ本体ノ契約ニ何等ノ変動ヲ生セス単ニ一部ノ変更ニ止マリ而シテ其一部ノ変更ノ目的価額ハ之ヲ算定スルコト能ハサルヤ明ナリ故ニ第12条ニ依ルヲ相当トス或ハ最初ノ貸金寡額ナル場合ハ穩当ナラサルヘキモ是等一利一害アルハ自然ノ数ニシテ已ムヲ得サルモノナリ

(回答) 延期ノ契約又ハ利率変更ノ契約ハ前契約ノ更正ナルヲ以テ其契約ニ付キ証書ノ作成ヲ為シタル公証人役場ニ於テ延期又ハ利率変更ノ契約ニ付キ証書ヲ作成スルトキハ手数料ノ額ハ手数料規則第13条第4号ニ依リ算定スヘキモノトス而シテ此場合ニ於テモ新契約ノ目的ノ価額ハ更正ニ因リ受クヘキ利益ノ額ニ依ルヘク前契約ノ目的ノ価額ヲ以テ更正契約ノ目的ノ価額ト為スヲ得サルモノトス

20 法律行為及牽連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.3.7福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.12民刑1395号民刑局長回答)

(要旨) 1 質物引渡に立会って、物件の形状、数量及び授受の顛末を証書に記載するのは、法律行為及び牽連事実についての証書の作成であって、その手数料は手数料規則第17条によるべきである。

2 法律行為及び牽連事実についての証書の作成については、役場外に出張して職務を行うことができる。

(照会) 1 金銭貸借ノ担保トシテ石炭数100万斤ニ質権ヲ設定シ当事者双方ヨリ公正証書ノ作成ヲ囑託シ且該質物タル石炭ヲ借主ヨリ貸主ニ引渡スニ付キ出張立会シ形状、数量及ヒ其授受ノ顛末ヲ公正証書ニ記入方請求スル者アリ此場合ニ私権ニ関スル事実トシテ其石炭所在地ニ出張立会スルコトヲ得ヘキヤ又如斯引渡ハ有形的ノ意思表示ナルカ故ニ所謂法律行為トシテ出張立会スヘキヤ若シ法律行為トシテ出張立会スルモノトスレハ其処分例令数日ニ渉ルモ普通ノ法律行為ノ手数料ノ外何等ノ手数料ヲモ徴取スルコトヲ得サルヤ或ハ手数料規則第26条ニ依リ第15条ノ手数料ヲ徴取スルコトヲ得ヘキモノナルヤ

2 前項ノ質物引渡ヲ法律行為トスレハ公証人出張立会スルハ不適當ナルカ如クナレトモ役場外職務執行ノコトハ公証人法第18条ノ外法律行為ナルノ故ヲ以テ禁止スルノ法文モ之ナク且如斯立会ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法トシテ必要ナル適當ノ処分ナルヲ以テ出張立会スヘキハ適法ノ処分ナルヤ

(回答) 1 問合面ノ事項ニ付キ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ニシテ其証書ノ作成ハ法律行為及ヒ牽連事実ニ付テノ証書ノ作成ナリ従ツテ其手数料ハ手数料規則第17条ニ依リ之ヲ算定スヘキモノトス

2 貴見ノ通

21 追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明43.4.26東京公証人中村一蔵照会)

(明43.8.24民刑392号民刑局長回答)

(要旨) 法第28条第3項の追完証書作成の手数は(旧)手数料規則第15条による。

(照会) 公証人法第28条第3項ニヨリ追完証書ヲ作成シタル場合ノ手数料算定

方法如何

(回答) 公証人法第28条第3項ノ証書作成ニ付テハ(旧)公証人手数料規則第15条ノ規定ニ依リ手数料ヲ受ヘキモノトス

22 追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋準太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 追完証書作成の手数は手数料規則第26条、第15条により受けるべきである。

(照会) 公正証書ノ追完証書ハ法律行為ノ補充ニアラサルモ本条(第13条)第4号ノ補充ニ準シ又既約条件タル期限利息等ヲ変更スル契約ハ同号更正ニ準シ取扱フコトヲ得サル義ニ候哉

(回答) 手数料規則第26条及第15条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

23 使用貸借、無償寄託、賃貸借契約ノ手数料ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋準太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 1 使用貸借又は無償寄託の目的価額は、当事者がこれによって受けるべき利益の額であり、その利益の額を算定することができないときは、手数料規則第12条によるべきである。

2 賃貸借契約において、その賃料が定時の給付であるときは右規則第9条により給付額を算定し、同条第3項又は第4条によりその額の2倍の額を目的の価額とすべきである。

3 賃貸借契約において賃料を一時に支払う場合でも、右規則第4条但書又は第10条によりその賃料の2倍の額を目的の価額とする。

(照会) 1 使用貸借又ハ無償寄託ノ如キ契約ニアリテハ其法律上ノ給付ハ借主又ハ保管者カ貸主又ハ寄託者ニ物件ヲ返還スルノミニアレハ此等契約ノ給付価格ハ其物件ノ価額ニ依リ算定スルノ外他ニ方法ハ無之ト被存候從テ賃貸借契約ニ於テモ(此場合双務ナルヲ以テ第4条ノ適用アルハ勿論ナリトス)借主ノ給付価額ハ満期後其返還スヘキ物件ノ価額ニ從ヒ算定シ賃金

ノ如キハ第11条ニ依リ果実トシテ除外スヘキモノト解セラレ候ニ本条但書ニ於テ定時給付ノ算定期間ヲ制限スルニ當リ不動産ノ賃貸借ニ付テモ規定シタルハ賃貸借契約ニ限り其賃金カ定時給付ナルニ於テハ賃金ノミヲ借主ノ給付トシテ算定スヘキ義ニ候哉又ハ返還物件ノ価額ニ右賃金額ヲモ加算シタルモノヲ以テ給付価額ト為スヘキモノニ候哉

2 賃貸借契約ニ於テ其賃金ハ法律上必シモ定時給付ニ限ラサルヲ以テ賃金トシテ一時給付ヲ約シ又ハ不定時給付ヲ約シタル場合ニ於テハ全ク本条ニ該当セサルヲ以テ其賃金ハ果実ト看做シ物件価額ノミニ依リ手数料ヲ算定スヘキ義ニ候ヤ

(回答) 1 使用貸借又ハ無償寄託ノ目的ハ其貸借又ハ寄託ニ因リ当事者ノ受クヘキ利益ニシテ目的物ノ価格ヲ以テ其利益ノ価額ト為スヲ得ス而シテ其価額ヲ算定スルコト能ハサル場合ニ於テハ手数料規則第12条ニ依リ其価額ヲ定ムヘク又賃貸借契約ハ双務契約ナルヲ以テ其賃料カ定時給付ナル場合ニ於テハ同規則第9条ニ依リ其給付額ヲ算定シ同条第3項又ハ第4条ニ依リ其額ノ2倍ヲ以テ目的価額トスヘク賃借物ノ価額ノ2倍ノ額ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額ト為スコトヲ得ス

2 賃貸借契約ニ於テ賃料ヲ一時ニ給付スヘキ場合ト雖モ賃借物ノ価額ヲ以テ賃貸借ノ目的ノ価額ト為スコトヲ得ス從テ問合面ノ場合ニ於テハ手数料規則第4条但書又ハ第10条ノ規定ニ依リ賃料ノ2倍ノ額ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額トス

24 数個ノ行為ニ付一証書ヲ作成シタル場合ノ手数料ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 数個の独立した法律行為につき1通の証書を作成したときは、各行為につき各別に計算した手数料を受けるべきである。

(照会) 手数料規則第6条ニ該当セサル数個の独立シタル法律行為ヲ1通ノ証書ニ記載シタル場合ノ手数料ハ各行為ニ就キ目的価額ヲ定メ其各個ニ対シ第2条規定ノ手数料ヲ受クヘキモノニ候哉又ハ各行為ノ目的価額ヲ合算シタルモノニ対シ第2条ノ手数料ヲ受クヘキモノニ候哉

右目下ハ疑ハシキニ付輕キニ從ヒ合算主義ニ依リ居候得共第18条ニ於ケル規定參酌スルトキハ各行為ニ付キ各別ノ手数料ヲ受クル方正当ナル様思考セラレ候ニ付キ何分ノ御示ヲ仰キ度候

(回答) 前段貴見ノ通

(同旨) 数個ノ法律行為ニ付キ一証書ヲ作成スル場合ノ手数料ハ各事件ノ目的価額ニ付キ算定スヘキモノトス (明42.11.30同公証人伺, 明43.11.24民刑1376号民刑局長回答)

25 売買契約ノ解除ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 1 解除条件付売買についての条件成就是事実すぎないので、法律行為についての証書の作成を必要としない。

2 履行を終えた売買を解除する契約は、手数料規則第13条第2号にあたらぬ。

(照会) 賃貸借ノ残期間ニ付其契約ヲ解除スル場合ノ手数料ハ手数料規則第13条第1号ニ依ルヘキ旨民刑局長ヨリ某公証人ノ伺ニ対シ御回答相成居候処当事者ノ双方カ既ニ履行シタル売買行為ヲ当初其売買ニ附帶セシメタル解除条件ヲ満たシタルニ因リ売買ヲ解除スル証書作成ノ手数料モ右ニ準シ可然候哉 (双方トモ既ニ履行セシモノナレハ規則ノ明文ニ適合セスト雖モ最初ノ売買行為ト同一ノ手数料ヲ受クルハ囑託人ニ酷ナルノ感有之候)

(回答) 問合ノ趣旨解除条件付売買ノ条件成就ニ付テノ証書作成ニ関スルカ將タ契約ニ因ル売買ノ解除ニ付テノ証書作成ニ関スルカ判明セサルモ前段ノ趣旨ナリトセハ解除条件ノ成就ハ單純ノ事実ナルヲ以テ法律行為ニ付テノ証書作成ヲ要セサルヘク又後段ノ趣旨ナリトセハ履行ヲ終ヘタル売買ノ解除ノ意思表示ナルヲ以テ手数料規則第13条第2号ヲ適用スヘキ限リニ非サルハ勿論ナリトス

26 承認証書ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 1 借用証書の真正なることを承認する旨の公正証書は、手数料規則第13条の承認にあたらぬ。

2 公正証書は、印紙税法の承認に関する証書にも該当しない。

(照会) 明治42年9月6日附第925号民刑局長ヨリ卑職ニ与ヘラレタル御訓示ニ於テ伺第14項ノ承認ノ義ニ付曾テ取扱ヒタル事件アラハ其証書ノ文例ヲ掲ケ更ニ伺出ツヘキ旨御下命有之右ハ前伺書ニ於テ概要陳述致候通り或ル法律行為成立ノ当時直チニ公証人ノ役場ニ出頭シ証書ノ作成ヲ囑託スル能ハサル事情ノ為メ一時私署証書ヲ作成シテ其行為ヲ証シ置キ後ニ公正証書ヲ作成シテ其行為ノ成立義務ノ存在ヲ承認スルノ類ニ有之候左ニ其ノ文例ノ主要部ヲ掲記致候

「第1条 債務者ハ明治何年月日債権者ヨリ金何円ヲ利息若干ヲ付シ明治何年月日迄ニ弁済スヘキ約定ニテ借受ケ別紙(略)同日附ノ借用証書ヲ差入レタルモノニシテ茲ニソノ真正ナルコトヲ承認ス」

右ノ外義務不履行ノ場合ハ直ニ強制執行ヲ受ケルコト及債権者カ確實ニ弁済ヲ得ル為メニ要求スル約款等ヲ記載スルモノニ有之候而シテ右ハ金銭ノ消費貸借ノ一例ニ有之候得共売買質貸借其他ノ行為ニ付テモ右様ノ趣旨ヲ記載スル儀ニ有之候

右ノ如キ事件ハ手数料規則第13条第1号ノ承認ニ包含スルモノトシテ取扱又証書ニ貼用スヘキ収入印紙税ハ印紙税法ノ承認トシ3錢ニテ可然候哉(但シ行為成立ノ際作成シタル私署証書ニハ相当印紙ヲ貼用シ居ル場合ニ有之候)

(回答) 問合面ノ如キ公正証書ハ手数料規則第13条ノ所謂承認証書ニ非ス又印紙税法ノ所謂承認ニ関スル証書ニ非ス而シテ公正証書ノ作成ハ伺書面ニ例示セルカ如キ疑ハシキ文例ニ依ラサルヲ可トス

27 共同事業ノ公正証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明43.12.3函館公証人横山吉四郎照会)

(明44.3.31民刑25号民刑局長回答)

(要旨) 甲が1,000円、乙が物件、丙が労力を提供して、共同事業を営む旨の

契約証書の作成については、甲の給付価額の3倍即ち3,000円について手数料を受けるべきである。

(照会) 甲乙丙申合せ甲ハ1,000円、乙ハ物件、丙ハ労力ヲ提供シテ農業又ハ漁業ヲ共同ニテ経営スルコトヲ公正証書ニテ作成セラレタルトキハ其手数料ノ算定ハ甲ノ出資ハ判明シ居ルヲ以テ乙、丙ノ分ヲ見積リ之ヲ合算シテ為スヘキ歟將タ其共同ノ目的ハ農業又ハ漁業ノ収穫物ニアルヲ以テ其収穫ヲ予定シ之ヲ時価ニ見積リ之ヲ以テ算定ヘキ哉

(回答) 当事者ノ一方ノ給付ノ価額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其価額ハ相手方ノ給付ト同一価額ヲ有スルモノ看做スヘキモノナルヲ以テ本件問合面ノ契約ニ付キ甲乙丙ノ囑託ニ因リ証書ヲ作成スル場合ニ於テハ法律行為ノ目的ノ価額ハ甲ノ給付ノ価額ノ3倍即チ3,000円ナリトス

28 契約ノ変更並持分譲渡ノ予約等ノ価額算定方ニ関スル件

(明44.1.20福岡地裁所長照会)

(明44.4.11民刑66号民刑局長回答)

(要旨) 1 売買契約の内容を変更する契約についての証書作成の手料は、その契約によって当事者の受けるべき利益の額(代金額)により手数料規則第13条第4号により算定すべきである。

2 当事者の一方の利益のために締結された契約証書作成の手料は、その受けるべき利益の額により算定する。

(照会) 公証人手数料徴収方ニ関シ左記各項疑義有之候問何分御意見承知致度候

1 別紙甲号公正証書第1条ノ手数料ハ同第2条ニ依レハ双方ニ給付アルコト明ナレハ手数料規則第4条、第13条第4号、第2条ニ依リ金1万1,000円ノ倍額ニ由リ金2円50銭ヲ徴収ス可シ(第1説)

同公正証書第1条ニ依リ契約変更ノ結果利益ヲ享クヘキモノハ譲受人ノ一方ノミニシテ何等反対給付ナキカ故ニ手数料規則第13条第4号、第2条ニ依リ金1万1,000円ニ由リ金2円ヲ徴収ス可シ(第2説)

同第1条ハ単ニ代金完済迄トシアリテ果シテ前契約ノ代金1万1,000円全部支払未済ナルヤ不明ナレハ結局価格ヲ算定スルコト能ハサルモノト

シ手数料規則第12条, 第13条第4号, 第2条ニ依リ金75銭ヲ徴収スヘキモノトス(第3説)

以上3説中何レヲ相当トス可キヤ

- 2 別紙乙号公正証書第2条ノ手数料ハ乙ノ出資金5,000円ノ倍額ニ依リ手数料ヲ徴収スヘキモノト思考致候得共該契約ハ出資額ニ付予納ヲナシタルニ過キスシテ本契約ヲ以テ既ニ金5,000円出資シ以テ共同事業ノ契約ヲ為シタルモノト云フ可カラサルカ故其価額ハ算定スルコト能ハサルモノトシテ手数料規則第12条, 第2条ニ依リ手数料ヲ徴収ス可キモノナリトノ異論有之何レカ相当ナル可キヤ

右及御問合候也

別紙甲号

特許鉱業権譲渡ニ関スル契約変更並ニ追加及増抵当権設定公正証書摘録

第1条 当事者間ニ於ケル公証人某作成第1万230肆号公正証書記載ノ契約第3条ヲ左ノ通変更同条記載代金完済マテアルラ代金未済ノ儘ト変更シ鉱業権ノ移転及移転手續ヲ為ササル約ハ今般合意ヲ以テ其移転及ヒ手續ヲ為スモノトス

第2条 前条未済代金支払期日ハ明治43年12月25日ト定メ本日ヨリ利息トシテ代金100円ニツキ日歩金3銭2厘ヲ附加シ無相違返済スルモノトス(追加並ニ増抵当権設定ニ関スル契約ハ別ニ条項アレトモ略之)(参照)

第1万230肆号公正証書摘録(同一公証人作成)

特許鉱業権譲受渡ニ関スル契約

鉱業特許第何号

何郡, 村, 大字, 字

石炭鉱区 何坪

第1条 甲某ハ乙某所有ノ前掲特許鉱業権ヲ代金1万1,000円ニテ右同人ヨリ本日正ニ譲受ケタリ

第2条 代金完済マテハ本権鉱業権ヲ甲某ニ移転セス又鉱業権移転ニ係ル登録手續ヲナササルコトヲ約諾ス

別紙乙号

共同事業及報酬ニ関スル公正証書摘録

第2条 甲某ハ火山灰製造事業経営中乙某ニ於テ共同経営トナサントスルトキハ左ノ計算ニヨリ何時ニテモ該半権利ヲ譲渡シ共同事業トナスヘキコトヲ約諾ス

- 1 甲某カ今日マテ投資シタル金員ハ8,500円ナルモ之ヲ1万円ト協定シ乙某ニ於テ共同経営ヲナサント欲シ金5,000円ヲ出資スルトキハ甲某ハ異議ナク之ニ応スルコト但シ1,500円ノ差金アルハ甲某ノ苦心ニ対スル功勞トシテ報酬スルモノトス
- 2 賃貸借(別契約)ノ家屋及器械ハ金2,500円ト評価シ前項ニ基ク乙某出資ノ内ニ計算スルモノトス
- 3 甲某カ何郡村ニ有スル原料地ハ前記8,500円ノ内ニ計算シタルヲ以テ其権利ハ甲某兩名ノ共有タルハ勿論ノコト(報酬ニ関スル契約ハ別2条項アレトモ略之)

(回答) 本年1月20日附日記中第575号ヲ以テ御問合相成候公証人手数規則中疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

- 1 例示ノ如キ契約ニ付公正証書ヲ作成スル場合ニ於テハ甲某カ其契約ニ因リ受クヘキ主タル利益ノ価額ハ鉱業権ノ価額ニシテ其価額ハ手数料規則第5条但書ニ依リ1万1,000円ノ代金額ニ該リ其他延期及利息ノ契約ニ因リ当事者双方ノ受クヘキ利益アリト雖モ第6条, 第26条ニ依リ右ノ主タル利益ノ価額ニ依リ第13条第4号ニ従ヒ手数料ヲ算定スヘキモノトス
- 2 問合面ノ証書ハ火山灰製造事業ノ持分譲渡ノ予約ヲ証スルモノニシテ其予約ハ乙一方ノ利益ノ為メニ締結セラレ而シテ乙カ其予約ニ由リテ受クヘキ利益ノ額ハ自ラ為スヘキ出資ノ額ニ相当スヘキモノナレハ本件法律行為ノ目的ハ即チ5,000円ノ価額ヲ有スルモノトシテ手数料ヲ算定スヘキモノトス
此段及回答候也

29 更改契約ノ手数料ニ関スル件

(大2.2.20東京公証人手塚彦太郎照会)

(大2.6.12民事173号司法次官回答)

(要旨) 保証人の交替は1個の更改契約として、その証書作成手数料は、手数料規則第2条により算定すべきである。

(照会) 金銭貸借契約ノ公正証書作成シタル後契約履行ノ中途ニ保証人ノ1名債権者ノ承諾ヲ得テ脱退シ之ト同時ニ第三者ノ1名之ニ代ハリ保証人ト為リ債権者、脱退者及新保証人トノ間ニ保証人交替ニ関スル公正証書ヲ作成シタル場合ノ手数料ハ1個ノ法律行為ト看做シ公証人手数料規則第2条ニ準拠シ之ヲ算定スヘキモノナルヤ又ハ脱退ニ関スル保証債務消滅ノ法律行為ト新保証債務成立ノ法律行為トヲ區別シ2個ノ法律行為ニ対スル手数料ヲ徴収スヘキモノナルヤ若シ後者ニ従フヘキモノトセハ脱退ニ関スル保証債務消滅ノ法律行為ハ公証人手数料規則第13条第2号ニ準拠シ手数料ヲ徴収シ可然哉

右何分ノ御訓示相成度稟伺候也

(回答) 本年2月20日付稟伺公正証書作成ノ手数料ニ関スル件ハ公証人ノ交替ニ因ル1ヶノ更改契約ト看做シ公証人手数料規則第2条ニ依リ算定スヘキ義ト思考致候此段及回答候也

30 私署証書ノ援用ニ関スル件

(大2.2.1東京公証人今井万吉照会)

(大2.6.27民91号法務局長回答)

(要旨) 1 私署証書を公正証書に援用した場合においても、その証書により給付を約するものであれば、強制執行認諾条項を記載してよい。

2 不動産の抵当権設定登記を経た私署証書を公正証書に援用した場合においても同様である。

3 私署証書を公正証書に援用し、これに承認等の文字を用いても、該公正証書は手数料規則第13条の承認証書にあたらぬ。

(照会) 1 私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号(現第3号)ノ証書ニ該当セサルヲ以テ該証書

ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ス從テ其ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニアラサル趣ハ從來多数ノ稟伺ニ対シ民刑局長ヨリ御回答有之候処明治44年(特)第226号明治45年2月7日大審院第二民事部ノ判決ハ右民刑局長ノ御回答ト異ナリ私署証書ニ因リ成立シタル消費貸借ヲ承認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号(現第3号)ニ該当スル証書ニシテ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル如ク判示セラレ候ニ付テハ右判決ノ趣旨ニ從ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ト心得可然哉

2 前記判決ノ趣旨ニ從ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ニ候ハハ当事者間ニ消費貸借契約ヲ締結シ債務者カ債務ノ担保トシテ其ノ所有不動産ニ抵当権ヲ設定シ之ヲ私署証書ニ作成シテ抵当権設定ノ登記ヲ受ケタル後右私署証書ノ債務ヲ承認シタル旨ヲ公正証書ニ作成スル場合(或ハ当事者ハ何年何月何日付私署証書ニ因リ消費貸借契約ヲナシ債務者所有ノ不動産ヲ債務ノ担保トシテ抵当権ヲ設定シ其ノ登記ヲ完了シタル旨ヲ記載スル公正証書ヲ作成スル場合)ノ如キモ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル義ト心得可然哉

右稟伺候也

(回答) 本年2月14日付稟伺ニ係ル公正証書ノ作成方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1 私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得サル旨ノ当省先例ハ明治43年11月23日民刑第1377号青森地方裁判所所屬公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ省議變更セラレタルモノニシテ該回答ノ趣旨ハ明治44年(特)第226号大審院判決ノ趣旨ト抵触スル処ナク該回答ノ趣旨ヲ再言スレハ私署証書ヲ援用シテ公正証書ヲ作成スル場合ニ於テモ其証書ニ依リ給付ヲ約スル趣旨ナル以上ハ之ニ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ルモ凡ソ公正証書ハ法律關係ヲ明確ニシ疑義ヲ生セサル様努ムルヲ肝要トスルヲ以テ承認又ハ確認等ノ文詞ハ之ヲ避クルヲ可トス

2 証書ノ趣旨前項ノ如ク私署証書ヲ援用シ依テ給付ノ義務ヲ証スルモノナル以上ハ貴見ノ通り解スヘシ但此場合ニ於テモ亦前項ノ場合ニ於テモ

公正証書ニ承認又ハ確認等ノ文字ヲ用ユルモ該証書ハ公証人手数料規則第13条第1号ノ所謂承認ヲ証スル証書ニ非サルヲ以テ同条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキ限ニ非ラサルハ勿論ナリトス此段本官ヨリ及回答候也

31 一手販売契約証書作成ノ手数料

(大3.5.11大阪公証人石沢命文照会)

(大3.6.4民894号法務局長回答)

(要旨) 実用新案品を、一定期間更新の余地がある1日1,000箱渡(1箱の代金20銭)で一手販売する旨の契約証書作成の手数料は手数料規則第12条但書により最低価額(一定期間の代金総額)を目的価額とすべきである。

(照会) 公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付左記ノ通疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

甲カ得タル実用新案特許品ヲ其特許ノ期間中乙ニ一手販売ヲ為シ1日1,000箱渡ニテ1箱ノ代金10銭ト定メタル契約但新案特許ハ大正2年10月1日ニシテ本契約ハ同11月1日ナリ

甲説 新案特許権ノ期間ハ3ヶ年ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ2年11ヶ月間ニ於ケル代金及数量ヲ積算シテ標準トスヘキモノナリ

乙説 新案特許権ノ期間ハ3ヶ年ナルモ尚ホ3ヶ年ヲ継続スルコトヲ得ルニ依リ本問ニ対シテハ5年11ヶ月間ニ於ケル代金及数量ヲ積算シテ標準トスヘキモノナリ

(回答) 目的ノ価格ヲ算定スルコト能ハサルモ其額少クトモ2年11ヶ月分ノ代金ヲ下ルコトナキヲ以テ規則第12条但書ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

32 延期契約ノ手数料ニ関スル件

(大3.5.11大阪公証人石沢命文照会)

(大3.6.4民894号法務局長回答)

(要旨) 根抵当設定当座貸越契約の取引期間延長の契約証書を作成する場合の
手数料は、延期間の利息額(利息の定めがないときは法定利率による)により目的の価額を算定すべきであり、その計算については手数料規則第13条を適用すべきである。

(照会) 公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付別紙記載ノ通り疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度及請訓候也

別紙

一金1万円ノ根抵当設定当座貸越ノ取引期間延長契約(前証書ト同一役場ノ作成)

甲説 原契約ニ利息ノ定メアルトキハ延長期間ニ於ケル右利子ヲ積算シテ標準トスヘク若シ利子ノ定メナキトキハ延長契約当時ノ相場ニ依リ1万円ニ対スル金利ヲ延期間ニ乗シタルモノヲ以テ標準トスヘク尚ホ何レモ規則第13条第4号ヲ適用スヘキモノナリ

乙説 規則第12条及ヒ第13条第4号ニ依ルヘキモノナリ

(回答) 利息ノ契約アルトキハ延期間ニ於ケル利息ノ額ニ依リ利率ノ契約ナキトキハ法定利率ニ依リ目的ノ価額ヲ算定スヘク但手数料ノ計算ニ付規則第13条ヲ適用スヘキモノトス

33 公正証書作成ノ手数料ニ関スル件

(大3.5.11大阪公証人石沢命文照会)

(大3.6.4民894号法務局長回答)

(要旨) 1 抵当物件の改築により、別個の建物となったため、新たに抵当権を設定する場合には、手数料規則第7条により、また増築模様換程度の場合には、新旧物件の差額によりそれぞれの目的価額を算定すべきである。

2 金1万円の根抵当権設定当座貸越契約の証書作成手数料は、該金額を標準として1個の手数料を受けるべきである。

3 連帯債務者の一人に対する債務の免除についてはその債務の全額を目的価額とし、同時に他人がその残債務につき保証する契約については残債務額を目的価額とし、各別に手数料を受けるべきである。

4 甲所有の土地と乙所有の株券とを1個の契約で丙に売却する契約の証書作成手数料は、売価の倍額により算定する。

5 2個の債務を合し、1個の債務として承認する場合の証書作成手数料は合算額によるべきである。

(照会) 公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付別紙記載ノ通り疑義有之候ニ付至急

何分ノ御訓示相成度此段及請訓候也

別紙

1 債務者カ抵当物件ヲ改築シタルカ為メ其物件ニ異動ヲ生シタルヲ以テ変更ヲナスノ契約

甲説 新物件ノ価格ヲ標準トス

乙説 新物件ト債権トヲ比較シ其少ナキニ依ル

丙説 新旧物件ノ差額ニ依ル

2 金1万円ノ根抵当権設定当座貸越契約

甲説 1万円ヲ標準トシテ1箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説 規則第12条ニ依リ500円ヲ標準トスヘキモノナリ

8 金1,000円ノ連帯債務ニ付連帯債務者ノ一人ニ対シ債務ヲ免除シ同時ニ他人カ其残債務ニ対シ保証人トナル旨ノ債権者債務者保証人間ノ契約(前証書ト同一役場ノ作成)

甲説 債権額ヲ標準トシ1箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説 本問ハ前契約ノ変更ナルヲ以テ甲説ノ外尚ホ規則第13条第4号ヲ適用スヘキモノナリ

丙説 本問ハ債務ノ免除ト保証契約トノ2箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

10 甲所有ノ土地ト乙所有ノ株券トヲ代金1,000円ニテ丙ニ売渡ス契約

甲説 1,000円ヲ倍額トシ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説 売買代金1,000円ヲ土地ト株券トニ区分セシメ各別個ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

11 金1万円ト金5,000円ト別箇ノ債務(私署証書)ヲ1通ノ公正証書ヲ以テ承認シ弁済ヲ怠リタルトキハ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ヲ記載セル契約

甲説 1万5,000円ヲ標準トス

乙説 1万円ト5,000円ト各別ニ手数料ヲ受クヘキモノナリ

(回答) 客月11日付ヲ以テ稟伺相成候公正証書作成ノ手数料徴収方ニ関スル件ハ左ノ通り思考致候

1 改築ノ結果不動産カ別箇ノ物ト為リ因テ新ナル抵当権ヲ設定スル場合

ナルトキハ乙説ノ通り増築模様換等ニ係ル場合ハ前契約ノ補充ナルヲ以テ丙説ノ通り

2 甲説ノ通り

8 連帯債務者ノ一人ニ対スル債務ノ免除ニ付テハ其債務ノ全額ヲ以テ目的ノ価額トシ、保証契約ニ付テハ右債務者ノ負担部分ヲ控除シタル残額ヲ以テ目的ノ価額トシ各別ニ手数料ヲ受クルコトヲ得ヘク規則第13条ヲ適用スヘキモノニ非ス

10 甲乙共同売主ト為リ1箇ノ売買契約ヲ為シタルモノト認ムヘキヲ以テ甲説ノ通り

11 問合面ノ公正証書ノ趣旨2箇ノ債務ヲ合シテ1箇ノ債務ト為スニ在ル場合ハ甲説ノ通り

此段本官ヨリ及回答候也

34 担保契約証書作成ノ手数料ニ関スル件

(大3.5.11大阪公証人石沢命文照会)

(大3.6.4民894号法務局長回答)

(要旨) 弁済期を延長し、同時に担保を提供する契約証書作成の場合は、延期の契約は担保提供契約の附随の行為に準ずるものとし、手数料規則第7条により目的価額を算定すべきである。

(照会) 公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付キ左記ノ通疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

債務ノ弁済期ヲ延長シ同時ニ担保ヲ提供スル契約

甲説 延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トシテ手数料ヲ受クヘキモノニシテ担保ノ契約ハ附随ニ過キス

乙説 延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トシ尚ホ担保ノ提供ニ付テハ規則第7条ヲ適用シ各別ニ手数料ヲ受クヘキモノナリ

(回答) 延期ノ契約ハ担保ヲ供スル契約ノ附随ノ行為ニ準スヘキモノトシ規則第7条及第6条第26条ニ依リ目的ノ価額ヲ算定スヘキモノトス

35 保証契約証書作成ノ手数料ニ関スル件

(大3.5.11大阪公証人石沢命文照会)

(大3.6.4民894号法務局長回答)

(要旨) 弁済期を延長するとともに、保証人が交替する契約証書作成の場合には、延期の契約は保証契約の附随の行為に準ずるものとし、手数料は債権額により算定する。

(照会) 公正証書作成ノ手数料徴収方ニ左記ノ通り疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

債務ノ弁済期ヲ延長シ且ツ保証人交替スルノ契約(前証書ト同一役場作成)

甲説 延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トシ手数料ヲ受クヘキモノニシテ保証人ノ交替ハ附随ニ過キス

乙説 延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トスルハ勿論ナルモ尚ホ新保証人ニ付テハ債権額ヲ標準トシ別個ノ手数料ヲ受クヘキモノトス

(回答) 延期ノ契約ハ保証契約ノ附随ノ行為ニ準スヘキモノトシ債権額ニ依リ規則第6条及第26条ヲ適用シ算定スヘキモノトス

(参考) 動産不動産を1個の契約で賃貸する場合、動産が不動産賃貸の従たる目的であるときは、5年間の賃料の2倍の額により手数料を算定すべきである(大3.5.11大阪公証人石沢命文照会、大3.6.4民894号法務局長回答)。

36 定時給付ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

(大3.5.11大阪公証人石沢命文照会)

(大3.6.4民894号法務局長回答)

(要旨) 営業の譲受人が毎月金銭を譲渡人に支払い、営業所は無料で貸与される旨の契約証書の作成の手数は、給付金10ヶ年分の倍額により算定すべきである。

(照会) 公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付左記ノ通疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

或ル営業ヲ譲渡シ譲受人ハ毎月金500円宛ヲ譲受人ニ支払ヒ譲受人カ営業中営業所ハ無料ニテ貸与スルノ契約但シ存続期間ノ定メナシ

甲説 営業ノ譲渡ニ付テハ規則第9条及ヒ第4条ニ依リ給付金ノ10ヶ年分ノ倍額営業所ノ無料貸与ハ其貸与ニ依リ受クヘキ利益ヲ見積ルコトヲ得ルニ於テハ其額ニ依リ若シ之レカ見積リヲ為シ得サルトキハ規則第12条ニ依リ各別箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説 本問ハ1個ノ法律行為ト認メ得ヘキヲ以テ規則第9条及ヒ第4条ニ依リ給付金10ヶ年分ノ倍額ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

(回答) 乙説ノ通

37 有価証券ノ消費貸借、贈与等ノ手数料ニ関スル件

(大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.6.24民750号法務局長回答)

(要旨) 有価証券の消費貸借契約、贈与契約等の証書作成手数料は、その時価を目的の価額として算定すべきである。

(照会) [有価証券ノ額面金額ノミヲ記載シ(仮令ハ無記名公債証書100円券何枚ト記スカ如シ)其時価若クハ対価ヲ記載セサル公正証書(例之有価証券ノ消費貸借証書又ハ贈与証書ノ如シ)ヲ作りタルトキ]

前項ノ公正証書ヲ作りタルトキハ其手数料ハ有価証券ノ時価ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価格トシ算定スヘキヤ

(回答) 貴見ノ通

(参考) 生産者及雑穀商間ニ澱粉又ハ青豌豆等ノ農産物ノ先物売買ニ付目的物ノ引渡当時ニ於ケル時価ニ依リ代金ヲ定ムヘキ契約ヲ以テ金1,000円ヲ授受シタル場合ノ公正証書作成ノ手数料ハ規則第3条第4条ニ依リ証書作成当時ノ価格ニ依リ算定スヘシ(大6.12.25旭川公証人野田英三問、大7.2.8民157号法務局長回答)

38 信託財産表示並ニ抹消ノ契約ニ関スル件

(大12.2.12安濃津地裁所長照会)

(大12.2.12民事682号民事局長回答)

(要旨) 信託財産表示並ニ抹消の手数は手数料規則第26条により確定日附手数料に準ずる。

(照会) 大正11年勅令519号信託財産表示並ニ抹消ノ公証人手数料ハ同規則26条ニヨリ確定日附手数料ニ準スヘキヤ

(回答) 貴見ノ通

39 委任契約又ハ弁済ニ関スル契約等ノ公正証書ノ解釈ニ関スル件

(昭6.5.1岐阜公証人倉橋準太郎照会)

(昭6.6.4民事504号民事局長回答)

(要旨) 委任契約又ハ弁済ニ関スル契約につき証書を作成する場合の手料は、手数料規則第20条によるべきである。

(照会) 委任状作成ノ手数料ハ手数料規則第20条ニ依リ受取書ト共ニ其内容如何ニ拘ハラズ特別ノ手数料ヲ規定セラルル処右ハ委任者(受取書ノ場合ハ受取人)一方ノ囑託ニ依リ其一方の意思表示ノ証書ヲ作成スル場合ニ限ルヘキモノニシテ受任者委任者(又ハ支那人, 受取人)双方ノ囑託ニ依リ委任契約(又ハ弁済ニ関スル)ノ公正証書ヲ作成スル場合ハ一般証書作成ノ例ニ依リ手数料ヲ徴シ可然哉附言毎年公証人ノ提出スル公証人事務第1表ニハ法律行為欄ニ「委任」ノ一項ヲ掲ケ非法律行為事実ノ部欄欄ニ「委任状受取書」ノ一項ヲ掲ケタルハ前記ノ區別ニ依ルモノト認メラレ候

(回答) 委任契約又ハ弁済ニ関スル契約等当事者双方ノ法律行為ニ付証書ヲ作成スル場合ニハ一般法律行為ニ付テノ手数料ヲ受クヘキ委任状(委任者ノ委任ノ意思表示ノミヲ表示シタルモノ)又ハ受取証(弁済ノ事実ノミヲ表示シタルモノ)ヲ作成スル場合ニハ総テ手数料規則第20条ニ依ル手数料ヲ受クヘキモノトス

(参考) 委任契約ト同時ニ報酬ヲ与フル契約証書作成ノ場合ハ委任契約ノ手数料ハ規則第20条ニ依リ又報酬ニ関スル契約ハ附随ノ行為ナルヲ以テ同第6条ニ依リ其手数料ヲ算定スヘキモノトス(大元.10.3字都宮公証人生方一哉問, 大元.11.14民事514号民事局長回答)

(参考) 債務弁済ノ公正証書作成ノ手数料ハ規則第20条ニ依ルヘキモノトス(明45.5.21字都宮公証人生方一哉問, 大元.9.5民事361号民事局長回答)

(参考) 大3.5.2大阪公証人石沢命文照会, 大3.6.4民事894号法務局長回答
頼母子講ノ引継ノ証書作成ノ手数料

(要旨) 頼母子講の事務, 財産につき, 単にその引継を完了した旨の証書作成の料金は手数料規則第20条によるべきであるが, 事務管理者が自己に信託的に帰属している講債権を後任者に譲渡するのであれば, 債権額によるべきである。

(照会) 公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付左記ノ通疑有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

頼母子講ノ事務ヲ主管シ居リタル甲カ後継者タル乙ニ其事務並ニ財産ノ引継ヲ了シタル旨ノ証書

甲説 引継財産ノ価額ヲ以テ標準トス

乙説 本問ノ如キハ法律行為ト解スヘカラス故ニ規則第26条ニ依リ第20条ノ受取書ニ準シ手数料ヲ受クヘキモノナリ

(回答) 公証人カ事務, 財産ノ引継ニ干与スルニアラスシテ単ニ引継ヲ完了シタル旨ノ証書ノ作成ナルニ於テハ乙説ノ通但シ信託行為ニ因ル頼母子講ニシテ債権譲渡ノ形式ニ依ル場合ハ其債権額ニ依ルヘキハ勿論トス

40 数個ノ行為ヲ記載シタ遺言公正証書ノ手数料ニ関スル件

(昭6.6.3東京公証人菅原良三郎照会)

(昭6.6.19民事611号民事局長回答)

(要旨) 1通の遺言公正証書中, 家督相続人の指定については手数料規則第12条, 不動産の遺贈及び金円の遺贈については同規則第2条によって, 3個の手料を算定し, 遺言執行者の指定については同規則第6条によるべきである。

(照会) 左記各号ノ法律行為ヲ1通ノ遺言証書ニ記載シタルトキハ其手数料ハ第1号ニ付テハ公証人手数料規則(以下規則ト略記ス)第12条ニ依リ第2号及第3号ニ付テハ規則第2条ニ依リ即3個ノ法律行為トシテ算定シ第4号ハ附随ノ法律行為ニ準シ規則第6条ニ依ルヘキモノニ候哉

- 1 甲者ヲ家督相続人ニ指定スル事
- 2 乙者ニ不動産若干ヲ遺贈スル事
- 3 丙者ニ金若干ヲ遺贈スル事
- 4 丁者ヲ遺言執行者ニ指定スル事

右稟伺候也

(回答) 本月3日附稟伺標記ノ件ハ貴見ノ通思考候右本官ヨリ及回答候也

41 売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件

(昭6.11.30長野公証人大塚等照会)

(昭6.12.24民事1289号民事局長回答)

(要旨) 売買契約と同時に、売主が買主に対して負担する旧債務を承認し、その債務額と売買代金の相当額とを相殺した旨を記載した証書を作成した場合は、売買についてのみの手数料を受けるべきである。

(照会) 当事者双方ノ囑託ニ依リ売買ト同時ニ売主ハ買主ニ対シ従来其負担シタル又ハ二以上ノ債務ヲ承認シ売買代金ニ付テハ右承認シタル債務額ノ内一部カ其対等額ニ於テ当事者双方相殺ヲ為ス契約ヲ為シタル事項ヲ同一公正証書ニ作成シタル場合ニ於テ右売買、承認、相殺ノ各行為ハ各々独立シタル法律行為ナルヲ以テ売買ニ付テハ規則第2条第4条ニ依リ債務承認ニ付テハ同第2条第13条第1号ニ依リ相殺ニ付テハ同第2条第4条ニ依リ各別ニ手数料ヲ徴収スヘキモノナルヤ或ハ又相殺ハ売買ノ附随ノ法律行為ニシテ承認ハ相殺ノ附随ノ法律行為ナリト解シ同第6条ニ従ヒ承認相殺ニ付テハ何レモ之カ手数料ヲ徴収セス単ニ売買ニ付テノミ手数料ヲ徴収スヘキモノニ候ヤ疑義有之候ニ付何分ノ御回示相煩シ度此如稟伺候也

(回答) 客月30日附稟伺首題ノ件売買契約ト同時ニ其ノ代金ノ支払ニ関シ当事者ニ於テ現実ノ授受ヲ為サス旧債務ノ相当額マテ相殺ヲ為シタル旨ヲ記載セル証書ヲ作成シタル場合売買ニ付テノミ手数料ヲ受クヘキ儀ト思考ス右本官ヨリ及回答候也

(参考) 債権者債務者保証人間ニ於テ金1万円也ノ貸借契約ヲ為スト同時ニ他ニ亦債務者保証人間ニ於テ特殊ノ契約ヲ為シ之ヲ同一公正証書ニ作成スル場合ノ公証人ノ手数料ハ3円50銭(昭和46年政令第42号改正により600円)トス(大4.8.3青森区裁監督判事照会, 大4.8.16民1322号法務局長回答)

42 会社定款ノ公正証書作成手数料ニ関スル件

(昭14.10.1神戸公証人山崎敬義照会)

(昭14.12.9民事甲1168号民事局長回答)

(要旨) 公正証書による定款の作成手数料はその資本金を目的価額とし、手数料規則第2条による。

(照会) 会社定款ノ公正証書作成手数料ハ其ノ資本金ヲ法律行為ノ目的価額トシ公証人手数料規則第2条ニヨリ徴収スヘキモノニ候哉

(回答) 貴見ノ通ト思考致候

43 分割融資契約について

(昭31.7.7東京公証人高野正保照会)

(昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答)

(要旨) 分割融資契約は、手数料徴収上1個の法律行為とみるべきである。手数料は、貸付金総額を手数料規則第2条の価額とする。

(照会) 左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

1 当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす、所謂分割融資契約を締結し、その後1回分又は数回分の金額を授受したが、未だ一部数回分の金額授受未了の場合その法律行為の箇数は

- (1) 全分割金授受完了に依る将来に於ける1箇の債権発生を目的とする1箇の法律行為であるか。
- (2) 又は一定金額の消費貸借の予約と分割金を授受した都度成立した1箇又は数箇の消費貸借が併存するものと解すべきや。

右は解釈の如何に依り手数料の計算並に公証人法第43条に依る印紙貼用額に影響する。

2から4まで 略

目下差迫った事実がありますので至急御回示願ひ度い。

公証事務取扱上の指示申請書に対する補足

昭和31年7月7日附当職提出の公証事務取扱上の指示申請書に左記の補足を致しますから直敷お願いします。

左記

1 右申請書1の末尾に

手数料は、

- (1) 消費貸借の予約と、金銭授受により成立した各消費貸借につき夫々別個に算出したものを徴収すべきか。
- (2) 或は金銭授受に依り成立した消費貸借は何れも消費貸借予約に附随の法律行為（手数料規則第6条）と認め、消費貸借予約上の金額に依り算出した手数料のみを徴収すべきか。

2 略

（回答）7月7日付をもって照会にかかる標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 手数料徴収に当っては、所問は1個の法律行為と解すべきである。
手数料は分割融資契約における貸付金総額を公証人手数料規則第2条の法律行為の目的の価額として徴収すべきである。

2から4まで 略

44 分割貸付契約公正証書に関する取扱

（昭32.6.4東京公証人大沢光吉照会）

（昭32.6.6民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1 分割貸付契約公正証書においてすでに金銭の授受がなされている部分は執行証書となり得るが、金銭の未授受の部分については消費貸借の予約が成立するにすぎず、執行証書となり得ない。

その後右の予約に基づき執行認諾約款を附した公正証書（追加証書）が作成されれば、それは執行証書となる。

2 略

3 手数料の額は原始証書については借入金の総額につき、追加証書については各分割借入金額について第2条による。

（通達）標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

分割貸付公正証書の執行力については、別紙記載の通り公証人により種々意見を異にしていますので、本件に関する実務上の取扱を統一する為、然るべく御指示されたく、御願申し上げます。

尚小生の見解としましては、左記の通りに処理した方が妥当ではないかと考えますが、何卒宜敷く御指示の程願申し上げます。

記

1及び2 略

3 手数料については原公正証書作成のとき第1回貸付金額につき手数料規則第2条による。

第2回以降の追加公正証書作成の都度追加貸付金額につき手数料規則第2条による。

以 上

分割貸付公正証書に基く執行文の付与に係る件

1 別添のとおり契約内容を有する公正証書（以下原公正証書という。）を作成した場合、執行文の付与に関し、次のとおり説が分れておりますが、いづれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1) 積極説

別添の契約によれば、公正証書作成時に未貸出である第2回以降貸借額金750万円也については、未だ消費貸借は成立してないが、貸主が一定金額の貸付を約し、借主が、これに応じて返済を約しているの、ここに1個の債権債務関係が創設されている。而もその契約内容が、別添の如く特定した具体的請求権である限り、民事訴訟法第559条第3号に定める要件を充たし、債務名義となり得ると解する。即ち、貸借が将来の或る一定日（起工日、進水日及び竣工日）に行われることを先践的反対給付とする請求権が、分割貸付契約の成立と同時に発生したものと認め、これが、公証人がその権限内において正規的方式によって作成した公正証書に記載され、かつ、その公正証書に強制執行認諾の記載がある場合、債務名義となり得ると解する。

而して民事訴訟法第518条第2項は、執行が条件に係る場合には債権者が、証明書を以てその条件を履行したことを証明する場合に限り

執行文を付与することができる旨規定しているから、貸主をして、夫々の特定日に一定金額宛を受領した旨の借主の領収証を提出せしめ、貸付総額金1,000万円也の貸借が約定通り履行されたことを確認の上、貸付総額金1,000万円也につき、執行文の付与をすることを得ると解する。

(2) 消極説

別添契約による第1回貸借額金250万円也については、貸借が、公正証書作成時に既に行われているのであるから、当該公正証書は、右金額の限度においては民事訴訟法第559条第3号所定の要件を充たし、債務名義となり得ると解する。

然し、公正証書作成のときに、未貸出である第2回以降貸借額金750万円也に関しては、当該公正証書は、未だ発生しない請求権につき作成された証書であるので、債務名義となり得ないと解する。即ち、将来の或る一定日（起工日、進水日及び竣工日）に一定金額を貸出す旨約定した貸主及び借主両者間の権利関係を考察すれば、公正証書作成時においては貸主は、或る一定日に一定金額を貸金として給付すべき債務を負担し、又借主は、これが給付を受くべき債権を有するのみである。

従って、貸主は公正証書作成時においては、第2回以降貸借額金750万円也については、金銭の支払を請求すべき債権を有しないと解すべきである。従って、この第2回以降貸借額金750万円也に関する限りは、当該公正証書は、債務名義たるの要件を欠如しているので執行文の付与はなし得ず、公正証書作成時に既に貸借済の第1回貸借額金250万円也についてのみ執行文の付与が可能である。

- 2 前記問題1に関し消極説に従うのが妥当と解する場合、原公正証書記載の貸借が行われた後、第2回以降貸借額金750万円也に関し、特定日に夫々一定金額宛の貸借が行われた旨の公正証書（以下追加公正証書という。）が作成されておれば、貸付総額金1,000万円也につき、執行文の付与をなし得ると解して差支えないでしょうか、御伺い申し上げます。
- 3 前記問題2の追加公正証書に、あらためて強制執行認諾の意思表示が

なされていない限り、執行文の付与はなし得ないと解すべきでしょうか、或は原公正証書に強制執行認諾の意思表示がなされているので、追加公正証書には、その旨の記載は必要がないと解すべきでしょうか、御伺い申し上げます。

- 4 前記問題2の追加公正証書に記載される第2回以降貸借の解釈に関し、次のとおりの説がありますが、いずれの説に従うのが妥当でしょうか。手数料及び印紙税との関係もありますので、御伺い申し上げます。

(1) 補充説

消費貸借が成立するには、当事者の合意と目的物の引渡しが必要であるが、この両者が常に同時に行われる必要はない。別添原公正証書記載の契約によれば、両当事者は、先づ契約の成立に要する意思の表示をなし、後日更に他の成立要件である一定額の貸与をして、消費貸借契約を成立せしめる意思を有している。従って、一定額の貸与があったときは、消費貸借契約は、新たに当事者間において何等の意思表示なくして成立し、原公正証書においてなした意思の表示が、その時から効力を生ずると解する。

従って、第2回以降の貸借は、法律行為の補充たるの性格を有すると解する。

(2) 予約説

別添原公正証書記載の契約のうち、第2回以降貸借額金750万円也に関しては、消費貸借の予約がなされているものと解する。

従って、この予約に基づいて消費貸借契約が締結されるのであるが、第2回以降の現実の貸借は右消費貸借契約成立の一要件である目的物の引渡し行為であり、他の要件である消費貸借締結の合意は、追加公正証書外においてなされたと解する。

(3) 履行説

別添原公正証書記載の契約のうち、第2回以降貸借額金750万円也に関しては、民法の消費貸借と異なる諾成的消費貸借がなされているものと解する。この契約の効果として、貸主は将来或る一定日（起工日、進水日及び竣工日）に一定額を貸与すべき債務を負担し、借主は（貸

与を受けた後)同額の返還債務を負うという法律関係が直ちに発生する。

従って第2回以降の貸借は、貸主が、この諾成的消費貸借契約に基づき負担する給付義務の履行行為と解する。

5 前記問題2の追加公正証書作成手数料及び追加公正証書作成に関し納付すべき印紙税について、次のとおり説が分れていますが、いずれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1) 補充説

(イ) 追加公正証書に記載する第2回以降の貸借は、公証人手数料規則第13条第4号にいう「法律行為ノ補充」に該当すると考えられるので手数料については、同条の適用を受ける。

(ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、第2回以降貸借額とする。

(ハ) 補充証書は、印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(2) 予約説(その1)

(イ) 追加公正証書に記載する第2回以降の貸借は、消費貸借の予約に基づき締結される本契約による目的物の引渡しであると解すべきであるから、手数料は前記規則第2条による。

(ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、第2回以降貸借額とする。

(ハ) 貸借証書は、印紙税法第4条第2号「消費貸借ニ関スル証書」に該当する。

(3) 予約説(その2)

(イ) 前記(2)の(イ)と同様。

(ロ) 原公正証書作成時に貸借全額について、手数料を既に納付しているので、追加公正証書の「法律行為ノ目的ノ価額」は前記規則第12条による。

(ハ) 貸借証書は、印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(4) 履行説(その1)

(イ) 追加公正証書に記載される第2回以降の貸借は、前記規則第13条

第4号にいう「法律行為ノ補充」と解すべきでない。諾成的消費貸借契約に基く貸主の履行行為と解すべきであるから、手数料は前記規則第2条による。

(ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、第2回以降貸借額とする。

(ハ) 履行証書は、印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(5) 履行説(その2)

(イ) 前記(4)の(イ)と同様。

(ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、前記規則第12条による。

(ハ) 前記(4)の(ハ)と同様。

別添

金銭消費貸借契約公正証書(関係条文のみ抜萃)

第1条 乙船舶株式会社(以下債務者という。)と甲保険株式会社(以下債権者という。)は、左の通り契約を締結し、債務者は第1回分を正に受領した。

1 使 途 船舶建造資金

2 借入金額 金1,000万円也

3 借入日及び借入方法

第1回 契約時払分 昭和32年2月1日 金250万円也

第2回 起工時払分 昭和32年5月 金250万円也

第3回 進水時払分 昭和32年8月 金250万円也

第4回 竣工時払分 昭和32年10月 金250万円也

ただし、債務者は、借入の都度この契約に基く借入金であることを表示した領収証を債権者に交付すること。

4 弁済期限 昭和33年10月末日

5 弁済方法 昭和33年1月末日を第1回とし、爾後毎月末日に金100万円宛を月賦弁済すること

6 利 率 金100円につき日歩2銭7厘の割

7 利払方法 借入日に翌月末日迄の利息を前払し、爾後毎月末日に借入金現存残額に対する向う1ヶ月分宛の利息を前払すること。

第2条 (丙以下連帯保証人という。)は、この契約による一切の債務について、債務者との保証委託契約のいかんにかかわらず、債務者と連帯して保証の責に任ずる。

第3条 債務者又は連帯保証人が、この契約による債務を弁済しないときは、債務者又は連帯保証人は、その所有に属する財産に対して直ちに強制執行を受けることを認諾する。

別紙乙号

先般問合せにかかる標記については、左記のとおり回答する。

記

1 本公正証書(以下「原始証書」という。)は、金銭消費貸借契約ならびに金銭消費貸借の予約に対する公正証書であると解される。従って、すでに金銭の授受がなされて消費貸借が成立している部分(第1回分)は、執行証書と認め得るが、未だ金銭の授受がなく消費貸借の予約が成立しているに過ぎない部分(第2回以降の分)は公正証書作成当時執行証書の基本たる消費貸借に基く返還請求権が現存しないので、執行証書たり得ない。

なお、右消費貸借予約に基き、後日それぞれ強制執行認諾約款を付した消費貸借契約公正証書(以下「追加証書」という。)が作成されたときは、その公正証書は執行証書たり得る。

2 略

3 公証人の受けるべき手数料の額は、原始証書においては借入金額の総額について、追加証書においては各分割借入金について公証人手数料規則第2条により算定する。

45 建物賃貸借契約における保証金差入条項について

(昭36.11.27民事甲2975号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 建物賃貸借契約とともにされる保証金差入契約は、附随の法律行為に該当する。

(通達) 別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人高野正保から照会があり、別紙乙号のとおり回答したからこの旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う

法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので、何分の御指示をお願いします。

建物賃貸借契約に関連し為される保証金差入契約につき手数料を徴収すべきや否や。

建物賃貸借契約を締結するに当り賃借人が貸借人に対し相当額の敷金を差入れる外別途に相当多額(敷金の数倍に当る)の保証金を差入れる契約をする事例がある而も右保証金は敷金と異り賃貸借存続期間中と雖も一定の据置期間後年賦償還を為し且つ極めて低率であるが利息(年2分乃至4分)を支払う約定をしている敷金契約は賃借人の賃貸借契約上の債務を担保する契約であって附随行為と見るべきであるから手数料を徴収すべきものでないこと勿論であるが、

保証金差入契約については

1 賃借人の契約上の債務を保証する一種の担保行為であって賃貸借契約に附随する法律行為と観るべきであるから手数料を徴収すべきものでない

2 本事案の場合は既に賃借人の債務を担保するに足る敷金を差入れている上に更に多額の保証金を差入れ而も賃貸借の存続中に償還し且利息支払の約定を為すものであるから保証金契約は賃貸借契約と同時に成立しても該契約とは別個独立の契約であって実質上は寧ろ消費寄託又は消費貸借に近い性質を有する従って手数料を徴収すべきである

との両説あり、手数料の徴否に関し公証役場の取扱も区々に分れているのでこれ統一する必要がある。

別紙乙号

8月7日付で照会のあった標記の件は、公証人手数料規則第6条にいう附随の法律行為と解する。

46 継続的商取引契約公正証書作成の手数料について

(昭37.8.2民事甲2223号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 継続的商取引契約についての証書の作成手数料は、手数料規則第2条により算定すべきである。

(通達) 別紙甲号のとおり名古屋法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

公正証書作成の手数料について(照会)

別紙のような根担保権設定商取引契約公正証書作成の手数料は左記のとおりと考え、従来これによってきたのでありますが、これに対し公証人手数料規則第4条ただし書きの規定を適用すべきであるとする意見もありますので、このことにつき至急何分のご指示をおねがいします。

記

前記の公正証書は、甲乙間の商取引の与信契約(第1条)であり、その取引最高限度を定め(第2条)、同額を限度として将来継続して商取引をするものであって、その取引の具体的事項(品種、数量、価格その他の契約内容)については、その取引の都度当事者間の契約(協定)による(第4条)ものとしているのであって、この証書では、法律行為(商取引)の目的の価格(商取引の最高限度額)と、これについての総括的事項を定めたものであって給付についての定めをなしたものとせず、また、これによって、直ちに給付のあるものでないから、公証人手数料規則第4条ただし書きの規定を適用すべきものでなく、同第2条の規定による法律行為の目的の価格(当該取引の最高限度額)によって証書作成の手数料額を定むべきものとする。

別紙

昭和30年第 号

根担保権設定商取引契約公正証書 本

当公証人は後記当事者の嘱託によりその法律行為に関し聴取した陳述の趣旨を左の通り録取する。

当事者(甲)

当事者(乙)

第1条 甲は乙に対し従来取引上の信用に基づき 売渡すことを、又乙は之を甲より買受くることを約したるにつき、甲、乙間に以下の通り契約を締結する。

第2条 本契約による商取引は反覆されるものとし乙の甲に対する取引債務額は現在及び将来の債務を合算して常に左記取引最高限度額の範囲内とする。

1 取引最高限度額一金 円也。

第3条 本取引契約の期間は別にこれを定めない、但し甲は将来自己の都合又は一般財界の状況、乙に対する与信の低下、その他により必要と認めるときは何時でも1ヶ月の予告期間をもって取引方法、取引限度額等の変更、制限ができるほか、取引の一時中止、又は本契約を解除することができるものとする。

第4条 甲、乙間の将来の各取引の品種、数量価格、金利及びその支払方法は各取引の都度甲乙間において協定するものとする。

第5条 乙は前条により定められた買受商品代金をその期日に相違なく支払うこと。乙が支払を遅延したとき、又は弁済期限の利益を失ったときは、その期日の翌日から完済に至るまで金100円につき日歩金の割合による延滞損害金を支払うべきこと。

第6条 左の場合には、甲は何等の手續を要しないで直ちに本契約を一方的に解除することができる。右解除のあった場合、乙は甲に対するすべての債務につき期限又は分割弁済の利益を失い、全債務を直ちに皆済しなければならない。

1 乙が甲に対する債務の履行を延滞したとき。

2 乙が他から強制執行、執行保全処分をうけ、もしくは競売、破産、和義の申立があったとき。

3 乙が本契約の条項に違背したとき。

第7条 担保提供者 (以下丙という)は本契約取引により現に存在した将来発生するすべての債務を担保するためその所有に属する第11条記載の不動産の上に順位第 番の根抵当権を設定し、甲はこれを取得した。

第8条 丙は、本根抵当物件については現に公課の滞納、賃借権、質権その他各種物権の設定並びに甲の根抵当権実行の妨げとなる行為等のないことを確保し、且つ、本根抵当権存続中は甲に損害を及ぼす右のような行為を一切しないことを約諾した。

第9条 丙は債権者の承諾なくして本根抵当物件の所有権を他へ移転してはならない。

第10条 乙はその原因のいかんを問わず根抵当物件の価格が著しく減少し甲から担保不十分と認定されたときは、その指定に従い直ちに相当の補充担保を提供するか、又は内金を弁済しなければならない。

第11条 根抵当物件の表示

別紙乙号

公正証書作成の手数料について（回答）

6月21日付日記民政総第1263号で照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

47 附随の法律行為の手数料算定について

（昭37.12.25民事甲3713号法務局長あて民事局長通達）

（要旨）金銭消費貸借契約とその債権の担保のため譲渡担保あるいは代物弁済契約を同一の証書に作成した場合、その手数料は金銭消費貸借契約によって算定すべきである。

（通達）別紙甲号のとおり津地方務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について
（照会）

同一公正証書をもって、金銭消費貸借契約に基き、その債権の担保のため譲渡担保設定あるいは代物弁済契約の証書を作成した場合、その手数料の算定につき左記両説があり、当職は甲説を相当と考えますが、聊か疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

記

甲説 附随の法律行為である。従って手数料は金銭消費貸借契約（主たる法律行為）によって算定すべきである。

乙説 2個の法律行為であって、附随の法律行為ではない。従って手数料は規則第2条により各法律行為について算定すべきである。

別紙乙号

公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について
（回答）

昭和37年11月26日付日記総第809号で照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

48 公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について

（昭40.6.24総2499号山形地方務局長照会）

（昭40.7.21民事甲1912号民事局長回答）

（要旨）不動産売買契約とともにされる境界標識設定特約、登記費用負担の特約、債務不履行による損害賠償特約、危険負担特約及び公正証書作成費用負担の特約は、いずれも附随の法律行為である。

（照会）別添不動産売買契約書に基づき公正証書を作成する場合、公証人は境界標識設定特約（第5条）、登記費用負担の特約（第8条）、債務不履行による損害賠償特約（第9条）、危険負担特約（第10条）及び公正証書作成費用負担の特約（第12条）も各別個の法律行為として各別に手数料を算定すべきものであるとの見解を有しておりますが、当職は、その何れも附随の法律行為であるから、不動産売買契約（主たる法律行為）によって手数料を算定すべきものと考えますが、いささか疑義がありますので、何分のご指示をお願いいたします。

別添

不動産売買契約書

〇〇〇〇（以下甲という）と〇〇生命保険相互会社（以下乙という）との間に次の条項により不動産の売買契約を締結する。

第1条 甲はその所有する末尾記載の物件（以下売買物件という）を金

400万円也（坪当り単価5万円也の割合）で乙に売渡し、乙はこれを甲から買受ける。

第2条 乙は前条の売買代金を次の方法で甲に支払う。

1 本契約締結と同時に手附金として金40万円也を乙は甲に支払い、甲はこれを受領した。

2 第4条の所有権移転登記が完了した時残額金360万円也。この場合前号の手附金は売買代金に充当される。

第3条 本契約締結と同時に甲は次に定める手続きを完了する。

売買物件に乙を権利者とする所有権移転請求権保全仮登記を設定する。

第4条 甲及び乙は履行期日を昭和40年7月26日と定め、甲は同日までに次に定める手続きを完了し、売買物件を無瑕疵の更地として乙に引渡した上、その所有権移転登記を完了する。

甲及び乙は協力して売買物件の農地転用許可申請を行ない、甲はその許可書を乙に提出すること。

第5条 売買物件の面積は実測による。

甲はその責任で第4条の履行期日までに売買物件の隣地所有者立会いの上前項の実測を行ない、必要な場所に境界石を埋設し、甲は乙に対し隣地所有者の承諾印を押捺した実測図を提出する。

甲及び乙は前項の実測費用及び境界石埋設費用をその半額ずつ負担する。

第6条 売買物件に対する公租公課、その他すべての賦課金並びに売買物件から生ずるすべての収益は所有権移転の日で区分し、甲は同日前に発行された通知書等に対する支出並びに同日前に生ずる収益を負担取得し、乙は同日以後のものを負担取得する。ただし、売買物件に対する固定資産税は所有権移転の日で区分し、甲、乙、それぞれ日割によりこれを分担する。

第7条 甲及び乙は売買物件が都市計画法、土地区画整理法、その他土地収用に関する法規に抵触しないものとしてこの契約を締結するもので、所有権移転登記の日以前にこれに抵触していたことが後日判明し、乙が売買物件の取得につき所期の目的を達成できない場合乙はこの契約を解

除することができる。この場合甲はこれに関し損害賠償等の請求を行わない。

第8条 甲はこの売買に必要な売渡証書の作成費用、その他この契約の履行に要する費用を負担し、乙は所有権移転請求権保全仮登記及び所有権移転登記申請に要する費用を負担する。

第9条 甲がこの契約を履行しないときは、甲は第2条第1号の手附金の倍額を乙に支払い、乙がこの契約を履行しないときは、甲は第2条第1号の手附金を取得する。ただし、第4条の農地転用が関係当局において許可されないため、この契約が履行不能になった場合は甲及び乙はこの契約を無償で解除することができる。

この場合甲は第2条第1号の手附金を直ちに乙に返還しなければならない。

第10条 天災、その他の不可抗力により売買物件が第4条に定める所有権移転登記完了前に滅失または毀損したときは、甲はその損害を負担し、乙に対して売買代金、その他の請求を行なわない。

第11条 甲及び乙は本契約に基づく金銭債務不履行のときは自己所有の全財産につき直ちに相手方より強制執行を受けても何等異議なきことを認諾した。

第12条 本証書作成費用は甲、乙折半負担とする。

物件の表示

寒河江市大字寒河江字家浦〇〇番の〇

田 2畝20歩

(回答) 6月24日付日記総第2499号で照会のあった標記の件は、貴見のとおり。

49 金銭消費貸借契約における附随行為について

(昭41.9.14民事甲2551号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 金銭消費貸借契約とともにされる停止条件付貸借権設定契約、譲渡担保契約及び譲渡担保物件の使用貸借契約は、いずれも附随の法律行為である。

(通達) 別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回

答したので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書作成の手数料について（伺い）

左記の各契約は、公証人手数料規則第6条の「附随ノ法律行為」に該当するものと考えますが、いささか疑義がありますので、何分のご垂示を賜わりたくお伺いします。

記

- 1 金銭消費貸借契約及び同契約に基づく債務の不履行を停止条件とする賃借権設定契約につき同一の証書をもって作成した場合の右の賃借権設定契約
- 2 金銭消費貸借契約及び同契約に基づく債権を担保するための譲渡担保契約並びに同譲渡担保契約により債権者が取得した物件を弁済期まで債務者が無償で使用収益することの契約につき同一の証書をもって作成した場合の右の使用貸借契約

別紙乙号

公正証書作成の手数料について（回答）

8月12日付総第662号で照会のあった標記の件については、いずれも貴見のとおりと考える。

なお、所問2の譲渡担保契約も、公証人手数料規則第6条の「附随の法律行為」に該当するから、念のため。

50 損害賠償額の特約条項を含む自動車割賦販売賦払金債務弁済契約公正証書の手数料について

（昭48.3.15民一2215号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）自動車割賦販売契約においては、予定損害金の契約は附随的なものであるから公証人手数料規則第6条により賦払金弁済契約のみによって手数料を算出するのが相当である。

（通達）標記について日本公証人連合会長から別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人および公証事務を取

扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

自動車の割賦販売契約において、右契約書は私署証書とし、その賦払金の支払関係と売買契約解除の場合の予定損害金の支払関係のみを押出してその公正証書を作成する場合、証書の作成手数料の算定方法につき左の甲乙両説がありますが、いづれを適当とするか、御指示を賜わりたく願います。

甲説 証書作成の手数料は、あくまで当該証書について判断すべきであり、本公正証書は、賦払金弁済契約とこれとは別の売買契約解除の際の予定損害金の支払契約を定めたものであり、債務名義も全く異別であって、後者が前者の附随契約と見ることはできない。二行為として各別に手数料を算出するのが正当とする。

乙説 賦払金弁済契約も、予定損害金支払契約も、原契約たる一つの自動車割賦販売契約より流出したものであるから、この原契約を無視して手数料の算定はできない。原契約においては、予定損害金の契約は、附随的なものである事情を併せ考えると公証人手数料規則第6条により賦払金弁済契約のみによって、手数料を算出するのが相当とする。

別紙乙号

本月7日付照会のあった標記については、乙説が相当であると考えます。

51 建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い、公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の一部が明年1月1日から改正されることになったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配慮されたい。

おって、この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 略

第2 公証人手数料規則の一部改正

1 第13ノ4関係

(1) 第1項関係（前記第1の1参照）

区分所有法第32条の規定による規約の設定についての証書作成の手数料は、規約の事項数（前記第1の1の1ないし4の数）にかかわらず、建物の専有部分の個数に応じ、順次加算して手数料を算定することとされた。

(2) 第2項関係（前記第1の2参照）

区分所有法第67条第2項の規定による規約（団地共用部分を定める規約）の設定についての証書作成の手数料は、専有部分の個数によらず建物の棟数に応じ算定することとされた。この場合の棟数には、附属建物の棟数は含まない。

(3) 第3項関係（前記第1の3参照）

区分所有法第32条及び第67条第2項の規定による規約以外の同法の規定による規約について証書を作成する場合の手数料は、前記1（第1項関係）と同様に算定することとされた。

(4) 第4項関係

区分所有法第67条第2項の規定による規約以外の団地規約について証書を作成する場合における手数料は、団地内の建物の全部が非区分所有建物であるときは、その建物の個数を、団地内の建物の一部が非区分所有建物であるときは、非区分所有建物の個数に専有部分の個数を加算した個数を、それぞれ専有部分の個数と読み替えて第3項の規定により手数料を算定することとされた。

(5) 第5項関係

第1項ないし第3項に掲げる規約の変更についての証書作成の手数料は、原則としてその設定についての証書作成の手数料と同額とされた。ただし、当該規約が同一の公証人役場において証書に作成されたものである場合には、設定の手数料の10分の5の額とし、その額が2

万円に満たないときは2万円とされた。

(6) 第6項関係

区分所有法の規定による規約の廃止についての証書作成の手数料は2万円とされた。

(7) 区分所有法の規定による規約の補充又は更正については、公証人手数料規則第26条及び第13条第4号を適用して手数料を算定することとなる。

2 第21条関係

(1) 第2項関係

株主総会その他の集会の議事録の認証の手数料は2万円とされた。

(2) 第3項関係

区分所有法第45条第1項（同法第66条において準用する場合を含む）の書面の認証の手数料は2万円とされた。

第3及び第4 略

52 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1 公正証書遺言等を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続の留意点

2 任意後見契約公正証書を作成する場合及び登記の囑託をする場合の留意点

（通達）民法の一部を改正する法律（平成11年12月8日法律第149号。以下「民法改正法」という。）中遺言の方式の改正に関する部分が本年1月8日に施行され（民法改正法附則1条ただし書）、成年後見制度の改正に関する部分が本年4月1日から施行される（同条本文）が、これらの施行とあわせて、「任意後見契約に関する法律」（平成11年12月8日法律第150号。以下「任意後見契約法」という。）、「後見登記等に関する法律」（平成11年12月8日法律第152号。以下「後見登記法」という。）、「後見登記等に関する政令」（平成12年1月28日政令第24号）、「後見登記等に関する省令」（平成12年1月28日法務省令第2号）及び「任意後見契約に関する法律第3条

の規定による証書の様式に関する省令」(平成12年2月24日法務省令第9号。以下「様式令」という。)が同日から施行される。

これらの法令により公正事務に関して改正された事項は、第1に、民法改正法により、公正証書遺言及び秘密証書遺言を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続が設けられたこと、第2に、任意後見契約法により、任意後見制度が設けられたこと、第3に、後見登記法により、成年後見登記制度が設けられ、任意後見契約の公正証書を作成した公証人に登記の囑託の義務が課せられたことである。

また、民法改正法の施行に伴い、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第151号)による公証人法の改正により、公証人の欠格事由及び職務執行の除斥事由が整備され、任意後見制度及び成年後見登記制度の創設に伴い、「登記手数料令等の一部を改正する政令」(平成12年1月28日政令第25号)により公証人手数料令(平成5年6月25日政令第224号)について、「公証人法施行規則の一部を改正する省令」(平成12年2月24日法務省令第8号)により公証人法施行規則(昭和24年6月1日法務府令第9号)について、それぞれ所要の改正がされている。

改正に係る制度の概要及び公正事務の運用上の留意点は、次のとおりであるので、貴管下公証人及び公正事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 略

第2

1及び2 略

3

(1)から(4)まで 略

(5) 任意後見契約の公正証書の作成手数料等

手数料の額は、任意後見契約1件につき1万1,000円である(公証人手数料令第9条、第16条及び別表参照)。

なお、本人が公証人役場に赴くことができないために出張して公

正証書を作成する場合にのみ出張旅費を請求することができ、本人と面接するだけでは原則として出張旅費を請求することはできない(公証人手数料令第43条)。

(6) 略

4 略

第3 受取書・拒絶証書

1 手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ手数料ニ関スル件

(明44.7.4名古屋公証人江島良弾照会)

(明44.8.30民事517号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書令第4条第2項により手形の複本又は謄本に支払拒絶証書作成の旨を記載する場合には、別に手数料を徴収することは許されない

(照会) 拒絶証書作成ノ手数料ハ公証人手数料規則第20条ニ規定セラレタルモ本年法律第73号改正商法実施ノ上同法第515条ノ3第2項(現拒絶証書令第4条第2項)ニ依リ手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スルニハ其複本、謄本数通アルトキハ各通ニ之ヲ記載シ而シテ記載ノ場所及公証人法第23条ニ依リ署名スルニハ多少ノ手数ヲ要シ候ニ付キ此場合ニ別ニ手数料ヲ徴シ差支ナキヤ其時間1時間以内ナルトキハ徴収スルコトヲ得サルヤ

複本、謄本ノ各通ニ付キテ手数料ヲ徴スヘキモノトセハ手数料規則第何条ニ依リ徴収スヘキヤ

(回答) 問合面ノ記載ハ拒絶証書ノ作成ト同時ニ為スヘキモノナルカ故ニ拒絶証書作成ノ手数料ノ外別ニ其手数料ヲ徴収スルコトヲ得ス

2 拒絶証書作成ノ時間計算方

(大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会)

(大3.9.26民1201号法務局長回答)

(要旨) 拒絶証書の作成に関する時間は、原本作成につき現実に要した時間によるべきで、謄本作成に要した時間を算入することはできない。又日当を

受ける場合の時間は、右の両方の時間を控除した残時間によるべきである。
(照会) 公証人手数料規則第20条第2項ノ拒絶証書作成ニ関スル時間ハ出発ノ時ヨリ帰場シ謄本作成ヲ終ル時迄ヲ計算スルヤ
(回答) 拒絶証書ノ作成ニ関スル時間ノ計算ハ証書ノ原本ノ作成ニ付キ現実ニ要シタル時間ニ依ルヘク商法第517条第1項ニ依リ役場ニ備フヘキ謄本ノ作成ニ付キ要シタル時間ヲ算入スルコトヲ得ス又日當ヲ受クヘキ場合ニ於ケル時間ノ計算方ニ付テハ前項ニテ了知アリタシ
(参考) 公証人手数料規則第29条の日當を受けるべき時間の計算は、役場出発の時から執務を終り帰場する迄の全時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである(大5.10.16相川区裁判事照会、大5.10.25民1596号法務局長回答)。

3 拒絶証書作成手数料の時間の計算について

(昭32.10.17東京法務局長照会)

(昭32.10.30民事(一)発319号民事局第一課長回答)

(要旨) 手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については、その原本作成に現実に要した時間により計算すべきである。

(照会) 公証人手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については、大正3年9月26日付民第1201号法務局長回答によれば、原本作成について現実に要したる時間によるべきものとされており、当庁管内には、大正4年3月15日の東京公証人会打合せにおいてなされた、役場出発の時より帰りまでに要した時間をもって計算すべきであるとの決議による取扱をしている役場がありますが、何分古くからの取扱なので、右先例が変更され、右決議による取扱が認められたとの先例も見当たらないので、念のためお伺いする次要であります。

(回答) 10月17日付総第415号をもって民事局長あて照会のあった標記については、引用の法務局長回答のとおりその原本作成に現実に要した時間により計算すべきである。

4 公証人が手形の支払拒絶証書作成の嘱託を受けた場合の取扱について

(昭32.11.28福岡法務局長照会)

(昭32.12.19民事甲2411号民事局長回答)

(要旨) 右の場合、公証人の手数料は、手数料規則第28条(現公証人手数料令第33条)に準じて徴収する。

(照会) 公証人が標記の嘱託を受け、支払場所におもむき手形を呈示したところ支払に応ずるとの申出があった場合、公証人はこれが受領の権限を有するものと解しますが、事務処理上左記の点につきいささか疑義がありますので何分の御指示を仰ぎます。

記

1 略

2 右の場合拒絶証書を作成しないのであるが、手数料はいかになるのか。

(回答) 客月28日付総第3854号をもって照会のあった標記の件について、次のとおり回答する。

1 略

2 公証人手数料規則第28条(現公証人手数料令第33条)の規定に準じ、徴収するのが相当である。

第4 認 証

1 売買証書ノ認証ノ手数料ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 5枚の売買契約私署証書に認証を与える場合、当事者双方共に証書の署名捺印者でかつ嘱託人であるときは、その手数料は第2条及び第4条による手数料の10分の5で、第14条第1項の適用はない。

(照会) 金100円ノ売買契約証書5枚ノ私署証書ニ対シ認証ヲ与フルトキハ第2条及第4条ニ依リ200円ノ手数料1円25銭尚ホ第14条第1項ニ依リ20銭合計1円45銭ノ手数料ノ10分ノ5ト為ルヤ又ハ枚数ノ割増ナク1円25銭ノ10分ノ5ナルヤ

(回答) 売主、買主共ニ証書ノ署名捺印者ニシテ且共ニ認証ノ嘱託人タル場合

ナルニ於テハ後段貴見ノ通

2 認証ノ方法及其手数料ニ関スル件

(昭15.2.23京都公証人世良静一照会)

(昭15.3.1民事甲259号民事局長回答)

(要旨) 現行法上公証人の認証を要しない会社の定款を改正し、その改正で定款の全文を記載した私署証書の署名捺印を取締役が自認する場合の認証手続は、法第58条から第62条の規定によるべきであり、その手数料は、右会社の資本金を法律行為の目的の価格として、手数料規則第21条により算定する。

(照会) 昭和14年12月31日以前ヨリ既ニ存在スル株式会社カ株主總會ノ決議ヲ經テ改正会社法ノ規定ニ基キ定款ノ一部ヲ改正シタル後、此改正定款ノ全文ヲ記載シタル私署証書1通ヲ公証人ノ面前ニ提出シ、之ニ対シ其会社取締役カ為シタル其署名捺印ヲ自認スル場合ノ認証ノ手続ハ公証人法第58条乃至第62条ニ依リ取扱フヘキモノニシテ同法第62条ノ2乃至6ニ該当セサルモノト思料シ然ルヘキヤ而シテ此場合ノ手数料ニツキ左ノ2説アリ何レヲ可トスヘキカ

甲説 右会社ノ資本金ヲ例ヘハ金100万円トスレハ右金額ヲ公証人手手数料規則第2条ニ於ケル法律行為ノ目的ノ価格トシ同規則第21条ニ依リ算定シテ手数料金27円50銭ヲ徴収ス

乙説 右場合ニ於テ公証人手手数料規則第26条及ヒ第21条ノ2ニ依リ金15円ヲ徴収ス

右何分ノ御指令ヲ仰度稟伺候也

理由

1 公証人法ニ云フ「定款認証」トハ商法第167条及其準用規定ニ依リ原始定款ニ効力ヲ発生セシムル為メ之レカ認証ヲ為スヲ云フ。既ニ効力ヲ有スル定款ニ付テ認証ヲ為ス場合ヲ包含セス。

2 株式会社ノ発起人カ原始定款ニ公証人ノ認証ヲ受ケ既ニ効力ヲ発生セシメタル後ニ於テハ創立總會又ハ株主總會ニ於テ右定款ノ一部カ変更セラルルコトアルモ再ヒ認証ヲ得スシテ定款ハ有効ナリ。

3 新商法実施前ニ成立シタル株式会社ノ定款ハ実施後ニ於テ公証人ノ認証ヲ得ルコトナクシテ当然有効ナリ。

4 前記ノ如ク株式会社ノ変更セラレタル定款又ハ新商法実施前成立シタル会社ノ定款ノ全文ヲ記載シタル数通ノ文書ヲ公証人ノ面前ニ提出シ之カ認証ヲ求ムル場合ハ定款ノ認証ニアラスシテ1個ノ私署証書ノ認証ナリ。

公証人ハ此場合公証人法第62条ノ3以下ノ規定ニ依リ認証ヲ与フヘキモノニアラスシテ同法第58条乃至第62条ノ規定ニ依リ之レカ認証ヲ与フヘキモノトス。

5 前項ノ場合ニ徴スヘキ手数料ハ普通一般ノ認証ナレハ手数料規則第2条及第21条ニ依リ算定シタル手数料ヲ徴スヘキモノニシテ明ニ手数料ノ定メアル事項ニ該当シ第26条ヲ適用シ類似ノ事項ニ依リ算定スヘキモノニアラス。

(回答) 2月23日付ヲ以テ稟伺ニ係ル標記ノ件前段ハ貴見ノ通後段ハ甲説ヲ相当ト思考致候此段及回答候也

3 定款ノ認証ニ関スル件

(昭15.3.12東京公証人宮地貞顯照会)

(昭15.3.29民事甲350号民事局長回答)

(要旨) 1 (1)定款認証後でも、商法第173条の手続終了まで又は株式の募集に着手するまでは、発起人が脱退又は加入することは差し支えない。(2)右の場合、7人以上の発起人が存する限り、残留発起人と脱退発起人又は加入発起人が、その脱退又は加入の旨を明らかにした定款を作成し、認証を受ければ足り、その手数料は、手数料規則第21条ノ2によるべきである。

2 略

(照会) 定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之何分ノ御回示煩度此段及稟伺候也

1 株式会社定款ニ認証ヲ受ケタル後ト雖モ商法第173条ノ手続終了迄又ハ株式申込証作成迄ハ発起人ハ新ニ加入シ又ハ脱退スルコトヲ得ルヤ若シ得ルトセハ認証定款ニ於ケル発起人ト加入又ハ脱退シタル者全員ニ於テ署名又ハ記名捺印ヲ為シ加入又ハ脱退シタル趣旨ヲ明カニシタルノミ

ノ定款ヲ作成シ更ニ公証人法第62条ノ3ニ依リ認証ヲ受クルヲ以テ足ルヤ又ハ全然新ナル定款ヲ作成スヘキヤ若シ前段ニテ可ナリトセハ其認証ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ2ニ依ルヘキヤ

2 略

(回答) 3月12日付ヲ以テ稟伺ニ依ル標記ノ件ハ左ノ通思考致候此段及回答候也

1 (1)定款ニ公証人ノ認証ヲ受ケタル後ト雖モ發起設立ノ場合ニ於テハ商法第173条ノ手続ノ終了迄募集設立ノ場合ニ於テハ株式ノ募集ニ着手スル迄ハ發起人脱退シ又ハ新ニ發起人ヲ加入セシムルコトヲ得ルモノト解スルヲ相当トス(2)右ノ場合ニ於テハ脱退ニ因リ7人以上ノ發起人ヲ欠クニ至リタル場合ヲ除クノ外他ノ發起人及脱退シタル發起人又ハ従来ノ發起人及新ニ加入シタル發起人ニ於テ脱退又ハ加入ノ趣旨ヲ明ニシタル定款ヲ作成シ公証人ノ認証ヲ受クルヲ以テ足ルヘク其ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ2ノ規定ニ依ルヘキモノトス

2 略

4 公証人手数料について

(昭25.3.16日記1440号青森地方務局長照会)

(昭25.3.25民事甲807号民事局長回答)

(要旨) 既に認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。自作謄本に公証人の署名捺印のみを請求する場合の手数料は、手数料規則第24条第1項但書による。

(照会) 商法第167条及びその準用規定による定款認証の場合においても、すでに認証を受けた定款につき再度認証ができるや否や。(認証文左のとおり) 認証ができるとすればその手数料は公証人手数料規則第21条と同第21条の2いずれによるべきや。目下差し掛つた事件がありますので至急何分の御指示願いたく稟伺致します。

記

右定款ハ当役場保存定款ト符合ス
右認証ス

(回答) 本月16日付日記第1440号で照会のあった標記については、すでに認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。しかし問合に係る認証文によれば、請求者が定款の謄本を自作し、それに公証人の署名捺印のみを請求した場合(公証人法第62条ノ6, 第55条参照)のように思われるが、その場合の手数料は、公証人手数料規則第24条但書及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第2条(廃止)により徴収すべきである。

右回答する。

5 嘱託人が作成した定款の謄本を認証する場合の手数料について

(昭29.4.13民事甲762号法務局長・地方務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 定款の写にその会社の定款に相違ない旨を記載した私署証書を認証する場合の手数料は、手数料規則第15条第21条による。

2 定款の謄本に認証を与える場合の手数料は、会社の資本の額を手数料規則第2条の法律行為の目的の価額とし、第21条による。

(通達) 今般東京法務局所属公証人高野正保から別紙甲号のとおり問合せがあったので、別紙乙号のとおり回答したが、貴局所属公証人に周知方なるべく取り計らわれない。

別紙甲号

左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

嘱託人が会社の定款の謄本を作成し(但し資本金額の表示あるもの)その認証を求め、公証人がこれを認証する場合の手数料額は如何様に算定するか。

(参考) 本間については次の諸説がある。

1 会社の資本金を公証人手数料規則第2条における法律行為の目的価額とし、同規則第21条により算定する(昭和15年3月1日民事局長回答参照)。尤もこの資本金は株式会社については発行済株式を基礎とした資本金額によるとの説と資本総額による説と両説がある。

2 本間の如き定款謄本の認証の手数料は金300円とする。

蓋し同規則第21条の2は法律的判断を要し、その手続煩雑である原始

定款の認証についてさえ、その手数料を金600円と規定しているに拘らず、原始定款の認証に比し簡易にして労力少き定款謄本の認証手数料を原始定款の認証手数料以上の多額にする理由がない。原始定款の認証につき右の如き手数料の規定を定けた趣旨より推察すれば、私署証書としての定款及びその謄本は特例として公証人法第58条の私署証書中より除外して解釈するのが妥当である。従って同規則第21条の2と第21条の趣旨を彼此勘案するときは、原始定款の認証手数料の10分の5とすることが条理に副うものである。

3 価格の算定不能なものであるから、同規則第12条によりその目的の価格を5万円と看做して算定した手数料の半額とすべきである。

以上の次第にして手数料の算定に苦慮していますので、何分の御指示に預りたい。

別紙乙号

客年10月23日付で問合せがあった標記の件については次のように考える。

嘱託人が定款の写にその会社の定款に相違ない旨を記載して作成した私署証書に対し、公証人法第58条第1項により認証を与える場合においては、その私署証書は私権に関する事実についての証書であるから、公証人手数料規則第15条及び第21条により手数料を算定するのが相当である。

嘱託人が作成した定款の謄本に対し、公証人法第58条第2項により定款原本と対照し、その符合することを認めて認証を与える場合においては、会社の資本の額を公証人手数料規則第2条における法律行為の目的の価額とし、同規則第21条により手数料を算定するのが相当である。

なお、株式会社の資本の額は、商法第284条の2、資産再評価法第109条等により定め、商法第188条第2項第6号により登記した額をいうものと考えられるから、念のため申し添える。

6 私署証書の認証手数料について

(昭33.2.19総43号東京法務局長照会)

(昭33.3.14民事甲474号民事局長心得通達)

(要旨) 法律行為を内容とする私署証書の認証は、当該法律行為についての証

書作成の場合の10分の5、私権に関する事実を内容とする私署証書は、当該事実についての実証証書の場合の10分の5の各手数料を受けるべきである。

(通達) 標記について別紙甲号のとおり照会があったので別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

公証人法第58条第1項の規定による私署証書の署名、捺印の目撃又は自認認証の手数料については、当庁所属公証人間に次の2説があり、当職は、甲説を相当と思料いたしますが、いささか疑義もありますので、何分の御回答を願います。

甲説 公証人が私署証書に認証を与えるには、公証人法第60条、第26条により、その内容が、法律行為であるときは、違法又は無効若しくは取消し得べきものであってはならないのであって、証書内容を検討判断して、適法性を確認することを要するのであるから、認証の手数料は、手数料規則第21条により、当該法律行為を内容とする公正証書を作成とした場合の手数を算出し、その10分の5を徴収する。

なお、その内容が私権に関する事実であるときは、手数料規則第21条により、同規則第15条により算出した額の10分の5を徴収する。

乙説 公証人が私署証書に認証することは、その証書が署名者本人によって作成されたものであることを認証するものであって、その署名、捺印の目撃又は自認認証は、法律行為にあらざる事実の実証であるから、認証の手数料は、手数料規則第15条及び同規則第21条により徴収する。

別紙乙号

2月19日付総第43号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりと考える。

7 外国人の招請状、保証書の認証手数料について

(昭46.3.11日本公証人連合会長照会)

(昭46.3.27民事甲1461号民事局長回答)

(要旨) 外国人の招請状又は保証書の認証手数料は、手数料規則第15条による

手数料の10分の5を受けるのが相当である。

(照会) 外国人の招請状又は保証書の認証手数料については、従来会員の取扱が区々に分れており、その統一をはかるのが望ましいと思いますので、何分のご指示を仰ぎたいと存じます。

なお、ご参考までに、当会法規委員会におけるこの問題に関する決議及びその理由の要旨を添付いたします。

決議(昭和46年3月6日法規委員会)

規則21条、15条による場合に準じて算出する。

理由(要旨)

全国的に見ると両文書を通じ、規則21条、12条によりあるいは同21条、15条により手数料を算出する等その取扱は区々となっている。

しかし、これら文書が現実に果たしている効用を考慮するときは、規則26条、21条、15条の規定により手数料を算定するのが適当と思料されるためである。

(回答) 本月11日付照会のあった標記に関する手数料については、貴会法規委員会決議のとおり取り扱うのが相当と考えます。

8 建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和58年法律第51号)の施行に伴い、公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)の一部が明年1月1日から改正されることになったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配慮されたい。

おって、この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 略

第2 公証人手数料規則の一部改正

1 略

2 第21条関係

(1) 第2項関係

株主総会その他の集会の議事録の認証の手数料は2万円とされた。

(2) 第3項関係

区分所有法第45条第1項(同法第66条において準用する場合を含む)の書面の認証の手数料は2万円とされた。

第3及び第4 略

第5 執行文の付与・送達・送達証明

1 公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和54年法律第5号)による公証人法(明治41年法律第53号)の一部改正に伴い、公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)及び公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)の一部が本年10月1日から改正されることとなったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 執行証書の正本等の送達

1 公証人法(以下「法」という。)第57条ノ2の新設により、執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本(以下「執行証書の正本等」という。)の送達は、郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ、そのうち郵便による送達は、申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定(公証人手数料規則(以下「手数料規則」という。)第23条ノ2第1項及び送達に必要な郵便料についての規定(法第7条第1項、手数料規則第28条ノ2))が新設され、公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

2から5まで 略

第2 送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い、その送達又は不送達の事実を証明する必要があるため、新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり、その手数料は、1件、すなわち受送達者1名につき100円とされた（手数料規則第23条ノ2第2項）。

第3 略

第4 計算簿等

送達手数料、送達証明手数料及び郵便料に関する規定が新設されたことに伴い、計算簿乙及び計算書の様式が改正された。

なお、右帳簿等の用紙について、従前の様式による印刷済みのものがある場合には、当分の間、その用紙をそのまま使用して差し支えない。この場合において送達、送達証明又は郵便料に関する事項を記載する必要があるときは、種別欄中空欄部分に「送達」、「送達証明」又は「郵便料」と記入して使用するものとする。

第5 執行文の再度付与等

1 執行証書に係る執行文の再度付与等は、従来、裁判所の許可を必要としていたが、民事執行法の施行に伴い、執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは、公証人が独自に判断して行うことができることとなった（同法第28条）。

なお、再度付与等の申立てがあった場合の手数料については、同一機会の申立てである限り、加算額は、通数にかかわらず、1,000円である（手数料規則第23条ただし書）。

2 略

第6 略

第6 正本・謄本交付

1 用紙ノ枚数計算方ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.9.28民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 公証事務を取り扱う支局においても、1枚24行の美濃罫紙を用いるべきである。

(照会) 1 略

2 区裁判所ニ於テ公証人ノ職務ヲ取扱フ場合ニモ1枚24行トシ且ツ美濃罫紙ヲ用キルヤ

(回答) 1 略

2 貴見ノ通

2 印鑑証明等ニ関スル件

(明42.11.27並に11.30宇都宮公証人天野武三郎照会)

(明42.12.15民刑1341号民刑局長回答)

(要旨) 私法人の代表者の資格証明書の謄本作成手数料は、手数料規則第24条により算定する。

(照会) 1 略

2 同上公証人広木幹伺ニ対スル明治42年9月6日附民刑局回答ニ依ル私法人代表者ノ資格証明書ノ写書ヲ公証役場ニ於テ作成スル場合ハ前項ノ書面ト併セテ日々大多数ニ至ルヘシスル書面ニ付テモ亦手教科ヲ受クルコトヲ得サル哉(11月27日附公証人手数料規則ニ付疑義ニ関スル稟伺ノ補充)
全体公証人法ノ精神ヨリスレハ囑託人ハ毎件ニ付1通宛印鑑証明書ヲ提出スヘキモノナルモ同施行細則第19条ニ於テ同時ニ数個囑託スル場合ニ於テノミ1通ヲ以テ足ルモノトセラレタルハ主トシテ囑託人ノ便利ヲ謀ラレタル規定ナリト思考致候故ニ偶々1件或ハ2件、3件ニ付書面ヲ作成スルハ敢テ難キニアラス然ルニ本稟伺第1項ノ如ク日々数多ノ書面ヲ作成スルニ至リテハ其繁ニ堪ヘサルノミナラス自然本事件ノ作成ニ影響ヲ来シ加フルニ過分ノ費用ヲ要スル次第ニ御座候之ニ反シテ当然其労ニ酬ユヘキ当事者ハ為メニ却テ公証料ヲ減スルノ利益ヲ得ルモノトスレハ(市区町村長ノ印鑑証明書ハ1枚ニ付10銭宛ヲ其役所ニ徴収セラレ)自ラ其必要ニ応シテ囑託スル当事者ハ僥倖ニシテ公証人ノ勞務ハ囑託人ノ為メニ犠牲ニ供セラレ其報酬ヲ減殺スルニ至ル豈斯ノ如キノ理アラシヤ然レハ權衡上甚タ其当ヲ得サルモノト思考致候間右手数料規則第26条第24条ヲ準用シ細則第19条

第2項ノ書面ヲ附属書類ト看做スカ又ハ同規則第26条及第24条原本ノ超過紙数ト看做シ料金ヲ徴収セハ稍穩當ニ被存候此段追伺候也

(回答) 客月27日並同月30日付稟伺ニ係ル公証人法施行細則公証人手数料規則中ニ付疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1 略

2 私法人ノ代表者ノ資格ヲ証明スル證書ノ謄本ノ作成ニ付テハ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

3 正本謄本ノ手数料ニ関スル件

(明43.6.5青森公証人館純吉照会)

(明43.6.8民刑575号民刑局長回答)

(要旨) 法第42条により正本又は謄本を徴した場合、その代りに交付する正本又は謄本については手数料を徴することはできない。

(照会) 公証人法第42条正本謄本ヲ徴シタル場合更ニ交付セハ手数料ヲ徴スルヤ貴見直ク電待ツ

(回答) 公証人法第42条ノ場合更ニ正本謄本ヲ交付スルモ手数料ヲ徴スルコトヲ得ス

4 正本謄本ノ手数料ニ関スル件

(大2.3.24東京公証人菅原良三郎照会)

(大2.6.9民事368号司法次官回答)

(要旨) 法第42条により正本又は謄本を徴した場合、その代りに交付する正本又は謄本については手数料を徴することはできない。

(照会) 明治43年6月5日青森地方裁判所所属公証人館純吉ノ稟伺ニ対シ同月8日民刑局長ノ回答ニ「公証人法第42条ノ場合更ニ正本謄本ヲ交付スルモ手数料ヲ徴スルコトヲ得ス」トアレトモ同条ニハ別ニ正本謄本ノ交付ニ関シ何等ノ規定ナキヲ以テ公証人ハ此場合ニ於テ特ニ正本謄本ヲ交付スヘキ義務ヲ負フモノニアラス故ニ囑託人カ其ノ交付ヲ要求スル場合ニハ普通ノ場合ト等シク同法第47条又ハ51条ノ規定ニ依リ請求スヘキモノニシテ公証人ハ同法第7条ニ依リ之レカ手数料ヲ受ケルヲ相当ト思考ス

右差掛リタル件有之至急御再議相成度本会臨時総会ノ決議ニ依リ別紙理由書(略)添此段申請候也

(回答) 本年3月24日付ヲ以テ公証人ノ手数料ニ関スル回答ニ付再議請求ノ件ハ再議不相成候此段及回答候也

5 拒絶證書ノ謄本作成ニ関スル件

(大3.7.15字都宮公証人高木英灼照会)

(大3.9.26民1201号法務局長回答)

(要旨) 拒絶證書令第8条第1項の拒絶證書の謄本は原本作成の場所において作成することができるが、手数料を徴取することはできない。

6 図面添付ノ證書ノ正、謄本作成ニ関スル件

(大3.11.28札幌公証人野田英三照会)

(大3.12.25民1798号法務局長回答)

(要旨) 1 證書に図面が添付されている場合、その證書の正本又は謄本の請求者とその図面と同様の図面を提出したときは、これを正本又は謄本に引用することができる。この場合の図面の手料は、手数料規則第24条第1項但書による。

2 公証人が右正本又は謄本の図面を作成したときは、その図面の手料は同規則第24条による。

(照会) 1 公正證書ノ作成ニ図面ヲ引用シタルトキ公証人法第40条ノ規定ニ依リ之ヲ添付書面ト為シ得ヘキコトハ明治43年8月24日東京地方裁判所所属公証人中村一蔵ノ稟伺ニ対スル民刑局長ノ回答ニヨリ明ナリ此場合ニ於テ原本ハ囑託人ヨリ提出シタル図面ヲ添付スヘキコト勿論ナルヘキモ其正本謄本ヲ作成スルニ付テハ添付書面ハ證書ノ一部ト看做サルル結果其図面モ亦公証人ニ於テ作成スヘキモノト信ス然ルニ緻密ナル図面ニアリテハ相当ノ技能ナキ者ノ能クサル能ハサル場合ナキヲ保セス左スレハ此場合ニ於テ公証人法第55条ヲ準用シ囑託人ヲシテ抄録謄本ノ請求トシテ同様ノ図面ヲ提出セシメ公証人ニ於テ其図面ノ符合スルコトヲ認メタル上署名捺印シ之ヲ正本謄本ニ添付引用シ交付スルモ差支ナキ義ニ可有之哉、又如何ナル

場合ニ於テモ必ス公証人ニ於テ作成セサルヲ得サル義ニ有之哉

- 2 前項ノ図面ハ必ス公証人ニ於テ作成スヘキモノトセハ図面ニハ紙幅ノ大小図柄ノ粗密ナキヲ免レス然ルニ其手数料ニ付テハ図面ノ粗密大小如何ニ拘ハラヌ一葉ヲ1枚トシテ計算シテ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ徴スヘキ義ニ候哉

(回答) 1 公証人公正証書ノ正本謄本ヲ作成スルニ当リ問合面ノ如ク囑託人原本ト同様ノ図面ヲ提出シタルトキハ之ヲ正本謄本ニ引用スルコトヲ得ヘシ此場合ノ手数料ハ囑託人ノ提出シタル図面ニ付テハ公証人手数料規則第26条ニ依リ同第24条第1項但書ノ規定ヲ準用シ1枚ニ付10銭ヲ受クルヲ相当トス

- 2 公証人自ラ正本謄本ノ図面ヲ作成スル場合ハ貴見ノ通

7 図面絵画等ノ正本作成方

(大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会)

(大4.8.6民1197号法務局長回答)

(要旨) 囑託人から提出された目録図面絵画写真等を正本に添付して交付する場合でも法第55条手数料規則第24条に準じ手数料を受けることができる。

(照会) 囑託人ヨリ目録図面絵画写真等ヲ添附書面トシテ同一ノモノ2通ヲ提出シ1通ハ公正証書ノ原本ニ添附シ1通ハ正本ニ添附シテ交付セラレタシトノ囑託アル場合ニ於テ其正本ニ添附スヘキ為メ囑託人ノ提出シタル添附書面ニ対シテハ公証人手数料規則ニ何等ノ規定ナキニ依リ其手数料ヲ徴取スルコトヲ得サルヤ又ハ法第55条及規則第24条但書同第26条ニ準拠シ徴取スルモ差支ナキヤ

(回答) 後段貴見ノ通

(同旨) 公証人法第40条により公正証書の一部と看做されるべき添附書面で、証書作成の超過紙数となった部分に付ては、公証人手数料規則第26条及第24条によりその手数料を受けることができる(昭8.3.3東京公証人藤瀬弥一郎照会、昭8.3.29民事甲354号民事局長回答)。

8 病床で作成された正本及び謄本の手数料について

(平4.12.11総1467号大阪法務局長照会)

(平5.23民一1176号民事局第一課長依命回答)

(要旨) 病床で作成された正本及び謄本の手数料については、公証人手数料規則第27条(現公証人手数料令第32条)は適用されない。

(照会) 公証人が病床に就き職務を執行した際の手数料の10分の5を加算すべき範囲には、正本・謄本の交付手数料は含まれないものと考えますが、いささか疑義がありますので至急何分のご指示をいただきたく照会します。

(理由) 公証人によって取扱が異なり、統一の必要性があると考えられるため。

(回答) 平成4年12月11日付け総第1467号をもって照会がありました標記の件については、貴見のとおり取り扱うのが相当と考えます。

第7 閲 覧

1 検事ノ閲覧手数料ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民事局長回答)

(要旨) 検事が書類の閲覧を請求するには手数料を要しない。

(照会) 検事カ証書ノ閲覧ヲ請求スルトキ其手数料ヲ要スルヤ

(回答) 検事カ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルニハ手数料ヲ要セス

2 原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料ニ関スル件

(明42.7.19長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑776号民事局長回答)

(要旨) 証書の原本とその附属書類とを同時に閲覧するときの手数料は、1回として扱うべきである。

(照会) 同時ニ閲覧スル場合ニモ証書ノ原本閲覧ノ手数料10銭其附属書類ノ閲覧ノ手数料10銭トシ各之ヲ要スルヤ

(回答) 証書ノ原本ト其附属書類トヲ同時ニ閲覧スル場合ニ於テハ其手数料ハ10銭ナリ

3 数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件

(大5.1.31大津地裁所長照会)

(大5.3.1民181号法務局長回答)

(要旨) 数通の公正証書原本と附属書類とを同時に閲覧するときの手料は、1回として扱うべきである。

(照会) 公正証書ノ原本及其附属書類ノ閲覧ニ付テノ手数料ハ同時ナラハ数通ノ原本ト附属書類ヲ閲覧スルモ10銭ト思考被致得共原本ノ異ナル毎20銭ツツナリトノ反对説アリ貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

(回答) 客月31日付庶第317号ヲ以テ御問合相成候公証人手料規則ノ疑義ニ関スル件ハ前段貴見ノ通りト思考致候此段及回答候也。

第8 日当・旅費

1 「1時間」ノ解釈ニ関スル件

(明42.8.4東京公証人小川正直照会)

(明42.8.24民刑895号民刑局長回答)

(要旨) 手数料規則15条の「1時間ニ付」は、「1時間迄」の意味に解釈すべきである。

(照会) 公証人手料規則第15条規定ノ手数料ハ「事実ノ実験及証書作成ニ要シタル1時間ニ付1円トス」トアルニ依リ囑託事件ニ要シタル時間数(例1時間ナレハ1円2時間ナレハ2円)ニ依リ算定シ可然哉

(回答) 本月4日附稟伺ノ件公証人手料規則第15条ノ「1時間ニ付」ハ「1時間迄ハ」ノ意ニ解スヘク従テ時間数1時間ナレハ1円2時間ナレハ1円50銭ノ手数料ヲ受クヘキ儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

2 車馬賃ノ算定方ニ関スル件

(明42.9.8東京公証人菅原良三郎照会)

(明42.10.4民刑1036号民刑局長回答)

(要旨) 車賃は往復の路程を合算したものである。

(照会) 公証人手料規則第29条中車馬賃1里迄毎ニトアリ同条但書ニ日当ヲ受クルハ1里以外ノ地ニ至リタルトキトアルニ依レハ日当ノ外車馬賃ハ1

里以内ノ地ニ至ルタルトキモ1里迄トシ之ヲ受クヘキモノニシテ例エハ25町ヲ距ツル地ニ至リタルトキハ往路30銭復合セテ60銭ヲ受クルモノト確信セシモ是又異論アルヲ以テ稟伺候也

(回答) 貴見ノ通り但車馬賃ハ往復ノ里程ヲ合算シタルモノニ付算定スルヲ相当ト為スニ由リ例示ノ場合ニ往復ノ里程1里14丁ニ付60銭ノ車馬賃ヲ受クヘキモノトス此段本官ヨリ及回答候也

3 里程算定方ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 車賃は役場から現場に至る実際路程により往復の分を合算したものに付き計算するのが相当である。

(照会) 1 車馬賃「1里迄毎ニ」ノ計算方ハ例ヘハ役場所在地ヨリ1里1丁ノ地ニ出張シタルモノトセハ往2里分返2里分ノ車馬賃ト為ルヘキヤ

2 里程ハ県庁調ヘノ里程表ニ依リ大字毎ニ計算スヘキヤ

(回答) 1 車馬賃ハ往復ノ里程ヲ合算シタルモノニ付算定スルヲ相当ト為スニ由リ例示ノ場合ニハ3里分ノ車馬賃ト為ルヘシ

2 役場ヨリ現場ニ至ル実際ノ里程ニ依ルモノトス

4 日当ヲ受クヘキ時間計算方

(大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会)

(大3.9.26民1201号法務局長回答)

(要旨) 日当を受けるべき場合の時間は、全時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである。

(照会) 公証人手料規則第29条第1号ノ日当ニ関スル時間ハ出発ノ時ヨリ帰場迄ノ時間ヲ計算スルヤ

(回答) 公証人手料規則第29条ノ日当ヲ受クヘキ時間ノ計算ハ役場出場ノ時ヨリ執務ヲ終リ帰場スル迄ノ全時間中執務ニ要セシ時間ヲ控除シタル残時間ニ依ルヘキモノトス

5 日当ヲ受クヘキ時間ノ計算方ニ関スル件

(大5.10.16相川区裁判事照会)

(大5.10.25民1596号法務局長回答)

(要旨) 日当を受けるべき時間は、役場出発から帰場迄の時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである。

(照会) 公証人手数料規則第29条日当1日ニ付3円但4時間以内ハ2円ト規定有之右ハ出張執務時間以内ニ終了シタルモ宿泊ヲ要シタルヨリ往復2日ニ亘リタル場合左ノ2説アリ何レカ正鵠ナルヤ

甲説 執務4時間内ノ日当2円

乙説 日当2日分4円(執務時間4時間以内日当2円、翌日帰庁ノ当日日当2円ヲ加算シタルモノ)

右御意見承知致度候也

(回答) 本月16日付日記第1214号ヲ以テ御問合相成候公証人手数料規則第29条ノ日当ヲ受クヘキ時間ノ計算方ニ関スル件

右ハ役場出発ヨリ帰着迄ノ全時間中執務ニ要シタル時間ヲ控除シタル残時間ニ付計算スヘキモノニシテ執務ノ時間ニヨリ計算スヘキモノニ非スト思考致候此段及回答候也

6 公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる日当旅費について

(昭25.4.18釧総244号釧路地方法務局長照会)

(昭25.4.26民事甲1126号民事局長回答)

(要旨) 公証事務を取り扱う法務局又は支局に納付させる日当旅費は公証人手数料規則第29条による。

(照会) 公証人法施行規則第42条の規定により地方法務局又は支局に勤務する法務府事務官が公証人の職務を行う場合その日当及旅費を収入印紙で納付させるその額は、

- 1 公証人手数料規則第29条の額によるべきか。
- 2 内国旅費規則の額によるべきか。

の何れによるべきか、何分の御指示を願ひ度御伺い致します。

(回答) 本月18日付釧総第244号で照会のあった標記については、公証人手数

料規則第29条及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第6条の規定(昭和21年勅令第280号)(廃止)によるべきである。なお、その取扱については、別紙(略)訓令及び会計課長通達を参照されたい。

7 国有鉄道運賃法の改正に伴う公証人の受ける旅費について

(昭35.6.22民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 国有鉄道運賃法の改正(昭35年法律97号)により運賃の等級が1等及び2等の2階級となったことに伴い、公証人は1等旅客運賃を受けることとなる。

(通達) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭和35年6月21日法律第97号)の施行により昭和35年7月1日から日本国有鉄道の鉄道及び連絡船における旅客運賃の等級が1等及び2等の2階級に区分されることとなったので、これに伴い公証人は公証人手数料規則第29条第2号但書前段にもとづき日本国有鉄道の鉄道及び連絡船においては1等旅客運賃による旅費を受けることとなるので念のため通知する。

なお、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

8 代理公証人の出張旅費について

(昭37.8.8民事甲2257号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理公証人が被代理公証人役場までの出張旅費を囑託人から徴収するのは相当でない。

(通達) 別紙甲号のとおり福岡法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下公証人及び公証実務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお、本通達により、明治44年8月28日付民事第611号氏事局長回答中本通達に反する部分は変更されたことになるから、了知されたい。

別紙甲号

代理公証人出張旅費について

公証人法第63条により代理囑託を受けた公証人の代理される公証人の役場までの旅費は囑託人から徴収すべきでないと考えますが、明治44年8月

28日民第611号回答の次第もあり疑義を生じました。

もし囑託人から徴収すべきであるとすればその徴収方法はどうか。

右は差しかかった事案につき電信を以って御指示を願います。

別紙乙号

代理公証人の出張旅費について（電報回答）

7月26日付総第2401号で照会のあった標記の件については、貴見のとおり。

第10章 証書等の提出・公開

第1 正本・謄本・閲覧

1 正本作成二関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）正本作成の場合、添付書面はその一部となるが、付属書類はその一部とはならない。

（照会）添付書面ハ証書ノ一部ナレハ正本ヲ調製スル場合ニハ添付書面モ当然正本ノ一部ト為ルヘキヤ付属書類ハ正本ノ一部ト為ラス謄本トシテ作成スルモノナルヤ

（回答）貴見ノ通

2 検事ノ閲覧手数料二関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）検事が書類の閲覧を請求するには手数料を要しない。

（照会）検事カ証書ノ閲覧ヲ請求スルトキ其手数料ヲ要スルヤ

（回答）検事カ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルニハ手数料ヲ要セス

3 原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料二関スル件

（明42.7.19長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑776号民刑局長回答）

（要旨）証書の原本とその附属書類とを同時に閲覧するときの手料は、1回として扱うべきである。

（照会）同時ニ閲覧スル場合ニモ証書ノ原本閲覧ノ手数料10銭其附属書類ノ閱

覧ノ手数料10銭トシ各之ヲ要スルヤ

(回答) 証書ノ原本ト其附属書類トヲ同時ニ閲覧スル場合ニ於テハ其手数料ハ10銭ナリ

4 抄録正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 抄録正本を交付した場合でも、証書原本の末尾にその旨等を記載することを要する。

(照会) 抄録正本ヲ交付シタル場合ニモ証書ノ末尾ニ其旨ヲ記載スル等正本同様ナルヘキヤ

(回答) 貴見ノ通

5 当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 当事者一方の嘱託により作成した証書については、執行文を付与することができない。また、相手方は正本の交付を求めることができない。

(照会) 売買契約ノ場合ニ於テ買主ノミノ嘱託ニ依リ公正証書ヲ作成スル場合ニハ其証書ニハ執行文ヲ付与スル能ハス又売主ニハ正本ヲ交付スルコト能ハサルヤ

(回答) 貴見ノ通

(参考) 閲覧正謄本ノ交付ニ付新旧両法ニ跨ル場合ニ関スル件

(要旨) 原本の閲覧、正謄本の交付に関する現行規定は、公証人規則により作成した証書についても適用があるが、数量年月日等の数字は原文のまま謄写すべきである。(明42.5.4宮崎公証人広木幹照会、同7.21民刑623号民刑局長回答)

(照会) 証書作成後ニ於テ其原本ヲ閲覧セシメ又ハ正本謄本等ノ交付ヲ為ス場合ニ関スル公証人法ノ規定ハ公証人規則ノ下ニ於テ作成シタル証書ニモ無論適用セラルル義ニ有之候哉(正式謄本ノ如キモ公証人法実施後ニハ之ヲ

交付スヘカラス又新法ニ依リ閲覧ヲ請求シ又ハ正本謄本等ノ交付ヲ請求シ得ル者ハ旧規則ニ依リ作成シタル証書ノ正本又ハ謄本ヲ請求スルコトヲ得ルノ類)又ハ新法実施後ニ至リ旧規則ニ依リ作成シタル証書ノ正本又ハ謄本ヲ作成スル場合ニハ総テ新法規定ノ手続方式ニ依リ差支無之候哉(一例ヲ挙ケレハ数量年月日番号等モ肆伍陸等ノ文字ヲ用ヒ壱貳參四五六七八九拾等ノ文字ヲ用フルカ如キ其他新旧規定ノ異ナルモノハ総テ新法ニ依ル)此義ニ就キテモ夫々御訓示ヲ得度候

(回答) 大体ニ於テ貴見ノ通ナルモ数量、年月日、番号等ノ数字ニシテ新法施行前ノ証書ノ文面中ニ記載セラレタルモノハ其原文ノ儘之ヲ謄写スヘキハ勿論ナリトス

6 私法人ノ代表者ノ資格証明書謄本作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.11.27並30字都宮公証人天野武三郎照会)

(明42.12.15民刑1341号民刑局長回答)

(要旨) 私法人の代表者の資格証明書の謄本作成の手数料は手数料規則第24条による。

(照会) 1 略

2 同上公証人広木幹伺ニ対スル明治42年9月6日附民刑局回答ニ依ル私法人代表者ノ資格証明書ノ写書ヲ公証役場ニ於テ作成スル場合ハ前項ノ書面ト併セテ日々大多数ニ至ルヘシスル書面ニ付テモ亦手数料ヲ受クルコトヲ得サル哉(11月27日附公証人手数料規則ニ付疑義ニ関スル稟伺ノ補充)全体公証人法ノ精神ヨリスレハ嘱託人ハ毎件ニ付1通宛印鑑証明書ヲ提出スヘキモノナルモ同施行細則第19条ニ於テ同時ニ數個嘱託スル場合ニ於テノミ1通ヲ以テ足ルモノトセラレタルハ主トシテ嘱託人ノ便利ヲ謀ラレタル規定ナリト思考致候故ニ偶々1件或ハ2件、3件ニ付書面ヲ作成スルハ敢テ難キニアラス然ルニ本稟伺第1項ノ如ク日々數多ノ書面ヲ作成スルニ至リテハ其繁ニ堪ヘサルノミナラス自然本事件ノ作成ニ影響ヲ来シ加フルニ過分ノ費用ヲ要スル次第ニ御座候之ニ反シテ当然其労ニ酬ユヘキ当事者ハ為メニ却テ公証料ヲ減スルノ利益ヲ得ルモノトスレハ(市区町村長ノ印鑑証明書ハ1枚ニ付10銭宛ヲ其役所ニ徴収セラレ)自ラ其必要ニ応シテ嘱

託スル当事者ハ僥倖ニシテ公証人ノ勞務ハ囑託人ノ為メニ犠牲ニ供セラレ其報酬ヲ減殺スルニ至ル豈スノ如キノ理アランヤ然レハ權衡上甚タ其当ヲ得サルモノト思考致候間右ハ手数料規則第26条第24条ヲ準用シ細則第19条第2項ノ書面ヲ附属書類ト看做スカ又ハ同規則第26条及第24条原本ノ超過紙数ト看做シ料金ヲ徴取セハ稍穩当ニ被存候此段追伺候也

(回答) 客月27日並同月30日付稟伺ニ係ル公証人法施行細則公証人手数料規則中ニ付疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1 略

2 私法人ノ代表者ノ資格ヲ証明スル証書ノ謄本ノ作成ニ付テハ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

7 正本謄本ノ交付ニ関スル件

(明42.12.17東京公証人小川正直照会)

(明43.5.4民事137号民事局長回答)

(要旨) 証書の正、謄本、執行文の付与及びその謄本は、書面による請求があつても、交付することはできない。

(照会) 遠方ヨリ左ノ書類ヲ郵送シ執行文及債務者ニ送達スヘキ謄本ノ交付ヲ請求スルモノアリ其請求書ノ印影カ役場ニ於テ明白ナルトキハ請求ニ応シ交付シテ可然哉

1 証書の正本、1 執行文及謄本請求書、1 請求書類郵送ノ依頼書

(回答) 証書ノ正本又ハ謄本ノ交付ヲ為ス場合ニ於テハ公証人法第47条第2項、第51条第2項ニ依ルヘキモノナルヲ以テ書面上ノ請求ニ応スルコトヲ得ス又執行文ノ付与及執行文ノ謄本ノ交付ニ付テハ公証人法中特別ノ明文ナキモ其付与交付ノ請求ヲ為ス者カ果シテ本人ナルヤ否ハ公証人ニ於テ適當ニ之ヲ調査セサルヘカラサルヲ以テ問合ニ係ル如キ書面上ノ請求アレハトテ公証人ハ其囑託ニ応スルコトヲ得サルモノトス

8 正本、謄本ノ手数料ニ関スル件

(明43.6.5青森公証人館純吉照会)

(明43.6.8民刑575号民刑局長回答)

(要旨) 法第42条により正本謄本を徴した場合、更にその正本謄本を交付してもその手数料を徴することはできない。

(照会) 公証人法第42条正本謄本ヲ徴シタル場合更ニ交付セハ手数料ヲ徴スルヤ貴見直ク電待ツ

(回答) 公証人法第42条ノ場合更ニ正本謄本ヲ交付スルモ手数料ヲ徴スルコトヲ得ス

(参考) 右回答について再議請求の件は認めない(大2.3.24東京公証人菅原良三郎照会、大2.6.29民事368号司法次官回答)。

9 数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 1 「数事件を列記する証書」中には、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約とを一の証書に記載したものを包含する。

2 右の証書については、抵当物件の記載を省略した抄録正本を作成することができる。

(照会) 公証人法第49条ノ「数事件ヲ列記スル証書」ニハ金銭貸借ノ法律行為ト其債権担保ノ為メニスル抵当権設定ノ法律行為トラーノ証書ニ記載シタルモノノ如キヲ包含スル義ニ候哉

右包含スルニ於テハ其証書中抵当物件記載ノ部分ヲ省キ其ノ他ノ部分ノミヲ記載シタル抄録正本ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ作成交付シ得ル義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通

10 拒絶証書ノ謄本ノ作成ニ関スル件

(明44.8.10東京公証人三輪義淵照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書令第8条第1項の拒絶証書の謄本は法第52条の規定によることを要しない。

(照会) 商法第517条第1項(現拒絶証書令第8条第1項)ニ於ケル拒絶証書

ノ謄本ハ公証人法第52条ノ方式ニ従ヒテ作成スヘキヤ

(回答) 改正商法第517条第1項(現拒絶証書令第8条第1項)ノ拒絶証書ノ謄本ハ公証人法第52条ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

11 遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件

(大3.7.15字都宮公証人高木英灼照会)

(大3.9.26民1201号法務局長回答)

(要旨) 公証人が出張して、遺言証書を作成した場所で、その正本又は謄本を作成することができる。

(照会) 公証人法第57条ニ依リ同第18条第2項ノ規定ハ遺言証書ヲ作成スル場合ニ適用セサルヲ以テ出張シテ作成シタル遺言証書ノ正本、謄本ハ原本ヲ作りタル場所ニ於テ作成スルヲ得ルヤ

(回答) 貴見ノ通

12 図面添付ノ証書ノ正、謄本作成ニ関スル件

(大3.11.28札幌公証人野田英三照会)

(大3.12.25民1798号法務局長回答)

(要旨) 1 証書に図面が添付されている場合、その証書の正本又は謄本の請求者がその図面と同様の図面を提出したときは、これを正本又は謄本に引用することができる。この場合の図面の手数料は、手数料規則第24条第1項但書による。

2 公証人が右正本又は謄本の図面を作成したときは、その図面の手数料は同規則第24条による。

(照会) 1 公正証書ノ作成ニ図面ヲ引用シタルトキ公証人法第40条ノ規定ニ依リ之ヲ添付書面ト為シ得ヘキコトハ明治43年8月24日東京地方裁判所所属公証人中村一蔵ノ稟伺ニ対スル民刑局長ノ回答ニヨリ明ナリ此場合ニ於テ原本ハ囑託人ヨリ提出シタル図面ヲ添付スヘキコト勿論ナルヘキモ其正本謄本ヲ作成スルニ付テハ添付書面ハ証書ノ一部ト看做サルル結果其図面モ亦公証人ニ於テ作成スヘキモノト信ス然ルニ緻密ナル図面ニアリテハ相当ノ技能ナキ者ノ能クスル能ハサル場合ナキヲ保セス左スレハ此場合ニ於

テ公証人法第55条ヲ準用シ囑託人ヲシテ抄録謄本ノ請求トシテ同様ノ図面ヲ提出セシメ公証人ニ於テ其図面ノ符合スルコトヲ認メタル上署名捺印シ之ヲ正本謄本ニ添付引用シ交付スルモ差支ナキ義ニ可有之哉、又如何ナル場合ニ於テモ必ス公証人ニ於テ作成セサルヲ得サル義ニ有之哉

2 前項ノ図面ハ必ス公証人ニ於テ作成スヘキモノトセハ図面ニハ紙幅ノ大小図柄ノ粗密ナキヲ免レス然ルニ其手数料ニ付テハ図面ノ粗密大小如何ニ拘ハラズ一葉ヲ1枚トシテ計算シテ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ徴スヘキ義ニ候哉

(回答) 1 公証人公正証書ノ正本謄本ヲ作成スルニ当リ問合面ノ如ク囑託人原本ト同様ノ図面ヲ提出シタルトキハ之ヲ正本謄本ニ引用スルコトヲ得ヘシ此場合ノ手数料ハ囑託人ノ提出シタル図面ニ付テハ公証人手数料規則第26条ニ依リ同第24条第1項但書ノ規定ヲ準用シ1枚ニ付10銭ヲ受クルヲ相当トス

2 公証人自ら正本謄本ノ図面ヲ作成スル場合ハ貴見ノ通

13 図面絵画等ノ正本作成方

(大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会)

(大4.8.6民1197号法務局長回答)

(要旨) 囑託人から提出された目録図面絵画写真等を正本に添付して交付する場合でも法第55条手数料規則第24条に準じ手数料を受けることができる。

(照会) 囑託人ヨリ目録図面絵画写真等ヲ添付書面トシテ同一ノモノ2通ヲ提出シ1通ハ公正証書ノ原本ニ添附シ1通ハ正本ニ添附シテ交付セラレタシトノ囑託アル場合ニ於テ其正本ニ添附スヘキ為メ囑託人ノ提出シタル添付書面ニ対シテハ公証人手数料規則ニ何等ノ規定ナキニ依リ其手数料ヲ徴取スルコトヲ得サルヤ又ハ法第55条及規則第24条但書同第26条ニ準拠シ徴取スルモ差支ナキヤ

(回答) 後段貴見ノ通

(同旨) 公証人法第40条により公正証書の一部と看做されるべき添付書面で、証書作成の超過紙数となった部分に付ては、公証人手数料規則第26条及第24条によりその手数料を受けることができる(昭8.3.3.東京公証人藤瀬

弥一郎照会，昭8.3.29民事甲354号民事局長回答)。

14 数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件

(大5.1.31大津地裁所長照会)

(大5.3.1民181号法務局長回答)

(要旨) 数通の公正証書原本と附属書類とを同時に閲覧するときの手料は、1回として扱うべきである。

(照会) 公正証書ノ原本及其附属書類ノ閲覧ニ付テノ手数料ハ同時ナラハ数通ノ原本ト附属書類ヲ閲覧スルモ10銭ト思考被致得共原本ノ異ナル毎20銭ツツナリトノ反対説アリ貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

(回答) 客月31日付庶第317号ヲ以テ御問合相成候公証人手数料規則ノ疑義ニ関スル件ハ前段貴見ノ通りト思考致候此段及回答候也

15 公正証書ノ謄本ノ請求ニ関スル件

(大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.6.24民750号法務局長回答)

(要旨) 証書作成につき、囑託人の代理人、証人、通事または立会人であった者でも、利害関係のあることを証明しなければ、当該証書等の謄本の交付を請求することができない。

(照会) 左記甲号ノ者ハ公証人法第51条ニ依リ法律上利害関係ヲ有スルコトノ証明ヲ要セスシテ其証書又ハ付属書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ルモ乙号ハ之ヲ証明スルニアラサレハ請求スルヲ得サルヤ

甲 公正証書原本作成ニ付囑託人ノ代理人タリシ者

乙 公正証書原本作成ニ付証人(公証人法第28条)又ハ通事(公証人法第29条)若クハ立会人(公証人法第30条)タリシ者

(回答) 公正証書ノ作成ニ付囑託人ノ代理人タリシ者ト雖モ其証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明スルニ非サレハ其証書又ハ付属書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ス乙号ノ者ニ付テハ貴見ノ通

16 附属書類ノ取扱方ニ関スル件

(大5.6.16宮崎公証人広木幹照会)

(大5.7.3民996号法務局長回答)

(要旨) 公正証書の正本謄本又は執行文付与等の請求について提出した附属書類は規則第25条第2項の規定に準じて取扱うのが相当である。

(照会) 公正証書作成ノ後日ニ至リ其証書ノ正本謄本若クハ執行文等請求ニ付公証人法ノ規定ニ従ヒ提出シタル書類(例之ハ請求権又ハ代理権限ヲ証明スヘキモノ若クハ印鑑ノ証明書ノ如キ)モ公証人法施行細則第21条第2項(現規則25条2項)規定ノ書類ニ包含スル儀ニ有之候哉右疑義相生シ候ニ付何卒急速ノ御訓示ヲ仰キ度此段相問合候也

(回答) 本月16日付日記第5号ヲ以テ稟伺相成候公証事務取扱方ニ関スル件公正証書ノ正本謄本又ハ執行文付与ノ請求等ニ提出シタル書類ニシテ請求権又ハ代理権限ヲ証スヘキモノ若クハ印鑑証明書等ハ公証人法施行細則第21条第2項ノ書類ニ包含セサルモ同条ノ規定ニ準シ取扱フヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

17 公証事務鉄筆版使用ニ関スル件

(大10.3.4函館公証人横山吉四郎照会)

(大10.4.18民事1052号民事局長回答)

(要旨) 文字鮮明且変色の虞れのない鉄筆版を使用して、公正証書の謄本を作成して差し支えない。

(照会) 左記事項ニ付疑義相生シ候条何分ノ御指示相成度候

公正証書ニ基キ多数ノ債務者ニ対スル強制執行ニ際シ民事訴訟法第560条第528条ノ規定ニ従ヒ送達ヲ為スノ必要上同時ニ多数ノ謄本交付ノ請求アリタル場合ニ於テ之ヲ筆記謄写スルトキハ著シク時間ヲ要シ之カ為メニ債権者ヲシテ機宜ヲ失セシムルノ憂有之殊ニ近時経済界ノ変動ニ因リ此種ノ講求簇出スルノ傾向ヲ呈シ居リ候ニ付此場合ニ於テハ軌近科学ノ進歩ニ因ル不変色鉄筆版ヲ用ヒ謄写スルモ何等ノ実害ナク却テ執務ノ敏捷ヲ来タシ相互ノ便益ト思料セラレ候得共長野地方裁判所長問合ニ対スル明治43年4月13日民刑第1400号民刑局長御回答ノ次第モ有之其当否ニ付疑義ヲ生

シ候

(回答) 客月4日付ヲ以テ稟伺相成候公証事務取扱上ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ
通思考致候

文字鮮明ニシテ変色ノ虞レナキモノナルニ於テハ鉄筆版ヲ使用スルコトヲ
妨ケス

(参考) 正本謄本ノ作成ト雖鉄筆版ヲ用フルコトヲ得ス (明42.12.9 長野地裁
所長照会, 明43.4.13民刑1400号民刑局長回答)

18 刑事訴訟法第254条第2項ノ解釈ニ関スル件

(昭6.4.4広島公証人諏訪元八照会)

(昭6.6.22刑事7106号刑事局長回答)

(要旨) 公証人は、検事又は司法警察官からの公正証書の謄本の請求には応ず
ることを要しない。

(照会) 犯罪捜査上必要ノ為メ刑事訴訟法第254条第2項 (現第197条第2項)
ニヨリ公正証書ノ謄本若クハ公正証書附属ノ委任状ノ謄本ヲ検事又ハ警察
官ヨリ請求セラレタルトキハ之ニ応スヘキモノニ有之候哉本職ハ公正証書
若クハ公正証書附属書類ノ謄本ヲ交付スル場合ハ公証人法第51条ニヨリ囑
託人、其承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証ス
ルモノニ限り交付シ其以外ノモノニ交付スルハ公証人法第4条ニ違背スル
モノニシテ特ニ検事ハ公証人法第44条ニヨリ閲覧スルコトヲ得ル趣旨ヨリ
解釈スルモ前記謄本ノ請求ニ応スヘキモノニアラスト相心得候得共疑義ヲ
生シ候ニ付御指揮願度相伺候也

(回答) 別紙 (略) 写ノ通本年4月4日付ヲ以テ貴地方裁判所所属公証人諏訪
元八ヨリ貴庁經由伺出ニ係ル首題ノ件ニ付テハ公証人カ検事又ハ司法警察
官ヨリ公正証書ノ内容ニ関スル報告ヲ求メラレタル場合ハ格別謄本ノ請求
自体ニハ応スルヲ要セサルモノト思料セラレ候条右ノ趣旨便宜貴官ヨリ御
通達相成度候 (広島地裁所長宛)

19 定款ノ閲覧ニ関スル件

(昭15.5.10福岡公証人福田喜久照会)

(昭15.5.16民事甲593号民事局長回答)

(要旨) 株式の申込をしようとする者からの定款の閲覧請求には、応じて差し
支えない。

(照会) 株式ノ申込ヲ為サントスル者定款カ認証シアリヤ否ヤヲ確ムル為又ハ
公正証書ヲ以テ作成セラレタル定款ノ内容ヲ確ムル為メニ定款ノ閲覧ヲ請
求シタル場合之ニ応スヘキヤ否ヤ何分ノ御指示仰度此段及稟伺候也

(回答) 本月10日付ヲ以テ御問合ニ係ル標記ノ件ハ定款ノ閲覧ノ請求ニ応シ差
支無之儀ト思考致候此段及回答候也

20 公証人法第51条の解釈について

(昭25.4.8釧路地方務局長照会)

(昭25.4.25民事甲1101号民事局長電信回答)

(要旨) 買主から、法律上の利害関係を売買契約公正証書の原本等により証明
して、当該物件を目的とする賃貸借契約公正証書の閲覧等の請求があった
ときは、これに応じて差し支えない。

(照会) 当局所属公証人から左記の事項について伺出がりましたが、疑義が
生じたので電報にて何分の御指示を御願ひ致します。

記

甲、乙間に締結した売買契約公正証書作成後更に同一物件について、甲、
丙間に締結した賃貸借契約公正証書あり、甲、丙間の締結した物件は、甲、
乙間においてなした物件と同一であるからとして、乙より甲、丙間の公正
証書の閲覧若しくは謄本交付の請求がありとするも、公証人法第51条に言
う証書の趣旨につき利害のあることを証明した者としてはこれを許
すべきものではないと思われるが公証人が同一の物件と認め甲、丙間の公
正証書を援用し法第51条に言う証明した者として許すべきか否か。

(回答) 本月8日付釧総第201号で照会の公証事務の件は、証書の趣旨につき
法律上利害の関係を有するものと思考されるから、乙において甲乙間の証
書の原本又は正本若しくは、謄本によりこれを証明して証書原本の閲覧又
は謄本の請求 (公証人法第44条, 第51条参照) があつた場合には、公証人
がその関係を認め得るときは、請求に応じて差し支えない。

21 破産宣告申立人からの公正証書謄本請求について

(昭27.4.22名古屋法務局長電信照会)

(昭27.4.26民事甲565号民事局長回答)

(要旨) 破産宣告申立人も、証書の謄本請求にあたり、法律上の利害関係を証明することを要する。

(照会) 公証人法第51条の証書の趣旨につき法律上の利害関係を有するものには公正証書の関係者以外の破産宣告申立人を含むや。

右破産宣告申立人から信託財産契約公正証書の謄本を請求している差迫って事件がありますから至急何分の御指示賜りたい。

(回答) 電報照会の標記の件は、所問の公正証書の内容につき法律上の利害関係を有することを証明しない限り、単に破産宣告申立人たることを理由としては、証書の謄本を請求することはできないものとする。右回答する。

22 公正証書原本閲覧について

(昭28.1.6二公一27号長野地方法務局長照会)

(昭28.1.14民事甲44号民事局長回答)

(要旨) 税務署職員が適正課税、脱税防止等の見地から公正証書原本を閲覧することは許されない。

(照会) 標記について長野税務署長から別紙の通り依頼がありましたところ、公証人法第44条等の規定の趣旨に照し閲覧させることはできないと思考されますが、現下の金融、経済事情の複雑化に伴う適正課税又は脱税防止等の見地から右依頼の趣旨も亦理由があるように思われますので、非公式等の方法で便宜閲覧させることは差支えがないかどうか一応御意見を伺いたく御照会いたします。

別紙

貸金等の公正証書原本閲覧の件

首題の件に関し、過日当署資料係員が公証役場に出張し原本閲覧申請を求めましたところ、利害関係人以外は閲覧出来ざる旨の回答がありましたので監督官庁たる貴局におかれては左記の署の実情を充分御了解の上閲覧について何分の御配慮あらんことを御依頼申上します。

記

申告納税制度の高揚と租税負担の公平を期する見地から署においてはあらゆる各種資料を収集し適正課税に努めておりますが、一部公正証書による貸金利子については当事者の自主的申告以外には、この内容については検討する方法がなく、ために従来よりいまだ公正証書による貸金利子としての申告がなく、特に最近に於ては金融面の逼迫に併行し多額の公正証書による貸金利子が無申告のままに放ちされある現況に臨み、之を捕捉し正規申告に指導せしめるためには原本閲覧以外には方法なきため特に此の点閲覧について御協力方を御願申上します。

(回答) 本月6日付二公一第27号をもって照会の標記については、公証人法第44条の趣旨に徴し非公式の閲覧も許されないものとする。

(参考) 公証人の報酬に対する課税についての協力方について(昭32.12.12民事甲2374号法務局長地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 税務署職員は、所轄公証人役場備付の計算簿を閲覧することができる。

23 公正証書の付属書類の閲覧等について

(昭32.2.13総日記106号松山地方法務局長照会)

(昭32.2.15民事局長電信回答)

(要旨) 1 検察審査会が公正証書の付属書類を閲覧することはできない。

2 囑託人又はその代理人が右の閲覧をする際に検察審査会を立会させるのは相当でない。

(照会) 当局所属公証人波滝元春より別紙のとおり標記に関する照会書の提出があったので進達いたします。

おって、本件は大洲検察審査会からの照会にかかるもので、早急に諾否を求められておる事情にあるため、折返し電報をもって御回答を得たい旨別途当職まで申出がありますので、併せて当職意見を左記のとおり申し添えます。

記

第1項 閲覧請求は拒否するのを相当と考える。

理由

公正証書原本の閲覧請求者の範囲は公証人法第44条第1項第4項の規定による嘱託人、その承継人、又は証書の趣旨につき法律上利害の関係を有する者及び検察官に限定されており、検察審査会はそのいずれにも該当しない。検察審査会は検察審査会法第35条の規定により審査に必要な資料の提出を検察官に要求すべきである。もっとも、本照会にかかる閲覧の目的は、検察審査会法第38条の規定による学識経験者の専門的助言を徴する資料として証書原本又はその付属書類中の嘱託人の署名又は印鑑を鑑定せしめるもののように解せられるが、検察官の捜査手続中においても公正証書原本又はその付属書類そのものを証拠に供しようとするときは裁判官の令状によって領置を行った上なさるべきで、検察官の公訴を提起しない処分の可否の審査を目的とする検察審査会といえどもその独自の権限のみによって証書保管の公証役場に臨み、かかる証拠調手続を執ることは許されないものとする。

第2項 検察審査会の立会は拒否するのを相当と考える。

理由

閲覧は閲覧請求権限ある者又はその代理人のみに限定すべきものと解する。

別紙

公証事務取扱に関する疑義について

左記事項疑義に亘り目下差懸りたる事件がありますので、至急何分の御指示を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 検察審査会より公正証書原本不実記載事件につき検察小審査会（会長1名審査員2名立会事務官1名鑑定人1名をもって構成）をして公証人役場に臨み公正証書原本の付属書類を閲覧せしめたい旨申入れがあった場合これに必ずすべきであるか。
- 2 右事件の嘱託人双方（又はその各代理人）が当該公正証書の付属書類を閲覧するに際し右小審査会を立会せしめるのは差支えなきや。

（回答）2月13日付総日記第106号照会の公証事務取扱に関する件、第1項及び第2項いずれも貴見のとおりと考えるから公証人に通知されたい。

24 公証人の報酬に対する課税についての協力方について

（昭32.12.12民事甲2374号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）所轄税務署職員は計算簿の手数料等の金額を閲覧することができる。
（通達）国税庁長官から別紙のとおり依頼があったが本件は差しつかえないものとするので、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙

所得税の課税の適正化を図るために、公証人役場の所在地の所轄税務署長またはその指定する職員から計算簿（公証人法施行規則第18条に規定する計算簿）の閲覧を求められた公証人は、計算簿に記載した手数料等の金額について閲覧させるように御指導方を取り計らわれるように管下法務局、地方法務局等に対し御指導方お願いします。

25 一部不実記載の公正証書とその行使について

（昭32.11.12総二ノ四日記1159号秋田地方法務局長照会）

（昭32.12.25民事甲2428号民事局長回答）

- （要旨）1 保証人の印鑑証明書が偽造であることが刑事裁判上確定した場合、債権者からの債務者に対する執行力ある正本及び謄本交付の請求には応じてもよいが、債権者には、その事実を告知するのが相当である。
- 2 右の処理をしたときは、印鑑証明書が偽造である旨を証書原本に符箋をもって表示し、かつ証書原簿備考欄にも記載すべきである。
- （照会）標記のことについて、当局所属公証人藤盛亮三から別紙疑義事項が提出されましたので、御指示願いたく進達いたします。

註 本件事案の「不実の記載」であることが刑事裁判上確定したもので、後日検察官より、公証人に還付された印鑑証明書に付記されてある事項により、没収された事実が判明したものであります。

別紙

一部不実記載の公正証書とその行使について

金銭消費貸借に関する公正証書の作成の嘱託にあたって、債務者の提出した「保証人」の委任状と印鑑証明書は、債務者において「保証人」の印を冒用し偽造したものであって、「保証人」において債務を保証した事実

のないこと、従って証書中の保証に関する部分はすべて不実の記載であることが裁判上確定した事実を公証人において知った後において、

- 1 証書中の真正な記載である債務者に関する部分にもとづいて債権者から債務者に対する執行力ある正本並びに謄本の下付申請のあった場合公証人はこれに応じ得るでしょうか。
- 2 若し応じ得るとせば下付すべき正本並びに謄本における不実記載の部分を表示するための何等かの方法をとる必要はないでしょうか。
- 3 右の表示方法をとる必要あるとせばその方法について御指示を仰ぎます。

公正証書の原本を役場に備付けること、これを関係人の閲覧に供すること、原本に基いて正本または謄本を作成下付すること等もすべて証書原本の行使であるとする判例の建前から考えますときは、公証人において公正証書の原本中に不実の記載あることを知った後においては、刑法第158条の正文に照らし無条件に全文の正本謄本等の下付ができないようにも思料されますので、お伺いする次第であります。

参照 1 略

参照 2

判 決

本 籍 A 県 K 郡 T 町 170 番地
住 所 右 同 町 K 五 丁 目 14 番 地
飲 食 業 何 某
明治42年1月16日生

右の者に対する詐欺、公文書偽造、同行使、私文書偽造同行使被告事件につき当裁判所は検察官副検事塩寺末吉出席して審理を遂げ左の通り判決する。

主 文

被告人を懲役1年に処する。

但し本裁判確定の日から3年間右刑の執行を猶予する。

押収した公正証書（証第1号）中武田徳市に関する印鑑証明願並印鑑証明書各1通は之を没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

被告人は

第1 略

第2 同29年11月3日頃株式会社相互銀行から、妻T及びS、武田徳市の3名を連帯保証人として30万円の無尽契約給付金を受領したが、武田徳市については、同人の承諾がなかったのに拘らず恰もこれを得た如く擅に同人の氏名を申入れたものなので関係書類と共に右銀行に提出すべき右徳市の印鑑証明書を入手することができなかつた。そこで被告人は右銀行T支店に対し別に保証人を立て、之を右徳市に代えんことを懇請したが、容れられず却て早急に徳市の印鑑証明書の提出方を督促されるに至つたので、その処置に窮し、遂に其の頃S村字I所在の自己の家屋に無償で居住していたHがS村役場内に事務所を有する同村教育委員会に書記として勤務していたことを奇貨として、

- 1 同年11月12日夕刻、同家に赴き、右Hに対し印鑑証明書偽造の意を告げてその協力を求め、ここに両名共謀の上、行使の目的を以て、右Hに於て右役場事務室で印鑑証明願並に同証明書用紙に受付印、村長印等を押捺し、所要事項を記入すれば直に使用し得る様になし、被告人に於て所要事項を記入して前記の偽造を遂げようと企て、その時刻頃Hは右役場事務室に於て、同村庶務係Yの机側の書棚から、西洋紙半裁大の用紙の同一面に印鑑証明願と同証明書の各例文を謄写版で刷り込んだ用紙1枚を取り出し、その場で擅にその証明願右下部にS村役場の受付印を其の日付の12を11と願出する様に置換えて、押捺し、その受付番号欄にはインクを用いて算用数字222と記入して、正当に印鑑証明願の受付を下した様になし、次で之に連続する印鑑証明書の末尾に記載されたS村長R名下に前記机上の印鑑箱から「K郡S村長印」と刻した角型の村長職印を取り出して押捺した上、之に契印を施し、之を同役場前に於て待機中の被告人に手交し、被告人は11月16日頃T町K五丁目14番地所在の自宅に於て、右用紙中印鑑証明願の末尾に証明願人として、武田徳市と冒書し、

其の名下と印鑑欄とに擅武田と刻した有合せ印を押捺した外、同人の住所、生年月日、年齢等相当記入をなし、以て武田徳市名義の印鑑証明願1通を作成して偽造し、更に前記の如く右証明願の末尾に連続して記載された右印鑑に対する証明文句の後に証明年月日として、昭和29年11月11日と記載したS村長R作成名義の印鑑証明書1通を完成して偽造し、

- 2 前記11月15、6日頃前記自宅に於て、前記の如く偽造した各文書を恰も一は、武田徳市が真正に作成した印鑑証明願であるかの如く、一はS村長Rが正当に受付けて真正に作成した印鑑証明書であるかの如く、装うて前記A銀行T支店員Yに一括手交して行使したものである。

(以下略)

昭和30年9月1日

甲地方裁判所乙支部

裁判長裁判官	何	某
裁判官	何	某
裁判官	何	某

右謄本である。

昭和32年11月13日

甲地方検察庁乙支部

検察事務官	何	某
-------	---	---

参照3

第〇万〇1115号

無尽掛金払込契約公正証書

本職は昭和30年2月14日A県A市N町6番地本職役場において関係人の囑託により聴取した法律行為に関する陳述の趣旨を左に録取し本契約公正証書を作成する。

第1条 債務者何某は保証人3名と連帯責任をもって債権者株式会社相互銀行から同会社無尽契約約款を承認し、その給付規定に基き昭和29年15日30B組30万円会第1号第4回抽籤で契約給付金の給付を受けた而して

債務者は爾後無尽契約約款掛金表に基き債権者へ払込むべき掛金総額金35万1,450円也を昭和29年11月から昭和32年7月まで33か月において毎月金1万650円也宛15日限り債権者の営業所へ持参の上支払うこと。

第2条 債務者において左記各号の一に該当したときは債権者の通知を要せず直ちに第1条所定の分割弁済に関する利益を失い即時未払掛金全部の弁済請求に応ずべきことを特約した。

- 1 第1条所定の掛金払込を1回以上怠ったとき。
- 2 現在の業務を廃止するかその営業の組織を変更するか他の郡市町村へ転住したとき。
- 3 死亡失職又は支払を停止し或は支払不能の状態に陥ったと認められたとき又は破産の宣告の申立を受けたとき。
- 4 債権者経営の無尽加入の組から脱退し若しくは債権者の承諾を得ないでその権利義務を第三者に譲渡したとき。
- 5 第三者から仮差押仮処分強制執行の申立を受けたとき若しくは和議の申立をしたとき。
- 6 相続開始した場合においてその相続人が限定承認又は拋棄をしたとき。
- 7 保証人の増員若しくは増担保を求められた場合直ちにこれに応じないとき。
- 8 債権侵害の行為あったとき。

第3条 前条の場合債権者は債務者又は保証人の別に加入した給付前の無尽契約全部を解除し、その契約約款に基く掛戻金をもって本債務と相殺するも異議ないことを債務者及び保証人は約諾した。またこの場合債務者又は保証人の一人に対する相殺通知は他の債務者又は保証人に対してもその効力を生ずべきことを債務者及び保証人は約諾した。

第4条 第2条の場合における一時弁済請求に要した費用は総て債務者の負担とする。

第5条 債務者において第1条所定の期日に掛金の払込を怠ったときは、その期日から払込当日まで掛金100円につき日歩5銭の割合により違約金を支払うこと。

第6条 保証人3名は債務者と連帯し且つ保証人間にもまた連帯して本債務履行の責に任ずることを約諾した。

第7条 債務者及び保証人において本契約に違反し、債務の履行を怠ったときは直ちに強制執行を受くべきことを各自は認諾した。

第8条 本契約に関する訴訟についてはA地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意した。

A市D町13番地
債権者 株式会社 A 相互銀行

A市K61番地
右代表者 取締役 O
明治31年5月 生

A市S町3番地
会社員
右代理人 M
昭和5年9月 生

右本職氏名を知り且つ面識がある。

右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

A県K郡S村I70番地
飲食店
債務者 何 某
明治42年1月 生

A県K郡S村I11番地ノ1
雑貨商
連帯保証人 S
明治28年9月 生

A県R郡S村I61番地
果樹園
連帯保証人 武田徳市
明治43年6月 生

A県K郡S村I70番地
飲食店
連帯保証人 T
大正2年9月 生

A市O一丁目32番地
商業
以上代理人 K
大正2年5月 生

右本職氏名を知り且つ面識がある。

右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

本証書は列席者に見せしめたところ相違ないことを認めたので本職及び列席者各自左に署名押印する。

A市N6番地
A地方法務局所属
公証人 藤盛亮三
M
K

(回答) 11月12日付をもって問合せのあった標記については、左記のとおり回答する。

記

正本及び謄本の交付については、積極に解する。ただし、当局において取り寄せた本件公正証書及び刑事判決の各謄本の記載を総合すれば、公正証書の付属書類たる連帯保証人の委任状に添付された印鑑証明書中、武田徳市に関するものが偽造である事実が確定したことが明かである。よって当該公正証書中、右徳市に関する記載は不実のものであるとの疑が濃厚であるから、公証人において、本件公正証書について執行力ある正本又は謄本を交付するに当たっては、その請求者に対し、右の事実を告知するのが相当である。

なお、右のとおり告知して正本又は謄本を交付したときは、その旨を証

書原本に符箋をもって表示し、かつ、証書原簿備考欄に記載しておかれたい。

26 家庭裁判所からの公正証書謄本交付嘱託について

(昭34.1.14総発54号松江地方方法務局長照会)

(昭34.1.22民事甲104号民事局長回答)

(要旨) 家事審判規則第8条に基き、家庭裁判所から遺言公正証書の謄本交付の嘱託があっても、これに応ずべきでない。

(照会) 家事審判規則第8条に基いて、家庭裁判所から遺言公正証書の謄本交付の嘱託がなされた場合、この嘱託に応ずべきでないと考えられますがいささか、疑義がありますので至急何分の御垂示を賜わりたくお伺いいたします。

なお本件は公証事務を取扱っている当局西郷支局に対して交付請求されたものであります。

(回答) 本年1月14日付総発第54号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

27 複写器による公正証書謄本の作成について

(昭35.8.17民事甲2024号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 陽画複写器を用いて公正証書の謄本を作成するのは、用紙が保存に適し、かつ写出の結果が鮮明で変色または消色等の虞れない場合に限る。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり鹿児島地方方法務局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方しかるべく取り計らわれない。

別紙甲号

公正証書作成嘱託の場合における再証明をうけた印鑑証明書の取扱等について (照会)

左記事項について疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

記

1 略

2 公正証書謄本交付の請求があった場合において、複写器(コピー)を使用して謄本を作成することの可否。

別紙乙号

公正証書作成嘱託の場合における再証明を受けた印鑑証明書の取扱等について

6月28日付総第6565号をもって照会のあった標記の件については、左記のとおり回答する。

記

1 略

2 複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり、かつ、写出の結果が鮮明で将来変色又は消色等の虞れないものに限り、積極的に解してさしつかえない。なお、公証人が複写器により公正証書の謄本を作成する場合は、貴職においてその写出の適否について注意する取扱とされたい。

28 公証人法第44条第1項及び同法第51条第1項に関する疑義について

(昭36.4.20総発1005号横浜地方方法務局長照会)

(昭36.5.8民事甲1107号民事局長回答)

(要旨) 1 法44条第1項の請求は、嘱託人の相続人の一人からもすることができる。

2 法44条第1項の承継人には、遺産分割前の相続財産管理人も含まれる。

3 法44条第1項の利害関係人に該当するか否かは個別的に判断すべきである。

4 家庭裁判所は、家事審判規則第8条に基づき、公正証書の謄本の取り寄せ、閲覧、謄写をすることはできない。

(照会) 標記に関し、別紙(写)のとおり横浜家庭裁判所長より照会がありましたので、左記のとおり回答いたしたいと思っておりますがいささか疑義もありますので、何分の御垂示を賜りますようお願いいたします。

記

1 できる。

- 2 含まれる。
- 3 証書により判明する範囲内において財産上、身分上の利害の関係を有する者と思考する。
- 4 謄本の取り寄せ、閲覧、謄写はできない。

別紙

横家裁総第273号

公証人法第44条第1項に関する疑義について（照会）

遺産分割事件の処理上必要がありますので、左記諸問につき、貴局の御見解を承りたく、お伺いいたします。

なお、右は、さししまった事件につき、よろしくお伺いいたします。

記

- 1 公証人法第44条第1項による申請を囑託者の相続人の一人からできるか。
 - 2 右承継人の中に遺産分割前の相続財産管理人が含まれるか。
 - 3 右条項にいわゆる利害関係人の範囲いかん。
 - 4 遺産分割の必要から、家庭裁判所が家事審判規則第8条にもとづき、被相続人によって囑託された債務に関する公正証書の謄本の取り寄せ、又は、閲覧、謄写がなし得るか。
- （回答）4月20日付総庶第1005号で照会のあった標記の件については、左記のとおり考える。

記

- 1, 2, 4については、貴見のとおり。
- 3については具体的事例について、個別に検討すべきである。

29 複写器による公正証書正本の作成について

（昭37.9.7民事甲2565号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

- （要旨）陽画式複写器を用いて証書の正本を作成するのは、用紙が保存に適し、かつ、写出の結果が鮮明で変色、消色のおそれがない場合に限る。
- （通達）標記の件について、別紙甲号のとおり、福岡法務局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事

務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書正本の作成について（照会）

公正証書の正本を交付する場合複写器（リコピー等）による陽画写真をもって作成することはさしつかえないと考えますが、疑義もあり、何分の御指示をお願いします。

別紙乙号

公正証書正本の作成について（回答）

8月17日付総第2625号で照会のあった標記の件については、複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり、かつ、写出の結果が鮮明で将来変色または消色等のおそれがないものにかぎり積極的に解してさしつかえない。

なお、公証人が複写器により公正証書の正本を作成する場合は、貴職においてその写出の適否について必要の場合は、注意をする取扱とされたい。

30 公証人法第44条第1項の利害関係人の解釈について

（昭39.8.12総437号東京法務局長照会）

（昭39.9.5民事甲2920号民事局長回答）

- （要旨）税務署職員から、租税債権の存することを証明して、公正証書原本の閲覧請求があっても、これに応すべきでない。
- （照会）今般、静岡地方法務局長から標記について別紙のとおり照会があり、小職は、左記のとおり回答したいと考えますがいささか疑義がありますので、何分の御指示を賜わりたく御伺いいたします。

記

所問の場合は、公証人法第44条第1項の「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者」に該当せず、従って公正証書原本の閲覧を許すべきではない。

別紙

公証人法第44条第1項の利害関係人の解釈について

訟務事件の処理に関連して、富士税務署長から、「市町村の徴税吏員ま

たは国税の徴収職員が徴税のため納期を経過した租税債権の存することを証明して、公正証書の閲覧を請求した場合は、公証人法第44条第1項の法律上利害関係を有する者に該当するか」との照会がありました。右は所問のとおりと解しますけれども、この場合は、閲覧を求める証書の原本を特定して請求があったときに限り閲覧することができると考えますがいささか疑義がありますのでお伺いします。

(回答) 8月12日付総第437号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりと考える。

31 公正証書原本閲覧について

(昭43.12.6付43税号外愛知県知事照会)

(昭44.1.9民事甲22号民事局長回答)

(要旨) 課税処分庁又は審査庁は、特定の嘱託人に関する公正証書についても、「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者」に該当しない。

(照会) このことについて、先般、本県係員が名古屋法務局所属の公証人役場に出張し、公式に原本の閲覧を申請いたしましたところ、行政不服審査法第32条(他の法令に基づく調査権との関係)、地方税法第73条の3(不動産取得税に係る徴税吏員の質問検査権)および公証人法第44条(原本の閲覧)の規定のいずれによっても、調査閲覧出来ない旨のことでありましたので、名古屋法務局総務課に質したところ、同様の見解で公証人法第44条の先例として、昭和27年12月25日長野税務署長が依頼した「貸金等の公正証書原本閲覧の件」に係る回答を示された。

この先例は、所得の捕捉についての一般的調査であって、公正証書作成当事者が特定されておらず、本県の下記事例とは異なり、疑義がありますので、ご多忙中恐縮に存じますが貴職の見解を承りたく、なお審理を急いでおりますので折り返しご回答いただきたくお願いします。

記

(事例) 甲は乙から、宅地および家屋を昭和41年11月26日の代物弁済契約により、昭和43年3月26日所有権移転の登記をなした。

これに対して、丙県税事務所長は甲に対して、昭和43年9月10日不動産取得税を賦課した。ところが、甲はこの代物弁済による所有権移転の登記を錯誤であるとし、昭和43年9月16日抹消し、当該物件の所有権移転行為は、甲乙間の虚偽表示によったものであるから、丙県税事務所長の不動産取得税の賦課処分を取消すことを求める審査請求を提起したものである。

この審査請求の審理にあたって甲(乙は行方不明)および関係者から事情聴取したところ、資料は提示せず、代物弁済契約に関する書類は一切作成していないと主張しているが、審査庁が調査したところ上記公証人役場で甲乙間で当該公正証書が作成されていると思考される。

問1 審査庁(知事)は、当該審査請求の審理にあたって、公正証書の内容等が裁決の重要な判断資料となり、公証人法第44条第1項「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スル」から、公正証書原本の閲覧または照会できると思うが如何。

問2 上記問1の趣旨により、審査庁は閲覧または照会できないとしても、不動産取得税を賦課した丙県税事務所長は、甲乙間の代物弁済契約が公正証書で作成されておれば、不動産取得税の賦課の正当化を主張でき、代物弁済による所有権移転登記が錯誤により抹消されても、虚偽表示である証明は甲においてなされなければならないから(民事訴訟法第323条)、公証人法第44条第1項により「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スル」こととなり、公正証書原本の閲覧または照会できると思うが如何。

(参考) 本件の宅地家屋に係る不動産取得税の総課税標準額は1,573万7,000円であり、その税額は47万2,110円である。

また、代物弁済による所有権移転登記の登録税は75万3,600円で、その抹消の登録免許税は2,500円である。

(回答) 昭和43年12月6日付43税号外をもって照会のあった標記の件については、課税処分庁又は審査庁が嘱託人を特定して公正証書原本の閲覧請求をしても、公証人法第44条第1項の「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者」には該当しないと考えます。

32 検察官による公正証書の謄本の請求について

(昭41.5.23福島地方事務局長電信照会)

(昭41.5.31民事局第一課長電信回答)

(要旨) 検察官による公正証書の謄本又は写の請求には応ずべきではないが証書の内容について報告を求められた場合には、応じてよい。

(照会) 公正証書原本不実記載被疑事件捜査上の必要により、検察官が刑訴法第197条第2項の規定に基づいて公証人に対し該事件の公正証書の謄本またはその写の交付を請求した場合は、応じてさしつかえないと料するが、いささか疑義があり、何分の御指示を願います。

おって、本件はさしかかった事案であり、折り返し電信で御指示願います。

(回答) 5月23日電照の検察官による公正証書の謄本またはその写の交付請求の件はいずれもこれに応ずべきではないと考えるが、公正証書の内容に関する報告を求められた場合はこの限りでない。

33 公正証書謄本の交付について

(昭45.4.11総435号松山地方事務局長照会)

(昭45.6.15民事甲2733号民事局長回答)

(要旨) 法律行為の無効又は法律行為の取消若しくは変更により、その全部または一部が無効とみられる証書についても、謄本の交付請求があれば、これに応じて差し支えない。

(照会) 当局所属公証人中村国一より標記について別紙のとおり貴職あて照会がありましたので、左記意見を付して進達いたします。

記

照会事案についてはいづれも、照会意見どおりの取扱によるほかないものと思料いたします。

別紙

公証事務について (照会)

左記事案においてその謄本交付に関し次の甲、乙両説があり本職は甲説が相当であると考えますがいかがでしょうか。

何分の御指示を下さるよう照会いたします。

甲説 乙説も理解できるがこれは法的解釈論ではない。凡そ正当に作成された公正証書であればその後における当該事実の発生のための失効であろうと行為による取消又は変更であろうと一定の者からの請求があれば当然その請求に応じてその謄本を交付して差し支えないものである。万一にも乙説の如き事態が生じたとしても、それはそれを行使した者の故意又は過失による行為者の責任において解決すべきものであってその謄本を交付した公証人の責任ではない。

乙説 既に失効又は無効となったもの或は変更となっているものにつき当該の謄本のみを交付する結果それが使用されるときは誤り乃至は不都合の事態も生じ得ることが予想されるのでこれを防止の意味からその謄本のみを交付請求には応ずべきでない。

記

(1) 公正証書によって甲がその一定財産を甲の子乙に遺贈する旨の遺言をしたが乙は甲よりも先に死亡したことが判明した事案

(2) 同様Aがその一定財産をAの子Bに遺贈する旨の遺言をしたがAはその後において同一公証役場で先になしたその遺言全部を取消していることが判明した事案。

(3) 同様Yはその一定財産をYの子Xに遺贈する旨の遺言をしたがYはその後においてさきになした遺言はそのままこれを有効とするも「その受遺者たるXはその母に対し右遺贈された財産中より金100万円也を交付すべき義務があるものとする」という趣旨の一部変更の遺言をしたことが判明した事案

(4) 右(1)(2)についてはいずれも遺言者甲Aの遺妻から、(3)についてはXから当該遺言の公正証書の謄本交付の請求があるものである。(2)についてはその取消前のもの、(3)についてはその変更前のもののみの請求である。

(参照) 民法96, 994, 995, 1022, 1025各条等。

(回答) 4月11日付日記総第435号をもって進達のあった標記の件は、貴見のとおりと考えるので、貴局所属公証人中村国一にその旨伝達されたい。

34 公正証書謄本交付申請書事務取扱いに対する異議の申出について

(昭49.1.8総49号静岡地方務局長照会)

(昭49.1.23民一435号民事局長回答)

(要旨) 破産申立債務者であることのみでは、公証人法第51条に定める証書の趣旨につき法律上の利害の関係を有する者にあたらぬ。

(照会) 標記のことについて、公証人法第78条の規定に基づき異議の申出がなされた左記事案は、同法第51条所定の要件に該当せず、本件謄本交付を認めないとした処分は、相当と考えられますが、いささか疑義がありますので、何分のご指示を賜りたく、別添関係資料(略)を添えて照会します。

記

甲は乙に対し、有体動産を売却し、同物件につき賃貸借契約を締結した(別添資料〈略〉「債務関係図表Ⅰ」参照)。一方、甲は異議申立人が丙に対して有する金銭消費貸借上の債権につき連帯保証債務を負担した(同図表Ⅱ参照)。然るところ、異議申出人は甲を相手どり、右同物件を包含する破産宣告の申立てを提起し、現時継続中である。

かかる事案のもとにおき、異議申出人は、右甲乙間でなした「売買および賃貸借契約公正証書」につき、公証人法第51条所定の利害関係人に該当するとして、①異議申立人及び甲丙間で作成された「債務弁済契約公正証書」謄本、および②右破産事件継続証明書を添付し、本件申請に及んだものである。

(回答) 本月8日付け総第49号で照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

(参考) 昭27.4.26民事甲565号民事局長回答(同.4.22名古屋法務局長電信照会)

破産宣告申立人からの公正証書謄本請求について

(要旨) 破産宣告申立人も、証書の謄本請求にあたり、法律上の利害関係を証明することを要する。

(照会) 公証人法第51条の証書の趣旨につき法律上の利害関係を有するものには公正証書の関係者以外の破産宣告申立人を含むや。

右破産宣告申立人から信託財産契約公正証書の謄本を請求している差迫

って事件がありますから至急何分の御指示賜りたい。

(回答) 電報照会の標記の件は、所問の公正証書の内容につき法律上の利害関係を有することを証明しない限り、単に破産宣告申立人たることを理由としては、証書の謄本を請求することはできないものとする。右回答する。

35 公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(昭55.9.24民一5770号法務局長・地方務局長あて民事局長通達)

(通達) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和54年法律第5号)による公証人法(明治41年法律第53号)の一部改正に伴い、公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)及び公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)の一部が本年10月1日から改正されることとなったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 執行証書の正本等の送達

- 公証人法(以下「法」という。)第57条ノ2の新設により、執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本(以下「執行証書の正本等」という。)の送達は、郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ、そのうち郵便による送達は、申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定(公証人手数料規則(以下「手数料規則」という。)第23条ノ2第1項及び送達に必要な郵便料についての規定(法第7条第1項、手数料規則第28条ノ2))が新設され、公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。
- 公証人は、執行証書の正本等の送達の申立てがあった場合には、特別送達(郵便法第66条、郵便規則第119条、第120条)の方法により送達を行うこととする。
- 前項による送達手続に着手したが、送達先に債務者が居住していない等、公証人の責めに帰することができない事由によって送達の目的

を達することができなかつた場合において、申立人から、送達先を再調査の上改めて送達の申立てがされたときは、再び前項の方法により送達を行うこととなる。

4, 5 略

第2から第6まで 略

36 禁治産者がした公正証書遺言につきその後見人からの謄本の交付請求の受否について

(昭63.12.2民一6767号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 禁治産者がした公正証書遺言につき、その後見人からの謄本の交付請求があつた場合は応じることができない。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり高松法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

禁治産者が正常なときになした遺言公正証書についてその法定後見人からの謄本の交付請求の受否について

標記の件について、当局松山地方法務局長から別紙のとおり照会があり、下記のとおり回答したいと考えますが、至急に何分の御指示を賜わりたく照会いたします。

記

乙説を相当と考える。

なお、遺言者からあらかじめ本人以外の者による謄本の交付請求に応じないで欲しい旨の明示の申し出がある等特段の事情が存する場合には、この限りでない。

(別紙)

総第1365号

昭和63年9月27日

松山地方法務局長

高松法務局長 殿

禁治産者が正常なときになした遺言証書についてその法定後見人からの謄本の交付請求について

当局所属藤井一廣公証人から標記について照会があり検討の結果、下記甲、乙両説があり、乙説のとおり請求に應ぜざるを得ないと考えますが、別添公正証書(略)記載の文言から、遺言者は法定後見人たる妻に、遺言書を見せたくないという意思があると推測される等、甲説(公証人意見)にも相当の理由があり、いささか疑義がありますので、何分の御指示をお願いします。

記

甲説 遺言公正証書については、遺言者生存中は法律上の利害関係人は存在しないので、遺言者以外の者は閲覧も謄本も請求できない。

また、法定代理人からの請求は、遺言が代理に親しまないという特殊性と、後見人の権限が禁治産者の療養看護と財産管理及び財産に関する法定代理に限られていることから、請求に應ずるのは相当でないと考えらるがどうか。

仮に、請求に応じるとした場合、本件においては妻が家出し7か月ぐらい行方不明のため(相続人)排除されているので、法定後見人である妻が、禁治産者の財産の不当管理をなす等、禁治産者の正常時の遺言意思が踏みにじられるおそれがあり問題である。

乙説 遺言証書の作成については、一身専属性が認められるが、作成済みの遺言証書の謄本請求をすることまで、一身専属性が及ぶとは考えられないところ、法定代理人からの謄本請求は、本人と同じ資格での請求が考えられるので、請求に應ぜざるを得ない。

別紙乙号

禁治産者がした公正証書遺言につきその後見人からの謄本の交付請求の受否について

本年10月13日付け総第429号をもって照会のあつた標記の件については、後見人からの謄本の交付請求には応じることができないものと考えらる。

37 生存中の遺言者の代理人による遺言公正証書の正本の交付請求について

(平成7.5.2札幌223号札幌法務局長照会)

(平7.5.17民一3017号札幌法務局長あて民事局第一課長回答)

(要旨) 遺言者の代理権を証する書面(含む。印鑑証明書)を持参した代理人から遺言公正証書の正本の交付請求があった場合には、これに応じて差し支えない。

(照会) 標記について、当局所属〇〇〇公証人から別紙のとおり照会があり、当職は下記のとおり、いずれも甲説と考えます。また、謄本の交付請求についても同様と考えますが、昭和63年12月2日民一第6766号民事局長回答もあり、いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

1 代理人の請求に対する正本の交付の可否について

甲説

公証人法においては、公正証書の正本の交付は嘱託者の代理人からも請求できるとされており、特に公正証書遺言の場合にあっても、遺言者が代理権を付与している場合には代理人が遺言書の内容を知ることとは了知していることであり、守秘義務上の理由から、代理人からの正本の交付請求に応じられないとするのは相当ではない。

したがって、代理人による正本の交付請求に応ずるべきである。

乙説

遺言が代理に親しまないという特殊性から、遺言者生存中は遺言者の代理人といえども遺言者以外の者からの請求には応ずるべきではない。

2 可とした場合の添付書類について

甲説

代理権を証する書面(印鑑証明書付き)で足りる。

乙説

代理権を証する書面(印鑑証明書付き)のほか、正本交付を必要とする事由(例えば、正本を紛失したこと、何々のため代理人により

正本の交付請求をせざるを得ないこと等)を記載した申述書の提出を求める。

(別紙)

遺言者本人の生存中に代理人をして公正証書遺言の正本の交付請求等があった場合について(照会)

遺言公正証書については、その性質上、遺言者本人が死亡するまでの間は遺言者本人以外の者に開示することは制限されるとするのが実務の取扱いですが、遺言者本人の生存中に代理人をして標記の請求等があった場合には、これに応じて差し支えないでしょうか。差しかかった事案につき至急何分の御教示を賜りたく照会に及びます。

なお、右につき積極的に解した場合には、本人の委任状(印鑑証明書を添付のもの)の提出をもって足りるか、あるいは、これに加えて、別途、正本の交付等を必要とする事由(例えば、正本を紛失したこと、何々のため代理人により正本の交付請求等をせざるを得ないこと等)を記載した申述書の提出をも求めるべきかについても併せて御教示願いたく申し添えます。(回答) 本月2日付け札幌第223号をもって当局局長あて照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

なお、委任状等からその請求に疑義がある場合には、公正証書遺言をした嘱託人本人に正本の請求の事実を確認するなどの必要な説明を求めた上、処理願います(公証人法施行規則第13条参照)。

第2 提出・公開

1 書類ノ提出、閲覧ノ場合ニ関スル件

(明42.7.23東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑830号民刑局長回答)

(要旨) 原本又は附属書類の一方のみについて、提出命令、嘱託又は閲覧請求があった場合でも、連続してある書類は併せて提出して差し支えない。

(照会) 証書ノ附属書類ハ公証人法第41条ニ依リ原本ニ連続スルモノニシテ性質上分離スヘカラサルモノナレハ同法第25条但書ニ依リ裁判所又ハ予審判事ヨリ原本若クハ附属書類ノ一方ノミノ提出命令又ハ嘱託アリタル場合ト

雖モ双方併セテ提出スルモ差支無之哉果シテ然ラハ同法ハ第44条第4項ニ
依ル検事ノ閲覽ニモ同様心得可然哉

(回答) 貴見ノ通

2 証書原簿等の送付嘱託について

(昭56.10.13民一6013号法務局民事行政第一部長・民事行政部長・地方法務局長あて民事局
第一課長通知)

(要旨) 公証人に対し裁判所から証書原簿、計算簿、証書原本綴込帳の送付嘱託があった場合、法令に基づき調製した証書原簿、計算簿については送付嘱託に応じるのが相当であるが、証書原本綴込帳については応じるべきでない。

(通達) 標記について別紙甲号のとおり札幌法務局民事行政部長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管内公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

標記のことについて当局所属公証人から別添写しのとおり照会があり、当職としては公証人法第25条の規則の趣旨から、法令により、公証人の調製した帳簿である証書原簿等の送付には応ずべきであるが、公正証書原本綴込帳については消極に解するのが相当と考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示を得たくお伺いいたします。

別添写

裁判所の嘱託により公正証書原本及びその附属書類を送付したところ担当裁判官より当該証書を編綴している原本綴込帳1冊及び当該証書の記載してある証書原簿計算簿各1冊の取寄嘱託に応じられるか否かの問合せがありました。

公証人法第25条但書の規定は、訴訟上関係のある証書の原本定款及び各その附属書類に限られるべきであって事件の漏泄禁止の見地から証書原本綴込帳はもちろん取外し不可能な証書原簿や計算簿の取寄嘱託には応ずべきでないと考えますがいささか疑義がありますので何分のご指示を賜りたく照会いたします。

別紙乙号

本年6月13日付札総第282号をもって照会のあった標記の件について、貴見のとおり取り扱って差し支えないものとする。

第11章 その他

1 証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 1 公証人が証書の正本を交付したときに、その証書の末尾に署名するときは、その所属及び役場所在地をも記載すべきである。

2 証書作成の際には、右事項を記載する余白となり得る用紙を適宜添綴しておかなければならない。

(照会) 第50条ニ於テ「公証人証書ノ正本ヲ交代シタルトキハ其証書ノ末尾ニ云々署名捺印スヘシ」トノ規定有之本署名ノ場合モ第23条ニ依リ「所属及役場所在地」ヲ記載スルヲ要シ候哉又ハ単ニ「公証人何某」ト記載シ捺印スルヲ以テ足ル義ニ候哉又右ノ場合ニ於テ証書ノ末尾ニ其記載ヲ為シ得ヘキ余白存セサルトキハ更ニ役場用紙を添加シ公証人契印ノ上記載手續ヲシ可然候哉

(回答) 第1項ハ前段貴見ノ通第2項ハ証書作成ノ場合ニ於テ其ノ末尾ニ相当ノ余白ヲ存スル様予メ用紙ヲ添綴シ置クコト要ス

2 認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 私署証書の謄本の認証、その署名捺印を自認することによる認証、いづれも代理人により囑託することができる。

(照会) 第58条第1項ノ法文ニ拠レハ私署証書認証ノ囑託ハ本人ニ限ルモノノ如シ然ルニ第60条ニハ「第26条乃至第34条外2カ条ノ規定ヲ認証ニ準用スル旨」ノ規定有之依観之トキハ代理人ヲ以テ認証囑託ヲ為ス場合ヲ認メタルモノト解セサルヲ得ス右代理囑託ヲ認容セラレタルハ謄本認証囑託ノ場

合ニテモ有之候哉又ハ本証書ノ認証ニ就テモ代理囑託ヲ認容セラレタル義ニ有之候哉

(回答) 私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ノミナラス証書ノ署名若クハ捺印ヲ自認スルニ因リ其証書ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ニ於テモ代理人ニ依リ囑託スルコトヲ得ヘシ

(同旨) 法第58条第1項前段の場合には当事者自ら認証を求めなければならないが、その他の場合に於ては代理人によりこれを求めることができる(明42.7.9長野地裁所長照会, 明42.7.30民刑704号民刑局長回答)。

3 抗告ノ結果ニ関スル件

(明42.8.3岐阜地裁所長照会)

(明42.8.24民刑875号民刑局長回答)

(要旨) 抗告の結果は申立人に通知する義務がないが、相当と認めるときは通告しても差し支えない。

(照会) 公証人法第78条第1項ニ依リ抗告ヲ為シタル場合公証人ノ事務取扱不適当ト認メタルトキハ同条第2項同第76条第1号ニ依リ公証人ニ対シ相当ノ訓令ヲ発スヘキモノト思料候得共若シ抗告ノ謂レナクシテ公証人ニ不適当ノ点ナカリシトキハ抗告人ニ対シテハ其旨通告スヘキモノナルヤ

(回答) 抗告人ニ通告スヘキ義務ナキモ之ヲ便宜トスル場合ニ於テ相当ノ通告ヲ与フルモ差支ナシ

4 価額ノ算定権ニ関スル件

(明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.11民刑1368号民刑局長回答)

(要旨) 法律行為の目的の価額はその実価により計算すべきであり、もし囑託人が公証人の相当と信ずる価額による手数料を納付しないときは囑託を拒絶することができる。その拒絶の当否については異議申立の手續による監督官の決定にまつべきである。

(照会) 規則第3条ノ法律行為ノ目的価額ハ公証人ニ於テ之ヲ決定スヘキ筋ナルヤ例ハ爰ニ某所ニ在ル50万坪ノ石炭鉱区ヲ贈与スル場合当事者双方ハ公

正証書ニ価額ノ明記ヲ欲セサレトモ其鉅区ハ金5万円ノ価額アリト陳述シ公証人モ亦之ヲ相当ト思料スルトキハ其5万円ヲ目的価額トシテ手数料ヲ徴収スヘキハ勿論ナルヤ若シ当事者ハ5,000円ノ価額アリト陳述シ公証人ハ5万円ト思料シ彼是意見一致セサルトキハ公証人ハ証書ノ作成ヲ拒絶スルコヲ得ヘキヤ

(回答) 問合面ノ場合ニ於テハ価額ノ明記アルト否トヲ問ハス手数料ハ法律行為ノ目的ノ実価ニ依リテ計算スヘキモノニシテ若シ囑託人カ公証人ノ相当ト信スル価額ニ依ル手数料ヲ納付スルコトヲ肯セサルトキハ公証人ハ其囑託ヲ拒絶スルノ外ナカルヘク而シテ其拒絶ノ当否ニ付テハ抗告手続ニ依ル監督官ノ決定ニ俟ツヘキモノニシテ公証人ニ於テ価額ヲ確定スル権限ヲ有セサルモノトス

5 過料ノ徴収方ニ関スル件

(明44.10.16福岡地裁所長照会)

(明44.10.21民事946号民事局長回答)

(要旨) 公証人に対する過料の命令がその公証人死亡後に到達してもなお徴収すべきである。

(照会) 本月2日発令(某)公証人過料ノ命令ハ本人死亡後到達モシモ徴収ニ着手シタルニ納付スヘキモノニアラストノ異論者アリ為念御意見承リタシ電信ニテ回答ヲ乞フ

(回答) 本月16日問合公証人ニ対スル過料ノ命令本人死亡後到達スルモ徴収スヘキモノト思考ス

6 兼務役場ノ事務取扱

(大3.12.15青森公証人対馬定勝照会)

(大3.12.21民1896号法務局長回答)

(要旨) 公証人が兼務役場に出張しても、その旅費、日当、宿泊料を受けることはできない。

(照会) 公証人法第67条第1項ニ依リ兼務ヲ命セラレタル公証人カ数人ヨリ数件ノ新事件ノ公正証書ヲ作成スル囑託ヲ受ケ自己ノ役場ヨリ兼務役場へ出

張シ1泊シタル場合ニ於テ各件ニ付各別ニ公証人手数料規則第29条ニ依リ算定シタル旅費、日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得ルヤ將タ通算シテ按分比例ニ依リ算定シタル額ヲ受クヘキモノナルヤ

前項後段ノ通りトセハ法律行為ニ付テノ証書作成ト法律行為ニアラサル即チ代金授受ノ事実ニ付テノ証書作成及執行文付与ノ3件ナル場合ニハ如何ナル標準ニ依リ按分比例スヘキヤ

右差掛リタル場合ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御指揮相成度此段奉伺上候也

(回答) 本年12月15日付ヲ以テ稟伺相成候公証人手数料規則中疑義ノ件ハ公証人カ兼務ヲ命セラレタル公証事務取扱ノ為メ兼務役場ニ出張シタル場合ニ於テハ通常ノ手数料ノ外別ニ旅費日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得サル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

7 公証人更てつ等について

(昭26.1.11民事甲3394号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人の地位についていわゆる権利金を授受したり、合同役場の新規加入者に対して配当率に著しい差等を設けることは許されない。

(通達) 公証人の任免に伴う事務引継に関連して、前公証人の所有にかかる公証役場の施設備品その他の財産の適正な価額(合同役場の場合にあっては、これらの財産に対する共有持分の価額)を評価して、これを後任者に有償で譲渡することは固より妨げないが、前公証人の収入実績等を基礎として当該公証人の地位に伴う有形無形の利益を評価して権利金、加入金等の名義で金錢を授受し、又は前記財産の評価に当り右の利益を加味して譲渡の対価を定めることは、公証人の職務が公職たる性質にかんがみて絶対に許されないものと思料する。合同役場の場合において権利金の授受に代え新任公証人に対する配当率に甚しい差等を設けることも同様である。よって今後公証人の更てつに当っては貴官においても特に右の点に留意するとともに、貴管内公証人会又は公証人にも右の旨伝達して遺憾のないように期せられたい。

(以下略)

8 公証人法施行規則第13条の2の規定による通知費用について

(昭28.1.24民事甲2325号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 規則13条の2の通知の費用は公証人が負担する。

(通達) 標記については、公証人が負担すべきであって、嘱託人の負担とすべきものではないと考えるから、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

9 公証人法施行規則第13条の2の規定による通知について

(昭28.11.9民事甲2132号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理嘱託の場合における本人通知の方法

(通達) 公正証書の作成が代理人の嘱託によってなされる場合には、本人においてその作成の事実を知らないままに経過している事例が少なくないので、証書作成の事実を本人に知らせるため別紙案(略)のとおり公証人法施行規則を改正し、公証人が代理人の嘱託によって証書を作成した場合には一定期間内に一定事項を本人に通知することとしたから、左記の点につき留意の上、右規定の趣旨励行についても特に監督に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 公証人法施行規則第13条の2第2項の通知は、適宜通常業書又は封書をもってするのが相当であり、その文例を示せば次のとおりである。

通知書

本職は、貴殿及び 市 町(村) 番地何某を当事者とする左記証書を 年 月 日貴殿の代理人 市 町(村) 番地何某の嘱託により作成したから、公証人法施行規則第13条の2の規定により通知します。

記

- 2 第 号債務弁済抵当権設定契約証書
- 3 強制執行認諾の文言あり(なし)

年 月 日

市 町 番地

(何公証役場)

公 証 人 何 某

殿

(註)

- 1 肩書役場名はその通称を用いている場合にのみ記入すること。
- 2 株式会社の代表取締役その他法人の代表者が自らその資格において嘱託する場合には、本人が嘱託する場合に準じ取り扱ってさしつかえない。
- 3 代表権限のない法人の役員が当該法人の代理人として嘱託する場合には雇人が代理人として嘱託する場合に準じて取り扱うものとする。
- 4 公証人法施行規則第13条の2第2項の記載例を示せば次のとおりである。

年 月 日葉書(封書)により本人に通知済

10 公証人法施行規則第13条の2の解釈について

(昭28.11.16静岡地方法務局長電信照会)

(昭28.11.18民事局長電信回答)

- (要旨) 1 会社の事務員が代表者の代理人となって嘱託する場合は通知を要しない。
- 2 代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかは、代理人が疎明すれば足りる。
 - 3 本人通知の経費は公証人が負担すべきである。

- (照会) 1 株式会社の代表取締役の代理人となったものがその会社に勤務する事務員である場合は同条但書の雇人の場合に準じて取扱うことは出来ないものと考えられるが如何
- 2 代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかについては証明をなさしめる要なく、代理人の疎明をもって公証人が本人の雇人又は同居者なることを認め得れば足るものとするが如何。
 - 3 本人に通知するために要する費用(郵便料)は公証人が負担すべきものとするが如何。

- (回答) 1 代表取締役が会社を代表して選任した代理人は、会社の代理人であるから但書に該当する。
2及び3 貴見のとおり。

11 公証役場検閲報告について

(昭31.1.30民事甲168号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

標記のことについては、従来ともすれば形式的に流れ易く、又各市区々の様式で報告されており、検閲の実態を把握する上に極めて不便であるので、報告書様式を別紙のとおり定めたから、今後の検閲報告は右によられたい。

(別紙)

昭和	年	月	日
第			号

公証役場検閲報告書

法務局長氏名

印

公証人氏名		検閲月日	昭和	年	月	日	検閲官官職氏名
公正証書		自年	月	日	至年	月	日(自第 号至第 号)
認定款		自年	月	日	至年	月	日(自第 号至第 号)
その他							
公正証書	公原証書の本	公証人又は囑託人(代理人)の署名捺印脱漏					
		囑託人(代理人)の表示の囑託人(代理人)としての署名との相違					
	公証書の委託作成状	受任者の記載脱漏					
		委任事項の記載脱漏					
		原本の記載事項と委任事項との相違					
		その他特記事項					
認定款							
手数料徴収							
集団囑託人(債権者)氏名称							
公証人の健康状態		職務執行の能否に関する意見 可 不可					
書記の氏名、年齢 認可年月日							
公証人及び書記の執務状況の概要							
帳簿記録の整備状況							
施設	建物の構造	坪	倉庫の構造	坪	取容簿冊数		公証人 居住 通勤
	事務室(含控室)						公証人通勤の場合の宿直者
敷地	狭隆の度	余裕が十 適當 狭い 非常に 分ある	狭隆の度	余裕が十 適當 狭い 非常に 分ある			
	周囲の状況 対火災危険の度 防火対策						
検閲後指示した事項							
その他							

12 外国人の資格証明書、署名証明書の作成者について

(昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 外国人が、嘱託の際に提出する法人資格証明書、署名証明書等は、その本店の所在する国(自然人についてはその居住する国)の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書、署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合、当該株式会社の定款認証嘱託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書、同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局、市町村長等より得る途がないので、従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署(通例公証人NOTARY PUBLIC)の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は、従来東京法務局、神戸地方法務局等所属各公証人により実施されて来たところではありますが、今般私が某公証人に対し、前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証嘱託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ、右公証人は前記取扱例と異なる見解に立ち、前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならないと主張される。

しかし、在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく、従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず、右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので、何卒貴局において右につき御検討の上、願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以て公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の嘱託をなす場合、右外国人の法人資格証明書、その代表者の代表権限証明書、署名証明書(右外国人が自然人である場合はその署名証明書)は当該外国法人の本店の所在する国(自然人である場合はその居住する国)の公証権限ある官公署(公証人NOTARY PUBLICを含む)の作成したものでよい。

別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書、署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取扱いでさしつかえなく、また、所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから、申し添えます。

13 公証人の健康状態について

(昭36.10.31民事(一)発503号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通達)

(要旨) 2ヶ月以上療養することとなった公証人についての報告事項

(通達) 公証人が発病し2ヶ月以上の療養を要する事態が発生した場合には、その病状及び公証事務取扱上の支障の有無について報告されたい。

なお、代理嘱託または代理命令の有無及び代理公証人の執務状況等についても報告することとされたい。

14 公証役場検閲報告について

(昭37.1.10民事秘1号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証役場検閲報告書中「施設」の欄は削除する。

(通達) 公証人に関する監督事務等を適正に行なうため、別添の「公証人役場関係カード」(以下単に「カード」という。)を作成したから、左記要領により所定事項を記入して送付されたい。

なお、カード記入のための調査にあたっては、特殊な目的を持つもので

はない旨を公証人に伝え、協力を得るよう配慮されたい。

おって、カードは秘扱とされたい。

1から5まで 略

6 昭和31年1月30日付民事甲第168号本職通達のうち別紙公証役場検閲報告書(略)中「施設」の欄は昭和37年1月1日以降削除する。

ただし、当分の間従来の印刷用紙を利用してさしつかえない。

(別添) 略

15 公証事務の違法、不当処理事例について

(昭39.8.22民事甲2865号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 嘱託人の人違でないことの確認、陳述の聴取等を書記まかせとしていたために違法な証書が作成された例

2 拒絶証書作成にあたって、出張しないにもかかわらず、旅費、日当を徴収していた例

3 集団嘱託事件の処理につき、嘱託人の便宜をはかるあまり、書記を出張させて嘱託関係書類を持ち帰らせたりする等不当な事務処理をした例

(通達) 公正証書に判決に準ずる強力な効力(執行力、証拠力)が与えられるゆえんは、公証人がその作成の任に当ることによって、その内容が適法であることが期待されるのみならず、それが法令に基づく厳正な手続によって真正に作成されるからであることは今更言うまでもないことである。しかるに最近この点の認識を欠き、或は証書の作成を書記委せとし、或は嘱託人の意を容れて厳正な法定の手続を省略した結果下記のような違法処理の事案の発生を見た次第である。

については、貴管下公証人に対して、右に類する取り扱いのないよう注意するとともに、その監督を厳にされたい。

記

1 公正証書の作成にあたり、当事者の人違でないこと及び代理権限の確認、陳述の聴取、証書の読聞かせ又は閲覧、列席者の署名捺印の確認等の手続を公証人自ら行わず、そのすべてを書記に行わせ公証人は右書記の作成した証書を一覧しただけで公証人としての署名捺印を行い、し

かも、そのために関係人の一人が公証人役場に出頭せず、他の列席者が署名捺印を代行し、しかもその押印の印影と印鑑証明書の印影とが全く一致しないことを看過して違法な公正証書を作成したもの(本公正証書に基づく強制執行に対して、右違法事実を理由に請求異議の訴が提起されたことによって本件が明らかになったものである。))。

2 拒絶証書作成にあたり、公証人自ら支払場所である銀行へ赴いて手形を呈示したうえ、同所で拒絶証書を作成したこととし、手数料のほか旅費日当をも徴収しているが、事實は、支払場所に臨んで呈示することなく、しかも自己の役場内でこれを作成したもの。

3 金銭消費貸借等の集団嘱託事件において、書記等を金融機関に派遣して証書作成に要する委任状その他の書類を受領させ、自己の役場に持ち帰って事件を処理するにとどまらず、嘱託人(特に債権者)の署名捺印を役場外の嘱託人住所(銀行等)において行わせ、また、甚しきは、債権者(又は債務者)の署名捺印が完了していないにも拘らず、当事者の金融の便をはかるため、証書正本又は謄本を交付したもの。

4 全国の公証人役場検閲報告書によれば、証書作成又は定款認証の手続に関し、次のような不注意による違法処理が相当数指摘されている。

署名関係

(1) 公証人の署名又は捺印漏れ

(2) 嘱託人(又は代理人)の署名又は捺印漏れ

委任状関係

(1) 受任者の氏名の記載のないもの

(2) 委任状の内容と証書原本の内容が相違するもの

(3) 日付の記載がなく、また、訂正個所に訂正印のないもの

印鑑証明関係

(1) 署名下押印と印鑑証明書の印影とが一致しないもの

(2) 印鑑証明書記載の氏名、住所等が、証書原本又は委任状に記載されたものと一致しないもの

16 帳簿書類の廃棄について

(昭41.1.5総51号静岡地方法務局長照会)

(昭41.1.25民事甲305号民事局長回答)

(要旨) 規則27条に規定されていない帳簿書類の保存期間

(照会) 当局所属公証人〇〇〇〇から、次の書類について廃棄の認可申請がありましたが、公証人法及び同法施行規則において、これらの書類の調製保存方については規定がありませんので、旧東京控訴院管内公証人監督手続(別紙参照)第49条に準じて、1, 2については10年間、3については5年間保存のうえ廃棄する取り扱いでさしつかえないと思料しますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

- 1 統計に関する綴
- 2 事務上の往復文書綴
- 3 雑書綴

別紙

東京控訴院管内公証人監督手続抜すい(昭16.7.12第7651号訓令)

第49条 書類は左の期間之を保存すべし

1 令達及び決議	永 久
2 質疑回答	50 年
3 書類保存簿	50 年
4 事務引継及書類廃毀	30 年
5 手数料日当旅費計算簿	10 年
6 統計及報告	10 年
7 事務上の往復文書及筆生に関する書類	10 年
8 日記簿、通付簿、雑書	5 年

前項の保存期間は、当該年度の翌年より之を起算す

(回答) 1月5日付日記総第51号で照会のあった標記の件は、書類の保存期間については貴見のとおりと考えるが、廃棄について貴職の認可は必要ないものと思料する。

17 メートル法による地積等の表示について

(昭41.3.9民事(一)発99号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知)

(要旨) 昭和41年4月1日から土地、建物の計量単位がすべて平方メートルに統一されたことに伴う公証事務処理上の注意事項

(通知) きたる4月1日から土地又は建物に関する計量については、すべて計量法(昭和26年法律第207号)第5条第1号所定の平方メートルによる計量単位を用いなければならないが、公証人が公正証書を作成する場合等における土地の地積又は建物の床面積の表示について誤りのないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

なお、換算を要する場合には、3月1日付民事甲第279号民事局長通達(別紙)に準じて取り扱うよう指示されたい。

別紙

土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる単位で表示する場合の換算率及び換算方法等について(通達)

土地又は建物に関する計量については、計量法施行法(昭和26年法律第208号)第3条、不動産登記法施行令附則第3項もしくは第3項又は土地台帳法附則第5条もしくは家屋台帳法施行令第4条第3項の規定により、昭和40年3月31日までは尺貫法による計量単位を用いてさしつかえないことになっているが、昭和40年4月1日以後においては、すべて計量法(昭和26年法律第207号)第5条第1号所定の平方メートルによる計量単位を用いなければならない。

従って、尺貫法による計量単位をもって表示されている土地又は建物について登記の申請又は台帳申告をするには地積又は床面積を平方メートルによる表示に換算してすることになるが、この場合における換算率及び換算方法等については、左記により取り扱うのを相当と考えるので、この旨貴管下登記官に周知方しかるべく取り計らわれない。

おって、本通達を登記官に周知させるための印刷物及び登記従事職員に配付すべき換算表は別途送付するから、念のため申し添える。

記

- 1 尺貫法の単位により表示されている土地の地積又は建物の床面積につ

いて平方メートルに換算する場合には、1万坪未満については1坪を3.30578512平方メートルとし、1万坪以上については、1坪を121分の400平方メートルとする。ただし、1坪未満について換算するには1坪を3.3057平方メートル、1坪以上10坪未満について換算するには1坪を3.30578平方メートル、10坪以上100坪未満について換算するには1坪を3.305785平方メートル、100坪以上1,000坪未満について換算するには1坪を3.3057851平方メートル、1,000坪以上1万坪未満について換算するには1坪を3.30578512平方メートルとして計算してさしつかえない。

- 2(1) 別紙(略)の換算表は1万坪未満につき前項の換算率を用いて、小数点以下四位まで掲載したものであり、1万坪未満の被換算数については、この換算表を用いて換算するものとする。
- (2) 換算表に掲げられていない1万坪未満の被換算数について換算値を求める場合には、宅地、鉱泉地については、小数点以下四位までの換算値を合算するものとする。例えば、宅地12坪2合5勺について換算値を求める場合には、100坪の換算値330.5785、12坪の換算値39.6694、2合5勺の換算値0.8264を合算して、その換算値を371.0743とするものとする。
- (3) 宅地、鉱泉地以外の土地について換算値を求める場合には換算値の小数点以下2位までの数値を合算して、その換算値を求めるものとする。
- 3 (1)又は(2)による換算値を登記申請書又は台帳申告書に土地又は建物(家屋)の地積又は床面積として表示するには、宅地、鉱泉地もしくは宅地、鉱泉地以外の土地で地積10平方メートル以下のもの及び建物については小数点3位以下を切り捨て、宅地、鉱泉地以外の土地で地積10平方メートルを超えるものについては小数点以下を切り捨てるものとする(不動産登記法施行令第4条、第8条、土地台帳法第8条第1項、昭和35年政令第228号により追加された家屋台帳法施行令附則第7項)。

18 土地の地積又は建物の床面積について平方メートルによる計量単位を使用することに伴う公証事務の取り扱いについて

- (昭41.4.5民事(一)発180号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長依命通知)
- (要旨) 1 メートル法実施後も、尺貫法により表示されている公簿の記載事項を証書に引用するときは、メートル法に換算表示することを要しない。
- 2 尺貫法で表示されている事項を含む約款の認証についても右と同様である。
 - 3 尺貫法で表示されている私署証書についても、そのまま認証して差し支えない。
 - 4 証書原本に数量を尺貫法で表示している場合も、正本謄本はそのまま交付して差し支えない。
- (通知) 標記のことについては、3月9日付民事(一)発第99号をもって通知済みであるが、なお左記により取り扱うよう周知方取り計らわれない。

記

- 1 公正証書に地積又は床面積を表示するにはすべてメートル法による。ただし、登記簿その他の公簿に尺貫法による表示がなされている場合において、その表示を引用するときは、この限りでない。
- 2 定款に認証を与える場合において、その定款中現物出資条項等になされている地積又は床面積の表示についても、前項と同様とする。
- 3 私署証書に認証を与える場合においては、当該私署証書に尺貫法による表示が含まれていても、そのまま認証を与えてさしつかえない。
- 4 正本又は謄本の交付については、原本に尺貫法による表示がある場合においては、そのまま正本又は謄本作成交付してさしつかえない。

19 尺貫法で表示されている公簿の引用について

(昭41.4.19函法総227号函館地方法務局長照会)

(昭41.5.11民事(一)発223号民事局第一課長回答)

- (要旨) 公正証書に地積、床面積を尺貫法で記載している公簿を引用する場合でも、当該公簿の謄本等によりこれを証明させる必要はない。
- (照会) 本月5日付民事(一)発第180号をもって民事局一課長より依命通知のあった標記のことについて、左記のとおり疑義を生じましたので何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

公証人が同通達一のただし書に基づいて公正証書を作成する場合、登記簿その他の公簿の表示を引用するときとは嘱託人より登記簿の謄本、抄本等の提出を求めるものと解されますが、その取扱いでよろしいでしょうか。

なお、提出された右書面は公証人法第40条の添付書面として取扱って差支えありませんか。

(回答) 昭和42年4月19日付函法総第227号をもって民事局長宛照会のあった標記については命により左記のとおり回答する。

記

前段 所問の場合に登記簿その他の公簿に尺貫法により表示がなされていることを特に登記簿謄本等により証明させる必要はないものとする。

後段 登記簿謄抄本の提出があった場合でも、これを公証人法第40条の書面として扱うことを要しない。

20 帳簿・書類の保存期間について

(昭43.12.27民事甲3673号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 規則第27条の一部改正(昭和44年1月1日施行)に伴う書類帳簿の保存期間の変更及び嘱託人の同意による証書原本の保存期間の短縮に関する事務手続

(通達) 公証人の保存する書類及び帳簿の保存期間に関して、別添(略)のとおり公証人法施行規則の一部が改正され、昭和44年1月1日から施行されることになった。ついては、左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに、所属公証人に対しても、その周知方取り計らわれない。

記

- 1 公証人法施行規則第27条の改正規定は、現に保管中の書類、帳簿についても適用があるから、改正規定によりすでにその保存期間を経過しているものがあれば廃棄してさしつかえない。また、同条第1項ただし書による同意の時期は、必ずしも証書作成時に限るものではないから、すでに保管中の証書の原本についても嘱託人の同意が得られれば、当該原本に限り、保存期間を短縮することができる。

2 嘱託人の同意によって保存期間が短縮された証書の原本についても同条第4項の適用があるから、公証人が特別の事由により保存の必要があると認めるときは、その事由のある間保存しなければならない。

3(1) 代理嘱託人が本人に代って証書の原本の保存期間短縮の同意をする場合には、当分の間その旨の授權を委任状に明記させるよう指導すること。

(2) 同条第3項の規定により証書原簿に嘱託人又はその代理人に押印させる場合には、当該原本に用いたと同一の印鑑を用いること等、保存期間の短縮についての取扱いが安易に流れることのないよう厳に注意すること。

21 公証人法施行規則の一部改正について

(昭47.3.31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証人法施行規則の一部を改正する省令(別紙(略)参照)が本日公布され、4月1日から施行されることとなった。

ついては、左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに、1及び2については、所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

記

- 1 略
- 2 第12条の改正に伴い、公証人は、嘱託拒否の理由書を交付した場合には、その写しを作成し、目録を付けて、嘱託拒否の日の翌日から3年間これを保存すること。
- 3 略

22 公証人法施行規則第13条の2に規定する通知の取扱いについて

(平17.3.7民総594号法務局長・地方法務局長あて民事局長総務課長通知)

(要旨) 公証人法施行規則第13条の2に規定する通知の取扱いについて

(通知) 標記の件について、別紙1のとおり日本公証人連合会理事長から照会があり、別紙2のとおり回報したので、参考までに通知します。

なお、貴管下支局において公証事務を取り扱うこととされている場合には、当該事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

記

別紙1

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号。以下「規則」という。）第13条の2に規定する通知については、平成17年2月9日、公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号）が公布され、同日付け法務省民総第348号民事局長通達「民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について」が発出されたところでありますが、下記のとおり取り扱って差し支えないか、貴見を伺いたく照会します。

記

- 1 債務者に対する通知は、規則第13条の2第2項、附録第1号の2及び同号の3の書面で行うこととなるが、債権者に対する通知は、規則の改正の趣旨を損なわない範囲で、別紙1のように適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。
- 2 同一の債権者から多数の公正証書の作成の囑託があった場合における債権者に対する通知は、その内容を分かりやすくするため、別紙2のように表を用いるなどして、適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。

(別紙1)

様

平成 年 月 日

公正証書の作成について

あなたの代理人の囑託により下記の公正証書を作成しましたので、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第13条の2第1項及び第2項の規定により、通知します。

- 1 作成された公正証書
 - ア 証書の件名 _____ の件
 - イ 証書の番号 平成 年 第 号
 - ウ 証書作成の年月日 平成 年 月 日
- 2 作成した公証人の氏名及び役場
公証人 _____ (_____ 公証役場)
- 3 作成の当事者
 - ア あなたの代理人の住所及び氏名 _____
 - イ 相手方の住所及び氏名 _____
- 4 執行認諾文言の有無 _____

法務局（地方法務局）所属
公証人 _____ (_____ 役場)

(別紙2)

年次別先例索引

1 作成された公正証書 (件)			3 作成の当事者		4 執行認諾 文言の有無
ア 証書の件名	イ 証書の番号	ウ 証書の作成年月日	イ 相手方の住所及び氏名		
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日			有 無

平成17年2月28日付け文書をもって照会のあった標記の件については、
 貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

【明治】

明42.7.21民刑623号民刑局長回答……1, 42, 49, 68, 100, 164, 165, 166,
 214, 215, 247, 248, 336, 366, 367, 375, 501, 502, 534, 824
 明42.7.24民刑759号民刑局長回答……713
 明42.7.30民刑704号民刑局長回答……42, 49, 74, 89, 167, 168, 215, 248,
 273, 274, 336, 337, 368, 427, 502, 652, 690, 703, 781, 787, 788
 明42.7.30民刑776号民刑局長回答……168, 714, 781, 787
 明42.8.3民刑758号民刑局長回答……1, 74, 89, 90, 149, 614
 明42.8.3民刑808号民刑局長回答……43
 明42.8.3民刑817号民刑局長回答……224, 714
 明42.8.3民刑819号民刑局長回答……169
 明42.8.18民刑894号民刑局長回答……75, 151
 明42.8.20民刑877号民刑局長回答……169
 明42.8.21民刑830号民刑局長回答……821
 明42.8.21民刑831号民刑局長回答……170, 171, 274, 368, 463, 715, 716
 明42.8.24民刑875号民刑局長回答……91, 152, 703, 825
 明42.8.24民刑895号民刑局長回答……782
 明42.8.30民刑958号民刑局長回答……50, 171, 216
 明42.9.6民刑925号民刑局長回答……172, 173, 174, 275, 337,
 474, 503, 716, 717
 明42.9.6民刑987号民刑局長回答……153
 明42.9.13民刑1025号民刑局長回答……276
 明42.9.14民刑990号民刑局長回答……277, 338
 明42.9.28民刑970号民刑局長回答……216, 421, 704, 776
 明42.9.29民刑1048号民刑局長回答……224
 明42.10.4民刑1036号民刑局長回答……175, 782
 明42.10.7民刑970号民刑局長回答……22, 50, 75, 91, 151, 176,

217, 652, 704, 718, 767, 783, 788

明42.10.11民刑1123号民刑局長回答·····705

明42.10.19民刑1133号民刑局長回答·····719

明42.10.21民刑1167号民刑局長回答·····370

明42.10.22民刑872号民刑局長回答·····408, 626, 653

明42.10.27民刑1187号民刑局長回答·····705

明42.10.31民刑1046号民刑局長回答·····225, 249, 503, 504

明42.12.13民刑1047号民刑局長回答·····177

明42.12.15民刑1341号民刑局長回答·····225, 777, 789

明42.12.16民刑1468号民刑局長回答·····720

明43.3.2民刑32号民刑局長回答·····278

明43.4.13民刑1400号民刑局長回答·····249

明43.4.14民刑231号民刑局長回答·····51, 91, 504

明43.5.4民事137号民事局長回答·····790

明43.6.8民刑575号民刑局長回答·····778, 790

明43.8.2民刑649号民刑局長回答·····100

明43.8.4民刑1085号民刑局長回答·····720

明43.8.5民刑137号民刑局長回答·····177, 351, 416, 464, 627

明43.8.5民刑642号民刑局長回答·····654

明43.8.5民刑474号民刑局長回答·····721, 722

明43.8.10民刑641号民刑局長回答·····92, 178, 227, 427, 505

明43.8.10民刑1031号民刑局長回答·····655

明43.8.10民刑1329号民刑局長回答·····475

明43.8.11民刑1368号民刑局長回答·····705, 722, 724, 825

明43.8.12民刑1381号民刑局長回答·····51, 477

明43.8.12民刑1395号民刑局長回答·····52, 478, 726

明43.8.12民刑1413号民刑局長回答·····217

明43.8.24民刑199号民刑局長回答·····376

明43.8.24民刑392号民刑局長回答·····179, 370, 428, 726

明43.11.22民刑771号民刑局長回答·····180

明43.11.22民刑1267号民刑局長回答·····53, 371, 465, 479, 628, 727

明43.11.23民刑1377号民刑局長回答·····656

明43.11.24民刑1054号民刑局長回答·····505

明43.11.25民刑475号民刑局長回答·····180, 181, 279, 338, 399, 421, 690, 728, 729, 730, 791

明44.3.31民刑25号民刑局長回答·····730

明44.4.11民刑66号民刑局長回答·····731

明44.5.4民事137号民事局長回答·····657

明44.5.9民事154号民事局長回答·····658, 659

明44.5.11民事179号民事局長回答·····103, 181

明44.7.17民事494号民事局長回答·····23, 182, 659

明44.8.28民事611号民事局長回答·····23

明44.8.30民事517号民事局長回答·····490, 765

明44.9.2民事531号民事局長回答·····182, 183

明44.9.13民事518号民事局長回答·····628

明44.9.27民事531号民事局長回答·····490, 491, 492

明44.10.2民事653号民事局長回答·····68, 492, 493, 494, 791

明44.10.7民事89号民事局長回答·····24, 183, 659

明44.10.16民事218号民事局長回答·····29

明44.10.21民事946号民事局長回答·····826

明44.12.28民事129号民事局長回答·····71, 184

明45.2.9民事1146号民事局長回答·····184, 250, 339

明45.8.3民事1056号民事局長回答·····185

明45.8.3民事986号民事局長回答·····218

明45.8.3民事1056号民事局長回答·····218

【大正】

大元.9.4民事358号民事局長回答·····185

大元.9.18民事258号民事局長回答·····103

大2.2.6民事33号民事局長回答·····428

大2.6.9 民事368号司法次官回答……………778
 大2.6.12 民事173号司法次官回答……………734
 大2.6.27 民91号法務局長回答……………188, 190, 630, 734
 大2.8.27 民1331号法務局長回答……………43
 大2.11.21 民1109号法務局長回答……………44
 大3.6.4 民894号法務局長回答……………736, 737, 739, 740
 大3.9.22 民1377号法務局長回答……………660
 大3.9.26 民1201号法務局長回答……………429, 495, 765, 779, 783, 792
 大3.10.2 民1477号法務局長回答……………400
 大3.12.10 民1819号法務局長回答……………228
 大3.12.21 民1896号法務局長回答……………24, 54, 826
 大3.12.25 民1798号法務局長回答……………93, 779, 792
 大4.2.13 民129号法務局長回答……………261
 大4.8.6 民1197号法務局長回答……………191, 192, 228, 340, 631, 780, 793
 大4.9.4 民1137号法務局長回答……………414, 457
 大5.3.1 民181号法務局長回答……………782, 794
 大5.6.24 民750号法務局長回答……………400, 418, 420, 662, 741, 794
 大5.7.3 民996号法務局長回答……………93, 663, 795
 大5.7.6 民1085号法務局長回答……………663
 大5.10.11 民1465号法務局長回答……………506
 大5.10.25 民1596号法務局長回答……………784
 大5.12.23 民1948号法務局長回答……………250
 大6.5.7 民779号法務局長回答……………664
 大6.7.14 民1449号法務局長回答……………192, 193, 401, 466, 632
 大6.11.9 民2118号法務局長回答……………193, 280, 340, 371
 大7.6.15 民1210号法務局長回答……………506
 大7.6.22 民1325号法務局長回答……………2, 197
 大7.12.11 民2498号法務局長回答……………263
 大8.3.4 民428号法務局長回答……………197, 425
 大8.4.27 民事897号民事局長回答……………104

大9.5.18 民事1669号民事局長回答……………94
 大10.4.18 民事1052号民事局長回答……………795
 大10.5.30 民事1894号民事局長回答……………71, 429
 大10.6.16 民事2538号民事局長回答……………198, 418
 大12.2.12 民事682号民事局長回答……………741
 大12.7.18 民事2650号各地裁所長あて民事局長通達……………198
 大12.8.21 民事1354号民事局長回答……………377
 大13.11.22 民事10805号民事局長回答……………495
 大15.12.9 民事局長回答……………283

【昭和】

昭3.6.19 大阪地方裁判所長回答……………25, 72, 229
 昭4.10.24 民事8751号民事局長回答……………691
 昭5.2.5 民事140号民事局長回答……………496, 507, 614
 昭5.2.20 民事局長回答……………263, 352, 459
 昭5.11.17 民事1158号民事局長回答……………199
 昭6.1.24 民事1171号民事局長回答……………665
 昭6.6.4 民事502号民事局長回答……………284
 昭6.6.4 民事504号民事局長回答……………742
 昭6.6.19 民事611号民事局長回答……………743
 昭6.6.22 刑事7106号刑事局長回答……………796
 昭6.11.6 刑事11490号刑事局長回答……………378
 昭6.12.14 民事1306号民事局長回答……………666
 昭6.12.24 民事1289号民事局長回答……………422, 744
 昭7.8.27 大阪地方裁判所長電話回答……………666
 昭7.9.21 民事甲814号民事局長回答……………667
 昭8.3.29 民事甲354号民事局長回答……………706
 昭8.4.12 民事甲236号民事局長回答……………366
 昭11.6.30 民事甲569号民事局長回答……………264
 昭13.8.13 刑11475号刑事局長回答……………30

昭14.12.8 民事甲1341号民事局長回答……………230, 251, 285, 534, 535
 昭14.12.9 民事甲1168号民事局長回答……………745
 昭15.2.1 民事甲122号民事局長回答……………536
 昭15.3.1 民事甲259号民事局長回答……………768
 昭15.3.29 民事甲350号民事局長回答……………536, 769
 昭15.5.16 民事甲593号民事局長回答……………797
 昭16.9.27 民事甲888号民事局長回答……………68, 538
 昭16.11.7 民事甲987号民事局長回答……………410
 昭20.10.4 民事甲440号民事局長回答……………105, 153
 昭22.9.25 民事甲1071号民事局長回答……………538
 昭24.5.7 民事甲1028号司法事務局長あて民事局長通達……………26
 昭24.5.30 民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達……………2, 45, 94,
 106, 121, 137, 219, 230, 285, 347, 374, 379, 497, 615
 昭24.12.21 民事甲2918号民事局長回答……………539
 昭24.12.24 民事甲2901号民事局長回答……………31
 昭25.1.30 民事甲254号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………410
 昭25.2.16 民事甲466号民事局長回答……………380
 昭25.3.25 民事甲807号民事局長回答……………539, 770
 昭25.4.25 民事甲1101号民事局長電信回答……………797
 昭25.4.26 民事甲1126号民事局長回答……………154, 784
 昭25.7.3 民事甲1860号民事局長回答……………353
 昭25.8.12 民事甲2188号民事局長回答……………31
 昭25.8.25 民事甲2370号民事局長回答……………286
 昭25.12.13 民事甲3186号民事局長回答……………154
 昭26.1.9 民事甲11号民事局長回答……………540
 昭26.1.11 民事甲3394号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………827
 昭26.7.2 民事甲1390号民事局長回答……………354
 昭26.8.25 民事甲1718号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………5
 昭26.9.8 民事甲1863号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………45
 昭26.10.31 民事甲2129号民事局長回答……………287

昭26.12.7 民事甲2372号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………137
 昭27.4.26 民事甲565号民事局長回答……………798
 昭27.5.30 民事秘159号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………6
 昭27.10.31 民事甲562号民事局長通達……………355
 昭28.1.14 民事甲44号民事局長回答……………798
 昭28.1.24 民事甲2325号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………251, 828
 昭28.2.5 民事甲162号民事局長通知……………288, 347
 昭28.3.24 民事秘67号法務局長あて民事局長通達……………6
 昭28.4.9 民事甲589号民事局長回答……………33, 106
 昭28.7.14 民事甲1209号民事局長電信回答……………107
 昭28.8.21 民事局長電信回答……………73
 昭28.9.4 民事甲1612号民事局長回答……………616
 昭28.9.5 民事甲1622号民事局長回答……………401, 633
 昭28.10.1 民事甲1333号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………266, 343
 昭28.10.26 民事甲1907号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………497
 昭28.10.26 民事甲2019号民事局長通達……………95, 108
 昭28.11.9 民事甲2132号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………251, 828
 昭28.11.11 民事甲2145号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………411, 668
 昭28.11.18 民事局長電信回答……………253, 829
 昭28.11.30 民事甲2235号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………289
 昭28.12.12 民事甲2382号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………669
 昭28.12.22 民事甲2491号民事局長通達……………109
 昭29.1.21 民事甲139号民事局長回答……………383
 昭29.2.23 民事甲413号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………109
 昭29.3.13 民事甲577号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………384
 昭29.4.13 民事甲762号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………771
 昭29.5.13 民事甲977号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………289
 昭29.6.1 民事甲1140号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………8
 昭29.6.2 民事甲1137号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………356
 昭29.6.25 民事甲1285号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………360

昭29.8.4 民事局長電信回答……………34

昭29.8.16 民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…402, 672

昭29.9.28 民事秘151号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………707

昭29.10.7 付12-757号人事院事務総長回答……………8

昭29.10.25 民事甲2240号民事局長通達……………291, 348

昭29.12.6 民事甲2535号民事局長回答……………269

昭29.12.28 民事秘177号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………8, 291

昭30.7.14 民事（一）発138号民事局第一課長回答……………26

昭30.9.8 民事甲9125号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………10

昭30.12.28 民事甲2828号民事局長回答……………633

昭31.1.30 民事甲168号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………830

昭31.6.19 民事甲1396号民事局長回答……………231

昭31.7.26 民事局長電信回答……………231, 349

昭31.8.30 民事甲1961号民事局長回答……………402, 412, 635, 745

昭31.10.9 民事甲2349号民事局長事務代理回答……………35

昭32.2.1 民事局第一課長電信回答……………47

昭32.2.15 民事局長電信回答……………799

昭32.4.9 民事甲722号民事局長回答……………636

昭32.6.6 民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……………385, 639, 746

昭32.7.25 民事甲1435号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………231

昭32.10.14 民事甲1983号民事局長回答……………673

昭32.10.30 民事（一）発319号民事局第一課長回答……………498, 766

昭32.12.12 民事甲2374号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…122, 801

昭32.12.17 民事甲2392号民事局長回答……………270

昭32.12.19 民事甲2411号民事局長回答……………499, 767

昭32.12.25 民事甲2428号民事局長回答……………232, 293, 801

昭33.2.4 民事甲293号民事局長心得回答……………674

昭33.2.13 民事甲355号民事局長心得回答……………540

昭33.3.14 民事甲474号民事局長心得通達……………772

昭33.6.30 民事甲1330号民事局長心得回答……………253

昭33.7.11 民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達
……………155, 219, 300

昭33.7.15 民事甲1316号民事局長回答……………460, 461

昭33.9.19 民事甲1989号民事局長回答……………199, 418

昭33.10.10 民事甲2117号民事局長回答通達……………221

昭33.12.1 民事（一）発350号民事局第一課長回答……………507

昭34.1.22 民事甲104号民事局長回答……………808

昭34.1.29 民事秘9号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………11

昭34.4.14 民事甲730号各法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………307

昭34.4.21 民事甲772号民事局長回答……………542

昭34.6.17 民事甲1272号民事局長回答……………200

昭34.9.3 民事秘172号民事局長回答……………11

昭34.11.10 民事甲2483号民事局長回答……………123

昭34.11.12 民事（一）発415号民事局第一課長回答……………69

昭35.1.18 民事甲146号民事局長回答……………110

昭35.2.2 民事甲260号民事局長回答……………222

昭35.3.28 民事甲733号民事局長回答……………201

昭35.5.10 民事甲1117号民事局長回答……………467

昭35.5.11 民事甲1099号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………308

昭35.5.23 民事甲1262号民事局長回答……………271

昭35.6.9 民事甲1422号民事局長回答……………542

昭35.6.22 民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………785

昭35.8.29 民事甲2147号民事局長電信回答……………36

昭35.8.17 民事甲2024号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…239, 808

昭35.9.17 民事局第一課長電信回答……………28

昭35.11.15 民事甲2848号民事局長電報回答……………54

昭35.12.23 民事甲3231号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………113

昭35.12.27 民事甲2868号民事局長回答……………543

昭36.1.30 民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達

.....222, 301, 543, 832

昭36.5.2 民事甲1043号民事局長指示55

昭36.5.8 民事甲1107号民事局長回答809

昭36.5.11 民事甲698号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達56

昭36.8.18 民事甲2058号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達138

昭36.9.13 民事甲2275号民事局長回答707

昭36.10.5 民事甲2344号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達508

昭36.10.10 民事甲2560号民事局長回答644

昭36.10.31 民事（一）発503号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長通達12, 833

昭36.11.27 民事甲2975号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達419, 752

昭36.11.29 民事甲2974号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達96

昭36.12.21 民事甲3182号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達139

昭37.1.10 民事秘1号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達128, 833

昭37.2.28 民事秘26号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達12

昭37.4.23 民事（一）発226号民事局第一課長回答202

昭37.5.7 民事（一）発251号新潟地方法務局長あて民事局第一課長通達
.....240, 349

昭37.5.14 民事甲1323号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達75, 203

昭37.6.16 民事（一）発337号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長依命通知135

昭37.6.21 民事秘169号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達126

昭37.8.2 民事甲2223号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達753

昭37.8.3 民事甲2224号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達391

昭37.8.8 民事甲2257号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達785

昭37.8.16 民事甲2352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達310

昭37.9.7 民事甲2565号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達113, 810

昭37.10.13 民事甲2950号民事局長回答361, 675

昭37.12.25 民事甲3713号法務局長あて民事局長通達756

昭38.1.11 民事甲20号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達57, 241

昭38.1.14 民事甲32号民事局長回答430

昭38.3.26 民事甲902号民事局長回答678

昭38.4.9 民事甲964号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達255, 404

昭38.10.8 民事（一）発592号民事局第一課長回答256, 302

昭38.11.20 民事甲3131号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達393

昭38.11.27 民事甲3149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達616

昭39.2.17 民事甲360号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知114

昭39.3.2 民事甲426号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達313

昭39.8.22 民事甲2865号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達834

昭39.8.24 民事甲2802号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知315

昭39.9.5 民事甲2920号民事局長回答811

昭39.11.13 民事局長電信回答545

昭40.1.28 民事局第一課長電信回答157

昭40.2.16 民事甲330号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知317

昭40.3.15 民事甲522号民事局長回答545

昭40.4.26 民事（一）発252号民事局第一課長回答258

昭40.6.23 民事甲1227号民事局長回答679

昭40.6.30 民事甲1710号民事局長回答242, 271

昭40.7.20 民事甲1741号民事局長回答546

昭40.7.21 民事甲1912号民事局長回答423, 757

昭41.1.25 民事甲305号民事局長回答96, 836

昭41.2.3 民事甲337号民事局長回答38

昭41.3.9 民事（一）発99号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長通知837

昭41.3.30 民事甲1040号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達243

昭41.3.31 民事甲1044号民事局長回答432

昭41.4.5 民事甲1071号民事局長回答405

昭41.4.5 民事（一）発180号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長依命通知839

昭41.5.11 民事（一）発223号民事局第一課長回答839

昭41.5.31民事局第一課長電信回答……………814
 昭41.6.14民事（一）発277号民事局第一課長回答……………426
 昭41.7.12民事甲1871号民事局長回答……………617
 昭41.7.25民事甲1914号民事局長回答……………28, 76
 昭41.8.6民事局第一課長電信回答……………13
 昭41.8.8民事甲1962号民事局長回答……………38
 昭41.8.11民事甲1951号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知……………321
 昭41.8.23民事局長電信回答……………555
 昭41.8.24民事甲2463号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知……………323
 昭41.9.14民事甲2551号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………759
 昭41.12.24民事甲3668号民事局長回答……………115
 昭41.12.26民事甲3688号民事局長回答……………303
 昭42.3.8民事甲390号民事局長回答……………304
 昭42.7.18民事局長電信回答……………681
 昭43.3.27民事甲763号民事局長回答……………555
 昭43.10.3民事甲3117号民事局長回答……………480
 昭43.11.5民事甲3095号民事局長回答……………272
 昭43.12.26民事甲3668号民事局長回答……………648
 昭43.12.27民事甲3673号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………97, 840
 昭44.1.9民事甲23号民事局長回答……………556, 812
 昭44.2.27民事甲352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………394
 昭44.3.5民事甲381号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………556
 昭44.4.28民事（三）発513号民事局第三課長回答……………462
 昭45.3.2民事甲874号民事局長回答……………397
 昭45.6.15民事甲2733号民事局長回答……………814
 昭45.10.27民事甲4508号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………115
 昭46.2.8民事（一）発40号民事局第一課長回答……………304
 昭46.2.12民事（一）発52号民事局第一課長回答……………305
 昭46.3.2民事甲1002号民事局長回答……………245, 306
 昭46.3.26民事局第一課長電信回答……………13

昭46.3.27民事甲1461号民事局長回答……………773
 昭46.3.27民事甲1467号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………707
 昭46.4.6民事甲1532号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………326
 昭46.8.31民事（一）発279号民事局第一課長回答……………470
 昭46.8.31民事（一）発279号民事局第一課長回答……………617
 昭46.9.2民事甲2849号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………333
 昭47.3.31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
 ………………77, 135, 841
 昭47.4.17日付法務局長・地方法務局長あて民事甲1442号民事局長通達……………433
 昭47.8.10民事甲3490号民事局長通達……………140
 昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
 ………………98, 116, 123
 昭48.3.15民一2215号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………760
 昭48.6.21民一4423号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知……………557
 昭48.11.1民一8182号第一課長依命回答……………684
 昭49.1.23民一435号民事局長回答……………816
 昭49.6.17民一3432号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………142
 昭49.10.7民一5479号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知
 ………………398, 558
 昭49.10.23民一5695号民事局長回答……………117
 昭50.10.11民一5955号民事局第一課長回答……………434
 昭50.10.27民一6313号民事局長回答……………335
 昭51.2.17民一1495号民事局長回答……………246, 350
 昭51.5.26民一3210号民事局第一課長回答……………70, 558
 昭54.4.26民一2731号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………118
 昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
 ………………13, 142, 685, 691, 775, 817
 昭56.10.13民一6013号法務局民事行政第一部長・民事行政部長・地方法務局長
 あて民事局第一課長通知……………822
 昭57.2.20民一1534号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………144

昭57.9.13民一5661号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………16, 693
 昭57.10.26民一6304号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………621
 昭58.2.4民一713号民事局第一課長通知……………39, 119
 昭58.10.14民一5967号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………365, 406
 昭58.10.21民一6085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………482
 昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
 ………………124, 144, 486, 761, 774
 昭61.2.26民一1470号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………623
 昭63.2.29民一1057号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………145
 昭63.3.28民一1830号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………145
 昭63.4.7民一2085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………258
 昭63.10.11民一5583号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………473, 686
 昭63.12.2民一6767号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………818
 昭63.12.20民一7336号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………509

【平成】

平成元.11.9民一4590号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………624
 平2.2.26民一575号民事局第一課長回答……………41
 平2.3.29民一1149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………407, 687
 平2.12.26民一5680号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………121
 平4.4.20民一1734号民事局長回答……………78
 平5.2.3民一1176号民事局第一課長依命回答……………781
 平5.7.22民一5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
 ………………125, 146, 708
 平7.5.17民一3017号札幌法務局長あて民事局第一課長回答……………820
 平9.12.19民一2256号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………515, 696
 平10.2.16民一293号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局
 第一課長通知……………510
 平10.3.13民一514号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局
 第一課長通知……………688

平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
 ………………434, 448, 763
 平12.5.18民一1209号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………18
 平13.9.19民総2352号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知……………511
 平13.10.3民総2542号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………157, 531
 平13.12.5民総2995号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………59
 平14.1.15民商85号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………559
 平14.9.12民総2149号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局
 総務課長通知……………160, 533
 平15.1.17民総166号民事局長回答……………78
 平16.2.17民総429号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………20
 平16.7.26民総2094号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局
 総務課長通知……………66
 平17.2.9民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
 ………………204, 246, 259
 平17.2.25民二457号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……………160, 512
 平17.3.7民総594号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知
 ………………210, 841
 平17.7.1民総1476号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局
 総務課長通知……………21